

令和7年度
石川県包括外部監査報告書

令和8年3月

石川県包括外部監査人
公認会計士 古谷 まゆみ

本書は、包括外部監査人から提出された「令和7年度包括外部監査報告書」を
石川県が印刷・発行したものです。

貸付金(関連する未収金を含む)及び債務
保証・損失補償に関する事務の執行につ
いて

目次

第一. 包括外部監査の概要	1
1. 監査の種類	1
2. 選定した特定の事件(監査テーマ)	1
3. 事件として選定した理由	1
4. 外部監査の対象	1
5. 外部監査の方法	2
6. 外部監査の実施時期	2
7. 包括外部監査人及び補助者	3
8. 利害関係	3
9. 指摘及び意見の定義	3
10. その他	3
第二. 監査対象の概要	4
1. 貸付金とは	4
2. 県における貸付金に関する実務対応及び規程等	4
3. 県の貸付金の状況を確認できる開示資料	6
4. 県の貸付金及び未収金の推移	7
第三. 監査対象の抽出及び実施した監査手続きの概要	8
1. 監査対象の抽出方法及び対象件数	8
2. 実施した監査手続きの概要	12
第四. 監査結果	14
1. 総括的な意見	14
2. 個別監査結果の指摘及び意見の一覧表	19
第五. 個別監査結果について	23
A. 公益財団法人石川県産業創出機構への貸付金及び債務保証・損失補償	23
B. 一般財団法人石川県県民ふれあい公社への貸付金及び債務保証・損失補償	53
C. 公益財団法人石川県林業公社への貸付金及び債務保証・損失補償	69
D. 一般社団法人石川県農業開発公社への貸付金及び債務保証・損失補償	89
E. 公益社団法人石川県観光連盟への貸付金及び債務保証・損失補償	95
F. 公益財団法人いしかわ農業総合支援機構への貸付金及び債務保証・損失補償	105
G. 公益社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議への貸付金及び債務保証・損失補償	119
H. 県から法人・個人等への貸付金	126
I. 県一般会計から県公営事業会計への貸付金	195
J. 県基金から県一般会計・特別会計や自治体への貸付金	203
K. 公営企業会計及び外郭団体が有する貸付金	210
L. その他の貸付金	213
第六. 過年度包括外部監査結果に対する措置対応	215
第七. 最後に	218

第一. 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下、「地自法」という。)第252条の37の規定による監査

2. 選定した特定の事件(監査テーマ)

貸付金(関連する未収金を含む)及び債務保証・損失補償に関する事務の執行について

3. 事件として選定した理由

前年度の包括外部監査において、一般社団法人農業開発公社(以下、「農業開発公社」という。)が有する貸付金(会計上は未収金)に対して貸倒引当金の計上を行うことや、県が有している同一債務者への債権管理に対して複数の指摘及び意見を付した。前年度は「過年度の包括外部監査に対する措置状況」を監査テーマとしていたことから、農業開発公社の貸付金のみが監査対象となったが、県及び外郭団体等が有する他の貸付金においても、債権管理の視点で改善すべき事項が存在する可能性が高いのではないかと考えた。

また、過年度の包括外部監査において、債権管理事務を平成11年度、貸付金に関する財務事務を平成14年度に監査テーマとして以降、貸付金などの債権に絞った監査が行われていないことから、貸付金に関する事務の執行を監査対象とすることが有意義であると判断した。

その他、予備調査を行っていく中で、県が多額に貸付を行っている外郭団体等に対し、県が債務保証・損失補償を行っている可能性が高いと考えた。貸付金は、県が公表する「決算概要」資料内の「財産に関する調書」や「財政のあらまし」内の「財務諸表」で示されているが、債務保証・損失補償は県が公表する書類に記載されていない。しかし、外郭団体等の財政状態が悪化した際に、県に損失が生じ得るという点において、債務保証・損失補償は貸付金と同様の性質を有するといえる。したがって、今後、債務保証・損失補償も県の財政に大きな影響を及ぼす可能性が考えられることから、外郭団体等に対する債務保証・損失補償に関する事務の執行に関しても、特定の事件として選定することが有意義であると判断した。なお、過去に債務保証・損失補償を特定の事件とした年度はない。

4. 外部監査の対象

(1) 監査対象部局及び団体

総務部、危機管理部、文化観光スポーツ部、健康福祉部、生活環境部、商工労働部、農林水産部、土木部、教育委員会

石川県立中央病院、一般財団法人石川県県民ふれあい公社、公益社団法人石川県観光連盟、公益財団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議、公益財団法人石川県産業創出支援機構、公益財団法人いしかわ農業総合支援機構、一般社団法人石川県農業開発公社、公益財団法人石川県林業公社

(2)対象年度

令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日)

ただし、必要に応じ令和5年度以前又は令和7年度の情報も参考とする。

5. 外部監査の方法

(1)監査要点

(貸付金(関連する未収金を含む))

- ・貸付金に関する事務(貸付の実行、収入調定、請求、回収、不納欠損処理等)が法令、条例、規則等に準拠しているか
- ・貸付金が契約書等に裏付けられた実在するものか
- ・貸付条件等が事業目的と照らして妥当か
- ・全ての貸付金が漏れなく把握されているか
- ・請求作業が適切になされているか
- ・回収時の処理は適切になされているか
- ・滞留債権の回収業務は適切になされているか(費用対効果を考慮)
- ・不納欠損処理は適時適切になされているか
- ・債権の評価は妥当か
- ・公表されている決算関係書類や財務諸表の計上額は正確か
- ・オーバーナイト¹の貸付金は、実施理由が合理的か

(債務保証・損失補償)

- ・債務保証・損失補償に関する事務が法令、条例、規則等に準拠しているか
- ・債務保証・損失補償の管理(対象先の評価等)は適切になされているか
- ・債務保証・損失補償の実現可能性は高いか

(共通)

- ・過年度包括外部監査の結果を受けた措置が適切に機能しているか
- ・その他、必要に応じて監査要点を追加

(2)監査手続

「第三. 監査対象の抽出及び実施した監査手続きの概要」に詳細を記載している。

6. 外部監査の実施時期

令和7年6月6日から令和8年3月31日まで

(実地監査は令和7年7月9日から令和7年12月25日まで)

¹ オーバーナイトとは、貸付期間が1年間で返済期限が3月31日の貸付契約が継続して行われるもので、3月31日(金融機関の休日影響によって数日ズレる)に貸付先から貸付金の返済を受けることで、年度末時点の県の貸借対照表に当該貸付金が計上されないものである。

7. 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人	公認会計士	古谷 まゆみ
補助者	公認会計士	松下 要
	公認会計士	平田 耕太郎
	公認会計士	上原 久和
	公認会計士・弁護士	細見 孝次
	税理士	浅井 真喜

8. 利害関係

県と、包括外部監査人及び補助者の間には、地自法第 252 条の 29 の規定による利害関係はない。

9. 指摘及び意見の定義

当報告書に記載する指摘、意見の定義は、以下のとおりである。

「指摘」とは、法律、政令、省令、条例、規則、通知、要綱等の規定に反している事項、又は、財務事務の執行及び経営に係る事業の管理の観点から社会通念上著しく適正性を欠くと考える事項をいう。

「意見」とは、「指摘」には該当しないが、今後の改善を要望する事項をいう。

10. その他

単位未満の端数は切り捨てて表示している。そのため、報告書の表の合計(又は差額)は、単位未満の端数の関係で、総数と内訳の合計(又は差額)とが一致しない場合がある。

複数の年度において決算数値の推移を記載する場合等、報告書に記載する便宜上、金額単位を例えば百万円単位、千円単位などに変更することがある。なお、決算数値の金額がない場合は「－」と表記している。

複数の年度における決算数値の推移などの各種表では、昭和を「S」、平成を「H」、令和を「R」と表記している。

表中に団体名を記載する際は、一般社団法人は(一社)、一般財団法人は(一財)、公益社団法人は(公社)、公益財団法人は(公財)、社会福祉法人は(社福)、株式会社は(株)と表記している。

担当部局・課名及び団体名は令和 7 年度現在の名称を表記している。

第二. 監査対象の概要

1. 貸付金とは

貸付金とは、法令又は条例等にその具体的な要件を定めて、直接あるいは間接に地域住民の福祉の増進をはかるため現金の貸付を行う経費である。補助金が地自法第 232 条の 2 の規定により、公益上必要がある場合に補助することができるという制限があるのに対し、貸付金には特にそのような制限はないが、地方公共団体の存在意義から限度がある(県職員が実務を行う上で参照している「会計事務の手引き」第 4 章支出より抜粋)といえる。

県が有する貸付金は、例年 12 月に出納室の HP で公表されている「財産に関する調書」の「債権」に記載されている。貸付金のうち、返済期限が到来したこと等により調定されたが収入がなかった(返済がなかった)ものは「歳入歳出決算書」の「収入未済額」で記載される。財政課の HP で公表されている「財政のあらまし」では、貸付金のうち調定されていない金額が貸付金として計上され、収入未済額は未収金として計上されている。従って、1つの貸付契約から生じる貸付金が財務諸表では貸付金と未収金で計上されることがある。

2. 県における貸付金に関する実務対応及び規程等

貸付金を①貸付の実行(債務者の適格性、支出負担行為²、支出命令³、帳簿記載)、②貸付金の収入(徴収(調定⁴、納入の通知)、収納⁵)、③延滞時の対応(督促⁶、時効管理、強制執行⁷等、履行期限の繰上げ、債権保全、徴収停止、免除、不納欠損処分⁸)、④決算(評価(徴収不能引当金の計上))の4つの区分に分けて、各実務対応及び規程等を整理する。

(1) 貸付の実行(債務者の適格性、支出負担行為、支出命令、帳簿記載)

貸付を行うに際し、まずは担当課で貸付の申請者が貸付事業に関連する条例や要綱等と照らして適格であるかを検討する。その後、支出負担行為を行うに際して「会計事務の手引き」では、貸付申請書、貸付決定通知書、契約書、印鑑証明、貸付の根拠となる要綱等を必要書類として揃えることが求められている。支出命令(実際の出金)に際しては、請求書が必要書類となっているが、契約書には貸付先、貸付額、貸付日が記載されているため支出内容を確認できることから、請求書がなくとも契約書をもって支出が行われる運用となっている。

また、貸付金が発生した場合には定められた様式の債権管理簿を作成し、様式や記入方法について知事が必要と認めるときはその特例を設けることができる(石川県財務規則(以下、「県財規」という。))

² 支出負担行為とは、普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為をいい、法令又は予算の定めるところに従って行われる(地自法第 232 条の 3)。

³ 支出命令とは、支出の手続きである。支出負担行為と支出命令は別の行為であり、支出負担行為が認められて支出命令をすることができる(第一法規発行、青田悟郎著者「自治体財務 Q&A」p108 参照)。

⁴ 調定とは、その歳入の内容を具体的に調査し、収入すべき金額を決定する行為、すなわち県の内部的意思決定の行為をいう(「会計事務の手引き」より抜粋)。

⁵ 収納とは、実際に納入義務者から現金等を受領する行為をいう(「会計事務の手引き」より抜粋)。

⁶ 督促とは、債務者が履行期限を過ぎても、なお、その債務を履行しない場合に、強制執行等を行う前提として、期限を指定してその納付を催告することをいう(「会計事務の手引き」より抜粋)。

⁷ 強制執行等とは、国家権力による強制的実現の手続きをいう(「会計事務の手引き」より抜粋)。

⁸ 不納欠損処分とは、既に調定された歳入で、徴収できないことが法令等に基づき認定されたものについて債権の権利を放棄したものをいう(「会計事務の手引き」より抜粋)。

第 249 条 1 項、第 2 項)。なお、貸付金に変動があれば債権管理簿に追記され、残高管理が行われる。

(2) 貸付金の収入(徴収(調定、納入の通知)、収納)

貸付金収入の事務手続きとしては、命令系統事務の徴収と出納系統事務の出納がある。徴収に際して行う調定は、貸付金が貸付申請書、貸付決定通知書、契約書等で納期や金額が明確となっているため、納期の 10 日前までに行うこととなっている(県財規第 32 条)。調定を行った歳入は、納入義務者に対してその納入すべき金額、納期限、納入場所等を通知し、履行を請求する対外的行為(納入の通知)を行う。これは原則として書面(納入通知書)で行うが、その性質上納入通知書によりがたい歳入については、口頭、掲示その他の方法によってこれを行うことができる(地方自治法施行令(以下、「地自法施行令」という。)第 154 条第 3 項)。歳入を収入するときは、地方交付税等の納入の通知を必要としない歳入を除き、納入の通知を行うことが原則である(地自法第 231 条、地自法施行令第 154 条)。なお、「その性質上納入通知書によりがたい歳入」の例示列举が県財規第 42 条で記載されているが、貸付金の収入に関する記載がなく、貸付金の収入に際しては納入の通知が必要なものと考えられる。

収納を行える収納機関は、会計管理者、出納員、現金取扱員となっており、その他指定金融機関の公金の収納を委託されている収納機関(地自法第 235 条第 1 項)、徴収又は収納の委託を受けている私人(地自法施行令第 158 条)も該当する。収納方法は現金によるものが一般的だが、現金に代えて、証紙、口座振替、証券、指定納付受託者制度による納付の方法が可能である(地自法第 231 条の 2、第 231 条の 2 の 3 第 1 項)。

(3) 延滞時の対応(督促、時効管理、強制執行等、履行期限の繰上げ、債権保全、徴収停止、免除、不納欠損処分)

履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定して督促しなければならない(地自法施行令第 171 条)。県において督促の対象者や時期、頻度等について一律の定めはなく、貸付金を有する担当課において対応を定めているのが実情である。担当課によって時効期間が経過している債務者への対応にばらつきがあるものの、基本的に1年に1回以上は督促が行われている。

時効管理に関しても県において一律の定めはなく、時効管理が必要な貸付金を有する担当課において対応を定めている。時効を意識した管理がなされている貸付金もあれば、時効を意識した管理がなされていない貸付金も存在している。

強制執行等は督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されない時にとらなければならない措置であり、強制執行等の内容としては、担保権の実行、債務名義に基づく強制執行、訴訟手続きによる請求が挙げられる(地自法施行令第 171 条の 2)。なお、政令の定めるところにより徴収停止又は履行の延期の特約若しくは処分(及びこれに伴う免除)を行うことができる(地自法施行令第 171 条の 5、第 171 条の 6)。強制執行等を行う場合がどのような場合なのかについても、県として一律の定めはなく、債務者の財産状況や費用対効果の観点から考慮して、担当課において対応を決定しているものと考えられる。債権保全を行う場合も同様と考えられる。

履行期限の繰上げや徴収停止、免除に関しては、貸付契約書や関連する条例等で要件が定められており、債務者が県へ申請書を提出し、要件に当てはまっていることを確認後に承認している状況である。

貸付金の不納欠損処分は地自法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により議会の議決によって権利を放棄したものである。不納欠損処分の対象となる債権がどのような債権なのかについても、県において一律の定めはなく、慣行として債務者に財産が無いことが法的に明らかな場合にのみ不納欠損処分がなされていると考えられる。

なお、本報告書では不納欠損処分を行うことを「不納欠損処理」と表現している。

(4) 決算(評価(徴収不能引当金の計上))

貸付金の評価は「財政のあらまし」を作成する過程で、貸付金及び収入未済額の状況等を担当課が入力し、徴収不能引当金の計上額が算定されている。

財務諸表における徴収不能引当金の計上に関する考え方は「統一的な基準による地方公会計マニュアル(令和元年 8 月改定)」「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」「Ⅶ資産の評価基準・評価方法」6 その他の資産等(3)徴収不能引当金に記載がなされている。そこには、「徴収不能引当金は、債権全体または同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の徴収不能実績率など合理的な基準により算定することとします。具体的には、以下(当年度を含む 5 年間)の不納欠損率を用いて算定します。ただし、他の方法によることがより適当であると認められる場合には、当該他の方法により算定することができることとします。」と定めている。

県は貸付金の徴収不能引当金の算定に際し、①免責決定を受けているもの②居所不明なもの③財務状況等により返済の見込みがないものに分類したうえで各金額を元に引当金を算定している。未収金(収入未済額)の徴収不能引当金の算定に際しては、貸付金の 1 件当たりの金額が 100 万円以上か否かで対応を変えている。100 万円以上であれば、貸付先の個別の状況を加味して引当(個別引当)を行っており、具体的には①消滅時効の期限が到来しているもの②居所不明なもの③債権回収の見込みが立たないものに分類した上で各金額を元に引当金を算定している。1 件当たりの金額が 100 万円未満であれば、過去の減免率や不納欠損実績率に基づいて徴収不能引当金を計上している。「統一的な基準による地方公会計マニュアル(令和元年 8 月改定)」のただし書きにより、不納欠損率以外のより適当な方法を設けていることが分かる。

3. 県の貸付金の状況を確認できる開示資料

県の貸付金の状況を確認できる開示資料は、例年 12 月に出納室の HP で公表されている「歳入歳出決算書」の「財産に関する調書」と、財政課の HP で公表されている「財政のあらまし」である。各資料にどのような内容が記載されているかは以下のとおりである。

<財産に関する調書> 出納整理期間⁹を考慮せず、3 月 31 日の現在高を記す

名称	令和 5 年度末現在高	令和 6 年度中増減高		令和 6 年度末現在高
		増	減	
〇〇貸付金	前年度末残高	※1、※3	※1、※2、※3	差引額※3

※1:財務会計システムより増加と減少額を入力する。令和 5 年度中に発生した債権で、その弁済期が当該年度中に到来するものは、記載を要しない。

⁹ 出納整理期間とは、会計年度終了後の 4 月 1 日から 5 月 31 日までの期間をいい、当該期間で終了した年度の収入支出の経理を完結される(「会計事務の手引き」より抜粋)。

※2:令和5年度中に歳入として調定したものは、収入の有無にかかわらず、当該増減高の減欄にその額を記載する。すなわち、「減」は収入額ではなく、歳入として調定された収入未済額への振替額が記載される。

※3:令和6年度末の現在高を記載するため、出納整理期間の入出金は考慮しない。

<財政のあらましの貸借対照表>出納整理期間を考慮する

科目	金額
長期貸付金	※4
短期貸付金	※4
未収金(=1年以内に調定された収入未済額)	
長期延滞債権(=1年以上前に調定された収入未済額)	

※4:長期貸付金と短期貸付金は1年以内に返済期限が到来するか否かで分けているだけであり、出納整理期間に入出金がなければ貸付金合計が「財産に関する調書」の貸付金現在高と整合する。

予備調査の段階で令和5年度の「財産に関する調書」に記載されている各貸付金と「財政のあらまし」の計上額を構成している個々の貸付金の整合性を確認したところ、整合していない貸付金が複数発見された。「第五.個別監査結果について」の関連する貸付金で指摘としている。

4. 県の貸付金及び未収金の推移

県(一般会計、特別会計、地方公営企業会計)が有する貸付金及び未収金の推移を「財政のあらまし」全体財務諸表の貸借対照表より以下に記載した。(単位:百万円)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
短期貸付金	26,234	11,074	6,183	6,437	9,878
長期貸付金	54,439	69,966	73,013	72,886	66,642
貸付金合計	80,763	81,040	79,196	79,323	76,520
未収金	8,745	6,207	7,116	11,676	8,193
上記のうち貸付金(※)	35	22	41	27	128
長期延滞債権	4,956	4,829	4,587	4,565	4,262
上記のうち貸付金(※)	3,417	3,406	3,244	3,218	3,213
未収金合計	13,701	11,036	11,703	16,241	12,455
徴収不能引当金(流動)	△524	△424	△460	△1,840	△1,781
徴収不能引当金(固定)	△1,132	△1,141	△966	△943	△873
徴収不能引当金合計	△1,656	△1,565	△1,426	△2,783	△2,654

※:貸付金の元金だけでなく、利息の未収を含めた金額を集計している。

令和2年度から令和3年度にかけて短期貸付金残高が大きく減少している。これは、令和2年度まで短期貸付金として計上していた「ほっと石川観光プラン推進ファンド運用資金貸付金」15,000百万円について、令和3年度の契約更新時に貸付期間を1年超に見直したことにより、長期貸付金として計上していることによる。

第三. 監査対象の抽出及び実施した監査手続きの概要

1. 監査対象の抽出方法及び対象件数

(1) 監査対象の抽出方法

令和7年3月31日時点の県(一般会計、特別会計、基金)の貸付金及び未収金とオーバーナイトの貸付金に関して、以下の事項の入力を県へ依頼し、以下のデータを入手した。

入手したデータから、貸付金に関しては金額と債務者の状況、減免の有無、不納欠損処理の有無、貸付の内容等を考慮し監査対象を抽出した。未収金に関しては、貸付金が調定されて収入未済額となっているものから、貸付の内容や金額を考慮し監査対象を抽出した。オーバーナイトの貸付金については、全て監査対象とした。

【一般会計・特別会計の貸付金】

①事業名称、②担当課、③貸付金残高、④貸付金残高のうち収入未済額、⑤1年以内に貸付期限が到来する額、⑥貸付先の数、⑦貸付先の状況(免責決定を受けている、居所不明、財務状況により返済の見込みがない)、⑧減免の状況(直近5年間に返済されるべき金額とそのうち減免した金額、減免実積率)、⑨不納欠損の状況(直近5年間の不納欠損累計額、直近5年間の貸付金残高累計額、不納欠損実積率)

【一般会計・特別会計の未収金】

①担当課、②内容が分かる名称、③収入未済額、④収入未済額のうち貸付金元金、⑤債務者の人数、⑥収入未済額1件当たり平均が100万円以上の債務者の状況(消滅時効の期限が到来している、債務者の居所が不明、その他債権回収の見込みが立たない)、⑦収入未済額1件当たり平均が100万円未満の債務者に対する不納欠損の状況(直近5年間の不納欠損累計額、直近5年間の滞納繰越収入額、不納欠損実積率)、⑧直近5年間の不納欠損額一覧

【基金からの貸付金】

基金から貸付金がある場合には、基金名、貸付金残高、貸付内容

【オーバーナイトの貸付金】

オーバーナイトの貸付金がある場合には、担当課、事業名称、貸付先、貸付金額、オーバーナイトの開始時期

また、地方公営企業会計と「財政のあらまし」連結財務諸表で連結対象となっている外郭団体等(公立大学法人1人と県の財政的関与度が高い外郭団体16団体)が令和7年3月31日時点で有する貸付金及び未収金に関して、以下の事項の入力を県及び外郭団体等へ依頼し、以下のデータを入手した。

入手したデータから、貸付金と未収金の内容(未収金として計上しているが貸付金の性格に近いものではないか)や金額を考慮し監査対象を抽出した。

【地方公営企業会計・外郭団体等有する貸付金・未収金】

①債務者名(複数名の場合は債務者数)、②未収金及び貸付金の内容、③債権の残高(未収金、長期延滞債権、短期貸付金、長期貸付金の別で)

債務保証・損失補償に関しては、「財政のあらまし」連結財務諸表の連結対象となっている外郭

団体等及び県とオーバーナイトの契約のある団体に関して、債務保証・損失補償に関する以下事項の入力を県へ依頼し、データを入手した。

当該データから、債務保証・損失補償については、全て監査対象とした。

【債務保証・損失補償】

債務保証・損失補償の有無、内容、過去5年間の債務保証・損失補償の金額

その他、予備調査で令和5年度の貸付金残高を閲覧し、令和5年度の残高で令和6年度に全額回収された貸付金についても、内容を質問し債権管理に関して課題が発見される可能性があるとして判断した貸付金を監査対象とした。

(2) 監査対象件数及び金額

個別監査の対象となった貸付金は次の①から③より、事業数は30件、貸付金額(収入未済額含む)は175,827百万円である。また、個別監査対象となった損失補償(県は債務保証をしていない)は、次の④より事業数4件、損失補償額は21,038百万円である。

① 一般会計、特別会計の貸付金(オーバーナイト含む)

一般会計、特別会計の貸付金のうち、貸付先別の監査対象件数等は以下のとおりである。オーバーナイトの貸付金は令和7年3月31日には残高がないため、令和7年4月1日の残高を記載している。

(単位:件、百万円)

貸付先等名	貸付金・収入未済額			監査対象		
	事業数	R6年度末残高	オーバーナイト残高	事業数	R6年度末残高	オーバーナイト残高
外郭団体への貸付金	21	72,284	35,209	13	70,344	35,209
(公財)石川県産業創出機構	3	15,100	19,509	3	15,100	19,509
(一財)石川県県民ふれあい公社	4	2,298	-	2	2,085	-
(公財)石川県林業公社	3	35,209	-	3	35,209	-
(一社)農業開発公社	5	4,662(※1)	-	1	2,949	-
(公社)石川県観光連盟	2	15,000	5,000	2	15,000	5,000
(公財)いしかわ農業総合支援機構	2	-(※2)	10,700	2	-	10,700
(一社)石川県金沢食肉公社	1	14	-	-	-	-
法人・個人への貸付金・収入未済額	17	10,704(※3)	1,339	10	9,889	1,339
県(公営企業会計)への貸付金	3	4,490	-	2	4,000	-
貸付金計	-	84,136(※4)	36,548	-	80,922	36,548
収入未済額計	-	3,342(※5)	-	-	3,311	-
合計	41	87,478	36,548	25	84,233	36,548
法人・個人への収入未済額でR6年度に法的措置により全額回収した案件	1	4,369(※6)	-	1	4,369	-

※1:前年度の包括外部監査で監査対象となった貸付金が2事業1,056百万円含まれており、当年度

は監査対象外としている。

※2: 公益財団法人いしかわ農業総合支援機構に対して令和6年3月31日時点で4百万円の就農支援資金貸付金が存在するが、当該貸付金は貸付先が複数であり「法人・個人への貸付金・収入未済額」で事業数及び金額を記載している。

※3: 前年度の包括外部監査で監査対象となった貸付金が2事業1,056百万円含まれており、当年度は監査対象外としている。

※4: 一般会計等財務諸表の長期貸付金及び短期貸付金の計上額合計は81,005百万円であり、3,130百万円の過少計上となっている。原因は、一般社団法人石川県農業開発公社への貸付金3,130百万円の集計漏れによるものであった。この点については、「第五.個別監査結果について、D.一般社団法人石川県農業開発公社への貸付金及び債務保証・損失補償、(b)監査対象貸付金、1.干拓地内農地保有資金貸付金」で指摘D-1として記載している。

なお、p7全体財務諸表の長期貸付金及び短期貸付金の計上額合計76,520百万円は、一般会計等財務諸表の長期貸付金及び短期貸付金の計上額81,005百万円と全体財務諸表で地方公営企業会計の調整を行ったものである(地方公営企業会計(中央病院事業会計)が計上している貸付金5百万円を加算し(「③公営企業会計及び外郭団体等が有する貸付金」で記載)、県の地方公営企業会計への貸付金4,490百万円(上記表で記載)を相殺消去(減額)した額と一致している)。全体財務諸表においても一般会計財務諸表と同様に長期貸付金及び短期貸付金の計上合計額が3,130百万円過少計上となっている。

※5: 前年度の包括外部監査で監査対象となった収入未済額が1事業(干拓地内生産団地整備事業に関する酪農家への貸付金)30百万円が含まれている。その他100万円未満の収入未済額が4事業存在するが、金額少額につき監査対象としていない。

※6: 令和6年度末の貸付金・収入未済額はゼロであるが、令和6年度中に法的措置により全額回収された案件について、法的措置までの対応状況に関して課題の有無を把握するため監査対象とした。

② 県基金からの貸付金

県基金からの一般会計、特別会計、外郭団体や自治体等への貸付金のうち、基金別の監査対象件数等は以下のとおりである。オーバーナイトの貸付金は令和7年3月31日には残高がないため、令和7年4月1日の残高を記載している。(単位:件、百万円)

基金名	貸付金額			監査対象	
	事業数	R6年度末 残高	オーバー ナイト残高	事業数	R6年度 末残高
基金からの貸付金	5	6,707	180	3	6,456
土地開発基金からの貸付金	1	984	-	1	984
自治振興資金貸付基金からの貸付金	1	5,292	-	1	5,292
社会福祉事業振興基金からの貸付金	1	326(※1)	-	-	-
環境保全基金からの貸付金	1	-	180	1	180
育英基金からの貸付金	1	104(※2)	-	-	-

※1: 社会福祉事業振興基金からの貸付金は一般会計を介して一般財団法人石川県民ふれあい公社へ貸付けられており、①一般会計、特別会計の貸付金「外郭団体への貸付金」で監査対象としているため、県基金からの貸付金としては監査対象としていない。

※2: 育英基金からの貸付金は①一般会計、特別会計が有する貸付金の「法人・個人への貸付金・収入未済額」で監査対象としているため、県基金からの貸付金としては監査対象としていない。

③ 公営企業会計及び外郭団体等有する貸付金

地方公営企業会計及び連結対象となっている外郭団体等有している貸付金のうち、監査対象件数等は以下のとおりである。 (単位: 件、百万円)

会計・団体名	貸付金・収入未済額		監査対象	
	事業数	R6 年度末残高	事業数	R6 年度末残高
公営企業会計が計上している貸付金	1	5	1	5
中央病院事業会計	1	5	1	5
外郭団体有している貸付金	省略	1,139	-	-
(一財)石川県民ふれあい公社	省略	1,000(※1)	-	-
(一社)農業開発公社	1	139(※2)	-	-
(公財)音楽文化振興事業団	省略	0(※3)	-	-
合計	省略	1,144	1	5

※1: 外郭団体では長期未収金として計上しているが、連結財務諸表上は長期貸付金で集計されているものである。残高の内容は県及び金沢市に対する長期未収金であり、貸付金ではないため監査対象としていない。

※2: 前年度の包括外部監査で監査対象となった1事業139百万円(河北潟沿岸土地改良区に対する貸付金)であり、監査対象としていない。

※3: 金額が468千円と金額少額なため監査対象としていない。

④ 債務保証・損失補償

連結対象となっている外郭団体等及び県とオーバーナイトの契約のある団体に、県の債務保証は存在せず、損失補償は以下のとおりであり、すべて監査対象とした。 (単位: 件、百万円)

団体名	損失補償額		監査対象	
	事業数	R6 年度末残高	事業数	R6 年度末残高
(公財)石川県産業創出機構	2	457	2	457
(公財)石川県林業公社	1	19,690	1	19,690
(社福)石川県社会福祉協議会	1	891(※1)	1	891
合計	4	21,038	4	21,038

※1: 社会福祉法人石川県社会福祉協議会への損失補償額はR7年4月1日に1,011千円へ変更する契約が締結されている。

2. 実施した監査手続きの概要

(1) 全般的な質問

総務課及び監査対象となった所属に対して、以下の視点に留意した上で質問を実施し、書面若しくは口頭による回答を得た。

【全般】

- 貸付金、債務保証・損失補償に関する事務について、県ガイドラインや規程等は存在するのか、存在している場合は適切に対応されているか、存在しない場合の事務手続は妥当か
- 貸付金、債務保証・損失補償に関する事務において、改善すべき事項はないか

(2) 監査対象となった外郭団体の理解

第三.1 において抽出された監査対象となった外郭団体について、貸付金の必要性や評価、債務保証・損失補償の発生可能性等を検討するために、以下の監査手続きを実施した。監査手続きに際し、関連資料の閲覧・質問等を実施し、書面若しくは口頭による回答を得た。

【外郭団体の理解】

- 外郭団体の事業内容等の概要を把握する
- 外郭団体の決算書分析を行い、貸付先の財政状態及び経営成績を把握する

(3) 監査対象に対して実施した監査手続き

第三.1 において抽出された監査対象に対して、以下の視点に留意した上で関連資料の閲覧・質問等を実施し、書面若しくは口頭による回答を得た。

【貸付金(収入未済額を含む)】

- 貸付制度の創設に際し、利子補給や福祉政策などの代替手段との比較や検討を行っているか
- 貸付が制度の存在意義に照らした運用となっているか
- 貸付制度を継続する必要があるか(制度の利用率が低い場合など)
- 貸付は条例、規程、要領等に従ってなされているか
- 貸付審査は適切に行われているか
- 貸付の実行に際して必要書類が備わっているか
- 調定及び納付の通知は適切な時期に行われているか
- 滞留債権の回収管理はどのように行っているのか
- 回収管理等は経済性・効率性(外部委託の利用を含む)を考慮した対応か
- 時効管理は適切になされているか
- 債務免除、債権放棄などの法的な対応は適時適切なタイミングで実施されているか
- 不納欠損処理(法的な対応を行うか否かに係わらず)はどのようなタイミングで行われているか
- 請求業務、債務免除・債権放棄等の法的な対応等は債務者間で公平性が担保されているか
- 滞留債権について滞留理由や滞留状況を解消するために実施している施策、今後実施予定の施策は何か
- 徴収不能引当金の計上方針はどのようなものか、計上方針は適切か(引当不足の有無)
- オーバーナイトの貸付金はいつから、どのような理由でなされているのか

- 「財産に関する調書」と財務諸表の作成根拠となっている貸付金の明細(に差がある場合、差の内容は何か。修正すべきものはないか

【債務保証・損失補償】

- 債務保証・損失補償の必要性の検討はどのようになされているか
- 債務保証・損失補償が条例・規程・要領等に従ってなされているか
- 県は、債務保証・損失補償の実行可能性に関して情報収集を行い、適切に管理しているか
- 外郭団体は債務保証・損失補償の内容を理解し、適時適切に県へ保証・補償の請求を行っているか、請求していない場合、その対応は妥当か
- 債務保証・損失補償の注記を行うために必要な金額を集計・報告する体制ができているか

【過年度包括外部監査結果に対する措置対応】

- 当時の措置対応、その後の対応、現状はどうなっているのか(根拠資料の確認も併せて実施)
- 事業が終了している場合にはいつ終了したのか
- 措置対応が十分になされていない場合、なぜそのような対応となっているのか

第四. 監査結果

監査の結果、全庁的な対応が必要と考えられる事項に関する意見(総括的な意見)が9件である。「2. 個別監査結果の指摘及び意見の一覧表」に記載した通り、個別監査から発見された指摘は25件、意見が51件(件数は総括的な意見の重複を除く)である。

1. 総括的な意見

(1) 全般

① 私債権の管理に関する条例等の策定(総括意見1)

回収可能性の低い債権の徴収事務よりも回収すべき債権の徴収事務に人的資源を傾ける方が効率的であり、自治体の健全な財政の維持という地自法の趣旨に反しない範囲で私債権の管理(特に債権放棄部分)に関する条例等の策定を検討すべきである。

県職員が実務を行う上で参照している「会計事務の手引き」によると、債権が消滅する事由として「議会の議決に基づく県の権利の放棄がなされた場合及び時効の完成の場合」と明記している。したがって、権利放棄の議決がなされるか、債権の消滅時効が完成するまでの間は債権を継続して管理する必要がある。そのうえで、法令等に基づき徴収することができないことが認められた金額(時効等により債権が消滅したもの、債権の権利放棄したもの)について、決算に際し不納欠損処理を行うこととしている。

県は「会計事務の手引き」に従って、債権が消滅するまで債権を管理している。時効期間が経過したとしても、債務者が時効を「援用」しない限り(「援用」とは、分かりやすくいえば、債務者が「時効が完成しているので支払わない」旨の意思表示をすることを意味する)、債権は消滅しない。そのため、時効期間が経過していたとしても債務者が時効を援用するまで債権が消滅しないこととなる。債務者や保証人が死亡し、全ての相続人が相続放棄している状況においても、相続財産清算人が選任され相続財産の分配が確定するまで不納欠損処理が行われない。法人が長期間休業状態であっても破産等の手続が行われるまで最終分配額が確定しないため不納欠損処理が行われないなどの現状となっている。

財政の維持や債務者間の公平性という観点からは当該対応に問題はないが、時効期間が経過している債権とは、一般的に債務者に返済能力がない等の事情により、時効期間経過前に法的措置を執ったとしても、法的措置を行う費用の方が回収額より多額となると試算したものと考えられる。また、相続財産清算人が選任されないまま時が経過している債権は、債務者の財産状況を鑑み、相続財産清算人の選任等に係る費用を県が拠出するのが経済合理性に欠けると判断したものと考えられる。債務者(保証人含む)の返済能力や財産状況から費用対効果を考えて、法的措置を執らない結果、回収可能性の低い債権の不納欠損処理が適時行われないこととなり、回収可能性に疑義のある債権が県の債権として認識され続け徴収事務の負担が継続することとなる。回収可能性の低い債権の徴収事務よりも回収すべき債権の徴収事務に人的資源を傾ける方が効率的と考えることもできる。

自治体の健全な財政の維持という地自法の趣旨に反しない範囲で債権放棄に関して合理的な条例の制定を望む。他県事例として岐阜県「私債権の管理に関する条例」第4条(放棄)、三重県「債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」第14条(私債権の放棄)、佐賀県「債権の管理に関する条例」第12条(放棄)、沖縄県「債権管理条例」第7条(債権の放棄)、東京都「東京都債権管理条例」第13条(債権放棄)などを参考とされたい。

なお、本意見は条例の制定による安易な債権放棄を求めているわけではない。県は債権を回収可能性の程度に応じて分類(例:貸倒れの見込みがほとんどない債権、少しでも回収の見込みがある債権、全く回収の見込みがない債権などに分類)し、回収可能性に疑義のある先に対しては物的・人的担保の提供を求めるとや時効期間が経過しない取組の実施等、適切な債権管理を行い、それでもなお回収が困難な債権について条例に従った対応を検討いただきたい。

② 時効期間が経過している債権等への対応(総括意見 2)

債権管理に関する条例が制定された際には、時効期間が経過している債権をはじめとして債権放棄可能な債権について、担当課で対応を検討されたい。

時効期間を経過している貸付金を有している課が複数存在した。債権管理に関する条例が制定された際には、担当課において、債権放棄を行うのか否か、経済性や効率性の観点で検討されたい。

督促を行っていた貸付金に関しては、債務者及び保証人の状況を把握し、今後も督促を継続するか経済性の観点で検討を行うことが望まれる。時効期間を経過したのち何らの対応も行っていない貸付金に関しては、現状調査を行うのが基本的な考えではあるが、かなり古い貸付金も存在することから、回収可能性が低いと判断した過去の調査結果をもとに債権放棄を行うことも効率性の観点から認められる対応と考える。

③ 貸付契約書の条項検討体制の整備(総括意見 3)

個別監査において契約書の文言の修正や、条項追加の必要性を検討するよう求める意見を行っている。県として契約書の条項に関して何らかの検討・確認体制を構築することが望ましい。

意見 B-7 の契約書の文言ミスや、意見 H-2 の弁済充当指定権に関する条項を設けるか否かの検討、利息及び違約金の計算がうるう年を加味するのか 365 日日割り計算なのか(指摘・意見となっていないが、利息及び違約金の計算に関する定めが、どこに記載されているのか、担当課での確認に長時間を要した貸付金があった)など、契約書によって条項にばらつきがあり、担当課レベルでは契約書の不備を適時適切に発見し、適切に修正できていない可能性がある。県として貸付契約書の条項に関して何らかの検討・確認体制を構築することが望ましい。

契約書の条項を正しい法的解釈に則した文言とするための対策としては、例えば、石川県文書例文において「貸付契約書」の契約文例を設けることや、法律専門家による法務レビューの体制の整備を検討することなどが考えられる。弁済充当指定権や利息等の日割り計算に関しては、上記対応のほか、総括意見 1 で策定される条例等において定めることも考えられる。

④ 電子契約の導入検討(総括意見 4)

収入印紙代の節約や契約締結手続の効率化のため、電子契約の導入を検討すべきである。

現在、県と外郭団体とのオーバーナイトの取引に際して、外郭団体で毎年、収入印紙の負担が生じている(令和 6 年度に関しては、ISICO1,000 千円、観光連盟 400 千円、INATO1,000 千円、計 2,400 千円)。電子契約とすることで収入印紙が不要となるだけでなく、契約締結手続が効率化し、利用者にとっては利便性が向上することから、電子契約の導入を検討すべきである。なお、北信越地域だと、新潟県、長野県、福井県が既に電子契約を導入している。

(2) 決算書及び財産に関する調書並びに財務書類関係

① 徴収不能引当金の計上対象及び算定方法の明確化(総括意見 5)

県「財政のあらまし」の財務書類の貸借対照表において徴収不能引当金の計上対象及び算定方法について担当課が理解しやすいように明確化することが望まれる。

財務諸表における徴収不能引当金の計上に関する考え方は「統一的な基準による地方公会計マニュアル(令和元年 8 月改定)」「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」「Ⅶ資産の評価基準・評価方法」6 その他の資産等(3) 徴収不能引当金に記載がなされている。そこには、「徴収不能引当金は、債権全体または同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の徴収不能実績率など合理的な基準により算定することとします。具体的には、以下(当年度を含む 5 年間)の不納欠損率を用いて算定します。ただし、他の方法によることがより適当であると認められる場合には、当該他の方法により算定することができることとします。」と定めている。

県は長期貸付金の徴収不能引当金の算定に際し、①免責決定を受けているもの②居所不明なもの③財務状況等により返済の見込みがないものに分類したうえで各金額を元に引当金を算定している。未収金(収入未済額)の徴収不能引当金の算定に際しては、貸付金の 1 件当たりの金額が 100 万円以上か否かで対応を変えている。100 万円以上であれば、貸付先の個別の状況を加味して引当(個別引当)を行っており、具体的には①消滅時効の期限が到来しているもの②居所不明なもの③債権回収の見込みが立たないものに分類した上で各金額を元に引当金を算定している。1 件当たりの金額が 100 万円未満であれば、過去の減免率や不納欠損率に基づいて徴収不能引当金を計上している。不納欠損率以外のより適当な方法を設けていることが分かる。

ただ、貸付金及び未収金の個別引当において、③の「財務状況等により返済の見込みがないもの」、「債権回収の見込みが立たないもの」をどう定義するかが明確に示されていないこともあり、当該分類での引当金計上はなされていない。「財務状況等により返済の見込みがないもの」とはどのようなものなのかを定義づけし、その定義に従って貸付金及び未収金に対して徴収不能引当金をどのように算定するのか定めるべきである。

どのように定義づけるか及び算定方法の考え方の具体例としては、金融商品に関する会計基準及び金融商品に関する実務指針が参考になると考えられる。詳細は令和 5 年度の包括外部監査報告書 p163、164 参照頂きたい。県の「財政のあらまし」は金融商品に関する会計基準等に準拠するよう求められていないが、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」のに「他の方法によることがより適当である場合には、当該他の方法により算定することができる」と定めていることから、金融商品に関する会計基準等を参考により適当な方法で算定することも可能である。

監査人としては、回収に著しく長期間を要する債権や債務者(保証人含む)の返済能力に疑義がある債権について、徴収不能引当金が計上され、県の財務書類が県の実態を適正に表すことを望むものである。

県で一律の方針策定が難しいようであれば、本監査の個別意見を付している先で、貸付金の内容ごとに考え方を整理し徴収不能引当金が計上されよう対応いただきたい。

仮に金融商品に関する会計基準等を参考とすると、対応が煩雑で現実的に対応できないということであれば、例えば債権を回収可能性の程度に応じて分類(例:貸倒れの見込みがほとんどない債権、少しでも回収の見込みがある債権、全く回収の見込みがない債権などに分類)し、これに一定の引当率を乗じて徴収不能引当金を算定する等の方法も簡便的な方法として考えられる。

② 財産に関する調書と貸付金明細の確認作業(総括意見 6)

「財産に関する調書」債権の記載に際し、担当課で把握している金額と整合しているか確認する手続を通知文書へ追記することを望む。

管財課は毎年「財産に関する調書」に用いる数字の入力依頼を通知文書で発出しており、ここでは①収入の有無に関わらず歳入として調定したものは減欄に入力すること(収入未済額に振り替えられた金額は残高に含めないという意味)②債権の貸付金の増減については、財務会計システムで照合し確認することを求めていることが確認できた。①で明確に歳入として調定したものは減欄に入力すると記載されているのにも係わらず、収入未済額を減欄に入力していない貸付金は、過去の担当者が通知文書を十分に確認せず対応していたと考えられる。単なる入力誤りがあった貸付金は②の手続が十分になされなかった年度があるといえる。

今後、「財産に関する調書」の残高に誤りが生じないよう、増減欄の確認だけではなく、債権の当年度末残高が担当課で管理している金額(歳入として調定したものを除く)と整合しているのか確認し、ズレがある場合には原因を把握した上で、適時適切に修正するよう求めるべきである。通知文書へ追記することを望む。

なお、「財産に関する調書」は出納整理期間がなく3月31日現在の残高を記載する点に留意されたい。

③ 複数課をまたぐ貸付金発生時の対応(総括意見 7)

複数課をまたぐ貸付金が生じた際には、「財産に関する調書」の記載誤りが生じないよう通知文書へ追記など対応の検討を望む。

今回の監査において、健康福祉部厚生政策課が管理している基金から、文化観光スポーツ部観光戦略課へ貸付けを行い、文化観光スポーツ部観光戦略課からふれあい公社へ貸付けを行った事例があった。県として考えると県の基金からふれあい公社へ貸付けを行ったという1つの事象になり、「財産に関する調書」では基金の欄で期末に貸付金が存在することが開示されるべきものであり、財務書類では基金として計上されるものであるが、担当課別で「財産に関する調書」や財務諸表の作成根拠となっている貸付金の明細(以下、「貸付金明細」という。)の記載を行っていることから、結果として、「財産に関する調書」では基金にも債権にも記載がある状況となっている。財務書類については基金ではなく貸付金で計上されている状況と言える。

複数課をまたぐ貸付金は本貸付金しかなかったが、今後、同様の事象が発生しないよう通知文書へ追記を行うなどの対応の検討を望む。

④ 財務書類の注記及び附属明細書の公表(総括意見 8)

県の財務書類に注記の記載がないため、財務諸表利用者が財務諸表をより理解しやすくするための補足情報である注記や附属明細書の公表を検討すべきである。

県の財務書類は貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書が公表されているが、それらの財務書類をより理解しやすくするための補足情報である注記や附属明細書は公表されていない。

「統一的な基準による地方公会計マニュアル」では、注記項目として引当金の計上基準及び算定方法や偶発債務(債務保証・損失補償負担)等について記載を求めているが、県財務書類はそもそも注記の記載自体がない状況である。重要な会計方針の注記や偶発債務の注記等だけでなく、マニュアルで求められている注記項目や附属明細書の記載項目の公表を検討すべきである。なお、近隣県である富山県、福井県は偶発債務を含む注記事項だけでなく附属明細書に関しても HP で公表している。参考とされたい。

⑤ 連結作業における勘定科目の見直し検討(総括意見 9)

長期未収金が県として重要性の高い項目に該当するの否か検討した上で、現在の「長期貸付金」から投資その他の資産の「その他」か「長期未収金」へ勘定科目の見直しを行うべきである。

一般財団法人石川県県民ふれあい公社において長期未収金計上されている 1,000 百万円が連結作業において長期貸付金で集計されている。本債権は県及び金沢市から今後入金が予定されるものであり貸付金ではないため、投資その他の資産の「その他」で集計するか、重要性の高い項目であると判断するのであれば「長期未収金」の勘定科目を追加し集計すべきである。

なお、総務省が公表している「統一的な基準による地方公会計マニュアル」の「財務書類作成要領」19. では「勘定科目表で示された勘定科目は、統一的な基準における標準的な表示・勘定科目であり、各地方公共団体は、統一的な基準による財務書類を作成するうえで、原則としてこれらの勘定科目を用いることとします。財務上の管理に必要な勘定科目を追加する場合は、枝番号の付与等により、いずれの勘定科目に対応するかを明確にしなければなりません。」としている。また、「Q&A 集」の 2.財務書類作成要領の 5 では、「比較可能性を確保する観点から、原則として「研究会報告書」等で示した勘定科目を用いることとしますが、財務上の管理の必要に応じて勘定科目を追加等することを妨げるものではありません。(例えば、財務書類の「その他」に計上されているもので、重要性の高い項目について、特定の勘定科目で表示することが考えられます。)」と記している。このため、県として重要性の有無を判断した上で、提示した対応のどちらを選択するのか意思決定すべきである点に留意されたい。

これを機に、長期貸付金以外にも、連結作業において外郭団体の決算書で計上されている勘定科目と異なる勘定科目で集計しているものがあれば、適切な勘定科目なのか確認されたい。

2. 個別監査結果の指摘及び意見の一覧表

(1) 指摘

指摘は以下の 25 件である。

No.	項目	頁	対応部局等
A. 公益財団法人石川県産業創出機構への貸付金及び債務保証・損失補償			
A-3	財産に関する調書と貸付金明細の不整合	35	商工労働部
C. 公益財団法人石川県林業公社への貸付金及び債務保証・損失補償			
C-5	現実的な収支計画による貸付決定	86	農林水産部
C-7	徴収不能引当金の計上	88	
D. 一般社団法人石川県農業開発公社への貸付金及び債務保証・損失補償			
D-1	「財政のあらまし」の貸付金が過少計上	92	農林水産部
F. 公益財団法人いしかわ農業総合支援機構への貸付金及び債務保証・損失補償			
F-3	債権管理簿の作成	114	農林水産部
G. 公益社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議への貸付金及び債務保証・損失補償			
G-1	外郭団体を介した基金の運用	125	生活環境部
H. 県から法人・個人への貸付金			
H-1	分割返済者からの返済額の充当順序誤り	130	健康福祉部
H-3	分割返済者に対する利息免除の法的根拠が不明	131	
H-6	債権残高の定期的な照合	141	
H-7	財産に関する調書と貸付金明細の不整合	141	
H-14	債権管理簿の作成	151	
H-18	財産に関する調書と貸付金明細の不整合	157	
H-26	消滅時効期間の検討不足	185	農林水産部
H-28	必要な調査検討のない消滅時効の完成	186	
H-29	必要な調査検討のない消滅時効の完成	187	
H-30	連帯保証人の自己破産に関する事実確認	187	
H-31	連帯保証人の相続調査の未実施	188	
H-34	財産に関する調書と貸付金明細の不整合	189	
H-35	徴収不能引当金の計上	193	
H-36	財産に関する調書と貸付金明細の不整合	194	
I. 県一般会計から県公営事業会計への貸付金			
I-3	資金不足比率を下げるためなどの貸付の実施	201	健康福祉部
I-6	債権管理簿の作成	202	
L. その他の貸付金			
L-1	財産に関する調書と貸付金明細の不整合	213	健康福祉部

No.	項目	頁	対応部局等
L-2	財産に関する調書と貸付金明細の不整合	213	商工労働部
L-3	財産に関する調書と貸付金明細の不整合	213	健康福祉部

(2) 意見

意見は以下の 60 件(総括的な意見を除くと 51 件)である。個別監査で発見された意見で総括意見として全庁的な対応を行うものについては、No.に総括意見のNo.(総)も併せて記載している。

No.	項目	頁	対応部局等
A.公益財団法人石川県産業創出機構への貸付金及び債務保証・損失補償			
A-1	貸付契約の見直し検討	35	商工労働部
A-2(総 4)	電子契約の導入検討	35	
A-4	貸付契約の見直し検討	39	
A-5(総 4)	電子契約の導入検討	39	
A-6(総 4)	電子契約の導入検討	52	
A-7	ISICO が有する債権の回収可能性の把握・検討	52	
B. 一般財団法人石川県民ふれあい公社への貸付金及び債務保証・損失補償			
B-1	投資有価証券の評価	57	(一財)石川県 県民ふれあい 公社
B-2	借地権者の意向確認	62	
B-3	徴収不能引当金の計上を検討するための情報収集と報告	63	
B-4	特定資産の引当検討	64	
B-5	「財産に関する調書」における二重計上	67	文化観光スポ ーツ部/健康 福祉部
B-6	勘定科目誤り	67	
B-7	遅延損害金の条項	67	文化観光スポ ーツ部
B-8	徴収不能引当金の計上検討	68	
C. 公益財団法人石川県林業公社への貸付金及び債務保証・損失補償			
C-1	長期収支試算に関する定期的な意見聴取	78	農林水産部
C-2	森林資産の回収能力の把握及び注記における開示	78	(公財)石川県 林業公社
C-3	長期収支試算に関する定期的な意見聴取	81	農林水産部
C-4	採算ライン達成に向けた具体的な対策の検討	86	
C-6	林道の維持・管理に必要な十分な財政支援	87	
D. 一般社団法人農業開発公社への貸付金及び債務保証・損失補償			
D-2	徴収不能引当金の計上検討	93	農林水産部
D-3	県連結財務諸表の農用地等の評価	93	

No.	項目	頁	対応部局等	
E. 公益社団法人石川県観光連盟への貸付金及び債務保証・損失補償				
E-1	電子契約への移行を含む貸付契約形態の見直し	101	文化観光スポーツ部	
E-2	貸付契約の見直し検討	104		
E-3(総4)	電子契約の導入検討	105		
F. 公益財団法人いしかわ農業総合支援機構への貸付金及び債務保証・損失補償				
F-1	貸付契約の見直し検討	113	農林水産部	
F-2(総4)	電子契約の導入検討	114		
F-4	事業の見直し検討	114		
F-5	貸付契約の見直し検討	118		
F-6(総4)	電子契約の導入検討	119		
H. 県から法人・個人への貸付金				
H-2	弁済充当指定権の条項整備の検討	131	健康福祉部	
H-4	債務者と保証人の筆跡確認	136		
H-5	実印及び印鑑登録証明書の手入	137		
H-8	延滞利息の内容調査	142		
H-9	保証人への督促	142		
H-10	債権回収業務の外部委託の検討	143		
H-11	時効管理の徹底	143		
H-12	債権放棄すべき債権の有無に関する検討	143		
H-13	損失補償等引当金の計上検討体制の構築	151		
H-15	基金から特別会計への貸付金の見直し	156		教育委員会
H-16	時効管理の徹底	156		
H-17	債権放棄すべき債権の有無に関する検討	157	商工労働部	
H-19	違約金の金額説明	161		
H-20(総1)	私債権の管理に関する条例等の策定	162		
H-21	徴収不能引当金の計上検討	162		
H-22	違約金の金額説明	169		
H-23(総1)	私債権の管理に関する条例等の策定	169		
H-24	徴収不能引当金の計上検討	170		
H-25	弁済充当指定権の条項の整備の検討	170		
H-27	確実な時効管理の実施	185		農林水産部
H-32	一定程度の違約金の免除検討	188		
H-33	訴訟提起前の資産調査	189		

No.	項目	頁	対応部局等
I. 県一般会計から県公営事業会計への貸付金			
I-1	貸付金の回収可能性を意識した収支シミュレーションの作成	197	総務部
I-2	繰出金に関する貸付の精算	201	健康福祉部
I-4	返済計画の作成	202	
I-5	返済期間延長理由の妥当性検討	202	
J. 県基金から県一般会計・特別会計や自治体への貸付金			
J-1	大聖寺簡易グラウンドの今後の方針検討と決定	206	総務部/生活環境部
J-2	旧石川森林管理署の在り方検討	206	総務部
K. 公営企業会計及び外郭団体が有する貸付金			
K-1	支払督促の実施	212	石川県立中央
K-2	貸倒引当金の計上要否の検討	213	病院
M. 過年度包括外部監査結果に対する措置対応			
M-1(総1)	私債権の管理に関する条例等の策定	215	健康福祉部

第五. 個別監査結果について

個別監査結果は貸付けを行っている者と貸付先で分類し見出しを付してまとめている。

見出し	貸付けを行っている者	分類
A～G	県	外郭団体への貸付金及び債務保証・損失補償
H	県	法人や個人向けの貸付金
I	県(一般会計)	県(公営企業会計)への貸付金
J	県(基金)	特別会計や自治体への貸付金
K	県(公営企業会計)・外郭団体	法人や個人向けの貸付金
L	その他の貸付金(個別監査対象外の貸付金だが指摘が発見されたもの)	

報告書は基本的に監査対象となっている貸付金の概要や監査手続の実施に際して検討した主な事項を記載している。ただし、A～G の外郭団体への貸付金及び債務保証・損失補償においては、貸付先である外郭団体の理解が不可欠と判断し、外郭団体の概要や財政状態や経営成績を把握するための決算書分析を実施したうえで、個々の貸付金の検討を行っている。

A. 公益財団法人石川県産業創出機構への貸付金及び債務保証・損失補償

県から公益財団法人石川県産業創出機構(以下、「ISICO」という。)に対する貸付金は以下のとおりであり、全てを監査対象としている。(単位:千円)

No.	貸付金名称	担当部局	R6 年度末 債権残高	オーバーナ イ卜残高_(R7 年 4 月 1 日)	監査 対象
1	成長戦略ファンド事業資金貸付金	商工労働部	15,100,000	16,900,000	対象
2	商業活性化推進事業資金貸付金	商工労働部	-	2,000,000	対象
3	中小企業設備導入支援事業資金貸付金	商工労働部	-	609,072	対象
合計			15,100,000	19,509,072	

県による債務保証はなく、損失補償は以下の 2 件である。2 件とも監査対象とし、「(a)外郭団体の理解(3)県の損失補償について」で検討している。

No.	監査対象の債務保証・損失補償	担当部局	R6 年度末損 失補償金額
1	いしかわフロンティアラボ整備事業に係る融資金の損失補償	商工労働部	104,112
2	地場産業振興センター改修工事事業に係る融資金の損失補償	商工労働部	353,780
合計			457,892

(a)外郭団体の理解

(1) 外郭団体の概要

① 沿革

ISICO は、平成 11 年 4 月 1 日に、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく認定支援機関、中小企業支援法に基づく中小企業支援センター、産業競争力強化法に基づく認定支援機関

として設立された公益財団法人である。

起業や新分野進出はもとより、経営、技術、人材、情報化など、企業が抱える課題や問題点に対し、豊富な知識と経験を有するアドバイザーやコーディネーター、必要に応じて外部専門家が具体的かつ実践的なアドバイスを行うことで、企業の課題解決に向けた取組を支援している。

ISICOの基本財産¹⁰177,220千円は県、市町、商工会議所、商工会、民間金融機関、投資会社、業界団体等からの拠出金を財源としており、そのうち県の拠出額は74,000千円(拠出割合は41.76%)である。ISICOは県の財政的関与度が高い外郭団体であり、「財政のあらまし」の連結財務諸表における連結対象となっている。

② 役員構成

令和7年4月時点の役員は理事13名(うち県職員1名)、評議員7名、監事2名で構成され、石川県知事が会長を務めている。

③ 事業内容

定款では(1)中小企業の経営革新及び創業の促進に関する事業(2)中小企業の経営基盤強化に関する事業(3)産学官連携による新技術の開発・高度化及び新産業の創出に関する事業(4)地域資源等の活用推進に関する事業(5)産業振興施設の整備及び運営管理に関する事業(6)その他この法人の目的を達成するために必要な事業を行うとしている。具体的には公益事業として新産業の創出支援、新市場の開拓促進、経営基盤の強化促進、産業振興施設の管理運営の4つの事業分野を軸に、創業期から成熟期まで企業ステージに合わせて県内中小企業や起業家をサポートする事業を行っている。

● 新産業の創出支援

研究開発・新製品等開発・スタートアップ支援(産学官金連携による研究開発や県内企業の新製品・サービス開発、スタートアップ企業の支援)や知的財産の活用支援(一般社団法人石川県発明協会と連携し、特許や意匠・商標等の活用啓発と相談対応)など。

● 新市場の開拓推進

受注開拓促進(受注開拓アドバイザーが県外大手企業に県内ものづくり企業の技術力をPRや、県外発注企業との取引斡旋により県内中小企業の新規受注の拡大につなげる取組の実施)など。

● 経営基盤の強化促進

情報提供(情報誌「ISICO」、ホームページによる産業情報の提供)、経営力強化支援(アドバイザーによる窓口相談、外部専門家派遣等を活用した経営力強化支援、被災した中小企業事業の持続化支援や賃上げに向けた企業等の生産性向上支援)、産業人材確保・育成支援(ものづくり企業を中心とした産業人材の育成支援)、設備導入支援(助成金や設備の貸与による設備導入支援)など。

● 産業振興施設の管理運営

会議室・研修室等の提供(「石川県地場産業振興センター」の管理運営、「石川ハイテク交流センター」を拠点とするサイエンスパーク内の交流連携の促進と活性化支援)、インキュベーション施設の影

¹⁰ 基本財産とは、公益法人がその目的を達成するために必要不可欠な財産であり、法人の定款で定められたものである。

響(「フロンティアラボ」「クリエイトラボ」の整備・運営)など。

(2) 令和6年度の決算書分析

① 貸借対照表の分析

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
現金預金	1,696	短期借入金	24,700
未収金	1,378	一年以内返済予定長期借入金	52
その他	195	未払金	587
貸倒引当金	△193	その他	17
流動資産合計(a)	3,076	流動負債合計(f)	25,357
定期預金	42	長期借入金	48,506
県会計債貸付金	135	損失補償引当金	3
基本財産合計(b)	177	退職給付引当金	265
地域商業活性化推進基金	2,000	機械類信用保険預り金	30
成長戦略ファンド推進基金	70,000	リース信用保険預り金	2
損失補償引当資産	3	賃貸施設保証金	12
退職給付引当資産	265	固定負債合計(g)	48,820
賃貸施設保証金積立資産	12	負債合計(h=f+g)	74,178
償還準備積立資産	500	指定正味財産	481
リース設備引揚準備積立資産	0	寄附金	177
有形固定資産	304	補助金	304
特定資産合計(c)	73,085	一般正味財産	3,916
有形固定資産	2,230	正味財産合計(i)	4,398
その他	6		
その他固定資産合計(d)	2,237		
固定資産合計(e=b+c+d)	75,500		
資産合計(a+e)	78,576	負債及び正味財産合計(h+i)	78,576

主要な勘定科目の内容を以下に記載する。

(ア) 未収金、貸倒引当金

未収金は5つの勘定科目で分類管理されたものの合計である。5つの勘定科目と各勘定科目の貸倒引当金の設定方針は以下のとおりである。(単位:百万円)

勘定科目名	金額	内容	貸倒引当金の設定方針
割賦設備未収金	608	設備貸与事業(割賦販売)における設備未収金で、返済期限が到来していないもの(64件)。	債権の2%を引当計上

勘定科目名	金額	内容	貸倒引当金の設定方針
未收割賦損料	3	設備貸与事業(割賦販売)における設備未収金のうち、契約上の返済期限が到来した元金の利息部分(4件)。	信用保険預り金(ISICOに支払われた保険金)見合いを減額後の金額に対して100%引当計上
未收割賦償還金	45	設備貸与事業(割賦販売)における設備未収金のうち、契約上の返済期限が到来した元金部分(4件)。	
未収損害賠償金	154	設備貸与事業(割賦販売)の契約解除に伴って発生した損害賠償請求権(割賦代金の残額等が損害賠償請求権に転化したもの)(20件)。	
未収規定損害金	12	設備貸与事業(リース契約)の契約解除に伴う残リース料の請求権(2件)。	
未収金	553	主に県等からの補助金や委託料、県債運用益の未清算分。	引当不要
合計	1,378		

補助金等の未収金以外は設備貸与事業で生じた未収金である。設備貸与事業の未収金の管理については ISICO で「未収貸与債権及び未収貸与料債権回収管理規程」を設け、未収債権の保全や貸与設備の確認、延滞金の請求や法的手続きの申立て、未収貸与料債権の償却、管理事務の停止等が行われている。現状、設備貸与事業に関する未収金に時効期間が到来しているものはなく、債務者若しくは連帯保証人と連絡が取れている先であるとの回答を得た。サンプルで 2 件の債務者の債権管理台帳を閲覧し、ISICO の債権管理で指摘・意見とすべきことは発見されなかった。

貸倒引当金は ISICO の「小規模企業者等設備資金貸与事業及び設備貸与事業に係る債権の査定管理規程」に従って計上されている。貸倒引当金計上額算出資料で確認したところ、未収金計上していない未経過期間の割賦損料に対しても貸倒引当金が 483 千円計上されていた。貸倒引当金は貸借対照表に資産計上されているものを適正に評価するために、将来貸倒れる可能性を考慮して試算しマイナスで計上されるものである。ISICO の決算書で未だ計上されていない割賦損料に対する貸倒引当金は過大計上と考えられる。その点、ISICO 担当者に質問したところ、昭和 57 年 12 月 24 日の中小企業庁長官通知第 1796 号「中小企業設備貸与事業の適正な運営について」の(2)のロにおいて、貸与料に 2%を乗じることが示されていること、通知には貸与料の定義は記載されていないが、ISICO と貸与者間で締結する貸与契約書において、貸与料は機械類の価格の割賦払相当額(償還金)及び貸与損料の合計額と定めていることから、未経過期間の貸与損料も貸倒引当金の対象としているとの回答を得た。

(2) 対象事業に係る貸倒引当金の額は、次に掲げる額の合計額を限度とすること。

- イ. 貸与料の支払いが滞っている者に対する貸与に係る貸与料の合計額から支払済貸与料の合計額に保証金の残額を加えた額を控除した額に 50/100 を乗じて得た額
- ロ. 対象事業に係る貸与料の合計額から支払済貸与料の合計額に保証金の残高と延滞債権残高との合計額を加えた額を控除した額に 20/1,000 を乗じて得た額

貸与料の定義が通知に記載されていないことから、中小企業庁長官の通知で貸借対照表に計上し

ていない未収損料に対しても貸倒引当金の計上を求めていると判断してよいのか疑問があるが、貸倒引当金は見積項目であることや金額影響が483千円(貸倒引当金計上額193,509千円の0.2%に過ぎない)であることから、ISICO 担当者からは今後も同様の処理を継続する考えであるとの回答を得ている。厳密には貸倒引当金の過大計上であるが、見積り誤差の範囲と判断し、特段の意見は付さないこととした。なお、遅延損害金については、返済期限が数日遅延した場合はその都度精算し、延滞期間が長期に及んでいる場合は完済時に遅延損害金の確定額を算出し、債務者へ通知する運用を原則とし、入金時に収益計上を行っている。当該会計処理は設備貸与事業を所管している全国組織である公益財団法人全国中小企業振興機関協会の取り扱いに従っているとのことである。令和6年度末で請求済み未入金遅延損害金は190,252千円(20件)で、遅延損害金の回収管理は設備貸与事業未収金と区別なく行われているとのことである。

(イ) 地域商業活性化推進基金(特定資産(運用財産・基金等))

公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業に使用。県債を引き受けて運用益を得ている。

(ウ) 成長戦略ファンド推進基金(特定資産(運用財産・基金等))

公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業に使用。県債を引き受けて運用益を得ている。

(エ) 償還準備積立資産(特定資産(所引当・積立資産))

設備貸与事業(割賦販売、リース契約)に関する県からの借入金の返済に備えて積み立てている資産である(設備貸与事業の未収金が回収できなかった場合に、県からの借入金返済に充当する)。全額を県債(令和3年度一般会計債、満期一括償還、運用利回り0.7%)で運用している。

(オ) リース設備引揚準備積立資産

設備貸与事業(リース契約)のリース物件引き揚げ費用の積立額である。リース契約において、同契約が終了した場合はリース物件を引き揚げる旨定められていることから、その引き揚げ費用(リース契約総額に一定率を乗じた額)を計上している。

(カ) 有形固定資産(特定資産)

建物303百万円、構築物0百万円である。地場産業振興センター、クリエイトラボの建物とクリエイトラボ周辺駐車場等である。

(キ) 有形固定資産(その他の固定資産)

建物2,076百万円、建物付属設備118百万円、構築物30百万円、車両運搬具4百万円、什器備品1百万円である。地場産業振興センター、クリエイトラボ、フロンティアラボの固定資産や公用車3台等である。

(ク) その他(その他の固定資産)

その他には投資有価証券5百万円が含まれており、株式会社石川県IT総合人材育成センターの株式である。株式会社石川県IT総合人材育成センターの令和7年3月末の純資産合計は806百万円であり、投資有価証券の評価に問題は認められなかった。

(ケ) 短期借入金

県からの借入金5,000百万円と金融機関からの借入金19,700百万円である。県借入金は成長戦略ファンド推進基金のための借入である。金融機関借入金は、オーバーナイトのためのつなぎ資金であ

り、当座貸越契約に基づき3月31日から4月1日の2日間のみ借り入れている。

(コ) 一年内返済予定長期借入金、長期借入金

県借入金 10,100 百万円、金融機関借入金 38,458 百万円(1年内返済予定長期借入金含む)である。県借入金と金融機関借入金のうち 38,000 百万円は、成長戦略ファンド推進基金のための借入である。金融機関借入金のうち、上記を除く金額は建物等の取得費用に対応する借入である。

(サ) 損失補償引当資産、損失補償引当金

事業者の金融機関からの借入金の10%をISICOが保証する制度があり、その補償額を引当金として計上している。対応する資産も損失補償引当資産として預金で保有している。すでに終了した制度であり、新たに補償が増えることはない。

(シ) 機械類信用保険預り金・リース信用保険預り金

設備貸与事業(平成7年度から平成14年度)において債務者に加入を義務付けていた保険契約で支払いを受けた保険金額である。債務者が約定弁済を怠った場合、遅延分の2分の1相当額について保険金を受領することができるが、その後に返済があった場合は弁済額の2分の1相当額を返金する必要があるため、受領した保険金を預り金に計上している。

② 正味財産増減計算書の分析

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
事業費(a)	2,207	基本財産運用益(d)	0
人件費等(※)	660	特定資産運用益(e)	570
旅費交通費	34	商業活性化基金運用益	13
支払助成金	651	成長戦略ファンド推進基金運用益	557
委託費	165	受取補助金等(f)	821
諸謝金	102	国	30
賃借料	105	県	762
消耗品費	14	市	28
燃料費及び光熱水費	69	受取受託金(g)	439
通信運搬費	13	国	401
修繕費	61	県	37
租税公課	31	事業収益(h)	157
支払利息	111	割賦損料収入	15
減価償却費	135	使用料収入	131
その他(10百万円未満)	49	違約金	9
管理費(b)	46	その他	0
人件費等(※)	41	受取負担金(i)	67
その他(10百万円未満)	4	賃貸料(j)	154
経常費用計(c=a+b)	2,253	雑収益(k)	19
当期経常増減(l-c)	△21	経常収益計(l=e+f+g+h+i+j+k)	2,232

※:人件費等は役員報酬、給与手当、報酬、賃金、派遣職員費、退職給付費用、福利厚生費を合計している。

主要な勘定科目の内容を以下に記載する。

(ア) 基本財産運用益

定期預金及び県債の利息収入。

(イ) 特定資産運用益

商業活性化基金及び成長戦略ファンド推進基金で保有する県債の利息収入。

(ウ) 受取補助金等

ISICO が実施する事業の補助を国、県、市町等から受けるもの。

(エ) 受取受託金

国や県からの委託を受けた対価としての収入。

(オ) 受取負担金

受益者に対して応分の負担を求めるもの(セミナーの受講料等)。

(カ) 事業収益

割賦損料収入は設備貸与事業の利息収入、使用料収入は石川県地場産業振興センターの会議室等の使用料収入、違約金は中小企業設備導入支援事業貸付金の遅延損害金、その他はリース期間満了後の再リース契約に基づくリース料や信用金庫への出資金に対する配当金など。

(キ) 支払助成金(事業費)

ISICO が事業者に支給している補助金。

(ク) 経常増減について

令和 6 年度の経常増減は△21 百万円(△は赤字)であった。令和 5 年度は△19 百万円、令和 4 年度 95 百万円、令和 3 年度 123 百万円、令和 2 年度△8 百万円と経常増減はプラスとマイナスを行き来している。この点について ISICO 担当者に質問したところ、成長戦略ファンド事業が 3 年から 4 年間に渡って補助金を交付する事業で、補助金交付タイミングが事業者の事業計画に従うものであることから、年度によって補助金(勘定科目としては支払助成金)の額が増減する影響とのことである。成長戦略ファンド事業は基金の運用益(過年度運用益の余剰分含む)の範囲内で行われており、ISICO の決算上単年度で赤字があっても、中長期的な視点では ISICO の収益性に問題はないものと考えられる。

③ 決算書分析の結論

決算書分析の結果、資産の評価に問題となる事項は発見されず、ISICO の正味財産は 4,398 百万円(令和 6 年度末)と考えてよいと判断した。また、収益性に関しても問題は発見されなかった。

(3) 県の損失補償について

県は、いしかわフロンティアラボ整備事業と地場産業振興センター改修工事業という設備投資に係わる民間金融機関からの借入金 457,392 千円(令和 6 年度末残高)に対して 456,892 千円の損失補償を行っている。借入金額と損失補償額に 500 千円の差があるのは、県の損失補償枠以上の設備投資を行った案件が 1 件あり、借入金より損失補償額が少なかった影響である。

各年度末時点の損失補償の内容及び金額は以下のとおりであり、令和 6 年度末の損失補償は、下表①と②に記載した施設建設や改修費用のために行った民間金融機関からの借入金に対するもののみである。正味財産増減計算書より簡易キャッシュフローを試算すると毎年プラスであり、ISICO におい

て借入金の返済資金に窮する状況は見受けられず、県が損失補償を行う可能性は低いと判断した。県の損失補償に関して指摘・意見すべき事項は発見されなかった。

<損失補償の推移>

(単位:百万円)

No.	損失補償の内容	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①	いしかわフロンティアラボ整備事業に係る融資資金の損失補償	209	181	153	125	104
②	地場産業振興センター改修工事事業に係る融資資金の損失補償	512	472	432	393	353
③	地場産業振興センター整備事業に係る融資資金の損失補償	27	20	13	6	-
④	小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく設備資金貸付事業に対する損失補償	74	18	-	-	-
合計		823	692	600	525	457
正味財産増減計算書 経常増減額(A)		202	123	95	△19	△21
減価償却費(非現金支出費用)(B)		153	152	151	145	135
簡易キャッシュフロー(A+B)		355	275	247	125	113

なお、令和 7 年 6 月 24 日には地場産業振興センター改修工事事業(上表No.②)の民間金融機関からの借入金を県からの貸付金で一括返済している。県からの借入金が増える一方で民間金融機関からの借入金が無くなるとともに、県の損失補償も無くなっている。令和 7 年度の県からの新たな貸付金は償還期間 20 年の無利息貸付けであり、オーバーナイトの貸付金ではなく長期貸付金となっている。無利息としている理由としては、地場産業振興センターは地域の地場産業の振興や地域経済の活性化に寄与することを目的に設置されている施設であり、公益性の高い施設の整備に係る事業貸付金であるとの判断による。これまで民間金融機関からの借入だったものが県からの借入に切り替わった理由としては、今後、施設の LED 化など大規模改修が見込まれており、当該資金をどのように確保するか検討する中で、過去の施設改修に関する民間金融機関からの借入金も県からの借入金に借り換える方針になったとのことである。したがって、令和 7 年度末には上表No.①の損失補償のみが残ると想定される。

その他、上表No.③の損失補償は民間金融機関への借入金返済が終了したため令和 6 年度で無くなっている。上表No.④は ISICO としては令和 6 年度末も小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく設備資金貸付事業に関する未収金残高を有しているが、県の損失補償対象が県から貸付けを受けた金額のうち未収債権による損失が生じた場合と定めている(損失補償契約書第 1 条)ことから、県への貸付金の返済が終了した令和 4 年度で損失補償が無くなっている。

(b) 監査対象貸付金

1. 成長戦略ファンド事業資金貸付金(オーバーナイトを含む)

(1) 債権の概要

① 概要

担当部局部課	商工労働部 産業政策課
債権の名称	成長戦略ファンド事業資金貸付金
債務者	公益社団法人石川県産業創出支援機構
R6 年度末債権残高	15,100,000 千円(16,900,000 千円はオーバーナイトの貸付であり、R7 年 4 月 1 日残高は 32,000,000 千円)
消滅時効	延滞等発生しておらず記載省略
根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等	県財規第 8 章第 3 節(債権)
貸付条件	<p>本貸付金は総額 320 億円であり、財源の違い等により①101 億円、②169 億円、③50 億円の 3 つの貸付契約書に分けられている。</p> <p>【① 101 億円】 貸付開始日:H20 年 9 月 1 日(いしかわ産業化資源活用推進ファンド(特別会計からの貸付)) 貸付期間:(当初)H20 年 9 月 1 日から H30 年 8 月 31 日 (直近)H30 年 9 月 1 日から R10 年 8 月 31 日 期限延長の変更契約を締結している。 遅延損害金、違約金:年 8.25%の割合(契約書第 5 条、第 6 条)</p> <p>【② 169 億円】 貸付期間(直近):R6 年 4 月 1 日から R7 年 3 月 31 日 遅延損害金、違約金:年 3%の割合(契約書第 5 条、第 6 条)</p> <p>【③ 50 億円】 貸付期間(直近):R6 年 4 月 1 日から R7 年 4 月 1 日 遅延損害金、違約金:年 3%の割合(契約書第 5 条、第 6 条)</p> <p>【共通】 利率:無利子 担保、保証人:無 その他:②及び③の貸付金に関しては、貸付期間終了に伴い、毎年、新たな貸付契約を締結している。①に関しては貸付期間終了時に期限延長に応じている。 貸倒れリスクの負担:ISICO への貸付金に関しては、県がリスクを負担。 ISICO はファンド組成主体となっておりファンドの運用(県債で運用)に関しては、ISICO がリスクを負担。</p>

無利息の理由	本県産業の飛躍・成長に向け新事業・新産業を促進という公益性の高い事業を目的としているため、無利息としている。
貸付の財源	①101 億円のうち、100 億円は独立行政法人中小企業基盤整備機構から県が借り入れたものである。当該 100 億円と県の一般財源 1 億円の合計 101 億円が「いしかわ産業化資源活用推進ファンド」(特別会計)で管理され、特別会計から ISICO へ貸付けられている。 ②169 億円は当年度末に返済される資金を財源とした貸付金である。 ③50 億円は県の一般財源から貸付けている。
債権管理の方法	担当課においてエクセルの「債権管理簿」(県財規第 249 条)で管理している。

② 貸付金の内容及び状況

本貸付金は、新商品・新サービス開発支援、研究開発支援(DX・GX・FS・国プロ)、スタートアップ創出支援等のメニューで、複数年にわたる新たな研究、商品開発から事業化、販路開拓まで中小企業者等を一貫して支援する目的で ISICO が組成した「成長戦略ファンド」に対して県が 320 億円を貸付けたものである。320 億円は財源や貸付期間等の違いにより 3 つの貸付契約書に分けられており、そのうち 169 億円は貸付期間を 1 年とし、年度末に返済を受け、翌年度に再度貸付けを行うオーバーナイトの契約となっている。

③ 成長戦略ファンドについて

成長戦略ファンドは、平成 20 年 5 月に組成された「いしかわ産業化資源活用推進ファンド(通称:活性化ファンド)」が元となっている。平成 22 年度には「次世代ファンド」が新たに組成され、平成 30 年度には「活性化ファンド」の名称が「チャレンジファンド」に改名され、令和 5 年度には「成長戦略ファンド」に統合されている。ファンドの規模は年々拡大してきた。

<県が ISICO へ拠出した資金等の推移> ※動きがあった年度のみ記載

(単位:億円)

ファンド名/年度		H20	H22	H25	H26	H30	R5
活性化 ファンド	一般会計	19	19	69	69	-	-
	特別会計	101	101	101	101	101	-
チャレンジファンド						119	-
次世代ファンド			30	30	100	100	-
成長戦略ファンド							320
合計		120	150	200	270	320	320
ファンド規模		200	330	430	600	700	700
県の拠出比率		60.0%	45.4%	46.5%	45.0%	45.7%	45.7%

現在、県がファンドに拠出(貸付け)している割合は 45.7%であり、残りの 54.2%は民間金融機関からの拠出で賄われている。ISICO は県からの拠出金に対しては利息負担がなく、民間金融機関からの拠出金に対しては年 0.2%から 0.4%の利子を負担している。

ファンドは全額を県債(平成 30 年度一般会計債 201 億円、30 年満期一括償還、利回り 0.8%)と令和

4年度一般会計債 300 億円、10 年満期一括償還、利回り 0.8%と令和 6 年度一般会計債 199 億円、1 償還期間 10 年(据置期間 3 年)分割償還、利回り 0.9%の 3 つ。なお令和 6 年度一般会計債は令和 7 年 5 月に 2 本の県債を一本化したもの)で運用している。県債の運用益と拠出金に対する利息支払いを差し引いた金額が、成長戦略ファンドの事業資金となっている。これらの資金は県産業の飛躍・成長に向け新事業・新産業を促進という公益性の高い事業の支援に利用されており、補助金事業として支援することも考えられるが、補助金では単年度での支援や評価になってしまうことから、長期的な視点で支援や評価を行うために、ファンドを組成して事業支援を行っているとのことである。

担当課及び ISICO 担当者への質問及び成長戦略ファンドの正味財産増減計算書を閲覧したところ、正味財産残高の範囲内で事業支援を実施していることが確認できた。また、令和 6 年度末の正味財産残高 8 億円のうち、7 億円強は既に採択された事業の未執行額であり、1 億円程度が余剰資金に該当するとの回答を得た。ISICO 担当者によると、今後の応募状況に応じて余剰資金を含めた事業規模で支援を行っていく考えとのことであり、正味財産が増加傾向にあるが、それをもって、現時点でファンド規模を縮小するような見直しの必要性はないものと判断した。(単位:千円)

年度	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
応募数	215	231	180	159	106	179	125
採択数	98	111	94	95	78	107	94
ファンド収益(※1)	664,463	667,146	736,099	646,136	650,859	604,046	582,195
事業費(支援額)	582,919	698,125	455,332	421,961	436,653	420,649	433,772
管理費(※2)	90,623	97,824	91,040	91,552	91,578	95,815	111,491
経常的な収支	△9,079	△128,803	169,727	132,622	122,627	87,582	36,931
正味財産期末残高	409,419	280,616	450,343	582,966	705,593	793,175	830,107

※1:ファンド収益には、ファンドの運用益の他、国からの補助金なども含まれている。また、令和 5 年度以前はファンドが複数存在するため、複数のファンドを合計した金額を記載している。

※2:管理費は支払利息や人件費等である。

④ 貸付けに関する事務手続きについて

貸付期間が 1 年の 169 億円と、貸付期間が 1 年 1 日の 50 億円の総額 219 億円の貸付金は、毎年貸付契約書を締結しなおしているため、年度の初めに ISICO より「事業資金借入申請書」の提出を受けている。県は貸付金の査定を行い、ISICO に対して「貸付について(貸付額の通知)」を発行している。事業資金借入申請書では成長戦略ファンド 219 億円のほか、商業活性化推進事業資金 20 億円の申請も行われており、まとめて貸付契約書を締結している(収入印紙 60 万円)。担当課では貸付期日の 1 ヶ月ほど前に調定を行い、納入通知書を発行して、ISICO へ送付している。収納済通知書が出納室から担当課に回付され、貸付金額の回収額を把握している。事務手続きにおいて問題は認識されなかった。

⑤ 貸付金の期中の動き

平成 30 年度以降の貸付金残高の日別の動き方は以下のとおりである。成長戦略ファンドは元々のファンドの財源の違いなどから、契約期間が長期のもの((1)債権の概要①概要の表中で表現する貸付

金①と③が該当)と、短期のもの(②が該当)がある。②の貸付金 169 億円は貸付けを行った当時、長期的な財源を確保できなかったことから、年度中に返済される資金で貸付ける予算措置を行っており、オーバーナイトの貸付金となっている。(単位:億円)

	H30 年度	R 元年度～R5 年度	R6 年度
4 月 1 日貸付(※、※3)	169	219	219
4 月 1 日回収(※、※3)	-	△50	△50
4 月 1 日残高(※)	270	320	320
8 月 16 日新規貸付	50	-	-
9 月 1 日期限延長	-(※1)	-	-
3 月 30 日残高(※)	320	320	320
3 月 31 日回収(※、※2)	△169	△169	△169
3 月 31 日残高	151	151	151

※:4 月 1 日、3 月 31 日が土日の場合、実際に資金が動いた日は 3 月 31 日であれば前倒し、4 月 1 日であれば後ろ倒しになっている。

※1:貸付金①101 億円については貸付期間を延長する変更契約を締結し、返済期間が令和 10 年まで延長されている。期限延長のため、資金の動きはない。

※2:3 月 31 日に②の貸付金 169 億円について ISICO から返済を受ける。

※3:4 月 1 日に③の貸付金 50 億円について返済を受け、同日に②と③の合計額である 219 億円を新たに ISICO へ貸付けている。

⑥ 貸付金の評価(県での徴収不能引当金)について

本貸付金の貸付先である ISICO の正味財産は 43 億円であり、経営状況に重大な問題が生じていない債務者に対する債権といえ、一般債権に該当するものと考えられる。県の徴収不能引当金は一般債権に対しては引当金を計上していないことから、現状の引当金を計上していない対応で問題ないものと判断した。なお、貸付金が全額県債運用されていることから、仮にファンドが県債の満期日前に廃止されると、県債を繰上げ償還することとなり、繰上げ償還時に元本割れし、貸付金の返済に際し、ISICO で元本割れした金額を捻出することになる。その点、ISICO が有している県債が県との相対取引で発行されたものであることから、繰上げ償還時に元本で償還されるか否かは県との交渉になるが、これまで県債の繰上げ償還を行って県債の見直しを行った際に償還額が元本割れしたことはなく、仮に県債に含み損が見込まれるとしても、損失(元本割れ)が実現する可能性は極めて低いと考えられる。県債の償還金額で県への貸付金返済を行えると考えると、貸付金の回収可能性に疑義はないといえる。

また、「(a) 外郭団体の理解(2) 令和 6 年度の決算書分析③決算書分析の結論」に記載のとおり、ISICO は債務超過の状態ではなく本貸付金の回収可能性に問題はなく、県の財務諸表において徴収不能引当金の計上を行っていない点に問題はないものと判断した。

(2) 監査の結果及び意見

① 貸付契約の見直し検討(意見 A-1)

オーバーナイトは、県の財政状態の適切な開示及び経済性の観点から適切とは言い難く、貸付契約の締結方法等の見直しを検討すべきである。

成長戦略ファンド事業に関する貸付金のうち 169 億円は、貸付期間が 4 月 1 日から 3 月 31 日の 1 年間で設定され、毎年、貸付契約を新たに締結している。そのため、毎年 3 月 31 日に ISICO から貸付金の返済を受け、年度末時点の県の貸借対照表には、当該貸付金が計上されていない。これは、いわゆる「オーバーナイト(一夜貸し)」と呼ばれる会計操作である。オーバーナイトは「貸付先の破綻時に自治体に大きな影響を及ぼす」、「短期貸付制度の趣旨を逸脱している」として、長期貸付や補助金に移行するほうが望ましいとの指摘が一般的になされている。本貸付金に当てはめると、特定のファンドに資金を拠出している事業なので補助金への移行は考えられず、ファンドの組成期間に応じた長期貸付金とする取り扱いが望ましい対応と考えられる。なお、貸付資金は全額県債で運用されているため、貸付金の元本毀損リスクが顕在化するか否かは県の判断にゆだねられており、過去に元本毀損が生じたことがないことから元本毀損リスクは極めて低いと考えられる。このため、本貸付金をオーバーナイトすることの問題点としては、実質的な長期貸付金が決算書上見えなくなっており、県の財政状態を適切に開示できていないことであると整理できる。

また、経済性という観点で考えると、貸付契約書を毎年新たに作成するため、契約書に貼付する収入印紙代が都度発生していること(本監査対象の貸付契約書は成長戦略ファンド事業資金貸付金と商業活性化推進事業資金貸付金をまとめている。収入印紙代は 2 つの事業資金貸付金分で 600 千円)、県の外郭団体である ISICO においては、3 月 31 日から 4 月 1 日までの 2 日間の借入を行うために利息負担 1,736 千円(成長戦略ファンド事業資金貸付金と商業活性化推進事業資金貸付金の借換利息総額)が生じているなど、無駄な支出が発生している。

県の財政状態の適切な開示及び経済性の観点から、貸付契約の締結方法等の見直しを検討すべきである。検討に際し、貸付期間はファンドに資金を拠出している民間金融機関と同様の年数とすることや、ファンドの組成期間をあらかじめ定めている場合には、当該期間での貸付とすることが適切な対応と考える。

② 電子契約の導入検討(意見 A-2、総括意見 4)

収入印紙代の節約や契約締結手続の効率化のため、電子契約の導入を検討すべきである。

意見 A-1 で記載した通り、現在、貸付契約書に 600 千円の収入印紙を貼っている。電子契約の導入を検討すべきである。総括意見 4 参照。

③ 財産に関する調書と貸付金明細の不整合(指摘 A-3)

「財産に関する調書」と財務諸表の作成根拠となっている「貸付金明細」が整合していないため、正しい金額に修正すべきである。

県が HP で公表している令和 5 年度末「財産に関する調書」「3 債権」には貸付金を含む債権の明細が記されているが、本貸付金について、財務諸表の作成根拠となっている「貸付金明細」と照合したところ一致していなかった。なお、「貸付金明細」の合計金額は財務書類の貸付金と一致している。

差異が発生した理由は、「財産に関する調書」は年度内の増減を財務会計システムで確認し、前年度末残高に当該増減を加減算して年度末残高を算出しているが、過去の増減の入力に際し、増加の入力漏れがあったことによる。「貸付金明細」が貸付金の担当課で把握している貸付金残高を直接入力するのに対し、「財産に関する調書」は年度内の増減を財務会計システムで確認し、前年度末残高に当該増減を加減算して年度末残高を算出しているが、年度末残高と貸付金残高の照合が行われていないため適時入力誤りが発見されなかった。

本貸付金に関しては「財産に関する調書」において当年度末残高が正しい残高になるよう、増減欄で修正調整をすべきである。

＜令和 5 年度末の財産に関する調書と貸付金明細に差異があるもの＞ (単位:千円)

貸付金の名称	財産に関する調書⑦	貸付金明細(財務書類)		
		現在高	収入未済額	差引残高⑧
成長戦略ファンド事業資金貸付金	-	5,000,000	-	5,000,000
いしかわ産業化資源活用促進ファンド事業資金貸付金	-	10,100,000	-	10,100,000
合計	-	15,100,000	-	15,100,000

※:⑦と⑧の金額は出納整理期間の調整項目がなければ基本的に一致する。

2. 商業活性化推進事業資金貸付金(オーバーナイト)

(1) 債権の概要

① 概要

担当部局部課	商工労働部 経営支援課
債権の名称	商業活性化推進事業資金貸付金
債務者	公益社団法人石川県産業創出支援機構
R6 年度末債権残高	一円(オーバーナイトの貸付であり、R7 年 4 月 1 日残高は 2,000,000 千円)
消滅時効	延滞等発生しておらず記載省略
根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等	県財規第 8 章第 3 節(債権) 石川県商業活性化推進事業実施要領
貸付条件	貸付開始日:R6 年 4 月 1 日(オーバーナイトは開始時期不明) 貸付期間:R6 年 4 月 1 日から R7 年 3 月 31 日 貸付限度額:2,000,000 千円。限度額を貸付けている。 利率:無利子 利率の考え方:商店街の活力向上及び商店街を中心とする地域交流の活性化という公益性の高い事業を目的としているため無利子としている。 担保、保証人:無 遅延損害金、違約金:年 3%の割合(契約書第 5 条)

	その他:貸付期間終了に伴い、毎年、貸付期間1年の契約を締結している。 貸倒れリスクの負担:ISICO への貸付金の貸倒れリスクに関しては、県がリスクを負担。
貸付の財源	県の諸収入
債権管理の方法	担当課においてエクセルの「債権管理簿」(県財規第249条)で管理している。

② 本貸付金の内容及び状況

本貸付金は、商店街の活力向上及び商店街を中心とする地域交流の活性化を図ることを目的として、ISICO で組成された「商業活性化推進基金」に対して県が20億円を貸付けたものである。貸付期間を1年とし、年度末に返済を受け、翌年度に再度貸付けを行うオーバーナイトの契約となっている。

③ 商業活性化推進基金について

商業活性化推進基金は、平成13年度にISICO で組成された。基金の20億円は全額が県の一般会計から貸付けた資金となっている。基金の資金は全額を県の一般会計債(30年満期一括償還)2本で運用しており、運用利回りは0.6%、0.7%となっている。県債の運用益が基金の事業資金となっており、これらの資金は地域商業の発展という公益性の高い事業の支援に利用されている。商店街(法人、任意団体)、商工会議所、商工会を助成対象企業者としている。

基金の全額が県の一般会計からの貸付金を原資としており(金融機関等、県以外の者からの基金への拠出はない)、基金への貸付ではなく県の補助金事業として支援することも考えられる。この点について担当課に質問したところ、補助金では単年度での支援や評価になってしまうこと、事業継続期間において、各年の予算の額にシーリング(予算編成において概算要求に対する上限を設定する制度)による制限があることから、中長期的な視点での商店街等の活性化支援や評価を行うために、ファンドを組成して事業支援を行っているとのことであった。

担当課への質問及び各年度の商業活性化基金の正味財産増減計算書を閲覧したところ、正味財産期末残高及び進行年度の運用益の範囲内で事業支援を実施していることが確認できた。

次表の推移を見ると、令和2年度以降はコロナ禍の影響、令和5年度以降は令和6年能登半島地震の影響で国が時限的に行っている「商店街にぎわい創出事業補助金」への申請に流れている影響も想定され、助成実績数が減り、商業活性化基金の正味財産が積みあがってきている状況にある。国の補助金は復興支援の色が強く、国の補助金廃止後の受け皿として本ファンドの支援事業が今後増えていくことが予想されること、商店街の活性化は継続して必要な事業であると考えられることから、現状、事業の見直しの必要性はないものと判断した。

<各年度の助成応募者数と実績数及び正味財産増減計算書の推移>

(単位:千円)

年度	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
応募数	17件	18件	17件	5件	2件	6件	7件	7件
実績数	16件	18件	14件	4件	2件	6件	7件	6件
基金収益	16,969	16,016	16,049	15,970	14,951	13,489	13,500	13,536
事業費(助成金交付事業)	14,356	15,869	12,940	3,833	1,610	5,513	5,906	5,084
事業費(情報提供事業)	1,566	1,855	1,595	1,595	2,389	2,425	1,595	1,595
管理費	1,157	1,053	312	1,078	952	920	1,217	934
経常的な収支	▲ 110	▲ 2,761	1,202	9,469	10,000	4,631	4,782	5,923
正味財産期首残高	29,374	29,264	26,503	27,705	37,170	47,170	51,801	56,583
正味財産期末残高	29,264	26,503	27,705	37,170	47,170	51,801	56,583	62,506

④ 貸付金の期中の動き

当該貸付金はオーバーナイトのため期末において債権残高は残らない。過去のオーバーナイトの状況は以下のとおりである。予算上は当年度の返済原資で貸付けを行うように取り扱っているため、オーバーナイトの取引となっている。なお、ISICO は基金の運用益を原資に、当事業において商店街(法人、任意団体)、商工会議所、商工会に対して助成を行っており ISICO から外部への貸付けは行っていない。

(単位:千円)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
4月1日貸付	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000
3月31日回収	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000
3月31日残高	—	—	—	—	—

※:令和5年度のみ、4月3日貸付、3月29日回収(4月1日、3月31日は土日であったため)

⑤ 貸付に関する事務手続きについて

年度の初めに ISICO より「事業資金借入申請書」の提出を受ける。県は貸付金の査定を行い、ISICO に対して「貸付について(貸付額の通知)」を発行している。事業資金借入申請書では成長戦略ファンド 219 億円と商業活性化推進事業資金 20 億円の申請を行っており、まとめて貸付契約書を締結している(収入印紙 60 万円)。

請求業務に関しては、担当課において、3 月上旬(貸付期日の1ヶ月ほど前)に調定を行い、納入通知書を発行して、ISICO へ送付している。入金されると収納済通知書が出納室から担当課に回付され、担当課は貸付金額の回収額を把握している。事務手続きにおいて問題は認識されなかった。

⑥ 貸付金の評価について

本貸付金はオーバーナイトの貸付金であるため、決算期末は県の決算書において貸付金がゼロとな

るが、3月31日以外は貸付金残高が存在し、貸付金の回収可能性について県が留意すべきなのは明らかである。この点、本貸付金は特定資産として全額が県債で運用されており、県債は県とISICO間での相対取引での引き受けであることから、繰上償還を行っても、過去に元本を毀損した実績はなく、現状の県債が今後繰上償還されたとしても元本を毀損するリスクは極めて低いと考えられる。また、(a)(2)③「決算書分析の結論」に記載のとおり、ISICOは債務超過の状態ではなく本貸付金の回収可能性に問題はないものと判断した。

(2) 監査の結果及び意見

① 貸付契約の見直し検討(意見 A-4)

オーバーナイトは、県の財政状態の適切な開示及び経済性の観点から適切とは言い難く、貸付契約の締結方法等の見直しを検討すべきである。

本貸付金は、貸付期間が4月1日から3月31日の1年間で設定され、毎年、貸付契約を新たに締結している。そのため、毎年3月31日にISICOから貸付金の返済を受け、年度末時点の石川県の貸借対照表には、当該貸付金が計上されていない。これは、いわゆる「オーバーナイト(一夜貸し)」と呼ばれる会計操作である。オーバーナイトは「貸付先の破綻時に自治体に大きな影響を及ぼす」、「短期貸付制度の趣旨を逸脱している」として、長期貸付や補助金に移行するほうが望ましいとの指摘が一般的になされている。本貸付金に当てはめると、中長期的な視点での商店街等の活性化支援や評価を行いたいという担当課の考えからすると補助金への移行ではなく、中長期的な視点という面からしても、実質的に長期貸付金とする取り扱いが望ましい対応と考えられる。なお、貸付資金は全額県債で運用されているため、貸付金の元本毀損リスクが顕在化するか否かは県の判断にゆだねられており、過去に元本毀損が生じたことがないことから元本毀損リスクは極めて低いと考えられる。このため、本貸付金をオーバーナイトすることの問題点としては、実質的な長期貸付金が決算書上見えなくなっており、県の財政状態を適切に開示できていないことであると整理できる。

また、経済性という観点で考えると、貸付契約書を毎年新たに作成するため、契約書に貼付する収入印紙代が都度発生していること(本監査対象の貸付契約書は成長戦略ファンド事業資金貸付金と商業活性化推進事業資金貸付金をまとめている。収入印紙代は2つの事業資金貸付金分で600千円)、県の外郭団体であるISICOにおいては、3月31日から4月1日までの2日間の借入を行うために利息負担1,736千円(成長戦略ファンド事業資金貸付金と商業活性化推進事業資金貸付金の借換利息総額)が生じているなど、無駄な支出が発生している。

県の財政状態の適切な開示及び経済性の観点から、貸付契約の締結方法等の見直しを検討すべきである。

② 電子契約の導入検討(意見 A-5、総括意見 4)

収入印紙代の節約や契約締結手続の効率化のため、電子契約の導入を検討すべきである。

意見 A-4 で記載した通り、現在、貸付契約書に600千円の収入印紙を貼っている。電子契約の導入を検討すべきである。総括意見 4 参照。

3. 中小企業設備導入支援事業資金貸付金(オーバーナイト)

(1) 債権の概要

① 概要

担当部局部課	商工労働部 経営支援課
債権の名称	中小企業設備導入支援事業資金貸付金
債務者	公益社団法人石川県産業創出支援機構
R6 年度末債権残高	－円(オーバーナイトの貸付であり、R7 年 4 月 1 日残高は 609,072 千円)
消滅時効	延滞等発生しておらず記載省略
根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等	<p>県から ISICO への貸付金は県財規第 8 章第 3 節(債権)</p> <p>ISICO が行っている設備貸与事業に関する規程等は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備貸与審査委員会実施要領 ・未収貸付債権及び未収貸与料債権回収管理規程 ・小規模企業者等設備資金貸与事業及び設備貸与事業に係る債権の査定管理規程
貸付条件	<p>貸付開始日:R6 年 4 月 1 日(オーバーナイトは開始時期不明)</p> <p>貸付期間:R6 年 3 月 1 日から R7 年 3 月 31 日</p> <p>貸付限度額:R7 年 3 月末の貸与残高予定額より算出している。R5 年以前の貸与分 654,241 千円、R6 年度の新規貸付枠 600,000 千円の合計 1,254,241 千円。なお、新規貸付枠内の貸付は必要な都度行う。実際に 4 月に貸付けた金額は R6 年 3 月末の ISICO における中小企業者等への割賦代金未回収金額である 907,182 千円であり、貸付枠の範囲内の金額となっている。</p> <p>利率:1.4%(契約書第 3 条第 2 項)</p> <p>利率の考え方:ISICO から事業者への貸付利率(割賦損料)を年 1.6%と設定しており、それを下回る水準にて設定している。それ以外に県は割賦損料 1%見合いの補助金を ISICO に支給している。(ISICO は 1.6%-1.4%+1%の利ざやを事務費に充当)。</p> <p>担保、保証人:無</p> <p>遅延損害金、違約金:年 10.75%の割合(契約書第 6 条、第 7 条)</p> <p>その他:貸付期間終了に伴い、毎年、貸付期間 1 年の契約を締結している。</p> <p>貸倒れリスクの負担:ISICO への貸付金の貸倒れリスクに関しては、県がリスクを負担。ISICO が有する中小企業への割賦販売代金の未収金に関する貸倒れリスクは ISICO がリスク負担。</p>
貸付の財源	県の諸収入
債権管理の方法	担当課において、エクセルの債権管理簿(県財規第 249 条)と ISICO から提出される中小企業者別の設備金額や割賦代金未回収金額をまとめた資料

等で管理している。

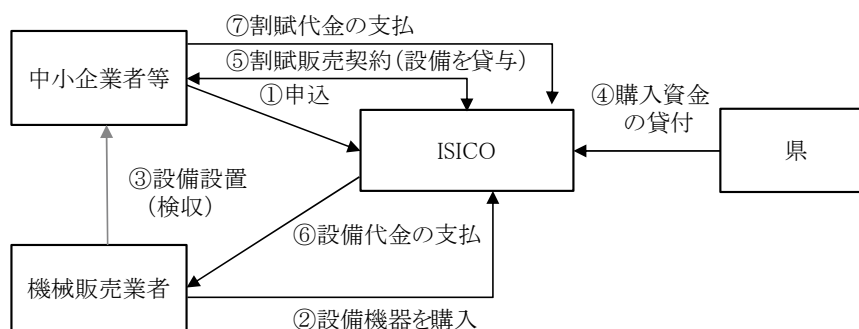
② 貸付金の内容及び状況

本貸付金は平成 27 年度以降に ISICO が行っている設備貸与制度において、ISICO の設備購入資金を県が貸付けるものである。平成 27 年度以前の設備貸与制度は国の助成があるもので、当該制度に関連して県から ISICO への貸付金は存在しない。ISICO は中小企業者等からの割賦代金の受領額を原資に県へ貸付金の返済を行っている。貸付期間を 1 年とし、年度末に返済を受け、翌年度に再度貸付けを行うオーバーナイトの契約となっている。

③ 中小企業設備導入支援事業資金貸付金制度について

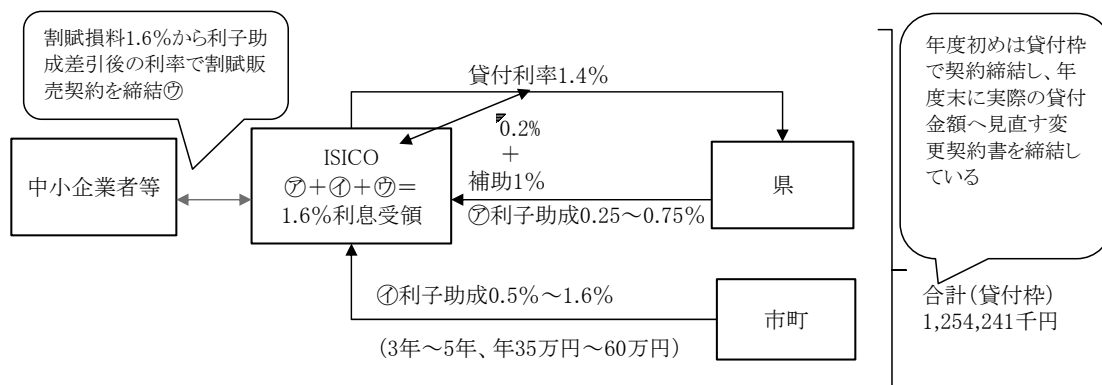
設備貸与制度とは、中小企業者等の希望する設備を ISICO が購入し、長期・固定金利で中小企業者へ割賦販売(完済後に所有権が ISICO から中小企業者へ移転、割賦期間は 10 年以内)するもので、県と市町からの利子助成も得られる制度となっている。中小企業者等への割賦損料(利率)は年 1.6% であるが、県の利子助成が 0.25% から 0.75% (要件によって異なる)、市町の利子助成が 1.35% から 1.6% (市町によって助成率だけでなく、助成額、助成期間が異なる)と定められており、制度利用時に利子助成率が確定し、差し引いた後の割賦損料で割賦販売契約が締結されている。従って、利子助成額は中小企業者等に支払われるのではなく、県や市町から ISICO へ支払われるスキームとなっている。なお、平成 30 年度までは割賦損料を 2.75% とし、先に記載した利子助成に加えて、県が一律 1% の利子助成を行っていたが、利子助成があるとはいえ割賦損料が高いことは制度利用者の設備投資意欲を減退させる可能性があると判断し、令和元年度から割賦損料を 2.75% から 1.6% (△1.15%) とした。その際、減額した割賦損料に近似する 1% を県が ISICO に対して補助する制度設計へ見直している。このため ISICO は設備貸与事業を行うことによる利ざやとして平成 30 年度までは 1.35% (割賦損料 2.75% - 県貸付利率 1.4%) を得ていたが、令和元年度以降は 1.2% (割賦損料 1.6% - 県貸付利率 1.4% + 利子補給 1%) となり、当該利ざやで本事業の事務費を賄っている。

【設備貸与制度のスキーム図(貸付)】



※:④購入資金の貸付は状況に応じてその都度行われることもあるが、昨今は年度当初の貸付金と期中の⑦の ISICO 受取額で新規貸付が行えている状況である。

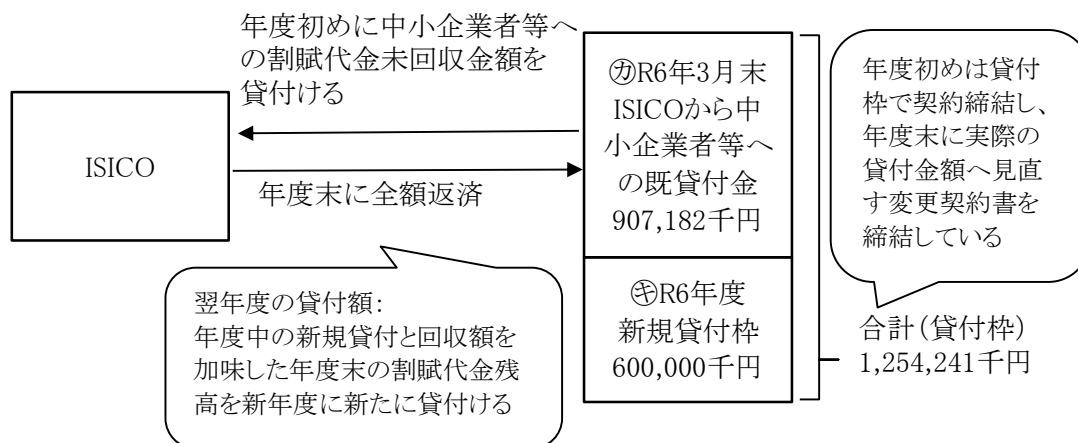
【設備貸与制度のスキーム図(利子)】



④ 貸付金の期中の動き

本貸付金は ISICO が中小企業者等に対して有している割賦代金の未回収金額(割賦損料を含まない)と紐づいている。そのため、ISICO が県へ貸付金の返済を行う際、ISICO が中小企業者等から受領した割賦代金である。ISICO は中小企業者等から割賦販売契約に基づいて毎月割賦代金の回収を行うとともに、年度中に新規の設備購入があれば新たな購入資金が必要となる。そのため、県と ISICO との貸付契約における貸付金額は、年度の初めに下図の⑦前年度末の割賦代金未回収金額と⑧新年度の新規貸付枠とし、⑦の部分は4月1日に貸付けを実行し、⑧は貸付の必要に応じてその都度貸付けを実行している。その上で、年度末に貸付実績で変更契約書を締結している。なお、本貸付契約の貸付期間は4月1日から3月31日となっており、3月末に貸付金が全額返済され、4月1日に3月末時点の中小企業者等に対する割賦代金の未回収金額をベースに新規貸付として貸付契約を締結し、資金を拠出している。いわゆるオーバーナイトの貸付金となっている。

【ISICO と県の貸付契約について】



オーバーナイトの貸付金となっている理由は、本貸付金の予算を当年度で返済される資金を原資としている影響とのことである。過去の貸付金の期中の動きは以下のとおりである。3月31日回収額と翌日の4月1日貸付額の差額は、3月31日の回収額にISICOが中小企業者等から回収した金額を県に返済していることによるものである。本貸付金に関しては、ファンド資金を拠出しており、毎年同額を借り

換えているオーバーナイトの貸付金と異なり、期中に ISICO が中小企業者等から回収したり、新たに設備貸与することで貸付金残高増減しており、当該増減額を前もって返済計画として立案することが現実的に困難なことから、長期の貸付契約として締結するのは現実的に困難な事業であると考えられる。オーバーナイトであることから、3月31日のみ貸付金残高がゼロとなることには違和感があるものの、仮に1年ごとに長期の貸付契約を締結し当年度の割賦販売契約と紐づけて返済計画を作成すれば長期貸付金としての契約締結も可能と考えられるが、契約書が割賦期間の年数分(最も長くて10年分)作成する事になり、かつ管理も煩雑になることから、現状の単年度契約で毎年貸付額を把握した上で契約締結する対応も致し方ないものと判断した。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
4月1日貸付	1,070,095	1,064,120	1,082,128	1,038,599	907,182	609,072
期中貸付(※1)	—	—	—	—	—	省略
3月31日回収	1,070,095	1,064,120	1,082,128	1,038,599	907,182	
3月31日残高	—	—	—	—	—	

※1: ISICO では年度途中で新たな制度利用者が発生するものの、中小企業者等からの割賦代金の回収額で新たな制度利用者のための設備機器購入代金を賄えており、直近5年間で県から期中で新規貸付を行った実績はないとのことである(期初に支払った割賦代金の未回収金額で資金繰りが賄えているということ)。

⑤ 貸付に関する事務手続きについて

年度の初めに当年度に必要と想定される貸与金額(令和6年度であれば1,254,241千円)について ISICO より「貸付申請書」の提出を受ける。県は貸付金の査定を行い、「貸付金額決定通知書」を発行し、新規貸付枠の金額を含んだ貸付契約証書を締結する(収入印紙40万円)。

ISICO は過年度の設備購入資金に関する貸付金(令和6年度であれば907,182千円)について、「貸付依頼」を行い、県は「貸付通知書」を発行し、「貸付金額決定通知書」の金額のうち、新規貸付枠を除く金額について年度当初に貸付けを行う。

ISICO 側での本事業による資金需要(令和6年度中の償還額や令和6年度の新規貸与額)を考慮した上で、令和6年度末の貸付金残高を算出し、3月に当該金額での貸付金額とする変更契約書を締結している。ここ数年は年度当初の貸付後に追加貸付の実績はない。これは、ISICO が中小企業者等に対し新たな設備導入支援事業を行うための資金が必要となっても、期中の割賦損料収入等で賄えたことによるものである。期中の収入を上回る事業資金が必要となった場合には、「貸付金額決定通知書」の金額の範囲内で、県から追加借り入れを行うこととなる。

担当課では貸付期日の1ヶ月ほど前に調定を行い、納入通知書を発行して、ISICO へ送付している。収納済通知書が出納室から担当課に回付され、貸付金額の回収額を把握している。事務手続きにおいて問題は認識されなかった。

⑥ 貸付金の評価について

本貸付金はオーバーナイトの貸付金であるため、決算期末は県の決算書において貸付金がゼロとなるが、3月31日以外は貸付金残高が存在し、貸付金の回収可能性について県が留意すべきなのは明

らかである。この点、本貸付金の貸付先である ISICO の正味財産は 43 億円であり、回収可能性に疑義はないと考えられる。

ただ、県の貸付金は全額 ISICO を介して中小企業者等への割賦代金未回収金額となっていることから、中小企業者等の割賦代金について回収可能性に疑義があれば、ISICO が貸付金の返済資金を捻出することになると考えられる。その点について ISICO 担当者に質問したところ、ISICO が有している割賦代金未回収金額の明細は以下のとおりであり、資金繰りの関係で 1 年を上限として支払い猶予の申請を受け承認している先が数社存在するものの、延滞している債権はなく、回収可能性に疑義がある債権はないとの回答を得た。なお、県の令和 7 年 4 月 1 日時点の貸付金残高 609,072 千円は ISICO の決算書における割賦設備未収金(返済期限が到来していないもの)608,842 千円と近似しており(差額の 230 千円は県への貸付申請後で決算期末日前までに想定していなかった償還がありずれたものである)、本貸付金に係る割賦代金未回収金額に延滞債権はないとの ISICO 説明に違和感はない。

<ISICO が有している割賦代金の未収金額> (令和 7 年 4 月 1 日現在) (単位:千円)

債務者	債務者 (ISICO の貸付先)	債権発 生年度	当初債 権額	R7 年 4 月 1 日債権額			
				元金	利息	損害金	計
ISICO	法人 1 社	H27	79,299	2,592	-	-	2,592
	個人 1 名	H28	106,857	810	-	-	810
	法人 7 社	H29	334,791	71,234	-	-	71,234
	法人 9 社	H30	331,998	87,617	-	-	87,617
	法人 11 社	R1	291,067	35,758	-	-	35,758
	法人 8 社	R2	189,886	53,718	-	-	53,718
	法人 6 社	R3	158,310	61,886	-	-	61,886
	法人 8 社、個人 1 名	R4	297,344	146,265	-	-	146,265
	法人 7 社	R5	187,290	138,685	-	-	138,685
	法人 1 社	R6	18,130	10,507	-	-	10,507
	合計			609,072	-	-	609,072

(2) 過年度包括外部監査結果に対する措置対応

中小企業設備導入支援事業貸付金に関連する過年度監査の指摘は 2 件、意見は 12 件であった。以下に県から得られた「その後の状況及び現況」と「措置状況に対する監査人の見解」を記載する。なお、中小企業の設備導入を支援する制度は、何度か制度改定が行われており、現存する制度ではない頃の貸付金に対する指摘・意見もあるが、現在の貸付金制度において、過去の指摘・意見の内容が改善された状況にあるかという視点で検討を実施している。

① 審査手続(平成 12 年度包括外部監査報告書 p100 掲載)

担当部局/外郭団体名	
商工労働部/財団法人石川県中小企業振興協会(H15年3月解散し、ISICOが事業を引継)	
区分	指摘・意見の内容
意見	中小企業設備貸与事業(国制度)において、保証人の調査事項の内容は簡単なもので、証拠書類はない。
当時の措置対応	その後の状況及び現況
当時は意見への対応を公表して いなため正確な措置対応は不明	監査対象事業は平成 26 年度に終了している(同じ趣旨で平成 27 年度以降に開始している貸付事業が中小企業設備導入支援 事業貸付金である)。

(措置状況に対する監査人の見解)

ISICO にて、現状の設備貸与制度(県制度)の利用申請時に提出する「設備貸与制度申込書」を閲覧し、保証人の年間所得、資産状況を記載する欄が設けられており、保証人に対する調査がなされるような様式へ見直しが行われていることを確認した。また、設備貸与制度の契約締結に際し、保証人の運転免許書の写し、印鑑登録証明書、所得証明書、資産証明書を提出書類として定めていることを確認した。保証人の実在性・担保能力を把握するための書類が定められており、適切に措置されていると判断した。

② 貸付実行後の指導及び保全について(平成 12 年度包括外部監査報告書 p101 掲載)

担当部局/外郭団体名	
商工労働部/財団法人石川県中小企業振興協会(H15年3月解散し、ISICOが事業を引継)	
区分	指摘・意見の内容
意見	中小企業設備貸与事業(国制度)において、業務方法書によれば、協会は借受人に対して貸与設備が適切かつ効率的に使用されるよう適切な指導を行い、効率的に使用していないものに対しては設備の利用の促進を図るために、受注あっせん制度等を利用できるよう適切な指導を行こととなっている。しかし、設備貸与先は H11 年度末で 400 件を超え、現状人員では実行後の企業訪問は延滞先が中心となっている。延滞がない先の設備が予定通り利用されているかどうかは、任意で決算書等の提出を受けた貸与先についてしか確認できていない。
当時の措置対応	その後の状況及び現況
当時は意見への対応を公表して いなため正確な措置対応は不明	監査対象事業は平成 26 年度に終了している(同じ趣旨で平成 27 年度以 降に開始しているのが中小企業設備導入支援事業貸付金である)。

(措置状況に対する監査人の見解)

ISICO 担当者へ質問したところ、設備が予定通り利用されているか確認するため、設備納品時には現物確認を実施するとともに、不正に売買されないよう ISICO の貸与機械である旨を設備に添付しているとの回答を得た。貸与先からの提出書類(写真付き)をサンプルで閲覧し、設備設置状況と設備に貸与

機器証シールが貼られていることを確認した。措置対応は適切になされていると判断した。

③ 貸与対象業種の偏り(平成 12 年度包括外部監査報告書 p101 掲載)

担当部局/外郭団体名	
商工労働部/財団法人石川県中小企業振興協会 (H15 年 3 月解散し、ISICO が事業を引継)	
区分	指摘・意見の内容
意見	中小企業設備貸与事業(国制度)において、中行企業設備近代化資金等助成法は業種及び対象設備を特定しているため、県単独事業として特定中小企業設備貸与事業を行い、県内中小企業間の公平性を図っている。しかし、当該制度の国の制度に準じているため、すべての中小企業が対象となっている保証がない。対象業種や対象設備を特定するのではなく、すべてを対象とした上で個別に当制度の目的に適合するかどうか判断することが望ましい。
当時の措置対応	その後の状況及び現状
当時は意見への対応を公表してないため正確な措置対応は不明	監査対象事業は平成 26 年度に終了している(同じ趣旨で平成 27 年度以降に開始しているのが中小企業設備導入支援事業貸付金である)。

(措置状況に対する監査人の見解)

ISICO 担当者への質問を実施し、現状の設備貸与制度(県制度)では対象業種を絞っていないとの回答を得た。現在は国の制度は廃止されており、県単独の制度のみであることも影響していると考えられる。対象業種を絞っていない以上、措置対応は適切になされていると判断した。

④ 延滞金・遅延損害金の減免規準(平成 12 年度包括外部監査報告書 p102 掲載)

担当部局/外郭団体名	
商工労働部/財団法人石川県中小企業振興協会 (H15 年 3 月解散し、ISICO が事業を引継)	
区分	指摘・意見の内容
意見	中小企業設備貸与事業(国制度)において、債務者の延滞理由そのものが減免の対象に該当するケースが多いが、連帯保証人については、減免伺いに返済能力に関する記述がないものがあり、減免規準との整合性が明確ではないものがあった。減免を行っているものの中には、資力があると思われる連帯保証人に対するものもあり減免規準に規程されている減免対象の具体的な事実のうち、どれに該当するのかが明確ではない。未収貸与料債権管理規程及びその中にある延滞金・遅延損害金の減免規準の厳格な運用が望まれる。
当時の措置対応	その後の状況及び現状
当時は意見への対応を公表してないため正確な措置対応は不明	平成 12 年当時の減免基準は改定されており、改訂した基準に基づき運用されている。なお、監査対象事業は平成 26 年度に終了している(同じ趣旨で平成 27 年度以降に開始しているのが中小企業設備導入支援事業貸付金である)。

(措置状況に対する監査人の見解)

ISICO にて現状の「未収貸付債権及び未収貸与料債権回収管理規程」及び「延滞金減免に係る補足資料(内規)」を閲覧した。平成 12 年度の包括外部監査の意見は債務者だけではなく連帯保証人に

についても減免対象であるか確認した上で減免を行うことを求めている。その点を ISICO 担当者に伺ったところ、債務者及び連帯保証人の状況を把握した上で、実際に減免する場合には事前に弁護士と協議し、減免手続が規程等に従った対応といえることを確認した上で減免処理を実施しているとのことであった。措置対応は適切になされていると判断した。

⑤ 延滞債権に対する貸倒引当金の計上不足(平成12年度包括外部監査報告書p104掲載)

担当部局/外郭団体名	
商工労働部/財団法人石川県中小企業振興協会(H15年3月解散し、ISICOが事業を引継)	
区分	指摘・意見の内容
意見	中小企業設備貸与事業(国制度)において、貸倒引当金は貸倒実績率等の合理的な根拠に基づいて設定することが必要である。
当時の措置対応	その後の状況及び現状
当時は意見への対応を公表していなため正確な措置対応は不明	小規模企業者等設備資金貸付事業及び設備貸与事業に係る債権の査定管理規程に基づく債権分類を参考に、債務者の返済状況を勘案し、貸倒引当金を計上している(平成19年4月1日施行)。なお、監査対象事業は平成26年度に終了している(同じ趣旨で平成27年度以降に開始しているのが中小企業設備導入支援事業貸付金である)。

(措置状況に対する監査人の見解)

ISICOにて現状の「小規模企業者等設備資金貸付事業及び設備貸与事業に係る債権の査定管理規程」と令和6年度の貸倒引当金算出資料を閲覧し、貸倒引当金が当該規程に従って計上されていることを確認した。なお、(a)外郭団体の理解(2)決算書分析①貸借対照表の分析(ア)未収金、貸倒引当金にも記載した通り、貸倒引当金が過大と考えられるが、金額的に重要性はなく見積誤差の範囲内として問題としない。措置対応は適切になされていると判断した。

⑥ 債権回収(平成14年度包括外部監査報告書p33掲載)

担当部局/外郭団体名	
商工労働部/財団法人石川県中小企業振興協会(H15年3月解散し、ISICOが事業を引継)	
区分	指摘・意見の内容
意見	設備資金貸付制度(国制度)において、財団法人石川県中小企業振興協会では、未収債権について、一覧表を作成し、債権をAからDまで分類し管理しているが、担当者レベルでの作成であり、協会規定等によって作成されることが望ましい。 そして各未収債権の評価の分類だけでなく、回収手続きの視点から分類を行い、協会の対応をマニュアルにして明確化することが好ましい。
当時の措置対応	その後の状況及び現状
・未収債権の分類・管理基準の規定を機構と協議中 ・債権回収のマニュアル化は柔軟な対応を困難にする可能性があることも	小規模企業者等設備資金貸付事業及び設備貸与事業に係る債権の査定管理規程(H19年4月1日施行)に基づき、債権管理を行っている。なお、監査対象事業は平成26年度に終了している(同じ趣旨で平成27年度以降に開始し

踏まえ、マニュアル化を機構と協議中	ているのが中小企業設備導入支援事業貸付金である)。
-------------------	---------------------------

(措置状況に対する監査人の見解)

ISICO にて「小規模企業者等設備資金貸付事業及び設備貸与事業に係る債権の査定管理規程」が策定されていることを確認した。当該規程では債権を5つに分類分けし(正常先債権、要注意先債権、破綻懸念先債権、実質破綻先債権、破産先債権)、どの債権がどの分類となるのか、担当者で判断がぶれないように詳細な説明がなされていた。評価の分類は当該規程で明確化されていると言える。回収手続きの視点では「未収貸与債権及び未収貸与料債権回収管理規程」が存在しており、債務者及び連帯保証人の実情を考慮して、どのようなステップで対応を行うのかが明確に定められていることを確認した。措置対応は適切になされていると判断した。

⑦ 未収債権の償却(平成14年度包括外部監査報告書 p33 掲載)

担当部局/外郭団体名	
商工労働部/財団法人石川県中小企業振興協会(H15年3月解散し、ISICOが事業を引継)	
区分	指摘・意見の内容
意見	設備資金貸付制度(国制度)において、協会回収ランク「D(破綻先)」に該当した場合には、当該未収債権を償却しているようである。未収債権には、期限未到来の債権については含まれていないため「C(実質破綻先)」「C'(実質破綻先)」ランクに該当する者に関して、貸倒引当金計上と絡んで、未到来債権についても明確にしておく必要がある。 未収損害賠償金に関しては、その取扱いについて明らかにする必要があり対応が望まれる。
当時の措置対応	その後の状況及び現状
<ul style="list-style-type: none"> ・期限未到来の未収金については一覧表に計上することで明確化、決算上の期限未到来の未収債権及び貸倒引当金の計上は国の会計処理基準に従って処理(H15年4月対応済) ・未収損害賠償金は個々の事情から慎重に検討する必要があり、機構と協議中 	未収貸付債権及び未収貸与料債権回収管理規程に基づき管理している。なお、監査対象事業は平成26年度に終了している(同じ趣旨で平成27年度以降に開始しているのが中小企業設備導入支援事業貸付金である)。

(措置状況に対する監査人の見解)

ISICO にて未収債権の償却に関する定めが「未収貸付債権及び未収貸与料債権回収管理規程」に設けられていることを確認した。規程では実質破綻先債権若しくは破綻先債権に該当した場合、債務者及び連帯保証人のいずれもが一定の条件を満たした場合に償却することができると定めていることを確認した。ISICO 担当者によると、昨今は償却の実績はないとのことであった。貸倒引当金の計上に関しても「小規模企業者等設備資金貸付事業及び設備貸与事業に係る債権の査定管理規程」に従って債権の分類に応じた貸倒引当金計上がなされていることを確認した。措置対応は適切になされていると判断した。

⑧ 運用益の使途(平成 22 年度包括外部監査報告書 p107 掲載)

担当部局/外郭団体名	商工労働部/ISICO	
区分	指摘・意見の内容	
指摘	設備資金貸付金(国制度)の貸倒引当金のための積立資金が、年度末に、一時的に ISICO の借入金の返済に充当されており、ISICO の決算では積立資金がない状況となっているが、本来は損失補償引当資産等として設定されるべきである。	
	当時の措置対応	その後の状況及び現状
	ISICO では、H23 年 3 月決算において、運用益のうち、貸倒処理の資金として積み立てておく必要がある金額については、借入金返済には充当せず、「貸倒引当準備資産」として計上した。	左記の取り扱いを継続していたが、平成 26 年度に事業終了し、現状は「貸倒引当準備資産」の計上もない。

(措置状況に対する監査人の見解)

ISICO 担当者への質問により、現状、設備資金貸付金の貸倒引当金に備えるための運用益事業は行われていないとの回答を得た。また、令和 6 年度の決算書分析により「貸倒引当準備資産」が計上されていないことを確認した。措置対応は適切になされていると判断した。

⑨ 債権の資産査定の実施について(平成 22 年度包括外部監査報告書 p151 掲載)

担当部局/外郭団体名	商工労働部/ISICO	
区分	指摘・意見の内容	
指摘	設備資金貸付事業(国制度)及び設備貸与事業(国制度)において、ISICO の債権の資産管理規定では、債務者区分及び債権分類を実施し、資産査定を行うことになっているが、経営状況等の把握は一部の企業にしか行われておらず、債務者区分については、正常先、要注意先の区分は行われていない。債権の査定管理規程を遵守し、定期的に利用者の経営状況等の把握に努め、適切な資産査定及び債権管理を行うべきである。	
	当時の措置対応	その後の状況及び現状
	H23 年度より、契約書に決算書の提出義務を明記するなどして、制度利用者すべてに対し、経営状況等を把握し、資産査定を実施した。	左記のとおり運用している。なお、監査対象事業は平成 26 年度に終了している(同じ趣旨で平成 27 年度以降に開始しているのが中小企業設備導入支援事業貸付金である)。

(措置状況に対する監査人の見解)

ISICO への現地往査において、現状の設備貸与制度(県制度)による ISICO と貸与先との契約書を閲覧し、第 15 条において、貸与先は決算書等事業の経理状況、経営の状況、割賦設備の管理状況等に関して県へ報告しなければならない旨を定めていることを確認した。ISICO 担当者によると決算期末から 2 ヶ月後に電話にて決算書提出の督促を行い、必ず決算書を入手するよう対応しているとのことであった。また、年に1回、貸与実績のあるすべての中小企業者等へ「貸与設備利用状況報告書」の提出を求めていることを ISICO 内の起案書で確認した。「貸与設備利用状況報告書」の様式を閲覧したところ、設備の稼働状況や借入金の状況、資金繰りの状況など設備及び経営状況の把握だけでなく、経営

アドバイスの必要性、今後の設備投資計画など、貸与先の状況把握を行えるような質問項目が設けられていることを確認した。定期的に利用者の経営状況等を把握するよう努めていると考えられる。なお、債権の査定に関しては「小規模企業者等設備資金貸付事業及び設備貸与事業に係る債権の査定管理規程」に従った対応を行っているとの回答を得た。措置対応は適切になされていると判断した。

⑩ 未収債権の管理について(平成 22 年度包括外部監査報告書 p151 掲載)

担当部局/外郭団体名		商工労働部/ISICO	
区分	指摘・意見の内容		
意見	未収債権管理台帳については、設備貸与事業及び特定中小企業設備貸与事業(国制度)では、現在も手書きの管理台帳を使用している。効率的な管理の観点からシステム化等について検討することが望ましい。		
当時の措置対応		その後の状況及び現状	
設備貸与事業のシステム化については、新たにソフトウェア開発費用がかかることから、導入に当たっては、費用対効果を踏まえ、検討していきたい。		費用面からシステム化は困難であるが、エクセルによりデータベース化し、電磁的な管理を実施している。	

(措置状況に対する監査人の見解)

ISICO担当者へ質問したところ、債務者や保証人等との個々のやり取りは紙の管理台帳利用を継続し、債権の一覧管理はエクセルを用いて行っているとのことであった。それら資料で債権残高と経緯が分かるようになっており、費用をかけてまでシステムを入れる必要性は低いと判断したとのことである。

⑪ 貸与契約書等の記載事項について(平成 22 年度包括外部監査報告書 p152 掲載)

担当部局/外郭団体名		商工労働部/ISICO	
区分	指摘・意見の内容		
意見	設備資金貸付事業(国制度)及び設備貸与事業(国制度)における貸付け契約書には、利用者の決算書等の資料の提出に関する規定が設けられていない。利用者の経営状況等について把握するときは決算書等の資料が必要であり、契約書に資料の提出に関する規定を設ける必要がある。		
当時の措置対応		その後の状況及び現状	
H23 年 4 月、設備資金貸付事業、設備貸与事業ともに契約書第 16 条に決算書提出義務を追加した。		左記のとおり運用している。なお、監査対象事業は平成 26 年度に終了している(同じ趣旨で平成 27 年度以降に開始しているのが中小企業設備導入支援事業貸付金である)。	

(措置状況に対する監査人の見解)

ISICOへの現地往査において、現状の設備貸与制度(県制度)による ISICO と貸与先との契約書を閲覧し、第 15 条において、貸与先は決算書等事業の経理状況、経営の状況、割賦設備の管理状況等に関して県へ報告しなければならない旨を定めていることを確認した。措置対応は適切になされていると判断した。

⑫ 県との損失補償契約について(平成 22 年度包括外部監査報告書 p152 掲載)

担当部局/外郭団体名	商工労働部/ISICO	
区分	指摘・意見の内容	
意見	設備貸与事業(国制度)における未収債権については、県が ISICO に対して損失補償するという損失補償契約があるので、損失補償の請求について検討すべきである。	
	当時の措置対応	その後の状況及び現状
	損失補償については、現況を踏まえ、県と協議していきたい。	設備貸与事業全体として欠損が出ていないため、県に損失補償の請求はしていない。現状は県からの借入はなく、損失補償もない。

(措置状況に対する監査人の見解)

設備貸与事業(国制度)の件による損失補償契約書を確認したところ、県の損失補償対象が県から貸付けを受けた金額のうち未収債権による損失が生じた場合と定められており、現状、設備貸与事業(国制度)に関する県から貸付けを受けた金額がゼロとなっており、損失補償も存在しないことを確認した。現状の設備貸与事業(県制度)においては県の損失補償はない。

⑬ 貸付又は貸与後 1 年以内の延滞について(平成 22 年度包括外部監査報告書 p152 掲載)

担当部局/外郭団体名	商工労働部/ISICO	
区分	指摘・意見の内容	
意見	設備貸与事業(国制度)及び特定中小企業設備貸与事業(国制度)については、貸与後 1 年以内に延滞となったものが併せて 8 件ある。公的機関として、回収に懸念のある先に対しても貸与しなければならないとしても、1 年以内の短期間に延滞となっているので、より適切かつ慎重な審査を行うべきである。	
	当時の措置対応	その後の状況及び現状
	返済に懸念のある案件については、今後の売上げ見込み、返済財源などをより詳細に調査して返済能力を慎重に審査するとともに、貸付・貸与後は経営指導等を実施し、延滞発生の防止に努めることとした。	左記のとおり運用している。なお、現行の設備貸与制度(県制度)が始まった平成 27 年度以降は延滞なし。

(措置状況に対する監査人の見解)

ISICO 担当者に質問したところ、貸付時の審査体制を改善し、H27 年以降は延滞した先はないとの回答を得た。制度利用の申込後に中小企業診断士の調査を入れて審査の充実を図った。また、毎年の決算書提出を受けて、必要に応じて専門家のサポートを受けて頂くなど、延滞発生防止に努めているとのことであった。現行の設備貸与制度(県制度)では延滞が発生していないことから、措置対応は適切になされていると判断した。

⑭ 設備貸与事業での貸倒引当金の過大(平成 22 年度包括外部監査報告書 p153 掲載)

担当部局/外郭団体名	商工労働部/ISICO	
区分	指摘・意見の内容	
意見	設備貸与事業(国制度)における未収債権については、県が ISICO に対して損失補償するという損失補償契約があるが、ISICO では、設備貸与事業の債権に対して所定の引当率により引当を行っているため、貸倒引当金が 220 百万円過大に引き当てられている。	
	当時の措置対応	その後の状況及び現状
	ISICO の規定に基づいた引当率により、貸倒引当金を計上しているが、今後、減額について検討していきたい。	設備貸与事業全体として欠損が出ていないことから県への損失補償の請求はしておらず、よって貸倒引当金の減額は必要ない(所定の引当率で問題ない)と考えている。なお、現状は損失補償の対象となる債権は存在しない。

(措置状況に対する監査人の見解)

県との損失補償契約書によると ISICO は事業年度末 3 ヶ月以内に回収できなかった債権額について県に対し損失補償の請求を行うことができると定めている。「できる」としていることから、ISICO が請求しない・請求する予定がないのであれば、損失補償金を受領することはないので、貸倒引当金の算定において減額しないとする ISICO の当時の判断に問題はないものと判断した。

(3) 監査の結果及び意見

① 電子契約の導入検討(意見 A-6、総括意見 4)

収入印紙代の節約や契約締結手続の効率化のため、電子契約の導入を検討すべきである。

現在、貸付契約書に 400 千円の収入印紙を貼っている。電子契約の導入を検討すべきである。総括意見 4 参照。

② ISICO が有する債権の回収可能性の把握・検討(意見 A-7)

オーバーナイトの貸付金であっても、県に損害が生じ得る可能性がある場合には、その状況を県民が適時把握できるよう対応を検討されたい。

本貸付金はオーバーナイトで行われているため、年度末には県において貸付金残高がなく、決算書に計上されない。そのため、決算書上貸付金の評価を行うことはない(貸付金がそもそも決算書にないため、徴収不能引当金を計上することはない)。また、貸倒れリスクを ISICO が負担している関係から考えても、仮に ISICO が有している個別の債務者向けの債権について、回収可能性に疑義が生じたとしても、その情報が県の決算書上、どこにも反映されることはない。

現状は ISICO において回収可能性に疑義がある債権はないとのことであるが、今後回収可能性に疑義がある債権が発生し、ISICO では貸倒れリスクを負担できないほど多額の損失が見込まれる場合には、適時、県における損失補填の可能性を検討し、必要に応じて損失補償等引当金の計上を検討すべきである。オーバーナイトの貸付金であっても、県に損害が生じ得る可能性がある場合には、その状況を県民が適時把握できるよう検討されたい。

B. 一般財団法人石川県県民ふれあい公社への貸付金及び債務保証・損失補償

県から一般財団法人石川県県民ふれあい公社(以下、「ふれあい公社」という。)への貸付金は以下のとおりであり、監査対象は2つの貸付金となっている。事業資金から1つ、設備整備資金から1つ抽出した。県による債務保証、損失補償はない。(単位:千円)

No.	貸付金名称	担当部局	R6 年度末 債権残高	監査 対象
1	県民ふれあい公社事業資金貸付金	土木部	1,759,410	対象
2	ふれあい公社運営資金貸付金	文化観光スポーツ部	200,000	対象外
3	のとじま水族館パノラマ大水槽整備資金	同上	326,051	対象
4	のとじま水族館トンネル水槽整備事業	同上	12,706	対象外
合計			2,298,167	

(a) 外郭団体の理解

(1) 外郭団体の概要

① 沿革

ふれあい公社は、レクリエーションをはじめとした各種サービスを提供する施設や定期借地権資産を管理運営し、県民をはじめとした利用者のサービス向上に努めることで、健全な心身の発達向上に資するとともに、産業振興等に寄与することを目的として、昭和43年に設立された一般財団法人である。

ふれあい公社の基本財産 25,000 千円は県、金沢市、能美市、七尾市、能登町からの拠出金を財源としており、そのうち県の拠出額は 12,500 千円(拠出割合は 50%)である。ふれあい公社は県の財政的関与度が高い外郭団体であり、「財政のあらまし」の連結財務諸表における連結対象となっている。

② 役員構成

令和7年4月1日時点の役員は、理事10名(うち県職員5名、理事長含む)、評議員7名(うち県職員1名)、監事2名で構成され、石川県参事が理事長を務めている。

③ 事業内容

定款では(1)レクリエーション施設の総合的整備及び管理運営に関する事業 (2) 駐車場の管理運営に関する事業 (3) 石川県や市、町の委託を受けた施設の整備及び管理運営に関する事業 (4) 定期借地権資産の管理運営に関する事業 (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業を行うとしている。会計上は、一般会計(公社事業と受託事業)と香林坊駐車場特別会計で区分管理しており、具体的な各事業内容は以下のとおりである。

<一般会計>

- 公社直営施設の管理運営(対象施設:のとじま臨海公園、辰口丘陵公園、能登勤労者プラザ、健民スポレクプラザ)
- 指定管理者制度による受託施設の管理運営(対象施設:いしかわ動物園、ふれあい昆虫館、のと海洋ふれあいセンター、産業展示館、湖南運動公園、西部緑地公園、県立野球場、陸上競技場、鹿島少年自然の家、能登少年自然の家、海の自然生体館)
- 駐車場の管理運営(兼六駐車場、石引駐車場、広阪観光バス暫定駐車場)

- その他事業(本多の森会議室、定期借地権付住宅地の管理運営)

<特別会計>

- 駐車場の管理運営(香林坊地下駐車場)

(2) 令和6年度の決算書分析

① 貸借対照表の分析

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
現金預金	396,735	未払金	568,458
未収金	489,200	未払消費税	9,993
貯蔵品	26,041	預り金	11,415
その他	2,511	賞与引当金	55,468
流動資産合計(a)	914,488	その他	4,954
定期預金	25,000	流動負債合計(f)	650,279
基本財産合計(b)	25,000	長期借入金	3,325,647
建物及び建物付属設備	792,773	退職給付引当金	344,735
構築物	471,147	預り保証金	461,046
その他有形・無形固定資産	18,799	その他	15,937
預り保証金引当資産	20,846	固定負債合計(g)	4,147,366
特定資産合計(c)	1,303,568	負債合計(h=f+g)	4,797,646
土地	1,759,410	指定正味財産	1,162,262
建物及び建物附属設備	789,234	一般正味財産	777,421
構築物	55,757	正味財産合計(j)	1,939,684
その他有形・無形固定資産	22,862		
投資有価証券	857,010		
差入保証金	10,000		
長期未収金	1,000,000		
その他固定資産合計(d)	4,494,274		
固定資産合計(e=b+c+d)	5,822,842		
資産合計(a+e)	6,737,331	負債及び正味財産合計(h+i)	6,737,331

主要な勘定科目の内容を以下に記載する。

(ア) 未収金

未収補助金、未収受託料や各施設の利用料等に係る未収金が主な内容であり、実質的に貸付金の性質となるようなものはない。定期借地権付住宅地の地代(遅延利息含む)等に関して、一部、延滞となっているものはあるが、当該延滞債権額は1百万円程度と金額的重要性はなく、貸倒引当金の計上もなされていない。延滞債権が増えるようであれば、債務者の状況に応じて貸倒引当金の計上を検討することが考えられる。

(イ) 建物・建物付属設備、構築物、その他有形・無形固定資産(特定資産)

のとじま水族館のトンネル水槽等や能登勤労者プラザの便所改修工事等が主な内容である。

(ウ) 土地(その他固定資産)

定期借地権付宅地である。固定資産税評価額を基に土地時価の簡易評価額(固定資産税評価額を0.7で割り戻し、公示価額に近似させた評価)を算定したところ、簿価1,759,410千円に対して時価(評価額)は1,332,634千円となり、△426,776千円の含み損が試算された。なお、本土地から得られる収支は土地簿価を上回っており、減損処理の必要性はないと判断した。詳細は「(b) 監査対象貸付金、1. 県民ふれあい公社事業資金貸付金、⑥貸付金の評価(県における徴収不能引当金の計上)について」(p60)参照。

(エ) 建物・建物付属設備、構築物、その他有形・無形固定資産(その他固定資産)

のとじま水族館のパノラマ大水槽等や展示水槽用冷却機等が主な内容である。

(オ) 投資有価証券

定期借地権付き土地の預かり保証金と退職給付引当金見合いの資金を県債850,000千円で運用している。その他にのと鉄道株式会社(以下、「のと鉄道」という。)への出資金7,000千円などがあり、減損処理の要否が検討されていなかった。意見B-1参照。

(カ) 長期未収金

香林坊地下駐車場の運営に関して県及び金沢市で債務負担行為が確定している借入償還補助金の未収金1,000百万円である。毎年95百万円ずつ補助がなされるスケジュールとなっている(県、金沢市から毎年47.5百万円ずつ受取り、令和17年に終了予定)。県及び金沢市に対する債権であり、各議会で債務負担行為の承認が得られており、回収可能性に問題となる事項は識別していない。当該回収により得られる資金が、香林坊駐車場特別会計における金融機関からの借入金(令和7年3月31日残高1,000百万円)の返済原資となるスキームとなっている。本勘定科目が「財政のあらまし」連結財務諸表では長期貸付金となっている(県に対するものは債権債務の相殺消去手続きにより連結財務諸表上はゼロとなるが、金沢市に対する500百万円が長期貸付金で開示されている)。総括意見9参照。

(キ) 預り保証金・預り保証金引当資産(特定資産)

預り保証金は定期借地権付宅地保証金に係る預り保証金439,700千円と香林坊開発ビル附置義務駐車施設保証金16,263千円及び当該預金利息4,583千円の合計20,846千円が主な内容である。預かり保証金引当資産は香林坊開発ビル附置義務駐車施設保証金見合いの資金を定期預金で保有しているものである。定期預金で保有しているため受取利息が生じており、昨今の受取利息は収益計上されているが、過去の受取利息は特定資産と負債で4,583千円計上されている。返済義務のある預かり保証金を超える積立であり、取り崩して収益計上することが考えられるが、保守的な対応として問題としない。

(ク) 長期借入金

長期借入金は県からの借入金 2,298,167 千円、金融機関からの借入金 1,027,480 千円である。長期借入金の明細は以下のとおりである。No.1 とNo.3 が個別監査の対象となっている。(単位:百万円)

No.	内容	借入先	利率	R6 年度末 残高	返済終了時期
1	ふれあい公社事業資金 (定期借地権付宅地取得資金)	県	無利息	1,759	定期借地権契約の終了時期と考えられる
2	ふれあい公社運営資金	県	無利息	200	契約上は R7 年度だが、返済猶予申請が続いている状況。返済猶予中。
3	のとじま水族館パノラマ大水槽整備事業	県	年 1.3% 年 1.0%	326	
4	のとじま水族館トンネル水槽整備事業	県	無利息	13	R7 年度完済
県合計				2,298	
5	香林坊地下駐車場事業	民間金融機関	年 0.9%	1,000	R17 年度完済予定
6	のとじま水族館パノラマ大水槽整備事業	民間金融機関	年 0.2%	27	R7 年度完済
民間金融機関計				1,027	
合計				3,325	

② 正味財産増減計算書の分析

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
事業費(a)	2,403,354	基本財産運用益(受取利息)(d)	4
公社施設管理費	1,187,270	特定資産運用益(受取利息)(e)	4
公社施設整備費	36,173	事業収益(f)	2,160,039
受託施設管理費	1,179,911	公社施設利用料等	860,197
管理費(b)	344,435	受託施設利用料等	183,598
一般管理費	128,989	受託施設委託料	1,116,243
支払利息	14,032	受取補助金等(g)	509,582
退職給付費用	29,018	県補助金	473,354
雑損失	101	国補助金	20,614
減価償却費	172,293	市補助金	2,247
経常費用計(c=a+b)	2,747,790	その他補助金・受贈益	13,365
		雑収益(h)	86,866
当期経常増減(i-c)	8,706	経常収益計(i=d+e+fg+h)	2,756,497

主要な勘定科目の内容を以下に記載する。

(ア) 公社施設管理費

公社直営施設の管理に係る費用。

(イ) 公社施設整備費

修繕等、公社直営施設の整備に係る費用。

(ウ) 受託施設管理費

県の指定管理者制度による受託施設の管理に係る費用。

(エ) 公社施設利用料等

公社直営施設の利用料収入。

(オ) 受託施設利用料等

県の指定管理者制度による受託施設に係る利用料収入。

(カ) 受託施設委託料

県の指定管理者制度による受託施設に係る指定管理料収入。

(キ) 受取補助金等

石川県からの施設整備費補助金、金沢市からの施設運営費補助金、他。

(ク) 経常増減について

令和 6 年度の経常増減はプラス 8 百万円であった。令和 5 年度はプラス 452 百万円と経常増減はプラスが続いている。令和 6 年能登半島地震の影響で、経常外増減(災害損失などが計上されている)は令和 5 年度で△486 百万円、令和 6 年度で△37 百万円とマイナスになっている。経常増減がプラスであることから収益性に問題はないと推察されるが、特殊事情により経営状態が安定しているとは言い難い。

③ 決算書分析の結論

決算書分析の結果、土地に 426 千円の含み損が試算されたことや、投資有価証券の評価に関して問題は発見されたが、それ以外に資産の評価に問題となる事項は発見されず、ふれあい公社の正味財産は 1,508 百万円程度(令和 6 年度末)と考えてよいと判断した。ただし、令和 6 年能登半島地震の影響を受ける事業を多く有していることから、現状の正味財産がプラスであっても、今後には留意が必要と考えられる。(b)個別監査対象貸付金の各貸付金で徴収不能引当金について意見しており参照された。

(3) ふれあい公社の決算書分析から得られた監査の結果及び意見

① 投資有価証券の評価(意見 B-1)

のと鉄道の株式評価について検討を行う必要がある。

ふれあい公社の貸借対照表に計上されている投資有価証券には、のと鉄道への出資 7 百万円が含まれている。ふれあい公社では取得価額で計上しているが、一般財団法人であるふれあい公社は一般に公正妥当な会計基準に従って会計処理することが求められており、投資有価証券の評価という面での一般的に公正妥当な会計基準は「金融商品に関する会計基準」(以下、「会計基準」という)や「金融商品に関する実務指針」(以下、「実務指針」という)が該当すると考えられ、それらに従った会計処理と

して減損処理の要否を検討すべきと考えられるが、減損処理の要否の検討がなされていなかった。

のと鉄道への出資金は市場価格がない株式(以下、「時価のない株式」という。)に分類され、このような時価のない株式の評価をどのように行うかは会計基準第 21 項「市場価格のない株式等については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額をなし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。」、第 22 項で「当該実質価額を翌期首の取得原価とする」ことを求めている。また、実務指針第 92 項で「財政状態とは、一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成した財務諸表を基礎に、原則として資産等の時価評価に基づく評価差額等を加味して算定した1株当たりの純資産額」を指していること、「株式の実質価額が著しく低下したとき」とは、少なくとも株式の実質価額が取得原価に比べて 50%程度以上低下した場合」を指していること。「ただし、時価を把握することが極めて困難と認められる株式の実質価額について、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には、期末において相当の減額をしないことも認められる。」と定めている。

これらの会計基準及び実務指針に当てはめると、のと鉄道の令和 7 年 3 月 31 日時点の純資産 152.9 百万円をのと鉄道の発行済株式総数 9,000 株で除した 1 株当たりの純資産額は 17 千円であり、ふれあい公社が保有するのと鉄道株式数 140 株 7 百万円の実質価額は 2.4 百万円程度と試算され、貸借対照表計上額 7 百万円に対する下落率が 50%を超えている。

のと鉄道の実質価額について回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない限り、投資有価証券を実質価額まで減損処理すべきである。

(b) 監査対象貸付金

1. 県民ふれあい公社事業資金貸付金

(1) 債権の概要

① 概要

担当部局課	土木部 建築住宅課
債権の名称	石川県県民ふれあい公社事業資金貸付金
債務者	一般財団法人石川県県民ふれあい公社
R6 年度末債権残高	1,759,410 千円(全額貸付金)
消滅時効	私債権 民法改正前 10 年、私債権 民法改正後 5 年
根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等	県財規第 8 章第 3 節(債権)
貸付条件	貸付期間:(当初)H26 年 4 月 1 日から H27 年 3 月 31 日 (R6 年度)H26 年 4 月 1 日から R7 年 3 月 31 日 毎年、H26 年度に締結した契約書の貸付期間(具体的には返済期日)を 1 年後に改定する変更契約書を締結している。 利率:無利息(契約書第 2 条) 遅延損害金利率:年 10.95%(契約書第 7 条) 貸付限度額、担保、保証人、違約金:無

無利息の理由	担当課・ふれあい公社ともに明確な理由は分からない状況であったが、良質な住環境を有する住宅団地を建設するという公的な目的のための土地取得資金に対する貸付けであることから無利息になっていると推察される。また、石川県住宅供給公社の解散という特殊事情で事業を譲り受けたふれあい公社の負担を軽減する目的もあるものと推察される。
貸付の財源	県の一般財源
債権管理の方法	・担当課においてエクセルの「債権管理簿」(県財規第 249 条で作成が求められている書類)で管理している。 ・貸付金と紐づいている宅地の売買状況に関しては、エクセルの「定期借地権付宅地一覧表」(宅地の番地や面積、簿価、公社が宅地を売却した時期)で管理している。

② 貸付金の内容及び状況

本貸付金は平成 25 年 3 月 31 日に解散した石川県住宅供給公社(以下、「住宅公社」という。)から事業譲渡により定期借地権付宅地に関する事業を譲り受けた際、ふれあい公社が住宅公社から事業の資産である土地(定期借地権付宅地 141 区画)を取得するための資金として県が貸付けたものである。貸付金の残高は取得した定期借地権付宅地の簿価と一致している。定期借地権付宅地が売却される都度、土地の簿価と同額の貸付金がふれあい公社から返済される。住宅公社から事業を譲り受けた後は、ふれあい公社で宅地を取得したことはなく、本事業に関して県から追加の貸付けもない。

③ 債権の残高推移(単位:千円)

ふれあい公社が譲り受けた定期借地権付土地の売却により、年々貸付金が減少している。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
貸付金(前年度末⑦)	1,899,862	1,847,543	1,816,410	1,773,997	1,759,410
(内訳) 元金	1,899,862	1,847,543	1,816,410	1,773,997	1,759,410
回収額⑧	-	52,319	31,133	42,413	14,587

④ 定期借地権付宅地について

定期借地権付宅地の分譲は、分譲宅地に一般定期借地権を設定することで、借地権者が土地を取得せずに、当該土地の上に自己所有の住居用建物を建設することであり、県民にとっては有効な住宅施策の一つである。ふれあい公社(旧住宅公社)にとっては、契約の期間満了後確実に土地が返還され、事業の初期投資コストが低い(土地を有していれば追加のコストはそれほど多額ではない)定期借地権は、土地の有効活用を促進する土地活用手法の一つである。

住宅公社が分譲した定期借地権付宅地に関しては、借地権者との間で締結した一般定期借地権設定契約公正証書により対応が定められている。借地権者は土地の分譲価格の 30%を保証金として前納することを条件に、借地権付きの分譲宅地を賃借する。当該宅地には居住用建物を建設することのみ認められており、毎月地代として、固定資産税及び都市計画税の公租公課の年額合計を 12(ヶ月)で除した金額に消費者物価指数等を加味して定めた金額を支払うことで 51 年間は宅地利用が認められる。一方で、51 年の契約期間満了時には借地権の契約更新が認められておらず、土地を更地に原

状回復した上で返還しなければならない定めとなっている(契約内容の承継を条件に第三者へ借地権付土地を譲渡することは可能)。このため、借地権者が当該土地で居住用建物を引き続き所有するためには借地権付宅地をふれあい公社から買い取る必要がある。借地権者が買い取りを希望する場合には、土地の所有権を取得したい旨をふれあい公社に申し込めば、不動産鑑定士による評価額(譲渡契約時の更地鑑定額)を基準にふれあい公社が決定した価額で取引することが定められている。ふれあい公社が有している定期借地権付宅地の契約締結日で最も古いのは平成 11 年 10 月、最も新しいのが平成 22 年 11 月であり、51 年後は前者が令和 32 年 10 月、後者が令和 43 年 11 月となる。最も古い契約でみても契約期間は残り 25 年存在している。

なお、ふれあい公社と借地権者間で締結される売買契約は不動産鑑定評価額(更地評価)でなされるが、売買代金の資金の流れとしては、売却代金総額から前納されている預り保証金を減額し、残代金を借地権者からふれあい公社が受け取っている。

現状の貸付金と紐づいている定期借地権付宅地は、石川県河北郡津幡町井上の荘(以下、「井上の荘」という。)、石川県野々市市末松(以下、「末松」という。)、石川県河北郡内灘町白帆台(以下、「白帆台」という。)の 3 つの団地に存在し、これまでの販売実績、販売による貸付金の回収状況は以下のとおりである。

< 定期借地権付宅地の販売実績等 >

(単位:件)

対象団地	H25 年度 譲受区画	販売区画				未販売区 画
		R3 年度以前	R4 年度	R5 年度	R6 年度	
井上の荘	122	16	2	2	1	101
末松	18	3	-	1	-	14
白帆台	1	-	-	-	-	1
計	141	19	2	3	1	116

< 貸付金の回収状況(土地の簿価と同額) >

(単位:千円)

対象団地	当初貸付	回収額				期末残高
		R3 年以前	R4 年度	R5 年度	R6 年度	
井上の荘	1,782,761	217,420	31,133	25,549	14,587	1,494,072
末松	319,986	50,739	-	16,864	-	252,383
白保台	12,955	-	-	-	-	12,955
計	2,115,702	268,159	31,133	42,413	14,587	1,759,410

⑤ 不納欠損処理及び訴訟等の法的措置を執ったものの内訳(直近 3 年分)

該当なし。

⑥ 貸付金の評価(県における徴収不能引当金の計上)について

ふれあい公社と借地権者が不動産鑑定評価額で売買する関係上、不動産鑑定評価額が土地の簿価を下回ると、県への貸付金返済資金が借地権者からの受領する金額では不足し、ふれあい公社が追加で資金を拠出することになる。過去 4 年間の売買実績とふれあい公社の定期借地権管理事業損益をまとめると以下のとおりである。

<土地の売買実績及び定期借地権管理事業収支の過年推移>

(単位:件、千円)

	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	平均
売買件数	4	2	3	1	
土地簿価(貸付金と同額)	52,319	31,133	42,413	14,587	
販売価額	43,230	25,730	37,410	13,240	
売買損益	△9,089	△5,403	△5,003	△1,347	
1 区画当たりの売買損益	△2,272	△2,702	△1,667	△1,347	△1,997
定期借地権管理事業収入	33,725	32,759	32,058	33,108	
定期借地権管理費	4,724	4,786	4,782	4,725	
事業損益	29,001	27,973	27,276	28,383	28,158

1 区画当たりの売買損益は過去 4 年の取引実績から平均△1,997 千円と試算される。残区画である 116 区画で同額の損失が生じたと仮定した場合、総額で 231,652 千円をふれあい公社が追加で資金抛出する可能性があると考えられる。抛出資金の原資となる定期借地権の管理事業損益は過去 4 年の平均で 28,158 千円であり、最も短い定期借地契約の残期間 25 年を乗じ、かつ売買が進むにつれて事業損益が減っていくことを考慮して簡便的に 50%を乗じたとしても、事業損益総額は 351,975 千円となり、定期借地権付宅地の時価が著しく下落しない限り、貸付金の回収可能性に疑義はないものと推察される。ただ、ふれあい公社は定期借地権事業で得られた利益を将来の損失に備えるため積み立てているわけではなく、他の事業の赤字を補填しているのが実情であり、定期借地権事業の収支がプラスだからと言って、本貸付金の回収可能性に疑義がないといい切れる状況にない。

次に、貸付金の回収可能性において、借地権者から受け取る売買代金が時価(鑑定評価額)であることから、定期借地権付宅地の土地の含み損見合いはふれあい公社が資金補填すると整理することもでき含み損を以下に試算した。固定資産税評価額を基に土地時価の簡易評価額(固定資産税評価額を 0.7 で割り戻し、公示価額に近似させた評価)を算定したところ、簿価(貸付残高)1,759,410 千円に対して時価(評価額)は 1,332,634 千円となり、△426,776 千円の含み損が試算された。

<不動産評価額と含み損の状況> (令和 7 年度 固定資産税課税明細より)

(単位:千円)

対象団地	未販売 区画	固定資産税 評価額⑦※1	土地時価④ (⑦÷0.7)	土地簿価⑤ (貸付残高)	含み損失 (④-⑤)	実勢価格 (参考)※2
井上の荘	101	773,518	1,105,026	1,494,072	△389,046	1,326,031
末松	14	153,441	219,201	252,383	△33,182	263,041
白保台	1	5,885	8,407	12,955	△4,548	10,088
計	116	932,844	1,332,634	1,759,410	△426,776	1,599,160

※1:令和 7 年度 固定資産税評価額の合計を記載している。

※2:実勢価格は井上の荘における令和 6 年 10 月 1 日時点の不動産鑑定評価額(48,000 円/㎡)と近隣地点における固定資産税評価額を基にした時価(39,571 円/㎡)を基にして再評価倍率を 1.2 とし土地時価に乗じたもの。1 カ所のための鑑定評価のため参考価格とする。

<土地の売買実績及び定期借地権管理事業収支の過年推移>のとおり、1 区画当たりに売買損失

額は年々減少傾向にあり(令和6年度は△1,347千円)、令和7年も土地価額が上昇傾向にあることから実際の含み損は算定よりは少ない可能性も十分考えられるが、それでもなお1億円を超える含み損失を抱えている可能性がある」と試算できる。

⑦ 貸付に関する事務手続き及び定期借地権付宅地の管理について

土木部住宅建築課では定期借地権付宅地の売却の都度、ふれあい公社からの宅地売却と貸付金償還の報告を受けて回収するための納付書を発行している。また貸付期間が1年であることから、ふれあい公社からの変更申請書をもとに貸付期間の変更に関する変更契約書を締結している。一方で貸付金の回収と関連する定期借地権付宅地の売却見込みや土地地代の延滞に関する情報等については報告を求めている。

ふれあい公社側では地代を延滞している借地権者へ電話で督促や状況確認を行うのみで、それ以外の借地権者に対しては3年に1度の地代改訂の通知を郵送しているだけとのことである。このため、借地権者の現況や今後の土地取得等に関する意向については確認が出来ていないとのことであった。なお、地代の延滞発生件数は令和6年度末時点で7件あり、延滞している未収地代合計は1,339千円であった。時効期間が経過している未収の地代家賃は存在しないとの回答を得ている。

(2) 監査の結果及び意見

① 借地権者の意向確認(意見 B-2)

借地権者の今後の意向を調査し、本事業の出口戦略について検討を開始することが望まれる。

本貸付金は定期借地権付宅地が借地権者に売却された資金で返済されることを前提としているが、借地権者は契約期間内に土地を購入できる権利を有しているにすぎず、契約期間満了時に更地で返還する可能性も十分に考えられる。更地返還されるとふれあい公社で返済原資が得られず、当該土地と紐づいている貸付金の返済をどのように行うのか不透明である。そのため更地返還部分についてどのような対応を行うのか、いわゆる出口戦略を検討すべきと考える。

更地返還部分の土地の取扱いについて考えられる方向性を挙げると、①ふれあい公社で新たに定期借地権付宅地の借手を募集する(事業継続し、貸付金は新たな定期借地権に関する契約期間分延長となる)、②民間の不動産会社等へ土地を売却する(土地に含み損があれば含み損見合いをふれあい公社で資金補填し貸付金の返済を行う、資金の補填ができないと貸付金の一部に延滞が生じる可能性がある)、③県が土地を買い取る(土地に含み損があっても簿価で県が買い取ればふれあい公社で資金補填は不要だが、簿価で買い取ることの要否は県で検討が必要である。県が時価で買い取るならばふれあい公社で資金補填が必要になる)などが考えられる。現時点で出口戦略は決まっていないが、定期借地権の契約期間が半分(25年)を経過するものも出始めていることから、出口戦略の検討を開始することが望まれる。

出口戦略の検討に際し、まずは定期借地権付宅地の残116区画の借地権者に対して意向調査を行うことが有意義であると考え。意向調査によって、契約期間内での購入を考えている区画、契約間満了時に更地返還を考えている区画、検討中の区画(無回答を含む)がどの程度あるのかを把握することができる。また、借地権者の購入はふれあい公社の資金繰り(土地の含み損の補填が生じる)に影響を与えることから、購入を考えている区画へさらに購入時期の目安を記載若しくは選択で回答してもらう調

査様式とすることで、具体的な戦略検討が可能となる。

また、意向調査の結果を受けて、ふれあい公社では、県からの借入金のうち、どの程度の金額がいつ頃、土地の売却代金として返済原資になる見込みなのか、更地返還が想定される区画と紐づいている借入れがどの程度の金額なのか試算し、直近の土地評価額等を参考に返済に疑義が生じる可能性の有無について県へ説明する資料を作成することが可能となる。県においては当該資料において、貸付金の回収可能性の判断をより正確に行うことが可能となる。

なお、意向調査は本監査意見を受けて1度行うだけではなく、5年ごとに行うなど定期的実施し、県とふれあい公社で出口戦略の検討・必要に応じて見直しが行われる機会を設けることが望まれる。

② 徴収不能引当金の計上を検討するための情報収集と報告(意見 B-3)

貸付金の回収可能性を把握する観点から貸付金に紐づく土地の時価情報等の報告を毎期ふれあい公社に求めることが望ましい。

現状、建築住宅課ではふれあい公社から貸付金の回収可能性を把握・検討するための情報を入力していない。貸付金と紐づく定期借地権付宅地の時価情報は、ふれあい公社に対する貸付金の回収可能性を把握する上で重要な情報である。貸付金に紐づく土地の時価情報その他貸付金の回収可能性に影響を与える情報については毎期、ふれあい公社に報告を求めるべきである。

時価情報が貸付金の回収可能性の判断資料となる理由は以下のとおりである。借地権者から土地購入の申出があれば、ふれあい公社は借地権者へ時価で売却するため、仮に時価よりも簿価(県からの借入金と同額)が高ければ、県への返済のためにふれあい公社で資金を補填することになり、ふれあい公社の資金繰りによっては返済が滞る可能性があり、回収可能性に疑義が生じる。また、契約満了で更地返還された場合の方針は決まっていないものの、仮に民間の不動産会社にふれあい公社が土地を売却するならば時価での売却が想定され、契約満了まで残期間が20年以上あるとしても時価情報を参考に、含み損がどの程度存在しており、ふれあい公社で資金補填が可能と判断できる金額水準なのか検討することで、貸付金の回収可能性の判断が行える。意見 B-2 で記載した意向調査の結果を受けて、更地返還部分の出口戦略方針が定まれば、方針に従って回収可能性の判断も変わることも考えられるが、出口戦略が早期に決まるとは考えにくいと、土地の含み損の金額を把握し、ふれあい公社で含み損部分について資金補填できる規模なのかを毎年確認し、貸付金の回収可能性について検討すべきである。

仮に検討の結果、貸付金の回収可能性に疑義があれば、県の一般会計等財務諸表、全体財務諸表において徴収不能引当金の計上を行うこととなる。引当金の計上に際しては、総括意見5で想定される県統一の方針に従った対応が考えられる。

なお、報告を求める時価情報は含み損の概算額を把握することや、場合によっては徴収不能引当金という見積もり項目の金額算出に利用するに過ぎず、容易に入手できる土地の価格指標を調整した市場価格¹¹(固定資産税評価額の0.7で割り返したものや路線価による相続税評価額を0.8で割り返したものなど)を時価として捉える対応で足りるものとする。それらの情報に加えて、直近に売却実績があ

¹¹ 土地の価格指標を調整した市場価格は、「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」90において、公示価格、都道府県基準地価格、路線価による相続税評価額、固定資産税評価額が記載されている。

れば、売却のために入手した鑑定評価額と容易に入手できる価格指標との乖離状況などの報告を受け、含み損の概算額をより正確に把握する対応が費用対効果の観点からも妥当なものとする。

③ 特定資産の引当検討(意見 B-4)

土地の含み損が実現する際に、ふれあい公社で損失部分を問題なく補填できるよう定期借地権事業の収支のプラスを特定資産として預金等で引き当てる対応等の検討を望む。

定期借地権付宅地(土地)は多額の含み損を抱えていると推察されるが、ふれあい公社の定期借地権事業の収支は毎年 30 百万円弱の黒字となっているため、仮に土地の売買で含み損が実現し、ふれあい公社で借入金の返済に際して資金補填を行っても、事業から得られる利益で賄うことができるように思える。しかし、ふれあい公社は定期借地権事業で得られた利益を将来の損失に備えるため積み立てているわけではなく、他の事業の赤字を補填しているのが実情であり、決して、定期借地権事業の収支がプラスだからと言って、本貸付金の回収可能性に疑義がないと切り切れる状況にない。

定期借地権事業の収支がプラスであるにも係わらず、土地の含み損が実現した際に当該資金の補填ができないという事業が生じないよう(これまでにそのような事例はない)、今後の資金補填に備えて、毎年の収支の一部を特定資産として預金等で引き当て、返済資金の不足が生じない対策を行うことについて検討を望む。

2. のとじま水族館パノラマ大水槽整備資金貸付金(社会福祉事業振興基金からの貸付)

(1) 債権の概要

① 概要

担当部局課	文化観光スポーツ部 観光戦略課(貸付管理) 健康福祉部 厚生政策課(基金管理)
債権の名称	のとじま水族館パノラマ大水槽整備資金
債務者	一般財団法人石川県民ふれあい公社
R6 年度末債権残高	「のとじま水族館パノラマ大水槽整備事業」の資金需要の関係で 2 回に分けて貸付けている。①257,151 千円②68,900 千円(全額貸付金)
消滅時効	私債権 5 年
根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等	県財規第 8 章第 3 節(債権)、第 4 節(基金) 社会福祉事業振興基金条例
貸付条件	貸付金額:①800,000 千円、②200,000 千円 貸付開始日:①H22 年 3 月 31 日、②H22 年 8 月 31 日(工事代金の支払いのタイミングで貸付けており、貸付契約が 2 本となっている) 貸付期間(当初):①15 年(内、据置 1 年 6 ヶ月)、②15 年(内、据置 1 年) なお、据置期間はパノラマ大水槽のオープン日から 1 年間である。 貸付期間(直近):20 年(返済猶予期間分を貸付期間の延長としている) 利率:契約締結時の財政融資資金貸付利率を用いており、①1.3%、②1.0% (契約書第 4 条)

	遅延損害金:年 10.75%(契約書第 7 条) 担保、保証人、違約金:無 その他:パノラマ大水槽整備事業は総事業費 20 億円であり、ふれあい公社は 10 億円を県からの借入、8 億円を民間金融機関の借入、2 億円を自己資金で賄っている。
貸付の財源	社会福祉事業振興基金(基金の財源は県)
債権管理の方法	観光戦略課では、契約別にエクセルの「債権管理簿」(県財規第 249 条)を作成し、債権残高等を管理している。厚生政策課では、基金からの貸付金に関して「基金台帳」(県財規第 270 条)で管理している

② 貸付金の内容及び状況

本貸付金は、ふれあい公社が実施する「のどじま水族館パノラマ大水槽整備事業」20 億円のうち 10 億円に対して行われた財政措置である。貸付けが平成 22 年(2010 年)に行われており、15 年経過していることから、貸付当初にどのような意思決定がなされたのか明確な理由を書類等で確認できなかったが、社会福祉事業振興基金を財源に貸付けが行われている。

基金を財源とする貸付金の要否に関しては、石川県社会福祉事業振興基金条例第 5 条(繰替運用等)で「知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて、又は予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。」と定めており、当該条例に従って基金の一部を他事業(ここではのどじま水族館パノラマ大水槽整備事業)の歳入に繰り入れて運用していると整理されている。また、ふれあい公社に対する他の貸付金が無利息なのに対し、本貸付金のみが財政融資資金貸付利率での利息を求めている点からしても基金条例第 5 条の取扱いによるものと解される。社会福祉事業振興基金を財源として貸付けを行っている点、問題はないものと判断した。

貸付金の返済状況であるが、令和 2 年 3 月までは約定返済がなされていたが、新型コロナウイルス感染症の拡大、令和 6 年能登半島地震、令和 6 年奥能登豪雨の影響で収益が大幅に落ち込み元金の返済を猶予している状況が続いている。

ふれあい公社担当者によると、令和 7 年 3 月からののどじま水族館が全面再開しているが、和倉温泉などの近隣宿泊施設の復興はいまだ途上であり、震災前(令和 4 年度)の入館者数と比較しても令和 7 年度の入館者数は 6 割程度で、回復しない状況が続いている。当該状況から、当面の間は、ふれあい公社から県へ返済の猶予を申請することが想定されるのとことであつた。

【のどじま水族館の入館者数及び損益推移】

(単位:人、百万円)

	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
入館者数	502,178	453,870	280,424	232,581	444,361	338,336	103,923
収益	964	917	583	721	923	784	1,015
費用	826	832	712	692	864	1,125	1,077
損益	138	85	△128	29	58	△341	△61

令和元年度までは、のどじま水族館で一定程度の利益を得ていたが、コロナや震災により入館者数

が減り、直近は赤字が続いている。令和7年度の入館者数(令和7年10月時点)は令和4年度の同時期と比較して6割程度であり、入館者数を戻すには県外からの観光客が戻ることが不可欠な状況と想定される。

③ 債権の残高推移

(単位:千円)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
貸付金(前年度末+㉞-㉟)	326,051	326,051	326,051	326,051	326,051
(内訳) 元金	326,051	326,051	326,051	326,051	326,051
利息	—	—	—	—	—
利息(㉞)	4,470	4,035	4,031	4,024	4,108
回収額(㉟)(※1)	39,941	4,035	4,031	4,024	4,108

※1:令和2年度から新型コロナウイルス感染拡大防止策等の影響で返済猶予を開始、令和5年度には能登半島地震の影響でのとじま水族館が臨時休館したことや、営業再開後も近隣の温泉街である和倉温泉の復興が未だ途上であり、ふれあい公社の経営状況が芳しくないことから、元金返済を停止し、停止した期間分の返済期限の延長に応じている。令和7年度に関しても返済期限の延長申請に応じている。

④ 債権残高の明細

(単位:千円)

債務者	当初債権発生時期	当初債権額	R6年度末債権額			
			元金	利息	損害金	計
ふれあい公社	H22年3月	800,000	257,151	—	—	257,151
	H22年8月	200,000	68,900	—	—	68,900
合計			326,051	—	—	326,051

⑤ 不納欠損処理及び訴訟等の法的措置を執ったものの内訳(直近3年分)

該当なし。

⑥ 貸付に関する事務手続きについて

県からふれあい公社への請求に関しては、支払期日の1ヶ月前に調定、「納入通知書」を発行し、観光戦略課からふれあい公社へ郵送する。利息は基金の運用益になるため、納入通知書には、社会福祉事業を行う健康福祉部の課名が示されている。元金回収に関する納入通知書には、基金管理を行う厚生政策課の課名が示されている。

収納が行われると収納済通知書に領収済印が押印され、当該収納済通知書が出納室から担当課に回付される。

のとじま水族館を含むふれあい公社が有する施設の収益を原資に貸付金の返済がなされている。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大、令和6年能登半島地震、令和6年奥能登豪雨の影響で収益が大幅に落ち込み令和2年度より元金の返済を猶予している。

貸付利息は約定通りに支払いを受けている。

ふれあい公社からの元金返済期限の延長に関しては、県は返済期限の1ヶ月ほど前にふれあい公社から「債務履行延長申請書」を受領し、履行期限の延長に応じるか否か検討の上、「変更契約書」を

締結し、期限延長に応じている。事務手続きにおいて問題は認識されなかった。

⑦ 貸付金の評価(県での徴収不能引当金の計上)について

県は本貸付金に対して徴収不能引当金を計上していない。返済期限を延長している状態であることから、引当不要と考えてよいのか検討が必要な状況と言える。なお本貸付金は返済猶予しているが、県から別の借入金返済期限の延長を申し込まずに約定通り返済しているものもある。

(2) 監査の結果及び意見

① 「財産に関する調書」における二重計上(意見 B-5)

「財産に関する調書」において、基金と債権で 1 つの貸付金が記載されている。適切な修正を行うべきである。

本貸付金は社会福祉推進事業基金からの貸付金であり、「財産に関する調書」上、基金の明細で貸付金として掲載されている。しかし、債権の明細にも同じ貸付金が掲載されており、「財産に関する調書」上、基金と債権のどちらにも記載されていることとなる。これは社会福祉事業基金から一般会計への貸付け、一般会計から外郭団体への貸付けが同時になされており、社会福祉事業基金の担当課が健康福祉部、一般会計の担当課が文化観光スポーツ部と担当課が異なることから、別々の取引として認識してしまっていることに起因していると考えられる。

本取引は社会福祉事業基金から外郭団体への貸付金に過ぎず、基金の明細で貸付金が掲載されるのみで、債権として「財産に関する調書」に掲載されるべきものではないと考えられる。調査を行った上で、適切な修正を行うべきである。

なお、「財産に関する調書」の記載方法について明確な定めがないことから、意見として整理した。

② 勘定科目誤り(意見 B-6)

「財政のあらまし」の貸借対照表上、基金として計上されるべきであるが、貸付金で計上されている。

本貸付金は社会福祉推進事業基金からの貸付金であり、「財政のあらまし」の貸借対照表上、基金として計上されるべきであるが、貸付金で計上されている。貸付を行っている文化観光スポーツ部においては貸付金であるが、財源が基金である以上、基金として計上されるものであり、今後留意が必要である。なお、出納室によると、「財政のあらまし」の作成に際し、貸付金として各課から集計された残高(あるべき金額)と財務会計システムとの差額の調整を基金勘定で行っているとのことから、基金と貸付金が二重計上になっているのではなく、貸付金が多く計上される分だけ基金が少なく計上されている関係となっており単なる勘定科目誤りが生じている状況と考えられる。

今後は同様のことが生じないよう貸付財源を管理している課と貸付けを実行する課が異なる場合には、担当課だけでなく、「貸付金明細」を集約する財政課においても留意されたい。

③ 遅延損害金の条項(意見 B-7)

遅延損害金の条項から「正当な理由なくして」の文言を削除すべきである。

契約書第 7 条において、ふれあい公社が正当な理由なくして償還期日までに元利金を償還しなかった場合には、年 10.75%の遅延損害金が発生する旨定められている。しかし、金銭債務の債務者は民法上、不可抗力をもって抗弁とすることができないと考えられていることから(民法第 419 条第 3 項)、上

記契約書に記載されているところの「正当な理由」を觀念することは困難である。たとえば、利益が出ていないために弁済原資を捻出する経済的余裕がないとしても、かかる経営状況が法的に「正当な理由」に該当するとは解されない。債務者の誤解を招くおそれもあると考えられるため、契約書から「正当な理由なくして」の文言は削除すべきである。

ふれあい公社の経営状況に鑑み、震災の影響等で約定どおりの返済が困難な場合には、ふれあい公社が県に返済期限の延長等を申請し、県は返済期限の延長等に応じることが妥当か否かを検討すればよい。

現状もふれあい公社からの返済猶予申請を受けて、県は返済期限の変更に応じていることから、実態としては変わらないが、法的な解釈としては、震災等の影響が「正当な理由」に該当するために遅延損害金が発生しないのではなく、返済期限の延長を県が認めたことから遅延損害金が生じていない(実質的には遅延損害金を免除している)と整理される点留意いただきたい。

④ 徴収不能引当金の計上検討(意見 B-8)

「財政のあらまし」(一般会計等財務諸表及び全体財務諸表)において、徴収不能引当金の計上を検討すべきである。

「財政のあらまし」の貸借対照表では、ふれあい公社に対する貸付金に対して、徴収不能引当金が計上されていない。県は長期貸付金の徴収不能引当金の算定に際し、①免責決定を受けているもの②居所不明なもの③財務状況等により返済の見込みがないものに分類し、該当する金額を集計して徴収不能引当金を計上している。ふれあい公社への貸付金は弁済期限の延長を行っている状況であり、①と②に該当しないが、③に該当するか検討する必要がある。ただ、「財務状況等により返済の見込みがないもの」をどう定義するかは明確に示されていないこともあり、現状、県は当該分類で徴収不能引当金を計上していない。「財務状況等により返済の見込みがないもの」をどう定義づけるのか、総括意見 5 への対応として県の方針が明確化されたタイミングで、その定義に従って必要な金額について徴収不能引当金の計上を行うべきである。

弁済期限の延長している貸付金は個別監査の対象外となっている「ふれあい公社運営資金貸付金 200 百万円」も存在していることから、併せて対応を検討いただきたい。

C. 公益財団法人石川県林業公社への貸付金及び債務保証・損失補償

県から公益財団法人石川県林業公社(以下、「林業公社」という。)への貸付金は以下のとおりであり、全てが監査対象となっている。(単位:千円)

No.	貸付金名称	担当部局	R6 年度末 債権残高	監査 対象
1	分収林事業及び造林事業資金貸付金	農林水産部	31,106,903	対象
2	公社有林管理事業資金貸付金	農林水産部	2,487,055	対象
3	白山林道資金貸付金	農林水産部	1,615,791	対象
合計			35,209,749	

県による債務保証はなく、損失補償は以下の 1 件であり監査対象となっている。「(b) 監査対象貸付金、1. 分収林事業及び造林事業資金貸付金、(1) 債権の概要、⑧県による損失補償について」で検討している。

No.	監査対象の債務保証・損失補償	担当部局	R6 年度末 損失補償金額	監査 対象
1	日本政策金融公庫からの借入に関する損失補償	農林水産部	19,690,180	対象

(a) 外郭団体の理解

(1) 外郭団体の概要

① 沿革

林業公社は、旧民法第 34 条に基づく財団法人として昭和 41 年 10 月 18 日設立された。当時の民有林面積は 25 万 9 千 ha 余、人工林は 6 万 9 千 ha、人工林率は 26%に過ぎず、全国平均を大きく下回っていた。特に里山を除くと、林業に対する依存度が高いにも拘わらず人工林化が遅れ、低質広葉樹林を主体とした森林構成となっていた。一方、林業の状況は、国民経済の急速な伸展に伴って、労働力の農山村から都市への流出による林業労働力の不足に加えて、賃金の高騰による造林資金のひっ迫等により、森林所有者の経営意欲が低下して造林事業の停滞が危惧されてきた。

県では、このような背景から、民有林を中心に計画的、集団的に人工造林を拡大するなどの対策をとり、森林資源を造成するとともに、県土の保全、水資源の涵養、農山村の振興と地域住民の福祉の向上等に寄与するため、公益法人として林業公社を設立した。

林業公社の発足と同時に第 1 期公社造林計画が樹立され、昭和 61 年度までに 1 万 ha の拡大造林が計画された。この計画は 4 年早く目標の達成をみたが、県の造林計画目標の達成や森林所有者からの期待が大きいことから、第 2 期公社造林計画として 5 千 ha が計画され、平成 8 年度をもって 93%を達成することができ、今日に至っている。

また、石川県と岐阜県を結ぶ白山白川郷ホワイトロード(旧白山スーパー林道)の管理運営をはじめ、平成 6 年の全国育樹祭を契機に県民参加の森づくりとして、分収育林事業等を推進している。

林業公社の基本財産 5,000 千円は県が全額拠出している。林業公社は県の財政的関与度が高い外郭団体であり、「財政のあらまし」の連結財務諸表における連結対象となっている。

② 役員構成

令和 7 年 4 月時点の役員は、理事 9 名(うち県職員 3 名(理事長含む)、評議員 5 名(うち県職員 1 名)、監事 2 名(うち県職員 1 名)で構成され、石川県農林水産部参事が理事長を務めている。

③ 事業内容

定款では(1)造林、育林及び伐採に関する事業(2)分収方式による造林及び育林の促進に関する事業(3)森林、林業及び緑化に関する啓発普及事業(4)造林等の受託に関する事業(5)森林の取得及び管理に関する事業(6)林産物の処分に関する事業(7)白山林道の維持管理及び整備に関する事業(8)自然環境の保護を目的とする事業(9)農山村における農林業振興のための事業(10)その他会社の目的を達成するために必要な事業を行うとしている。

具体的には、森林資源の培養を行うとともに、県土の保全、水資源の涵養、保健休養など森林の持つ公益的機能の維持増進を図り、農山村における雇用の場を創出し、経済の振興と地域住民の福祉の増進に寄与するために造林事業及び白山林道事業並びに分収育林事業を実施している。なお、継続して林業公社の経営改善のための分収比率の見直しにかかる変更契約に取り組んでおり、令和 6 年度末時点で分収林全体面積の 94.6%の変更契約が完了している。会計上は造林事業、白山林道事業、分収育林事業の 3 つの公益事業に分けて管理しており、具体的な各事業内容は以下のとおりである。

● 造林事業

造林事業は分収造林事業と公社有林管理事業に分けられる。

分収造林事業とは、分収林特別措置法(昭和 33 年法律第 57 号)に基づき、土地所有者と林業公社による二者間において昭和 42 年より分収造林契約を締結して造林事業(植栽、保育、収穫等)を行い、将来、造林木の売却収益を定められた割合により分収する。令和 6 年度末で 13,662ha、契約者数 6,384 人(実数 4,450 人)である。

公社有林管理事業とは、林業公社有林は、公社財産を造成するとともに、県土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全・形成等の多様な公益的機能の高度発揮及び地域林業経営の模範となるモデル林の造成を目的として、県内 6 市町で 475.62ha を取得し、それぞれの経営目的に沿って管理している。

● 白山林道事業

白山林道は森林開発公団(現 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター)が石川県白山市と岐阜県白川村を結び、白山地域の未開発森林資源の開発を目的として、昭和 42 年に着工した。通行台数については、平成 6 年の 127,686 台/年をピークに減少傾向が続いてきたことから、平成 27 年の北陸新幹線の開通に合わせて、それまでの「白山スーパー林道」の愛称を「白山白川郷ホワイトロード」と変更するとともに料金も半額としたところであり、現在は 80,000 台/年の通行台数を目標に PR に努めている。

● 分収育林事業(緑のオーナー制度)

平成 6 年に石川県で開催された全国育樹祭を契機として、県民の森林に対する関心の高まり等に対応し、県民参加による森林づくりを推進するため、分収育林事業を実施している。林業公社が、生育途上にある造林地を対象に、その後の育林費を負担してもらう費用負担者(緑のオーナー)を募り、森林の管理を行い、緑のオーナー、土地所有者の三者が共同して森林を育て、この森林から得られた収益

を契約にしたがって分け合う制度である。県内外から「緑のオーナー」を募集し、分収育林契約を締結している。

(2) 令和6年度の決算書分析

① 貸借対照表の分析

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
現金預金	161,260	一年内返済予定長期借入金	2,082,031
未収金	71,968	未払金	66,323
その他	73	未払費用	169,762
流動資産合計(a)	233,303	預り金	273
定期預金	5,000	賞与引当金	6,998
基本財産合計(b)	5,000	仮受金	17,325
損害てん補積立資産	155,267	流動負債合計(f)	2,342,714
特定資産合計(c)	155,267	分収育林前受金	5,604
山林	2,763,570	長期借入金	52,817,897
分収森林資産	66,879,811	退職給付引当金	-
分収育林資産	9,943	固定負債合計(g)	52,823,501
土地	555,493	負債合計(h=f+g)	55,166,216
建物	46,210	指定正味財産	14,943
構築物	648,634	一般正味財産	16,118,511
車両運搬具、工具器具費等	2,437	正味財産合計(i)	16,133,454
その他固定資産合計(d)	70,906,100		
固定資産合計(e=b+c+d)	71,066,368		
資産合計(a+e)	71,299,671	負債及び正味財産合計(h+i)	71,299,671

主要な勘定科目の内容を以下に記載する。

(ア) 未収金

未収金は、県等からの補助金、委託料の未収が 57,260 千円と庁舎管理費支払額のうち石川県農林業公社分(林業公社と一般社団法人石川県農業開発公社は共同して庁舎を利用しているため)立替額 13,562 千円が主な内容となっている。資産性に疑義のあるものは見受けられなかった。

(イ) 損害てん補積立資産(特定資産)

山林が火災等で焼失し損害が発生する可能性に備えて、損害てん補積立資産として昭和 52 年から昭和 58 年度に県から 62,500 千円を借り入れて積み立てられている。それ以降、国債や定期預金等で運用し、毎年運用益が積みあがって残高となっている。

(ウ) その他固定資産

山林は公社有林事業において投資した金額(保育経費等)、分収森林資産は分収林事業において投資した金額(植栽・保育経費や管理費等)、分収育林資産は分収育林事業において投資した金額(保育経費等)、土地は公社有林事業のために取得した土地の取得費用である。建物は白山林道の管理事務所やトイレ等であり、構築物は白山林道のガードケーブル等である。

造林事業に係る固定資産(山林、分収森林資産、土地等)が総資産の98%超となっている。これらの固定資産の評価に関しては、県が試算している将来の立木販売による収支見込額が上回っていることから、減損は不要と判断している。収支見込額に関しては(b)1. 分収林事業及び造林事業資金貸付金参照。

(エ) 長期借入金(一年以内返済予定長期借入金を含む)

県からの借入金が35,209,749千円、株式会社日本政策金融公庫(以下、「公庫」という。)からの借入金が19,690,180千円である。

県からの借入金は分収林・公社有林(総じて造林事業)の投資に係わる資金は45年の満期一括償還、期間満了時の借換時は10年一括償還としている。白山林道事業に係る資金貸付は2年据え置き5年均等償還となっている。公庫からの借入金は借入の内容(理由)によって借入期間(20年から50年)や償還方法(分割償還・満期一括償還)が異なっている。

公庫からの借入金は、資金の用途によって有利子の借入金と、県からの一定の財政上の支援を条件に制度上(県から利息助成の補助金を受取り、公庫への利息支払いに充当することで)無利子となる借入金が存在する。

(オ) 仮受金

分収林事業の間伐材の販売代金について、分収造林契約者への分収金額の未払い分である。

② 正味財産増減計算書の分析

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
直接事業費(a)	165,180	基本財産運用益(受取利息)(e)	0
造林事業費	137,537	受取補助金等(f)	143,119
白山林道管理事業費	18,183	受取公庫借入金利子助成補助金	19,254
ふるさと林道受託事業費	9,460	受取造林補助金	120,564
間接事業費(b)	230,293	利活用促進事業補助金	3,300
委託費	22,927	事業収益(g)	59,554
賃借料	1,240	森林間伐収益	22,954
事業資金借入金支払利息	204,666	受託事業収益	36,600
その他(1百万円未満)	1,458	白山林道収益(通行料収益)(h)	36,646
管理費(c)	204,179	林道通行料収益	36,646
人件費	91,829	分収育林前受金収益(i)	13
事務経費	62,206	雑収益(j)	14,240
減価償却費	31,610	受取利息	200
その他の事務費	3,336	その他の雑収益	14,039
事務所費	15,196		
経常費用計(d=a+b+c)	599,653	経常収益計(k=e+f+g+h+i+j)	253,575
森林資産勘定振替前(l=k-d)	△346,078		
森林資産勘定振替額(m)	267,673		
当期経常増減(l+m)	△78,404		

主要な勘定科目の内容を以下に記載する。

(ア) 受取補助金等

全額が県からの補助金である。

勘定科目	交付者	説明
受取公庫借入金利子助成補助金	県	公庫から無利子の資金を借入れる際の条件として県から利息の補助を受けている。公庫からの有利子借入金の利息支払いの一部に充当されている。
受取造林補助金	県	間伐に際して要する経費の補助金
利活用促進事業補助金	県	白山林道利活用促進事業費補助金(誘客促進の事業費)

(イ) 受託事業収益

県等からの受託事業による収益

(ウ) 造林事業費

間伐や除伐や林業専用道の整備など造林事業に関連する事業費

(エ) 白山林道管理事業費、ふるさと林道受託事業費

白山林道の安全管理(安全施設の設置等)のための事業費

(オ) 事業資金借入金支払利息

公庫からの借入金に対する利息の支払

(カ) 森林資産勘定振替額

森林整備費用に要した費用から受取補助金等を控除した残額を森林資産に振り替えている。森林資産の販売によって回収することが見込まれるため、当該処理がなされている。

(ク) 経常増減について

令和6年度の経常増減は△78百万円(△は赤字)であった。令和5年度は△62百万円、令和4年度△106百万円、令和3年度△83百万円、令和2年度△49百万円と経常増減のマイナスが続いている。林業公社では公益事業として造林事業、白山林道事業、分収育林事業を行っているが、正味財産増減計算書内訳書を閲覧したところ、毎年のマイナスは白山林道事業から生じている。造林事業と白山林道事業の正味財産増減計算書は「(b) 監査対象貸付金、1. 分収林事業及び造林事業資金貸付金、(1) 債権の概要、⑦ 貸付金の評価(県での徴収不能引当金の計上)について」及び「3. 白山林道資金貸付金、(1) 債権の概要、⑧ 貸付金の評価(県での徴収不能引当金の計上)について」に記載しているため、ここでの記載は省略する。

③ 決算書分析の結論

決算書分析の結果、資産の評価に問題となる事項は発見されなかったが、正味財産増減計算書の経常増減が継続してマイナスであり、収益性に課題が見受けられる。マイナスの原因となっている事業の貸付金である白山林道事業貸付金において対応を意見しており参照されたい。

(b) 監査対象貸付金

1. 分収林事業及び造林事業資金貸付金

(1) 債権の概要

① 概要

担当部局部課	農林水産部 森林管理課
債権の名称	分収林事業及び造林事業資金貸付金
債務者	公益財団法人石川県林業公社
R6 年度末債権残高	31,106,903 千円(全額貸付金)
消滅時効	私債権 民法改正前 5 年、私債権 民法改正後 5 年
根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等	・県財規第 8 章第 3 節(債権)
貸付条件	貸付開始時期:S42 年度(現在の貸付金残高は S56 年度以降の貸付け分) 貸付期間:貸付けた資金の用途に応じて貸付期間を設定している。 ・過去の貸付金の借換分は 10 年据え置き一括償還 ・民間金融機関からの借入金返済分は 40 年据え置き一括償還 ・それ以外の貸付用途(森林整備費、支払利息、公庫からの借入金返済、造林事業管理費等)は全て 45 年据え置き一括償還 利率:無利息(契約書第 4 条) 延滞利息:年 10.95%(契約書第 7 条) 貸付限度額、担保、保証人:無 返済原資:標準伐期が到来し、主伐可能な時期に主伐による立木販売収入によって償還予定。
無利息の理由	林業公社の造林事業は、森林整備に係る国・県の補助金や間伐収入等を除く実事業費の全てを借入金に依存し、償還に充てる立木販売収入を得るまでの間が長期にわたる極めて特殊な収支構造であることを鑑み、無利息貸付としている。
貸付の財源	県の一般財源
債権管理の方法	担当課において紙台帳の「債権管理簿」(県財規第 249 条)で管理するとともに、エクセルで貸付金台帳(債権管理簿の別紙で過去からの貸付金を一覧化したもの)を作成している。

② 貸付金の内容及び状況

造林事業は、健全な森林の造成や保育を行うものであり、林業公社では分収造林事業と公社有林事業を行っている。本貸付金は分収造林事業に要する経費について、県が林業公社へ貸付けを行うものであり、森林の公益的機能を維持増進するために必要な貸付制度である。

分収造林事業に要する経費には、分収林の森林整備(植栽、保育)に要した経費のうち補助金で賄われない林業公社負担分の一部、森林整備に要した経費を公庫及び民間金融機関から借り入れた際

の支払い利息、公庫及び民間金融機関への元金償還資金(林業公社の経営改善のため民間金融機関からの借入金は平成 22 年度、平成 23 年度に県による無利息貸付等で全額返済している)、造林事業を行うための管理費等が含まれている。

造林事業の収入は土地所有者との契約満了後に立木を売却するまで得られず、償還に長期間(契約期間は 45 年から 80 年)を要する特殊な収益構造となっている。現在、植栽した立木を保育管理しており、返済原資となる立木の販売収入が得られないことから、実質的に返済がなされていない(一括償還の期限が到来した県貸付金については、返済を受けるとともに同額を貸付けている)。

公庫からの借入金に対する支払利息と造林事業の管理費等は毎年発生すること、公庫からの借入金は借入期間満了時に同額を再度借入できないため借入できなかった金額は県が新たに貸付けることから、主伐による立木販売収入が得られるまで、貸付金が増加し続けるという特徴がある。

③ 本県の分収造林事業について

昭和 33 年に分収林特別措置法(奥地や条件不利地等で森林所有者個人では造林が困難な土地においても、造林を推進するための法律)が制定され、昭和 41 年に県が 100%出資で財団法人石川県林業公社(現公益財団法人石川県林業公社)を設立、国の施策に沿う形で昭和 42 年から分収造林契約締結を開始し、効率的な造林を実施したものである。

分収造林契約とは、森林所有者から土地の提供を受け、林業公社が植栽・保育等を行い伐採時に木材収入を一定割合で分収する契約をいう。この契約によって、森林を団地化して効率的な森林整備を実施できるが、造林事業が収益化するためには長期的時間を要するため、公庫と県でその事業資金を昭和 42 年度から継続して貸付けている。

第 1 期計画(昭和 42 年度から昭和 61 年度の 20 年間)では、目標通りの 9,973 ha の造林を 4 年前倒しの昭和 57 年度に達成した。第 2 期計画(昭和 58 年度から平成 14 年度)では、造林面積 8,500 ha を目標に事業が進められたが、昭和 62 年 7 月に森林資源に関する基本計画(森林・林業基本法の前身である林業基本法第 10 条に位置づけ)が大きく改定されたことで、この計画も見直しを行い、造林の終期を平成 22 年まで延長するとともに目標造林面積も 5,000 ha に縮小し、平成 8 年に新規植林を取りやめるまで 4,027 ha の造林を行った。昭和 62 年の森林資源に関する基本計画の改定は従来の拡大造林に重点をおいた造林施策を見直し、森林の公益的機能(国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全など)を重視する方針へと変革したことによるものであった。

しかし平成以降、外材の大幅な輸入増加、木材価格の低迷など、林業の社会経済環境も大きく変化したことから、当事業の厳しい経営状況が見込まれるようになり、従来から事業費の大部分を借入金で賄っていたこともあって、事業の経営改善が大きな課題となった。造林への新規植林の中止、長伐期・大径材化による収入増加を図るため、土地所有者との話し合いで当初の契約の存続期間 45～55 年を 60～80 年へ変更、収益分収割合の見直し、経費削減の徹底、外部支払利息の軽減などの経営努力を続け、「経営改善計画」に取り組み現在に至っている。

「経営改善計画」とは、平成 14 年 12 月に石川県行財政改革大綱の課題を受け、有識者からなる「分収造林事業の経営改善に関する検討会」が設置され、造林事業本体の見直しや収入増・経費削減の取組み、財政負担の軽減策等の議論が重ねられ、平成 17 年 2 月に「分収造林事業の経営改善計画」

として策定されたものである。この提言を踏まえ、林業公社では改善策に取り組むとともに、林業を取り巻く社会情勢も考慮したうえで、平成 23 年 2 月に「分収造林事業の経営改善計画における長期収支試算の見直し」にかかる報告書を取りまとめた。報告書によると、検討会の試算では、特段の取組みをしなかった場合は、109 年次計画の最終年度、令和 57 年度(平成 87 年度)において 615 億円の赤字が見込まれるとしたが、公社は提言からの 5 年間の取組み実績を踏まえて、219 億円の改善効果額を提示し、最終赤字 396 億円と試算した。その際の外的要因は 4 点であり、①高性能林業機械の導入による労働生産性の向上、②路網整備による効率的な搬出、③外材から国産材への原料転換の加速、④長伐期施業の調査研究進展による 80 年生の林分材積の増加を挙げている。それに加えて、今後更なる改善策の実施で 400 億円の改善を図るとして、最終年度である令和 57 年度に 4 億円の黒字決算を試算している。なお、計画通りに進むと、本貸付金は令和 18 年まで実施され、残高は最大 627 億円で増加するが、それ以降は主伐による立木販売収入による返済が進み、令和 57 年度にすべて回収可能になると見込んでいる。

④ 債権の残高推移

先でも記載した通り、償還期限が到来した貸付金は回収されているが、主伐による立木販売収入がないため新たに新規貸付が行われ、貸付金は毎年増加している。(単位:千円)

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
貸付金(前年度末+㉞-㉟)	29,181,730	29,705,436	30,232,179	30,673,985	31,106,903
(内訳) 元金	29,181,730	29,705,436	30,232,179	30,673,985	31,106,903
新規貸付額(㉞)	699,261	749,800	813,104	776,198	840,538
回収額(㉟)	179,480	226,094	286,361	334,392	407,620

⑤ 債権残高の明細

(単位:千円)

債務者	当初債権発生時期	当初債権額	R6 年度末債権額		
			元金	損害金	計
林業公社	S56～R3 年度	28,677,063	28,677,063	-	28,677,063
	R4 年度	813,104	813,104	-	813,104
	R5 年度	776,198	776,198	-	776,198
	R6 年度	840,538	840,538	-	840,538
合計			31,106,903	-	31,106,903

⑥ 不納欠損処理及び訴訟等の法的措置を執ったものの内訳(直近 3 年分)

該当なし。

⑦ 貸付金の評価(県での徴収不能引当金の計上)について

林業公社の貸借対照表内訳表、正味財産増減計算内訳書は、公益目的事業会計を、「造林事業」、「白山林道事業」、「分収育林事業」の 3 つに区分している。本貸付金の対象事業である造林事業の財政状態、経営状況は以下の通りであり、当期経常増減額は少額ではあるものの毎期プラスとなっている。先述の通り、本貸付金の回収は、事業の性質上、長期にわたることが想定されているが、直近令和 6 年

度の造林事業に係る正味財産は 17,003 百万円のプラスとなっている。

<造林事業の正味財産増減計算書>

(単位:千円)

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
基本財産運用益	0	0	0	0	0
受取補助金等	233,964	256,518	234,220	169,548	139,819
事業収益	138,412	150,429	128,685	53,973	44,287
その他収益	24,987	12,206	30,069	54,466	13,557
経常収益計	397,364	419,153	392,976	277,988	197,664
直接事業費	310,304	332,939	286,568	151,339	137,537
間接事業費	287,574	260,727	234,481	215,577	204,897
管理費	133,977	120,604	145,198	123,096	122,849
経常費用計	731,856	714,271	666,248	490,013	465,284
森林資産勘定振替前 当期経常増減額	△334,491	△295,117	△273,272	△212,024	△267,620
森林資産勘定振替額(※1)	334,515	295,133	273,791	212,040	267,673
当期経常増減額	23	15	519	15	53
正味財産(造林事業のみ)	17,339,623	17,250,932	17,077,318	17,037,091	17,003,596
正味財産(林業公社合計)	16,815,001	16,642,847	16,355,128	16,246,364	16,133,454

※1:森林資産の取得原価については、林業公社会計基準において以下のように定められており、「森林資産勘定振替額」を考慮して当期経常増減額が算出される。

林業公社会計基準(注 22)森林資産の取得原価に係る会計処理について

- 1 森林資産の取得原価の算定に係る「森林整備事業に要した費用」には、森林整備に係る直接的な事業費のほか当該事業に係る借入金の支払利息及び当該事業に配賦される管理費が含まれる。また、「収入」には、当該森林整備に係る直接的な収入のほか合理的に配分された受取利息等の付帯収入が含まれる。
- 2 前項の森林資産の取得原価の算定は、附属明細書における「当期の森林資産取得原価算定明細表」により「当期の取得原価」を算定し、「森林資産勘定振替額」として貸借対照表の森林資産に計上する。なお、その算定において取得原価から森林資産に係る直接的な補助金(「資産形成補助金」という。)を控除する直接減額方式を採用した場合には、その旨を重要な会計方針として注記しなければならない。
- 3 毎期の森林整備事業に係る経常的に発生する費用と収入は、一般正味財産増減の部の経常費用及び経常収益に記載する。
- 4 一般正味財産増減の部における「森林資産勘定振替額」は、経常収益及び経常費用を控除して「森林資産勘定振替前経常増減額」を表示し、その次に「森林資産勘定振替額」を記載し、当期経常増減額を計算する。

そのうえで、本貸付金に関しては、③でも記載した通り、平成 23 年 2 月の「分収造林事業の経営改善計画における長期収支試算の見直し」の結果、分収造林事業の最終年度である令和 57 年度に 4 億円の黒字決算を見込んでいる。また、担当課では毎年、平成 23 年 2 月の長期収支試算の基礎データ(木材価格、生産経費等)を直近の数値に置きなおしたうえで引き続き令和 57 年度に黒字となるか否かを

検討しており、それらの資料を閲覧したところ、令和 6 年度末時点の試算では引き続き黒字が見込まれていることを確認した。

現時点においては本貸付金の回収可能性に重要な問題となる事項は識別されておらず、県の財務諸表において徴収不能引当金を計上していない点、問題はないものと判断した。

⑧ 県による損失補償について

分収造林事業では公庫からの借入金が存在する。公庫からの借入金は県の損失補償が条件とされているため、全額について損失補償契約が締結されている。各年度末時点の損失補償額の推移は以下のとおりである。損失補償の発生可能性に関しては、分収造林事業の長期収支試算で公庫からの借入金についても返済を行ったうえで、事業最終年度の令和 57 年度に黒字であると判断していることから、発生可能性は低いものと判断している。

(単位:百万円)

損失補償の内容	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
公庫からの借入に関する損失補償	20,475	20,275	20,037	19,841	19,690

(2) 監査の結果及び意見

① 長期収支試算に関する定期的な意見聴取(意見 C-1)

長期収支試算に際し、定期的に外部有識者等の意見を聴取し、必要に応じて検討会を開催することが望まれる。

本貸付金の回収可能性を判断するうえで、分収林事業の収支計画は、平成 23 年 2 月に行われた外部有識者も含めた「分収造林事業の経営改善に関する検討会」での検討結果の考え方をベースに、木材価格や生産経費等について直近の実績や見込みに合わせて補正した上で作成されている。

令和 3 年頃から輸入木材を中心とした価格の高騰(ウッドショック)、国際的な原材料価格の高騰と円安による輸入コストの増加、人件費の上昇など、林業だけでなく全産業をとりまく社会経済環境が目まぐるしく変化しているなかで、13 年前の収支計算書の補正では正しい中期収支が試算できているのか疑問がある。長期収支の試算がより正確に行われるよう定期的に外部有識者等から意見を聴取したり、必要に応じて外部有識者等を交えた検討会を開催することが望まれる。

例えば 5 年に 1 度など、定期的に長期収支計画における各要素や前提が合理的か、収支計画の精緻化や見直しの必要がないかについて外部有識者等に意見を求めることが考えられる。なお、平成 23 年の検討会では、土地所有者との収益の分担比率の見直しなど分収林事業の方針を大きく見直す必要があったため、10 名を超える有識者を招集しているが、長期収支試算の妥当性について意見をもらうという意味では、同規模の検討会までは必要ないように思われる。ただし、長期収支が黒字から赤字に転落するようであれば、抜本的な改革が必要となるため、本格的な検討会の開催を検討することが望まれる。

② 森林資産の回収能力の把握及び注記における開示(意見 C-2)

森林資産の回収能力に関する情報について毎期適切に把握するとともに、これを含む注記事項の開示要否について検討する必要がある。

林業公社が採用している「林業公社会計基準」において、「森林資産情報の注記による開示」として以下のように記載されている。

森林整備事業は、その超長期の事業期間における実事業費は借入金で賄われ、その投資額（借入金）は将来の立木販売収入によって回収されるという事業運営であることから、その間の社会経済情勢の変化に伴うリスクを負うこととなる。このようなリスクの解消は、公社だけでは解消し得るものではない。したがって、こうした森林資産に関する情報を適時、適確に提供し、そのリスク等への対策を早期から取り組むことが極めて重要であるといえる。

こうした観点から、森林資産の現時点における回収能力に関する情報を注記事項として開示することとする。この場合、その回収能力は、将来の木材販売価格の動向などの外的要因や国県等による新たな森林整備政策などにより大きく変化することから、適時にその回収能力を「回収能力見込額」として注記することとする。

なお、回収能力見込額は、将来の減損損失を回避する上からも早期からの取り組みが必要であるとの観点から、森林資産の標準伐期齢を基準として算定する。この場合、標準伐期齢未満の資産にあつては、森林法で伐採が規制されていること、また、未だ生育途中の森林であることから木材価格を基礎とした回収能力の測定は極めて困難であるためこれを除外し、標準伐期齢以上の資産について回収能力の測定を行うものとする。回収能力見込額の算定は、現時点の丸太市場価格を基に算出した将来の立木販売収入に、補助金収入を加えた額から、今後の直接事業費及び分収交付金を控除した額を現在価値に割り戻した価額とする。

また、注記事項には、森林資産の有する公益的機能の「サービス提供能力」の評価について利害関係者への有用な情報として提供することも重要である。併せて、経営改善策等の情報を注記する。この場合、回収能力見込額が帳簿価額を下回る場合には、その対策等について記載する必要がある。

令和 6 年度の林業公社の決算書を閲覧したところ、森林資産情報の注記はなされていなかった。林業公社担当者に質問したところ、これまで森林資産情報の注記の要否についての詳細な検討は行っていないとの回答を得た。

林業公社において、森林資産は分収林事業の「分収森林資産」と公社有林事業の「山林」が該当し、分収林事業及び公社有林管理事業の収支について、立木売却収入や補助金等の収入項目、及び取得費、保育費、事務費等の支出項目に基づき、森林資産の伐採最終年度として想定している令和 57 年度までの長期収支計画を每期作成・更新している。当該収支計画における数値を基に、森林資産情報の注記における回収能力見込額を把握した上で、森林資産情報の注記における開示要否について検討することが望ましい。

なお、他自治体において、「森林資産に関する事項」として注記を行っている事例があり、例えば、一般社団法人高知県森林整備公社の令和 6 年度に係る決算書においては、①森林資産の貸借対照表価額と回収能力見込額、②森林資産とその公益的機能評価額、③経営改善策等の情報、について開示がなされている。必要に応じて参考にされたい。

2. 公社有林管理事業資金貸付金

(1) 債権の概要

① 概要

担当部局部課	農林水産部 森林管理課
債権の名称	公社有林管理事業資金貸付金
債務者	公益財団法人石川県林業公社

R6 年度末債権残高	2,487,055 千円(全額貸付金)
消滅時効	私債権 民法改正前 5年、私債権 民法改正後 5年
根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等	県財規第 8 章第 3 節(債権)
貸付条件	<p>貸付開始時期:S49 年度(現在の貸付金残高は S60 年度以降の貸付け分)</p> <p>貸付期間:貸付けた資金の用途に応じて貸付期間を設定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山林及び土地の取得及び森林整備に係る経費分は 40 年据え置き一括償還 ・民間金融機関への利息支払分は 45 年据え置き一括償還(平成元年度から H23 年度まで利息支払いの都度貸付け) ・償還元金の借換分は 10 年据え置き一括償還(昨今の貸付けは借換のみ) <p>利率:無利息(契約書第 4 条)</p> <p>延滞利息:年 10.95%(契約書第 7 条)</p> <p>貸付限度額、担保、保証人:無</p> <p>返済原資:標準伐期が到来し、主伐可能な時期に主伐による立木販売収入によって償還予定。</p>
無利息の理由	林業公社の造林事業は、森林整備に係る国・県の補助金や間伐収入等を除く実事業費の全てを借入金に依存し、償還に充てる立木販売収入を得るまでの間が長期にわたる極めて特殊な収支構造であることを鑑み、無利息貸付としている。
貸付の財源	県の一般財源
債権管理の方法	担当課において紙台帳の「債権管理簿」(県財規第 249 条)で管理するとともに、エクセルで貸付金台帳(債権管理簿の別紙で過去からの貸付金を一覧化したもの)を作成している。

② 貸付金の内容及び状況

造林事業は、健全な森林の造成や保育を行うものであり、林業公社では分収林事業と公社有林事業を行っている。本貸付金は公社有林事業に要する経費について、県が林業公社へ貸付けを行うものであり、森林の公益的機能を維持増進するために必要な貸付制度である。

公社有林事業に要する経費には、林業公社が山林及び土地の取得に要した経費や民間金融機関から借り入れた際の支払利息(林業公社の経営改善のため民間金融機関からの借入金は平成 22 年度に県による無利息貸付で全額返済している)、森林整備(保育)に要した経費が含まれている。

現在、立木を保育管理している時期であり、返済原資となる立木の販売収入が得られないことから、実質的に返済がなされていない(一括償還のタイミングが到来した貸付金については、返済を受けるとともに同額を貸付けている。そのため、直近 5 年間の貸付金残高に変動はない)。

③ 債権の残高推移

(単位:千円)

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
貸付金(前年度末+㉞-㉟)	2,487,055	2,487,055	2,487,055	2,487,055	2,487,055
(内訳) 元金	2,487,055	2,487,055	2,487,055	2,487,055	2,487,055
新規貸付額(㉞)	12,531	90,881	80,118	95,572	217,007
回収額(㉟)	12,531	90,881	80,118	95,572	217,007

④ 債権残高の明細

(単位:千円)

債務者	当初債権発生時期	当初債権額	R6 年度末債権額		
			元金	損害金	計
林業公社	S60～R3 年度	2,094,358	2,094,358	-	2,094,358
	R4 年度	80,118	80,118	-	80,118
	R5 年度	95,572	95,572	-	95,572
	R6 年度	217,007	217,007	-	217,007
合計			2,487,055	-	2,487,055

⑤ 不納欠損処理及び訴訟等の法的措置を執ったものの内訳(直近3年分)

該当なし。

⑥ 貸付金の評価(県での徴収不能引当金の計上)について

担当課へ公社有林管理事業資金貸付金に関してヒアリングを実施し、かつ収支見通し等の資料を閲覧したところ、令和6年度末時点では、令和12年度から令和56年度までにおける択伐・主伐収入合計は2,086百万円が見込まれており、また、令和6年度の貸借対照表に計上されている土地の簿価555百万円については、当事業の終了時点において簿価見合いで県へ譲渡し、貸付金の返済原資にすることを想定しているとの回答を得た。

上記より、本事業における択伐・主伐収入合計と土地の売却額の合計は2,641百万円を見込んでおり、これが貸付金2,487百万円の返済原資となることが想定されている。

現時点においては本貸付金の回収可能性に重要な問題となる事項は識別されておらず、県の財務諸表において徴収不能引当金を計上していない点、問題はないものと判断した。

(2) 監査の結果及び意見

① 長期収支試算に関する定期的な意見聴取(意見C-3)

公社有林事業の事業計画について、有識者を含めた検討会にて、分収造林事業の事業計画と合わせて協議し、精緻化・見直しの必要がないか検討を行うことが望ましい。

公社有林事業の収支計画は、平成23年2月に行われた外部有識者も含めた「分収造林事業の経営改善に関する検討会」での検討結果の考え方をベースに、木材価格や生産経費等について直近の実績や見込みに合わせて補正した上で作成されている。令和6年度時点の長期収支試算は択伐・主伐収入合計と林業公社が有している公社有林事業を行う土地の売却額(簿価)の合計額と貸付金を比較すると、見込収入が貸付残高を大きく上回る状況にはなく、木材価格や生産経費等、前提条件の今

後の変動によって、貸付金の回収が困難な状況になる可能性も考えられる。

長期収支の試算がより正確に行われるよう公社有林事業の長期収支についても、定期的に外部有識者等から意見を聴取したり、必要に応じて造林事業と同様に外部有識者等を交えた検討会を開催することが望まれる。

3. 白山林道資金貸付金

(1) 債権の概要

① 概要

担当部局部課	農林水産部 森林管理課
債権の名称	林業公社資金貸付金(白山林道資金)
債務者	公益財団法人石川県林業公社
R6 年度末債権残高	1,615,791 千円(全額貸付金)
消滅時効	私債権 民法改正前 5 年、私債権 民法改正後 5 年
根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等	県財規第 8 章第 3 節(債権)
貸付条件	<p>白山林道貸付金は 2 つの性格の貸付金で構成されている。1 つは白山林道事業の管理運営に関する収入不足の補填であり、もう 1 つは、外部借入により生じた利息支払いのための資金の貸付けである。</p> <p>【管理運営に関する収入不足の補填】</p> <p>貸付開始時期:H14 年度(現在の貸付金残高は借換により H30 年度以降の貸付分)</p> <p>貸付期間:2 年据置 5 年均等償還。白山林道通行台数が一定数以上の場合、償還が可能となるため、当初から、収入不足分の貸付けは 2 年据置 5 年均等償還により貸付けている。</p> <p>延滞利息:年 10.95%(契約書第 7 条)</p> <p>【外部借入の利息原資】</p> <p>貸付開始時期:S52 年度から発生し、H25 年度に長期借入金へ切り替え。</p> <p>貸付期間:H25 年 4 月 1 日から H26 年 3 月 31 日の 1 年、満期一括償還。</p> <p>毎年償還期限を 1 年延長してほしい旨の申出があり、県は延長に応じている。</p> <p>延滞利息:無</p> <p>【共通】</p> <p>利率:無利息(契約書第 4 条及び借用証書)</p> <p>貸付限度額、担保、保証人:無</p>
無利息の理由	白山林道は S52 年の林道供用当初に県から林業公社へ管理移管され、林業公社が利用料収入により管理運営してきたことから、収入不足に起因する

	借入は無利息としている。
貸付の財源	県の一般財源
債権管理システム	担当課において紙台帳の「債権管理簿」(県財規第 249 条)で管理している。

② 林道白山線について

林道白山線(愛称:白山白川郷ホワイトロード、以下「白山林道」という。)は石川県と岐阜県にまたがる未開発資源の開発を目的としたもので、石川県白山市尾添から岐阜県白川村鳩ヶ谷まで総延長 33.3km におよぶ林道である。このうち石川県側の管理区間は 18.6km あり、このうちの 14.1 km が有料区間となっている(なお、岐阜県側の管理区間は 14.7 km、うち有料区間は 10.4 km)。利用料収入については岐阜県側(公益社団法人岐阜県森林公社)と有料区間の距離を元に按分されている。

開通当初の利用料金は普通車片道 2,500 円であったが、消費税等の導入に伴い平成 26 年には 3,240 円に設定され、平成 20 年に東海北陸自動車道が開通したことに伴い、白山林道の競争力確保の観点から北陸新幹線の開業にあわせて平成 27 年より普通車片道 1,600 円と約半額の値下げを行った(令和 2 年に消費税率改定に伴い 1,700 円に値上げ)。

<参考 白山白川郷ホワイトロードの利用料金>

年度	普通車	軽自動車	マイクロバス	大型バス
H26	3,240 円	2,610 円	9,630 円	21,600 円
H27	1,600 円	1,400 円	4,900 円	10,800 円
R2	1,700 円	1,400 円	5,000 円	11,000 円

③ 本貸付金の内容及び状況

①で記載した通り、本貸付金には 2 つの性格のものが存在する。1 つは、白山林道の石川県側を管理運営するに際し、単年度の管理運営費の収入不足分を長期貸付けしている。平成 14 年頃から通行台数の減少で収入不足の補填が始まり、平成 27 年度には通行料金を半額にしたことで収入不足が増加した。償還期限で林業公社より償還を受けているが、毎年収入不足が発生していることから、借換により新たな貸付額が増えている状況である。もう 1 つは、白山林道開業前及び開業後の施設整備費約 51 億円は民間金融機関等からの借入により事業が行われ、昭和 52 年頃から当該借入金の利息支払い資金を貸付けている。平成 15 年度以降は林業公社から県に対して一度も返済がなく、金額は変動していない。なお、施設整備費約 51 億円は白山林道事業によって得た収入により林業公社から民間金融機関等へ全額返済を完了している。

④ 債権の残高推移

(単位:千円)

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
貸付金(前年度末+ ⑦-⑧)	1,409,942	1,459,831	1,529,065	1,562,384	1,615,791
(内訳) 元金	1,409,942	1,459,831	1,529,065	1,562,384	1,615,791
新規貸付額(⑦)	53,449	95,127	118,780	85,349	116,177
回収額(⑧)	40,738	45,238	49,546	52,030	62,770

新規貸付額(⑦)が回収額(④)より多く、貸付金の残高が増加している。

⑤ 債権残高の明細

(単位:千円)

債務者	当初債権 発生時期	当初債権額	R6 年度末債権額		
			元金	損害金	計
林業公社	R7年 3月	116,177	116,177	-	116,177
	R6年 3月	85,349	85,349	-	85,349
	R5年 3月	118,780	118,780	-	118,780
	それ以前	1,966,006	1,295,485	-	1,295,485
	(うち施設整備分)	(1,153,000)	(1,153,000)	-	(1,153,000)
合計			1,615,791	-	1,615,791

⑥ 不納欠損処理及び訴訟等の法的措置を執ったものの内訳(直近3年分)

該当なし。

⑦ 貸付審査について

林業公社は、毎年収入不足が生じないために必要な通行台数を目標設定し、県は林業公社が目標達成に向けた施策を行っていること理由に、貸付けを継続(増額)している。

林業公社が設定している通行台数の目標は年間80,000台であり、80,000台が通行すれば白山林道事業の収支均衡が見込まれるものと試算している。しかし、料金の値下げが行われた平成27年度に77,530台の通行実績があった以降は通行台数が減少傾向にあり、直近の令和6年度は39,466台と目標の半分程度の実績で利用料収入についても減少傾向である。

<通行台数と利用料収入の推移>

(単位:台、千円)

年度	普通車	軽自動車	マイクロ バス	大型バス	合計	利用料収入 (石川県側)
H12~H16(平均)	85,301	5,344	1,009	4,651	96,305	241,875
H17~H21(平均)	75,518	6,671	683	2,697	85,569	191,125
H22~H26(平均)	58,018	6,606	454	1,446	66,524	133,820(※1)
H27~R1(平均)	51,298	8,573	298	696	60,865	57,216
R2	7,181	1,346	13	6	8,546	-(※2)
R3	34,860	7,233	54	47	42,194	38,597
R4	15,109	3,087	49	113	18,358	17,137(※3)
R5	38,026	8,809	110	207	47,152	44,059
R6	31,843	7,367	103	153	39,466	36,646

※1:平成27年度に利用料を半額に改定したため、平成26年度以前の利用料は現在の利用料の2倍相当となっている。

※2:令和2年度 白山白川郷ホワイトロードの石川県側は崩落斜面の復旧工事のため通年で通行止め。

※3:令和4年度8月豪雨により道路が損壊し、石川県側からの通行・通り抜けができなくなり収入減。

通行台数及び利用料収入の改善施策については、石川県側、岐阜県側での利用促進のための広

報活動が予定されている程度であり、利用促進の抜本策としては物足りないものと思われる(令和 6 年度利活用促進補助金 3,300 千円)。さらに貸付金回収の観点からすれば目標の 80,000 台はあくまで収支均衡する採算ラインであり、これまで運営費の収支不足のために貸付された 462,791 千円、施設整備に係わる 1,153,000 千円を返済するためにはさらに多くの利用料収入が必要である。しかしながら、現状の通行台数を前提に考えるならば収支均衡すら厳しく、これまで貸付けたものの回収はおろか、今後も収支不足を補填するための貸付が増加するものと容易に想像される。

⑧ 貸付金の評価(県での徴収不能引当金の計上)について

県は本貸付金に対して徴収不能引当金を計上していない。徴収不能引当金の計上の要否を検討するため、以下に白山林道事業の収支を記載する。

<白山林道事業の正味財産増減計算書>

(単位:千円)

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
受取補助金等	-	6,000	4,400	6,000	3,300
受託事業収益	744,650(※)	117,650	84,560	53,598	10,000
林道通行料収益	-	38,597	17,137	44,059	36,646
その他収益	21	24	24	8	682
経常収益計	744,671	162,272	106,121	103,667	50,629
直接事業費	734,665	129,392	98,211	69,522	27,643
間接事業費	2,018	37,437	37,393	20,966	25,387
管理費	57,677	78,906	77,869	75,471	76,019
経常費用計	794,361	245,736	213,474	165,960	129,049
当期経常増減額	△49,690	△83,463	△107,353	△62,293	△78,420
正味財産合計	△547,378	△630,842	△738,376	△800,670	△880,046
貸付金残高	1,409,942	1,459,831	1,529,065	1,562,384	1,615,791
正味財産合計 (林業公社全体)	16,815,001	16,642,847	16,355,128	16,246,364	16,133,454

※:令和 2 年度は令和 2 年 2 月の土砂崩れによる復旧工事により事業費を多額に要した。また、通年で通行できなかった。

上表の通り、白山林道事業は、直近 5 年間いずれも経常費用が経常収益を大きく上回っており、白山林道事業に係る正味財産は継続的にマイナスとなっている。また、白山林道資金に係る貸付金は、継続的な経常損益のマイナスを受けて年々残高が増えている。

林業公社全体としての正味財産は、造林事業における森林資産勘定振替額の影響によりプラスとなっているものの(森林整備事業に係る費用と収益の差額を森林資産勘定振替額として貸借対照表の森林資産の取得価額に加算)、造林事業の利益(財産)を白山林道事業に充当(造林事業資金から利益を振替える)することは公益法人において想定されていない(収益事業から利益を振替えることはできるが、公益事業間で利益を振替える定めがない)ことから、白山林道事業単体で貸付金の回収可能性に関して判断することとなり、正味財産は△880,046 千円で貸付金の回収可能性について重大な懸念が

あるものと考えられる。

(2) 監査の結果及び意見

① 採算ライン達成に向けた具体的な対策の検討(意見 C-4)

現在、採算ライン達成に向けた具体的な施策は広報宣伝のみであり、より活用促進に向けた具体的な対策を講ずるべきである。

現在、収支均衡するとされる通行台数目標 80,000 台に対し、令和 6 年度の実績は 39,466 台と目標の半分以下の状況である。利用料金を値下げした直後の平成 27 年度に 80,000 台近くの利用実績を記録したことはあったものの直近 5 年間の通行台数実績は令和 5 年度の 47,152 台が最高で通行台数目標の 6 割にも満たない状況である。これに対し現在、目標達成に向けた具体的取組は利用促進に向けた広報活動だけであり、林道事業の利活用促進事業補助金も 3,300 千円と多いものではない。費用対効果が見えにくいことや、これまでも通行台数を増やすために施策を実施していることは承知しているが、林道がある白山市や岐阜県側の白川村とのコラボレーション、林道を利用したドライブルートや旅行の企画・提案、林道のある石川・岐阜のみならず林道へアクセスしやすい富山県や福井県居住者に対する広報活動など今まで以上の通行台数促進に向けた具体的な取組が必要なものと考えられる。これに加え、料金収入単価が大きく、通行台数目標の達成率が低い大型バスやマイクロバスの通行台数を増やすような施策をより一層強化することも考えられる。

<参考:通行台数目標と令和 6 年度の利用実績比較>

区分	料金	通行台数目標(※)	R6 年度実績	対目標比
普通	1,700 円	70,029 台	31,843 台	45.4%
軽自動車	1,400 円	7,980 台	7,367 台	92.3%
マイクロバス	5,000 円	494 台	103 台	20.8%
大型バス	11,000 円	1,497 台	153 台	10.2%
合計		80,000 台	39,466 台	49.3%

※:通行台数目標は令和7年度当初予算の返済計画より記載

② 現実的な収支計画による貸付決定(指摘 C-5)

現実的な収支計画により貸付けを決定すべきである。

現在、林業公社は収支均衡となる通行台数目標として 80,000 台を設定し、それを前提に単年度の収支計画を試算し、収支がプラスになることから、返済期間が長期に及ぶが返済が可能であるとしている。県は目標台数を達成するための取組を行うことを条件に、施設整備費の貸付金について 1 年間の償還期限の延長に応じるとともに、単年度の運営費の不足額について新たな貸付を行っている。

しかしながら、通行台数目標にある 80,000 台を超えた実績は平成 21 年度(84,070 台)以降の 15 年間は一度もなく、また利用料収入についても通行料を値下げした平成 27 年度以降でみると、平成 27 年度(77,530 台)の 73,702 千円がこの 10 年で一番多い利用料収入であり、それ以降はコロナ禍前で 50,000 千円程度にとどまっている。収支計画の通行台数目標 80,000 台とそれを基に得られると試算している利用料収入の実現可能性が極めて低く、そのような収支計画をもとに貸付金の回収が可能として貸付けを決定しているのは著しく不適切な対応と言える。

林業公社の他の事業としては造林事業があるが、造林事業の長期収支試算では本貸付金を将来一括返済できるほどの余裕はないことからみても、回収可能性の極めて低い貸付金であると考えられ、今後も白山林道の収入不足を補填する貸付けを継続し、当事業の貸付残高が増加し続けてよいのか検討すべきである。まずは実現可能性の低い収支計画を作成させるのではなく、実現可能な収支計画の作成を指導し、そのうえで財政支援の必要性を議論し、結果として継続して貸付けを行うのか決定すべきである。

③ 林道の維持・管理に必要な十分な財政支援(意見 C-6)

現状の通行台数実績や各種施策を受けて実現可能な利用見込台数を前提に、林道の維持・管理等の運営に必要な事業費の支出については必要な予算措置を講ずるよう検討を望むとともに、既に貸付済の金額についても、何らかの財政支援の検討を望む。

林道白山線は石川県と岐阜県を結ぶ唯一の道路(林道)であり、白山の自然を観光資源として活用する観点からも重要な林道である。このような林道については利用料収入があることから安易に財政支援をすべきではないとの考えもある一方で、利用料金等のみで収支が対応出来ない時には貸付により収支を充当するのではなく、本来は補助金等の財政支援によって充当すべきものと考えられる。

現に林道白山線の岐阜県側を管理する公益社団法人岐阜県森林公社に対しては岐阜県から毎年、その道路の維持管理や利用促進に必要な経費については必要な予算措置が行われており、白山林道事業の収支の均衡が図られている。

<岐阜県森林公社 白山林道管理事業 収支計算書>

(単位:千円)

科目/年度	R2	R3	R4	R5	R6
補助金等収入	198,530	73,340	151,692	96,584	121,674
林道収入	7,154	28,599	12,698	32,645	27,153
その他雑収入	40	471	65	73	60
法人会計負担	▲4,840	▲3,444	▲3,632	▲3,406	▲3,658
事業活動収入 計	200,884	98,966	160,823	125,896	145,229
直接事業費支出	47,293	3,001	3,001	4,438	3,614
間接事業費支出	88,870	68,032	151,810	97,425	124,719
人件費支出	16,826	17,827	19,515	16,140	14,979
事務経費支出	7,329	6,414	5,080	6,390	6,507
事業活動支出 計	160,319	95,274	179,406	124,395	149,821
事業活動収支差額	40,564	3,692	▲18,583	1,500	▲4,592
投資活動収支差額	▲24,732	-	-	-	-
当期収支差額	15,823	3,692	▲18,535	1,500	▲4,592
次期繰越収支差額	66,545	70,237	51,654	53,155	48,563

公益社団法人岐阜県森林公社は令和 6 年度に白山林道維持補修補助金 94,174 千円、利用促進事業補助金 27,500 千円の合計 121,674 千円の補助金収入を得ている一方で、石川県の林業公社が白山林道事業で受けた令和 6 年度の補助金は利用促進事業補助金 3,300 千円のみである。

林道の維持管理に必要な事業費の支出については必要な予算措置を講ずるよう検討を望む。それと合わせて既に貸付済の金額についても、何らかの財政支援の検討を望む。例えば施設整備のための外部借入により発生した支払利息に係る貸付金は、昨今の新たな施設整備は県が負担している実情を鑑み免除する対応なども考えられる。

④ 徴収不能引当金の計上(指摘 C-7)

県における今後の財政支援によって対応は異なるが、現状においては、白山林道事業に対する貸付金について、その回収可能性を検討し、「財政のあらまし」一般会計等財務諸表及び全体財務諸表で徴収不能引当金を計上すべきである。

本貸付金の回収可能性について担当課である森林管理課では、通行目標台数 80,000 台をベースにした収支計画をもとに、収支プラスであり全額回収まで数百年と長期に及ぶが回収可能と判断している。しかし、先にも述べた通り、収支計画の実現可能性は極めて低く、そのような収支計画をもとに回収可能として徴収不能引当金を計上しなくてよいと判断していることは適切な対応ではない。

林業公社の事業別の正味財産増減計算書によると、白山林道事業の正味財産は△880,046 千円まで拡大しており、白山林道事業の収支均衡も取れない現状を考慮すると、監査人の見解としては、本事業のみでは貸付金全額について回収可能性に疑義があると言わざるを得ない。

徴収不能引当金の計上額について考えると、まず、林業公社は白山林道事業の他に造林事業と分収育林事業を行っているが、全てが公益目的事業であり、公益法人の収支相償の原則に基づいて公益目的事業ごとに収支均衡(費用を超える収入を得ない)が図られている。仮に白山林道事業以外の公益目的事業で余剰金が生じたとしても、その事業の発展や受益者の範囲の拡充に充てられ、他の事業で利用することは想定されていない(公益目的事業全体で収支均衡しているか判断する際に他の事業に影響を及ぼすが、公益目的事業間で余剰資金(利益)を振替えることはできない)。そのため、造林事業の長期収支試算では余剰資金が見込まれているが、当該余剰資金を白山林道事業の貸付金返済に適時充当することは難しいといえる。造林事業の終了により林業公社が解散することになれば、造林事業で得られた余剰資金を白山林道事業の貸付金返済に充当することも可能と考えられるが、造林事業の終了が見込まれる令和 57 年度の対応は現時点では想定が難しいこと、造林事業から得られる余剰金試算額は白山林道事業貸付金 16 億円と比較するとそれほど多額ではないことなどから、簡便かつ保守的に白山林道事業に関する貸付金全額に対して徴収不能引当金を計上する対応が考えられる。ただし、造林事業終了時の林業公社の在り方について方向性が定まった場合には、引当金の計上額の算出方法について、適切な見直しを行うよう留意頂きたい(白山林道事業の貸付金から造林事業の長期収支試算でプラスとなる金額を差し引いた金額について徴収不能引当金を計上するなど)。

また、当該徴収不能引当金は、県の徴収不能引当金の計上区分「財務状況等により返済の見込みがない」ものに分類されることになるものと考えられる。

なお、県が白山林道事業貸付金に対して何らかの財政支援を検討するのであれば、徴収不能引当金の計上の必要性判断は変わってくるが、現状の対応が維持されるのであれば、「財政のあらまし」一般会計等財務諸表及び全体財務諸表における徴収不能引当金の計上は不可欠と考える。

D. 一般社団法人石川県農業開発公社への貸付金及び債務保証・損失補償

県から一般社団法人石川県農業開発公社(以下、「農業開発公社」という。)への貸付金は以下のとおりであり、監査対象は1つの貸付金となっている。下記表のNo.1から3は農用地等の簿価抑制目的の貸付金であり、貸付目的が同じであることからその中から1つを抽出した。4、5は前年度包括外部監査の対象となっており対象外とした。農業開発公社に対して県による債務保証、損失補償はない。

(単位:千円)

No.	貸付金名称	担当部局	R6 年度末 債権残高	監査 対象
1	干拓地内農地保有資金貸付金	農林水産部	2,949,335	対象
2	干拓地内生産団地施設管理資金貸付金	農林水産部	474,963	対象外
3	国営農地開発事業対策資金貸付金	農林水産部	180,965	対象外
4	干拓地内生産団地等償還対策資金	農林水産部	139,500	前年度監査対象
5	干拓地内生産団地特別対策資金貸付金	農林水産部	917,394	前年度監査対象
合計			4,662,160	

(a) 外郭団体の理解

(1) 外郭団体の概要

① 沿革

農業開発公社は、昭和45年に石川県の農業の発展と農業者の福利の増進を図ることを目的に設立された法人である。農業開発公社は県の財政的関与度が高い外郭団体であり、「財政のあらまし」の連結財務諸表における連結対象となっている。

② 社員及び役員構成

県と石川県信用農業協同組合連合会(以下、「JA信連」という。)が社員となっている。

令和7年6月時点の役員は理事9名(うち県職員6名、理事長含む)、監事2名で構成され、石川県参事が理事長を務めている。

③ 事業内容

定款では(1)保有農地の貸付及び売却事業(2)放牧場の管理運営事業(3)畜産施設の建設事業(4)その他石川県の農業の発展と農業者の福利の増進を図るために必要な事業を行うとしている。具体的には、農地関係事業と畜産振興・受託放牧事業を行っている。

● 農地関係事業

農地関係事業として2つの事業を行っている。1つは国営河北潟干拓事業や奥能登の国営農地開発事業によって造成された農地の販売や貸付け事業であり、もう1つは河北潟干拓地におけるふれあい農園(市民農園)の運営事業である。

● 畜産振興・受託放牧事業

辰口、富来の2箇所の放牧場で、県内の畜産農家から預かった子牛や若い雌牛の受託放牧事業を行っている。

(2) 令和 6 年度の決算書分析

前年度の包括外部監査において、実質的に債務超過の可能性を意見しており、決算書分析は省略。

(b) 監査対象貸付金

1. 干拓地内農地保有資金貸付金

(1) 債権の概要

① 概要

担当部局部課	農林水産部 農業経営戦略課
債権の名称	干拓地内農地保有資金貸付金
債務者	一般社団法人石川県農業開発公社
R6 年度末債権残高	2,949,335 千円(全額貸付金)
消滅時効	私債権 民法改正前 10 年、民法改正後 5 年
根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等	県財規第 8 章第 3 節(債権)
貸付条件	貸付開始日:H21 年 4 月 1 日 貸付期間:当初は H21 年 4 月 1 日から H22 年 3 月 31 日 R6 年度は R6 年 4 月 1 日から R7 年 3 月 31 日 R3 年度以降は、貸付金残高に変動はなく、毎年、償還期限の 1 年間延長申請を受理している。 利率:無利息 貸付限度額、担保、保証人、遅延損害金、違約金:無
無利息の理由	農業開発公社は借入利息を農地の簿価に加算していく会計処理をしていたことから、利息を求めると、農地簿価が年々高くなり、今後農地を取得する農家への負担が重くなるため無利息としている。
貸付の財源	県の一般財源
債権管理の方法	担当課において「債権管理簿」(県財規第 249 条)で管理するとともに貸付金と紐づいている農地の売買状況に関しては「公社の農地売買状況」(S60 年度以降の公社が農地を買入れた時期と買入 ha、売渡時期と売渡 ha、公社の保有 ha が記載されている)で管理している。

② 本貸付金の内容及び状況

本貸付金は国営河北潟干拓事業により造成された河北潟干拓農地のうち、干拓事業完了時に未配分となった農地 201.5ha と離農者の農地 266.6ha を農業開発公社が取得するために要した資金の貸付けである。当初、農業開発公社は民間金融機関から資金を借り入れて農地を取得したが、平成 21 年度以降に県から資金を借入れ民間金融機関へ返済するという借換えを行い、県からの貸付けとなった。

農業開発公社が有している農地簿価と貸付金の実質的に紐づいており、農地の売却資金で貸付金の返済がなされている。平成 18 年度から農業開発公社で干拓地内農地の購入は行っておらず、直近

で県からの新規の貸付けはない。また、令和3年度から売却実績がない状況であり、貸付金の返済もなされていない。農業開発公社は農地が売却できないと借入金を返済できないが、農地の簿価よりも低い価格で売却すると返済資金が不足する可能性があるため、現時点では農地の簿価よりも低い価格で売却しない方針をとっている。

県の農業開発公社に対する貸付金には、本貸付金以外にも農用地等と紐づいた貸付金があるため、以下に農用地等と紐づいた貸付金の明細を示す。貸付金合計額が農業開発公社の流動資産に計上されている農用地等 3,607,832 千円と紐づいている(貸付金合計 3,605,264 千円と 2,568 千円の差は、農業開発公社資金で購入した農用地部分が一部あると推察される)。(単位:千円)

No.	名称	内容	R6 年度末残高
1	干拓地内農地保有資金貸付金(本貸付金)	河北潟干拓地内の農地簿価増加抑制のための無利息貸付	2,949,335
2	干拓地内生産団地施設管理資金貸付金	河北潟干拓地内酪農施設用地等の簿価増加抑制のための無利息貸付	474,963
3	国営農地開発事業対策資金貸付金	能登開発地(国営農地開発事業により奥能登の山林・原野に造成された農地)の簿価増加抑制のための無利息貸付	180,965
農用地等の簿価増加抑制のための無利息貸付合計			3,605,264

また、農業開発公社が有している農用地等は、含み損を有していると考えられる(前年度の包括外部監査報告書 p167 参照)。その点については前年度の包括外部監査報告書 p167 で含み損を有する農用地等を含めて、農業開発公社の経営健全化に向けた施策の実施を求める意見を行っているため、今年度は同様の意見は付さないこととした。

③ 債権の残高推移

(単位:千円)

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
貸付金	2,949,335	2,949,335	2,949,335	2,949,335	2,949,335
(内訳) 元金	2,949,335	2,949,335	2,949,335	2,949,335	2,949,335

④ 債権残高の明細

(単位:千円)

債務者	債権発生時期	当初債権額	R6 年度末債権額		
			元金	損害金	計
農業開発公社	H22.4	543,776	526,167	—	526,167
	H24.4	543,777	543,777	—	543,777
	H25.4	543,777	543,777	—	543,777
	H26.3	1,335,614	1,335,614	—	1,335,614
合計			2,949,335	—	2,949,335

⑤ 不納欠損処理及び訴訟等の法的措置を執ったものの内訳(直近3年分)

該当なし。

⑥ 貸付けの妥当性

農業開発公社が借換を行った背景は、民間金融機関からの借入による利息負担分を農地の簿価に加算する会計処理を行っていたため、借入期間が延びることで農地の簿価が高くなり、簿価を下回る価格での農地販売は経営上望ましくないことから、期間を経るごとに農地を取得する農家の負担が重くなることを抑制したいとの考えである。そのため県からの貸付金は無利息となった。貸付期間は1年間で、農地が販売されれば販売による収入で返済を受け、販売がなければ返済を求めずに貸付期間の延長に応じている。仮に借入金利息を農地簿価に加算する処理ではなく、その都度費用処理していれば、金融機関からの利息分を県が補助する対応で農地簿価上昇を抑止する施策も考えられるが、当時の会計処理を考慮すると県が無利息で貸付けを行うと決定したことも理解できる。

また、基金を設立し運用利回りで利息を支払うことも考えられるが、平成21年度に国が行っていた「農地保有合理化促進事業強化基金」の廃止が決定したこともあり、基金の設立は困難であったものと推察される。仮に基金を設立したとしても、借換当時の民間金融機関からの借入金利率は0.66%から0.91%に対し、県債での運用利回りはそれを下回っていたことから、基金の運用益で利息を支払うことも難しい状況であったと推察され、県が直接貸付けを行ったことに経済合理性はあると考えられる。

⑦ 貸付に関する事務手続きについて

借入に際して金銭消費貸借契約書は締結されておらず、農業開発公社からの「借入申請書」には借入理由、借入金額、借入期間が記載され、県の「貸付決定通知」には申請受諾と貸付金額、貸付期間、貸付利率の記載がなされている。外郭団体であることから、最低限の内容が記載されていると推察される。金銭消費貸借契約書に記載されるであろう一般的な条件(例えば返済条件(一括か分割か)、遅延損害金の率、期限の利益の喪失など)は記載が必要と考えられるが、本貸付金に関しては農用地等の販売が行われた場合に返済するという特殊な返済条件であること、期限延長することが前提となっていて遅延損害金が発生しないこと、農業開発公社は県の外郭団体として県担当課が管理しており、農用地等の販売に関しても県担当課が関与することなどから期限の利益の喪失に関しても条件記載は不要と判断しても大きな問題はないものと判断した。

(2) 監査の結果及び意見

① 「財政のあらまし」の貸付金が過少計上(指摘 D-1)

「貸付金明細」の入力誤りにより「財政のあらまし」の貸付金が過少計上となっている。今後同様の入力誤りが生じないよう留意すべきである。

「貸付金明細」は、貸付金の名称別に貸付金残高とそのうち期限が到来し収入未済額となっている金額を入力する様式となっている。そして貸付金残高から収入未済額を差し引いて財務諸表に計上する貸付金の金額を算出している。

担当課では干拓地内農地保有資金貸付金 2,949,335 千円と国営農地開発事業対策資金貸付金 180,965 千円について、貸付金残高と収入未済額の欄に同額の金額を入力してしまい、結果として総額 3,130,300 千円の貸付金が財務諸表上、過少計上となった。

収入未済額を集計する「収入未済額明細」に当該金額が記載されていれば勘定科目の誤りとなるが、収入未済額ではないことから、収入未済額で計上されることもなく、結果として「財政のあらまし」で貸付

金が 3,130,300 千円過少計上となった。

担当課によると入力誤りによるものであった。令和 2 年度から令和 5 年度の「貸付金明細」を確認したところ、令和 6 年度のような入力誤りはなく、チェックが十分でなかったことも考えられる。

担当課は担当者以外の入力内容の確認体制を構築するなど、今後同様の入力誤りが生じないよう留意すべきである。

② 徴収不能引当金の計上検討(意見 D-2)

農業開発公社の財政状態を適切に把握し、農業開発公社に対して有している貸付金について、「財政のあらまし」(一般会計等財務諸表及び全体財務諸表)において徴収不能引当金の計上を検討すべきである。

県一般会計等及び全体財務諸表における農業開発公社に対して有する貸付金の評価(徴収不能引当金の計上)としては、過去 5 年間で不納欠損処理の実績がないため、不納欠損率ゼロで徴収不能引当金の計上がない状況である。農業開発公社への貸付金は不納欠損率ゼロだが、総額 4,662 百万円のうち 3,605 百万円が含み損を抱える農用地等と紐づいており、残り 1,057 百万円は酪農家等への貸付金と紐づいていることを考えると、債権の状況を個別に評価して徴収不能引当金の計上の必要性を検討すべきと考える。農業開発公社の財政状態(土地の含み損や酪農家等に対する債権の回収可能性等)を適切に把握し、財務状況等により返済の見込みのない金額の有無及び当該金額を検討したうえで、必要に応じて徴収不能引当金を計上すべきである。

当該引当金計上額の把握に際しては、担当課が農業開発公社と協力して情報収集し、貸付金の回収可能性について財政課に報告することになると考えられる。

農業開発公社に対する貸付金に関しては、前年度の包括外部監査で指摘・意見を行い、現在対応を検討中であり、対応の如何によって県における徴収不能引当金の計上要否も異なることから、本意見は「指摘」としていない。前年度監査の措置対応を考慮したうえで、農業開発公社に対する全ての貸付金について回収可能性を検討し、回収可能性に疑義のある金額については、県において徴収不能引当金を計上する必要がある点は留意頂きたい。

③ 県連結財務諸表の農用地等の評価(意見 D-3)

県連結財務諸表の農用地等の評価が原則的な取扱いとなっていないため、原則的な取扱いの必要性について検討すべきである。

農業開発公社が有する農用地等 3,607 百万円は、県の連結財務諸表上、簿価のまま棚卸資産で計上されており、連結作業において簿価の修正を行っていない。

財務諸表における棚卸資産の評価に関する考え方は「統一的な基準による地方公会計マニュアル(令和元年 8 月改定)」「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」「Ⅶ資産の評価基準・評価方法」6 その他の資産等(2) 棚卸資産に記載がなされている。そこには、「棚卸資産については、取得価額をもって貸借対照表価額としますが、会計年度末の帳簿価額と正味実現可能価額のいずれか低い額で測定することとします(低価法)。…また、棚卸資産のうち販売を目的として所有する土地等の評価額については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則(平成 20 年総務省令第 8 号)第 4 条第 2 項各号に掲げる方法(鑑定評価額、近隣地価、課税台帳の価格等)により算定することができ、当該

土地等であって売買契約の申し込みの勧誘を行っているものについても、同様に算定することができることとします。なお、重要性の乏しいものは対象外とします。」と定めている。

棚卸資産の評価は正味売却可能価額等の時価と簿価を比較して低い方の価額とするのが原則であることから、原則的な対応の必要性について検討されたい。

なお、農業開発公社の決算書における農用地等の評価に関しては、農業開発公社の決算書が平成16年改正公益法人会計基準に準拠して作成されていることから、時価評価が強制されていないため、現状で会計上の問題はなく、意見等は付していない。

平成16年改正公益法人会計基準(参考)…農業開発公社が採用している会計基準

棚卸資産については、取得価額をもって貸借対照表価額とする。ただし、時価が取得価額よりも下落した場合には、時価をもって貸借対照表価額とすることができる。

平成20年改正公益法人会計基準(参考)

棚卸資産については、取得価額をもって貸借対照表価額とする。ただし、時価が取得価額よりも下落した場合には、時価をもって貸借対照表価額とする。

E. 公益社団法人石川県観光連盟への貸付金及び債務保証・損失補償

県から公益社団法人石川県観光連盟(以下、「観光連盟」という。)への貸付金は以下のとおりであり、全てを監査対象としている。県による債務保証、損失補償はない。(単位:千円)

No.	貸付金名称	担当部局	R6 年度末 債権残高	オーバーナ イト残高(R7 年4月1日)	監査 対象
1	ほっと石川観光プラン推進ファンド貸付金	文化観光 スポーツ部	15,000,000	-	対象
2	いしかわ文化観光推進ファンド貸付金	同上	-	5,000,000	対象
合計			15,000,000	5,000,000	

(a) 外郭団体の理解

(1) 外郭団体の概要

① 沿革

観光連盟は平成元年に石川県における観光事業の健全な振興を図り、地域文化の普及及び地域経済の発展向上に資するとともに国際観光に寄与することを目的として設立されている。観光連盟は県の財政的関与度が高い外郭団体に該当せず、「財政のあらまし」の連結財務諸表において連結対象外となっている。

② 社員及び役員構成

会員が議決権を持つ社員に相当し、会員1名につき議決権は1個である。石川県を含む183の会員から構成されているため、石川県の構成比率は0.5%である。令和7年6月時点の役員は会長1名、顧問2名、理事33名(うち県職員5名)、監事2名で構成されている。

③ 事業内容

定款では(1)観光地の宣伝、紹介及び観光客の誘致 (2)観光概念の普及啓発 (3)観光事業団体との連絡協調 (4)観光催事の企画及び運営実施 (5)観光に関する出版物の発行 (6)観光土産品の開発、改善指導及び宣伝紹介 (7)観光地の美化運動の推進 (8)観光に関する講習会、講演会、研究会等の開催 (9)観光に関する調査研究及び情報の収集、提供 (10)観光資源の保護育成及び利用の促進並びに文化の普及啓蒙 (11)観光施設の整備、指導及び支援 (12)国、県その他関係機関に対して観光に関する建議、陳情及び意見の具申 (13)旅行業法に基づく旅行業 (14)その他前条の目的を達成するために必要な事業を行うとしている。具体的には公益事業として観光振興事業、観光キャンペーン事業、海外誘客事業を行い、その他に収益事業として石川県金沢観光情報センター、金沢中央観光案内所において各種サービス(金沢周遊フリー乗車券の販売、手荷物配送サービスなど)を実施している。

● 観光振興事業

観光情報資料の作成・提供、地域固有の魅力の発掘・磨き上げ、旅行商品化の推進(いしかわ文化観光振興ファンド(100億円)の運用益を活用した文化の担い手と観光事業者が連携する取り組みへの複数年度にわたる伴走型支援の実施など)、教育旅行の誘致推進、観光案内所の運営などの事業を実施している。

- 観光キャンペーン事業

ほっと石川キャンペーン事業として、「今行ける能登」への正確な情報発信やツアー等の実施や、観光物産展などを開催し、ようこそ加賀百万石の旅事業として、JR と連携した誘客キャンペーンや加賀・能登・金沢の観光魅力アップ事業(旅行商品の造成やイベント開催、情報発信など)、石川魅力アップ事業(加賀百万石ウィークの実施)を行っている。

- 海外誘客促進事業

外国人旅行者のニーズに対応した観光素材の磨き上げや海外メディアと連携した魅力発信などを行っている。

(2) 令和6年度の決算書分析

① 貸借対照表の分析

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
現金預金	386,360	未払金	237,603
未収入金	7,984	賞与引当金	5,907
未収補助金	114,881	短期借入金	5,000,000
未収受託料	11,030	その他	2,223
その他	923	流動負債合計(e)	5,245,734
流動資産合計(a)	521,181	長期借入金	25,000,000
文化観光推進事業基金	10,000,000	退職給付引当金	120
観光プラン推進事業基金	20,000,000	その他	1,765
退職給付引当預金	120	固定負債合計(f)	25,001,8865
特定資産合計(b)	30,000,120	負債合計(g=e+f)	30,247,62019
投資有価証券	90,300	一般正味財産	368,744
長期求償債権	24,261	一般正味財産合計(h)	368,744
貸倒引当金	△24,261		
その他	4,764		
その他固定資産合計(c)	95,064		
固定資産合計(d=b+c)	30,095,184		
資産合計(a+d)	30,616,365	負債及び正味財産合計(g+h)	30,616,365

主要な勘定科目の内容を以下に記載する。

(ア) 未収入金

未収入金は、3月分の売上代金未収やいしかわ文化観光コンテンツ造成支援事業補助金の戻入等であり、全額5月末までに入金確認がされており、資産性に疑義のあるものは見受けられなかった。

(イ) 未収補助金、未収受託料

県や国からの補助金や受託料の未収である。

(ウ) 文化観光推進事業基金(特定資産)

公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業に使用。県債を引き受けて運用益を得ている。

(エ) 観光プラン推進事業基金(特定資産)

公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業に使用。県債を引き受けて運用益を得ている。

(オ) 投資有価証券

県債 90,000 千円(令和 4 年 3 月 22 日発行、30 年満期一括償還)と 2 社(旅行業に関連する会社と企画運営等を営む会社)の株式 300 千円である。

(カ) 長期求償債権及び対応する貸倒引当金

長期求償債権とは、平成 15 年前後に実施していた温泉旅館支援保証制度において、民間金融機関へ代位弁済を行ったものの温泉旅館等から返済を受けていない金額である。令和 6 年度末は 2 件の債権が残高となっているが、回収不能となる可能性が高く、同額の貸倒引当金を計上している。

(キ) 短期借入金

全額が金融機関からの借入金である。文化観光推進事業基金は県からの借入金を財源としているが、借入期間が 1 年のため 3 月 31 日から 4 月 1 日までのつなぎ資金として、金融機関から 2 日間借りている。

(ク) 長期借入金

県借入金 15,000 百万円、市町借入金 5,000 百万円、金融機関借入金 5,000 百万円である。県及び市町からの借入金はほっと石川観光プラン推進ファンドのための借入であり、金融機関借入金はいしかわ文化観光推進ファンドのための借入金である。

① 正味財産増減計算書の分析

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
事業費(a)	640,267	特定資産運用益(受取利息)(d)	240,000
人件費等(※)	82,219	受取会費(e)	13,634
支払負担金	33,597	事業収益(f)	156,868
支払補助金	168,933	受取受託販売手数料	152,155
委託費	293,118	旅行販売手数料	4,690
派遣料	13,388	乗車検討売捌益	22
支払利息	15,664	受取補助金等(g)	185,841
その他(10 百万円未満)	33,346	県	151,266
管理費(b)	38,153	国	34,574
人件費等(※)	24,941	受取負担金(h)	39,267
その他(10 百万円未満)	13,211	市町	30,725
経常費用計(c=a+b)	678,421	その他	8,542
		受取寄付金(i)	650
		雑収益(j)	1,924
経常増減額(k-c)	△40,234	経常収益(k=d+e+f+g+h+j)	638,186

※:人件費等とは、給料手当、賞与、福利厚生費、法定福利費、職員通勤手当、退職給付費用、役員報酬、出向者負担分を合計している。

主要な勘定科目の内容を以下に記載する。

(ア) 支払負担金

他団体との共催事業や協力事業において、その事業費の一部を負担するために支出するもの。

(イ) 支払補助金

観光団体・事業者の取組を支援するための補助金支払額。

(ウ) 受取受託販売料(事業収益)

県及び金沢市から案内業務を受託している観光案内所(金沢観光情報センター・中央観光案内所)及び県から案内業務を受託している観光案内所(名古屋観光物産案内所・首都圏アンテナショップ観光案内コーナー)の運営受託料である。

(エ) 経常増減について

令和6年度は経常増減が△40,234千円(△は赤字)であったが、過去5年間は継続して経常収益が経常費用を上回っていた(令和2年度113,660千円、令和3年度76,784千円、令和4年度27,498千円、令和5年度74,956千円のプラス)。令和7年度の収支予算では29,994千円のマイナスを見込んでおり、昨今の収支は芳しい状況ではない。この点について担当課及び観光連盟担当者に確認したところ、令和6年度の赤字は北陸新幹線県内全線開業効果を最大限化するため、開業年である令和6年度に、計画的に「ほっと石川観光プラン推進ファンド」の運用益を重点的に配分しており、これまでの繰越金を用いて開業プロモーションに係る費用を支出した影響とのことであった。また、令和7年度は「いしかわ文化観光推進ファンド」の運用益で行う補助事業の採択が増えることを想定しておりマイナスを見込んでいることによる。令和6年度、令和7年度ともに、ファンドの運用益(過年度運用益の余剰分含む)を用いた支払補助金等の増加を見込んだものであり、単年度では赤字でも運用益の範囲内で行われており、中長期的な視点で観光連盟の収益性に問題はないものと考えられる。

② 決算書分析の結論

決算書分析の結果、資産の評価に問題となる事項は発見されず、観光連盟の正味財産は368,744千円(令和6年度末)と考えてよいと判断した。また、収益性に関しても問題は発見されなかった。

(b) 監査対象貸付金

1. ほっと石川観光プラン推進ファンド貸付金

(1) 債権の概要

① 概要

担当部局部課	文化観光スポーツ部 観光戦略課
債権の名称	ほっと石川観光プラン推進ファンド貸付金
債務者	公益社団法人石川県観光連盟
R6年度末債権残高	15,000,000千円(全額貸付金)
消滅時効	私債権 民法改正前 5年、私債権 民法改正後 5年
根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等	ほっと石川観光プラン推進ファンド運用資金貸付金要綱

貸付条件	<p>貸付開始日:H28年9月9日に150億円を貸付け、返済期限であるR3年10月22日に一括返済を受けた。また、R3年10月に新たに150億円を貸付けた。その際、財源の関係から100億円と50億円の貸付期間を別にしている。</p> <p>貸付期間:①R3年10月21日からR8年10月22日(50億円) 当初の契約書上はR3年10月21日からR4年3月31日の貸付期間としていたが、R4年3月9日付の変更契約書で返済期日をR8年10月22日に変更している。</p> <p>②R3年10月22日からR8年10月22日(100億円)</p> <p>貸付限度額:15,000,000千円</p> <p>利率:無利息</p> <p>担保、保証人:無</p> <p>違約金:年10.75%の割合で違約金を計算(契約書第6条)</p> <p>遅延損害金:年10.75%の割合で延滞利息を計算(契約書第5条)</p> <p>貸倒れリスクの負担:観光連盟への貸付金に関しては、県がリスクを負担。 観光連盟による貸付金を用いた資産運用リスクは観光連盟が負担(R6年度末は償還期間10年(3年据え置き)の県債で運用している)。</p>
無利息の理由	「ほっと石川観光プラン2016」に掲げる施策の推進に必要な財源を確保することを目的とした貸付金のため。
貸付の財源	県の一般財源
債権管理の方法	担当課においてエクセルの「債権管理簿」(県財規第249条)で管理している。

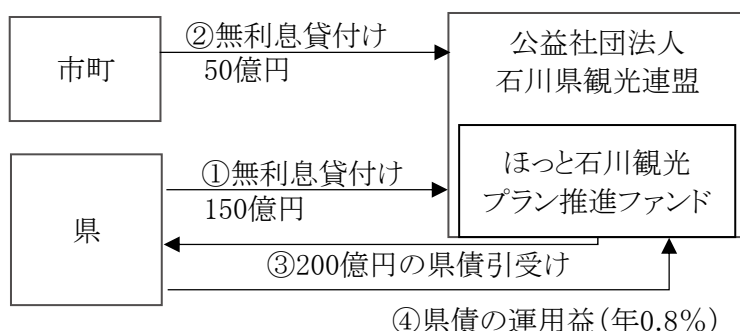
② 貸付金の内容及び状況

本貸付金は、「ほっと石川観光プラン2016」に掲げる施策(県内各地域(加賀・能登・金沢)での魅力づくり、国内誘客に向けたプロモーション活動、海外誘客の促進等)の推進に必要な財源を確保する目的として、観光連盟が組成した「ほっと石川観光プラン推進ファンド(以下、「観光推進ファンド」という。))に対して県が150億円を貸付けたものである。貸付期間が長期のため、貸付けた状態が継続している。

③ ほっと石川観光プラン推進ファンドについて

観光推進ファンドは平成28年9月に観光連盟内に組成された。ファンド総額は200億円であり、県からの貸付けが150億円(下図①)、県内市町からの貸付けが50億円(下図②)の構成となっている。なお県内市町からの50億円のうち、48.8億円は自治振興資金貸付基金から県内市町(18市町)に貸付けた資金(J.県基金から県一般会計・特別会計や自治体への貸付金、2.自治振興資金貸付基金から市町への貸付金(p207)参照)より拠出されている。ファンドの存続期間は、当初平成28年9月から5年間を予定していたが、令和3年9月に1ヶ月延長し、令和3年10月に5年間の延長を行い、現在は令和8年10月までの予定としている。観光連盟は、ファンド総額200億円を全額石川県の令和5年度一般会計債(償還期間10年(3年据え置き)分割償還)、で運用している(下図③)。運用利回りは

0.8%であり、県債の運用益が観光推進ファンドの事業資金となっている(下図④)。



これらの資金は、県が策定した「ほっと石川観光プラン 2016」の推進のため、観光連盟において、能登・加賀・金沢の各地域での魅力づくり、国内誘客に向けたプロモーション、海外誘客の促進などに事業費に充てられており、観光連盟への補助金事業として支援することも考えられるが、補助金では単年度での支援や評価になってしまうことから、長期的な視点で支援や評価を行うために、ファンドを組成して事業支援を行っているとのことである。

担当課及び観光連盟への質問したところ、観光推進ファンドの正味財産増減計算書は以下のとおりであり、運用益(過年度の運用益が積みあがっている正味財産残高を含む)の範囲内で事業を実施していることが確認できた。

(単位:千円)

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
ファンド収益	160,000	160,000	159,810	159,604	160,000
事業費(支援額)	74,223	93,175	148,280	154,246	217,641
管理費	1,150	3,758	1,150	1,282	1,398
経常的な収支	84,627	63,067	10,380	4,076	▲59,039
正味財産期首残高	17,118	101,745	164,812	175,192	179,268
正味財産期末残高	101,745	164,812	175,192	179,268	120,229

令和2年度以降はコロナ禍や令和6年能登半島地震の影響により事業の縮小・中止があり、ファンドの正味財産は年々増加傾向にある。令和6年度は北陸新幹線県内全線開業効果を最大化するため、計画的に推進ファンドの運用益を重点的に配分し、開業プロモーションに係る費用を支出した結果、単年度の収支ではマイナスとなっている。令和6年度末の正味財産残高は引き続き1億円を超える水準だが、担当課によると、今後も県内全線開業効果を高めるため計画的に事業を行っていく方針であり、ファンド規模の見直し(縮小方向)は予定していないとのことであった。令和6年度は北陸新幹線県内全線開業直後の年度であるため事業費が多額になったと推察されるが、同程度の規模で事業を継続するとこれまでに積み上げた正味財産残高を2年程度で使い切ってしまうことから、担当課の判断で問題ないものと判断した。なお、実際には、計画的に事業を行い2年間で正味財産残高を使い切ることは想定されていない。

なお、現在引き受けている県債は令和8年9月に1回目の償還(償還額400,000千円)となる。償還額を新たな県債で運用するのか、償還開始とともにファンド全額を新たな県債で運用するのかなど現時点で不明だが、昨今の市場金利の上昇により新たに引き受ける県債の運用益がこれまでよりも増えるこ

とが考えられる。増加した運用益を不必要な事業費に使うことがないよう、償還が開始するまでにファンドの規模や引き受ける県債の内容など、十分に留意されたい。

④ 債権の残高推移 (単位:千円)

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
貸付金(前年度末+㉞-㉟)	15,000,000	15,000,000	15,000,000	15,000,000	15,000,000
(内訳) 元金	15,000,000	15,000,000	15,000,000	15,000,000	15,000,000
新規貸付額(㉞)	-	15,000,000	-	-	-
回収額(㉟)	-	15,000,000	-	-	-

⑤ 債権残高の明細 (単位:千円)

債務者	債権発生時期	当初債権額	R6 年度末債権額			
			元金	利息	損害金	計
観光連盟	R3 年 10 月	15,000,000	15,000,000	-	-	15,000,000
合計			15,000,000	-	-	15,000,000

⑥ 不納欠損処理及び訴訟等の法的措置を執ったものの内訳(直近3年分)

該当なし。

⑦ 貸付金の評価(県での徴収不能引当金の計上)について

本貸付金は特定資産として全額が県債で運用されており、県債は県と観光連盟間での相対取引での引き受けであることから、繰上償還を行っても、過去に元本を毀損した実績はなく、現状の県債が今後繰上償還されたとしても元本を毀損するリスクは極めて低いと考えられる。また、(a)(2)③「決算書分析の結論」に記載のとおり、観光連盟は債務超過の状態ではなく本貸付金の回収可能性に問題はないものと判断した。県の財務諸表において徴収不能引当金の計上を行っていない点に問題はないものと判断した。

(2) 監査の結果及び意見

① 電子契約への移行を含む貸付契約形態の見直し(意見 E-1)

収入印紙の負担等の経済性も考慮し、現行の貸付契約形態の見直し要否について検討することが望ましい。

本契約は、契約金額が 50 億円超となるため、令和 3 年 10 月 1 日付で締結されている「ほっと石川観光プラン推進ファンド運用資金貸付契約書」において、印紙税法における定めに基づき 60 万円の収入印紙が貼付されている。

電子契約は紙ではないため印紙税の課税対象外とされていることから、現行の印紙税の負担軽減を考慮すると、今後、電子契約への移行の要否について検討を行う余地があると考えられる。

なお、当該貸付金は、平成 28 年度に契約された 5 年間の貸付契約が令和 3 年度に終了した際に、貸付名称等を変更した上で、新たな貸付契約として締結されたものであり、既存契約の借入期間が終了する令和 8 年度においても、再度 5 年間の新たな貸付契約が締結されるのであれば、上述の通り、電子契約での契約締結について検討することが望ましい。

もしくは、令和8年度において、実質的に契約内容や金額に変更がないまま継続して貸付を行うのであれば、印紙税の負担軽減のために、新たな貸付契約の締結とするのではなく既存契約での契約期間の延長とできないか検討することも考えられる。

2. いしかわ文化観光推進ファンド貸付金(オーバーナイト)

(1) 債権の概要

① 概要

担当部局部課	文化観光スポーツ部 観光戦略課
債権の名称	いしかわ文化観光推進ファンド貸付金
債務者	公益社団法人石川県観光連盟
R6 年度末債権残高	ー円(オーバーナイトの貸付であり、R7 年 4 月 1 日残高は 5,000,000 千円)
消滅時効	延滞等発生しておらず記載省略
根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等	県財規第 8 章第 3 節(債権)
貸付条件	貸付開始日:R5 年 4 月 3 日に 50 億円を貸付 貸付期間:R6 年 4 月 1 日から R7 年 3 月 31 日 貸付限度額:無 利率:無利息 担保、保証人:無 違約金:年 10.75%の割合で違約金を計算(契約書第 6 条) 遅延損害金:年 10.75%の割合で延滞利息を計算(契約書第 5 条) 貸倒れリスクの負担:観光連盟への貸付金に関しては、県がリスクを負担。観光連盟による貸付金を用いた資産運用リスクは観光連盟が負担。
無利息の理由	いしかわの文化資源を活用した付加価値の高い文化観光コンテンツづくりに必要な財源を確保することを目的とした貸付金のため。
貸付の財源	県の諸収入
債権管理の方法	担当課においてエクセルの「債権管理簿」(県財規第 249 条)で管理している。

② 貸付金の内容及び状況

本貸付契約は、文化の担い手と観光事業者が連携し、いしかわの文化資源を活用した付加価値の高い文化観光コンテンツづくりを支援する目的で、観光連盟が組成した「いしかわ文化観光推進ファンド」に対して県が 50 億円を貸付けたものである。貸付期間を 1 年とし、年度末に返済を受け、翌年度に再度貸付けを行うオーバーナイトの契約となっている。

③ いしかわ文化観光推進ファンドについて

いしかわ文化観光推進ファンドは令和 5 年 4 月に観光連盟内に組成された。ファンド総額は 100 億円であり、県からの貸付けが 50 億円、金融機関からの貸付けが 50 億円の構成となっている。高付加価

値な文化観光素材の発掘から旅行商品化への磨き上げ、販売促進までを一貫して支援するため、「文化観光」に特化したファンドとしては、全国初となる 100 億円規模のファンドとなっている。

事業への応募資格は、「文化の担い手」又は「観光事業者」に該当する者であり、対象となる事業は、①本件の文化資源を活用する取組み、②モデルツアーをはじめとした、地域に実際に旅行者が訪れる取組み、販路形成、プロモーションなど、旅行商品として販売を想定した総合的な取組み、③本事業終了以降、磨き上げたコンテンツを旅行商品として販売又は継続的に実施することを前提とした取組み、④新規性のある取組、となっている。

ファンドは全額県債(令和4年度一般会計債、10年満期一括償還)で運用されている。運用利回りは0.8%であり、県債の運用益がいしかわ文化観光推進ファンドの事業資金となっている。補助金事業として支援することも考えられるが、補助金は単年度での支援や評価になってしまうが、本ファンドは文化の担い手と観光事業者が連携した取組に対して、複数年度にわたる伴走型支援を行うことから、長期的な視点で支援や評価を行うために、ファンドを組成して事業支援を行っているとのことである。

いしかわ文化観光推進ファンドの正味財産増減計算書と本ファンドへの事業者からの支援事業の応募数及び採択数は以下のとおりである。運用益の範囲内で事業支援を実施していることが分かる。また、応募数に対して採択数は少ないが、担当課によると「文化の担い手」と「観光事業者」が連携して実施する、県の文化資源を活用した、高付加価値な文化観光コンテンツ造成の取組みを支援するという明確な目的に合致しているか否かと支援できる額(運用益)を考慮して決定しているとのことであり、ファンド運用益の範囲内でファンドの目的と合致する事業に支援している方針に問題はない。

なお、令和5年度は採択数に対し事業費(支援額)が少なくみえるが、補助金の支給は2年以内に支援事業者の希望するタイミングでなされるため、採択時期と支出時期にズレが生じることによるものである。

(単位:件、千円)

	R5 年度	R6 年度
応募数	46	47
採択数	17	14
ファンド収益	79,452	80,000
事業費(支援額)	8,717	63,995
管理費	21,992	25,633
経常的な収支	48,743	▲9,628
正味財産期首残高	-	48,743
正味財産期末残高	48,743	39,115

④ オーバーナイトについて

毎年、貸付期間の到来時(3月31日)に貸付金50億円が観光連盟から返済され、4月1日に再度50億円を貸付けている(年度末が土日の場合は調整あり)。その結果、3月31日時点においては、県から観光連盟に対する当該貸付金は存在せず「財産に関する調書」にも記載されていない。

過去のオーバーナイトの状況は以下のとおり。

	R5 年度	R6 年度
4 月 1 日貸付	50 億円	50 億円
3 月 31 日回収	50 億円	50 億円
3 月 31 日残高	—	—

観光連盟は県からの借入金の返済資金として、民間金融機関より 3 月 31 日から 4 月 1 日までの 2 日間だけ借入を行っている(3 月 31 日が土日の場合は 4 日間になる)。令和 6 年度に当該 2 日間で観光連盟が支払っている利息の金額は 705 千円であった。担当課にオーバーナイトを行っている理由を質問したところ、予算上当年度に返済される資金で貸付けを行うこととなっていることによるものとの回答を得た。

⑤ 貸付金の評価について

本貸付金はオーバーナイトの貸付金であるため、決算期末は県の決算書において貸付金がゼロとなるが、3 月 31 日以外に貸付金残高が存在し、貸付金の回収可能性について県が留意すべきなのは明らかである。この点、本貸付金は特定資産として全額が県債で運用されており、県債は県と観光連盟間での相対取引での引き受けであることから、繰上償還を行っても、過去に元本を毀損した実績はなく、現状の県債が今後繰上償還されたとしても元本を毀損するリスクは極めて低いと考えられる。また、(a)(2)③「決算書分析の結論」に記載のとおり、観光連盟は債務超過の状態ではなく本貸付金の回収可能性に問題はないものと判断した。

(2) 監査の結果及び意見

① 貸付契約の見直し検討(意見 E-2)

オーバーナイトは、県の財政状態の適切な開示及び経済性の観点から適切とはいえず、貸付契約の締結方法等の見直しを検討すべきである。

本貸付金は、貸付期間が 4 月 1 日から 3 月 31 日の 1 年間で設定され、毎年、貸付契約を新たに締結している。そのため、毎年 3 月 31 日に観光連盟から貸付金の返済を受け、年度末時点の県の貸借対照表には、当該貸付金が計上されていない。これは、いわゆる「オーバーナイト(一夜貸し)」と呼ばれる会計操作である。オーバーナイトは「貸付先の破綻時に自治体に大きな影響を及ぼす」、「短期貸付制度の趣旨を逸脱している」として、長期貸付や補助金に移行するほうが望ましいとの指摘が一般的になされている。本貸付金に当てはめると、特定のファンドに資金を拠出している事業なので補助金への移行は考えられず、ファンドの組成期間に応じた長期貸付金とする取り扱いが望ましい対応と考えられる。また、経済性という観点で考えると、貸付契約書を毎年新たに作成するため、契約書に貼付する収入印紙代が都度発生していること(本監査の対象の貸付契約書における収入印紙代は 400 千円)、県の外郭団体である観光連盟において、3 月 31 日から 4 月 1 日までの 2 日間の借入を行うために利息負担 705 千円が生じているなど、無駄な支出が発生している。

県の財政状態の適切な開示及び経済性の観点から、貸付契約の締結方法等の見直しについて検討すべきである。検討に際し、貸付期間はファンドに資金を拠出している民間金融機関と同様の年数とすることや、ファンドの組成期間をあらかじめ定めている場合には、当該期間での貸付とすることが適切

な対応と考える。

② 電子契約の導入検討(意見 E-3、総括意見 4)

収入印紙代の節約や契約締結手続の効率化のため、電子契約の導入を検討すべきである。

意見 E-2 で記載した通り、現在、貸付契約書に 400 千円の収入印紙を貼っている。電子契約の導入を検討すべきである。総括意見 4 参照。

F. 公益財団法人いしかわ農業総合支援機構への貸付金及び債務保証・損失補償

県から公益財団法人いしかわ農業総合支援機構(以下、「INATO」という。)への貸付金は以下のとおりであり、全ての貸付金を監査対象としている。県による債務保証、損失補償はない。

No.3 の就農支援資金貸付金は「H.県から法人・個人等への貸付金、9.就農支援資金貸付金」において検討している。(単位:千円)

No.	貸付金名称	担当部局	R6 年度末 債権残高	オーバーナ イト残高(R7 年 4 月 1 日)	監査対 象
1	いしかわ農業参入支援ファンド貸付金	農林水産部	-	7,700,000	対象
2	いしかわ里山振興ファンド貸付金	同上	-	3,000,000	対象
3	就農支援資金貸付金	同上	4,065	-	対象
合計			4,065	10,700,000	

(a) 外郭団体の理解

(1) 外郭団体の概要

① 沿革

INATO は昭和 57 年 9 月に中核農家への支援、担い手の確保に取り組むため財団法人石川県農業振興担い手育成基金として設立し、平成 21 年 4 月、石川県が策定した「いしかわの農業人材育成プラン」に基づく幅広い農業人材の育成・確保、経営の多角化など農業支援に関する多彩なニーズに対応するため、財団法人いしかわ農業人材機構に改組している。平成 26 年 7 月には、農業参入への経営面を支援する「いしかわ農業参入支援ファンド」の創設、農地中間管理事業(農地集積バンク)、他産業との連携による収益性向上事業を新たに設け、農地の斡旋・確保から人材の育成・確保、経営の効率化までをワンストップで支援する農業の総合窓口として、公益財団法人いしかわ農業総合支援機構に改組・改称している。

INATO の基本財産 501,039 千円は市町、JA 関連団体、いしかわ農業振興協議会、農業開発公社及び一般社団法人石川県農業会議からの拠出金を財源としており、そのうち県の拠出額は 250,000 千円(拠出割合は 49.9%)である。INATO は県の財政的関与度が高い外郭団体に該当せず、「財政のあらまし」の連結財務諸表において連結対象外となっている。

② 役員構成

令和 7 年 11 月時点で理事 8 名(うち県関係者は知事 1 名のみ)、監事 2 名、評議員 5 名で構成され、石川県知事が理事長を務めている。

③ 事業内容

定款では(1) 農林資源に関する相談及び情報提供のための事業 (2) 農業に関する幅広い人材を育成・確保するための事業 (3) 農業経営の発展、安定化を支援する事業 (4) 農産物の生産、流通及び加工を支援する事業 (5) 環境への配慮や農村資源の保全・活用、担い手への農地集積を支援する事業 (6) その他前条の目的を達成するための事業を行うとしている。具体的には公益事業として 5 つの事業を行っている。

- 農林資源に関する相談、情報提供を行う事業

農業に関して、ワンストップで相談対応できる総合窓口の設置や新規就農者など農業人材育成の取組・支援について情報発信など。

- 農業に関する幅広い人材を育成・確保するための事業

いしかわ耕稼塾による農業人材の育成やコーディネーターによる就農希望者と就農先のきめ細かなマッチングの実施、いしかわ農業参入支援ファンドにおけるファンド運用益を活用した経営支援など。

- 農業経営の発展、安定化を支援する事業

認定農業者等の経営安定及び強化への支援、スマート農業技術の担い手への普及・定着に向けた実演会の開催やマッチング等の伴走支援、コマツと連携したICTブルドーザの活用による実証など。

- 農産物の生産、流通及び加工を支援する事業

いしかわ百万石マルシェや地産地消マッチング商談会の開催、県食品協会やISICO 等と連携した担い手の販路開拓支援活動の強化、県産食材の魅力発信によるブランド化の推進、海外販路開拓に向けた海外販路開拓アドバイザーの活用による百貨店でのフェア開催の支援など。

- 環境への配慮や農村資源の保全・活用、担い手への農地集積を支援する事業

県の指定を受けた農地中間管理機構(農地バンク)として介在し、農地の集積・集約化及び農業参入の促進、耕作放棄地の発生防止等を図ることで、地域の中心的な担い手への農地集積の推進やいしかわ農業参入支援ファンドの活用による耕作放棄地の解消・未然防止など。

(2) 令和6年度の決算書分析

① 貸借対照表の分析

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
現金預金	47,273	未払金	47,650
未収金	28,098	預り金	359
前払費用	2,064	短期借入金	10,730,000
流動資産合計(a)	77,436	1年以内返済予定長期借入金	15,000,000
預金	101,039	流動負債合計(f)	25,778,009
投資有価証券	400,000	収入減少対策積立預り金	334,529
基本財産合計(b)	501,039	長期借入金	12,304,065
収入減少対策積立預金	334,529	固定負債合計(g)	12,638,594
いしかわ農業参入支援ファンド	20,000,000	負債合計(h=f+g)	38,416,603
いしかわ里山振興ファンド	18,000,000	基金	501,039
基幹技術開発トライアル基金	10,124	指定正味財産合計(i)	501,039
農業参入支援ファンド基金	448,376	一般正味財産	
就農支援資金引当預金	3,416	一般正味財産合計(j)	524,231
特定資産合計(c)	38,796,446	正味財産合計(k=i+j)	1,025,270
有形固定資産	15,927		
長期貸付金	50,944		
その他	80		
その他固定資産合計(d)	66,952		
固定資産合計(e=b+c+d)	39,364,438		
資産合計(a+e)	39,441,874	負債及び正味財産合計(i+k)	39,441,874

主要な勘定科目の内容を以下に記載する。

(ア) 未収金

補助金、委託費等に係る未収金。回収可能性に疑義のあるものは認められなかった。

(イ) 投資有価証券(基本財産)

全額県債であり、運用益を公益目的事業の財源としている。

(ウ) 収入減少対策積立預金、収入減少対策積立預り金

対象農産物の価格減少に伴う農家等への補填に備えたもの。預り金と同額を預金として積み立てている。

(エ) いしかわ農業参入支援ファンド、いしかわ里山振興ファンド

一定の目的のために組成されたファンド資金を県債で運用し、運用益を公益目的事業の財源としている。

(オ) 基幹技術開発トライアル基金

県内中小企業者等の技術・ノウハウを活用し、農林水産業における個々の課題を解決する実践的な技術開発を促進することにより収益向上を図る目的で設立された基金。株式会社小松製作所、株

株式会社北國銀行(以下、「北國銀行」という。)、県が 10 百万円ずつ拠出し、総額 30 百万円の基金を組成し、基金の目的に応じた事業に対して基金を取り崩して助成を行っている。

(カ) 農業参入支援ファンド基金

いしかわ農業参入支援ファンドにおける過年度の運用益の累積見合いであり、預金で保有されている。公益目的事業の財源として使用している。

(キ) 就農支援資金引当預金

就農支援資金貸付事業に係る事業開始からこれまでに受領した違約金と、県からの就農支援資金として借入れた資金の返済と INATO が貸付けている就農支援資金の貸付金の償還タイミングのズレによって INATO で保有されている預金である(就農者からの返済よりも県への返済の方が遅く預金残になっている)。県からの就農支援資金貸付金の返済原資となる。

(ク) 長期貸付金

いしかわ農業参入ファンドによる貸付金 48,791 千円、新規就農者への就農支援資金貸付金 2,153 千円を計上している。いしかわ農業参入ファンドによる貸付金は支援事業の赤字額が補助金転換され貸付金の返済に充当されるスキームであり(詳細は(b)監査対象貸付金、1.いしかわ農業参入支援ファンド貸付金参照)、過去に 1 件だけ事業中止で貸付金の償還を受けたケースがある以外は補助金転換により貸付金の償還を受けており、貸倒れ事例はなく、貸倒れリスクは極めて低いと言える。就農支援資金貸付金は令和 6 年度に 354 千円の返済を受けるなど毎年回収が進んでいることや、金額が少額であることから詳細な検討は省略する。

(ケ) 短期借入金

いしかわ農業参入支援ファンド、いしかわ里山支援ファンドの資金造成に係る県からの借入金の借換に充てるため民間金融機関より借り入れたもの。

(コ) 1 年以内返済予定長期借入金、長期借入金

民間金融機関からのいしかわ農業参入支援ファンド及びいしかわ里山支援ファンドの資金造成原資の借入金 123 億円と県からの就農支援資金借入金 4,065 千円である。

県からの就農支援資金借入金 4,065 千円に対し、県への返済原資として積み立てている就農支援資金引当預金が 3,416 千円あり、令和 6 年度末時点で資金手当されていない金額は 649 千円となるが、就農者への貸付金残高が 2,153 千円であり、令和 6 年度は 354 千円就農者から回収していることなどから、県からの借入金返済に問題が生じることはない想定される。そのような状況であることから、県から INATO への就農支援資金貸付金 4,065 千円は個別監査の対象としていない。

② 正味財産増減計算書の分析

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
事業費(a)	415,425	基本財産運用益(受取利息)(d)	2,402
人件費等(※)	36,285	特定資産運用益(受取利息)(e)	232,000
旅費交通費	11,951	受取補助金等(f)	208,135
減価償却費	13,165	県	182,748
消耗品費	13,272	その他補助金	800
賃借料	15,175	受入受託金	23,186
諸謝金	12,603	受取助成金	1,400
支払助成金	161,637	雑収益(g)	2,455
委託料	65,246		
支払利息	54,694		
その他(10百万円未満)	31,393		
管理費(b)	26,027		
人件費等(※)	8,428		
賃借料	13,016		
その他(10百万円未満)	4,581		
経常費用計(c=a+b)	441,452	経常収益(h=d+e+f+g)	444,992
当期経常増減(h-c)	3,539		

※:人件費等とは、役員報酬、給料手当、賃金、法定福利費、福利厚生費を合計している。

主要な勘定科目の内容を以下に記載する。

(ア) 基本財産受取利息

基本財産受取利息の内容は、定期預金、県債運用に伴う受取利息。

(イ) 特定資産受取利息

特定資産受取利息の内容は、県債運用に伴う受取利息。

(ウ) 支払助成金

いしかわ農業参入支援ファンド、いしかわ里山振興ファンドに係る助成金の支払、等。

(エ) 経常増減について

令和6年度は経常増減が3,539千円、過去5年間は令和3年度に若干の赤字があったものの、継続して経常収益が上回っている(令和2年度6,881千円、令和3年度△2,665千円、令和4年度35,648千円、令和5年度28,804千円のプラス)。INATOの収益性に大きな問題は認められない。

③ 決算書分析の結論

決算書分析の結果、資産の評価に問題となる事項は発見されず、INATOの正味財産は1,025,270千円(令和6年度末)と考えてよいと判断した。また、収益性に関しても問題は発見されなかった。

(b) 監査対象貸付金

1. いしかわ農業参入支援ファンド貸付金(オーバーナイト)

(1) 債権の概要

① 概要

担当部局部課	農林水産部 農業経営戦略課
債権の名称	いしかわ農業参入支援ファンド貸付金
債務者	公益財団法人いしかわ農業総合支援機構
R6 年度末債権残高	－円(オーバーナイトの貸付であり、期中の残高は 7,700,000 千円)
消滅時効	延滞等発生しておらず記載省略
根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等	・県財規第 8 章第 3 節(債権) 以下、ファンドからの補助対象者への貸付け時の要領等 ・いしかわ農業参入支援ファンド事業貸付金貸付等要領 ・いしかわ農業参入支援ファンド事業審査委員会設置要綱
貸付条件	貸付開始日: R6 年 4 月 1 日(オーバーナイトは H26 年度より開始) 貸付期間: R6 年 4 月 1 日から R7 年 3 月 31 日 貸付限度額: 7,700,000 千円 利率: 無利息 担保、保証人: 無 遅延損害金: 年 3.0% の割合で延滞利息を計算 違約金: 年 3.0% の割合で違約金を計算 その他: 貸付期間終了に伴い、毎年、貸付期間 1 年の契約を締結している。 貸倒れリスクの負担: INATO への貸付金に関しては、県がリスクを負担。 INATO が事業主体となっているファンドから農業法人等への貸付金に関しては、INATO がリスクを負担。
無利息の理由	耕作放棄地の解消という公益的な趣旨より無利息としている。
貸付の財源	県の諸収入
債権管理システム	担当課は「債権管理簿」(県財規第 249 条)を作成されておらず、貸付金の過去の増減をまとめた資料で管理している。

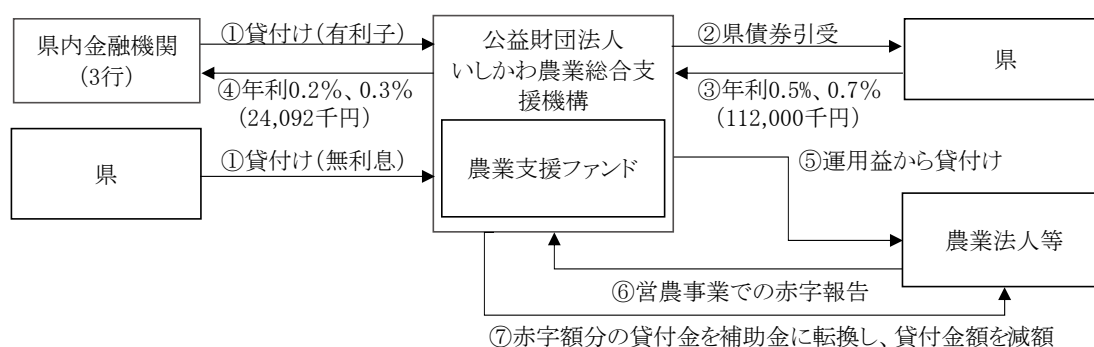
② 貸付金の内容及び状況

本貸付金は県指定の中山間地域及び世界農業遺産(GIAHS)認定地域において、耕作放棄地(未然防止を含む)の解消を目指す企業、農業法人等を支援する「いしかわ農業参入支援ファンド」のファンド資金として、県が事業主体である INATO に貸付けているものである。貸付期間を 1 年とし、年度末に返済を受け、翌年度に再度貸付けを行うオーバーナイトの契約となっている。

③ いしかわ農業参入支援ファンドについて

いしかわ農業参入支援ファンド(以下、「農業支援ファンド」という。)とは、県指定の中山間地域及び世界農業遺産(GIAHS)認定地域の農地の再生を通じた地域農業の活性化支援を目的として平成 26

年度に INATO が事業実施主体となって組成されたファンドである。当該ファンドに県が 77 億円、県内金融機関(JA 信連、のと共栄信用金庫、興能信用金庫)が 123 億円を貸付けている(下図①)。INATO は総額 200 億円を全額 30 年県債(令和元年度一般会計債 140 億円、30 年満期一括償還、利回り 0.5%と令和 3 年度一般会計債 60 億円、30 年満期一括償還、利回り 0.7%)で運用し(下図②、③)、運用益から金融機関への利息支払いや事務費等を差し引いた資金を用いて担い手がいない地域での一定規模以上の農業参入や規模拡大に取り組む企業や農業法人へ貸付けを行い(下図⑤)、5 年程度の経営面での支援を行っている。また、農地の再生には多額の資金を要し、簡単には黒字化することが見込めないことから、貸付金の返済に関しては、毎年度、参入地における営農赤字分を補助金に転換(貸付残高を減少)することで回収するスキームとなっている(下図⑥、⑦)。



農業参入や規模拡大の支援について他県(富山県や福井県)事例を確認すると、補助金制度としていいる県が多いように見受けられるが、本県では貸付金とすることで、短期での事業撤退等を極力減らす目的等がある。

ファンドでは、毎年 70 百万円から 90 百万円の運用益を得ており、当該運用益で貸付を行うとともに、企業及び農業法人への経営支援を行っている。事業開始が平成 26 年度(2014 年)であり、令和 7 年度で 11 年目となっており、これまでに 38 の法人に対し 44 の事業が採択されている。貸付総額は 558 百万円となっている。

下の<事業採択数及びファンドの収支推移>のとおり、令和 7 年 3 月末時点のファンドの繰越金 447 百万円のうち、採択した事業は 5 年間の事業計画に基づいて貸付けが行われることから、繰越金全額が余剰資金ではないが、やや資金余剰があるように推察される。この点について INATO 担当者に質問したところ、耕作放棄地解消のための新規参入や面積拡大は難易度が高いことや本事業の対象地域が令和 6 年能登半島地震の地域と被ることなどもあり、現時点での資金余剰があることは否定できないが、耕作放棄地の解消や防止の必要性は依然として存在することから、ファンドの規模について見直しを行う状況にはないと考えであった。

なお、INATO からの貸付金のうち、1 団体が事業中止で貸付金を返還した以外は、全ての貸付金が営農赤字の補填で補助金転換されており、5 年間の事業計画終了時に貸付金残高の返済を求めた事例はないとのことであった。

<事業採択数及びファンドの収支推移>

(単位:件、億円)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1
事業採択数(※1)	3	5	3	1	3	5
貸付・補助団体数(※2)	3	8	10	7	6	10
収入:運用益(支払利息控除後)	77,605	103,627	103,715	93,868	93,715	114,474
支出:事務費	3,029	3,501	4,265	8,050	1,722	5,954
支出:補助金(※3)	-	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
支出:貸付実行額	32,300	74,100	92,400	40,300	39,000	49,200
単年度収支	42,277	16,026	△2,950	35,519	42,993	49,320
事業積立金残高	42,277	58,302	55,352	90,871	133,864	183,184
補助金転換額(営農赤字補填)	-	5,745	24,581	73,663	58,604	46,469
	R2	R3	R4	R5	R6	合計
事業採択数(※1)	3	4	9	8	-	44
貸付・補助団体数(※2)	9	9	13	1	14	90
収入:運用益(支払利息控除後)	93,266	93,188	90,034	86,927	87,444	1,037,865
収入:補助金返還(※4)	-	-	-	-	25,700	25,700
支出:事務費	4,317	6,424	6,711	4,479	10,092	58,545
支出:補助金(※3)	-	-	-	-	-	50,000
支出:貸付実行額	29,400	25,600	74,735	1,784	49,200	508,019
単年度収支	59,548	61,165	8,587	80,664	53,852	
事業積立金残高	242,732	303,897	312,484	393,148	447,000	447,000
補助金転換額(営農赤字補填)	58,464	70,434	25,828	32,104	37,636	433,528
各年度末の貸付金残高(※6)	89,174	44,340	93,247	62,927	48,791	

※1:事業採択数とは各年度に新たに採択された事業数である。採択された事業は5年間の間で事業計画に基づきINATOから貸付け(補助)を受けることができる。

※2:貸付・補助団体数は各年度に貸付けや補助を行った数である(貸付金から補助金に転換された団体数は含んでいない)。5年間の事業計画に従って貸付けを行うことから、事業採択数より多くなる。

※3:貸付ではなく、補助金支給を並行していた時期もある。

※4:令和元年度に事業参加した1団体が令和6年度に事業を中止し、いしかわ農業参加支援ファンド事業貸付金第18条に従って貸付金の全額償還となった。

※5:ファンド収支とは、ファンドの運用益から事務費や補助金及び補助金転換額(営農赤字補填)を控除した額である。

※6:INATOで長期貸付金として計上されているが、※4記載の1団体を除いて補助金転換で貸付金が減少している。

その他、ファンドは30年県債で運用しており利回りは0.5%と0.7%で、昨今の国債利回りと比較して

も低い状況である。また、県内金融機関からの借入金利率が現状 0.3%だが、昨今の金利上昇を考慮すると、さらに高くなる可能性や金利だけのことを考えると場合によっては県内金融機関がファンドから撤退する可能性も否定できない。事業資金をねん出するファンドの運用益が減っていく可能性があるため、制度の見直しの必要性を検討すべきと考える。

④ オーバーナイトについて

毎年、貸付期間の到来時に貸付金 7,700 百万円が INATO から返済され、それと並行して INATO から「借入申請書」の提出を受け、貸付契約書(60 万円の収入印紙貼付)を締結し、7,700 百万円を 4 月 1 日に貸付けている。その結果、3 月 31 日時点で県から INATO への貸付金は存在せず「財産に関する調書」にも記載されていない。過去のオーバーナイトの状況は以下のとおり。(単位:千円)

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
4 月 1 日貸付	7,700,000	7,700,000	7,700,000	7,700,000	7,700,000
3 月 31 日回収	7,700,000	7,700,000	7,700,000	7,700,000	7,700,000
3 月 31 日残高	—	—	—	—	—

INATO は県からの借入金の返済資金として、JA 信連より 3 月 31 日から 4 月 1 日までの 2 日間だけ借入を行っている。当該 2 日間で INATO が支払っている利息の金額は 464 千円である。

担当課にオーバーナイトを行っている理由を質問したところ、予算編成に際し、当年度の返済資金を原資に貸付けを行うこととしているためであるとの回答を得た。

⑤ 貸付に関する事務手続きについて

県は INATO から借入申請書を受け取り、貸付契約書を締結している。1 年契約のため、返済期限の 1 ヶ月ほど前には担当課が納入通知書を発行し INATO に郵送している。INATO から入金されると、収納済通知書が出納室から担当課に回付され、入金が確認される。事務手続きにおいて問題は認識されなかった。

⑥ 貸付金の評価について

本貸付金はオーバーナイトの貸付金であるため、決算期末は県の決算書において貸付金がゼロとなるが、3 月 31 日以外に貸付金残高が存在し、貸付金の回収可能性について県が留意すべきなのは明らかである。この点、本貸付金は特定資産として全額が県債で運用されており、県債は県と INATO 間での相対取引での引き受けであることから、繰上償還を行っても、過去に元本を毀損した実績はなく、現状の県債が今後繰上償還されたとしても元本を毀損するリスクは極めて低いと考えられる。また、(a)(2)③「決算書分析の結論」に記載のとおり、INATO は債務超過の状態ではなく本貸付金の回収可能性に問題はないものと判断した。

(2) 監査の結果及び意見

① 貸付契約の見直し検討(意見 F-1)

オーバーナイトは、県の財政状態の適切な開示及び経済性の観点から適切とはいえず、貸付契約の締結方法等の見直しを検討すべきである。

本貸付金は、貸付期間が 4 月 1 日から 3 月 31 日の 1 年間で設定され、毎年、貸付契約を新たに締結している。そのため、毎年 3 月 31 日に INATO から貸付金の返済を受け、年度末時点の県の貸借

対照表には、当該貸付金が計上されていない。これは、いわゆる「オーバーナイト(一夜貸し)」と呼ばれる会計操作である。オーバーナイトは「貸付先の破綻時に自治体に大きな影響を及ぼす」、「短期貸付制度の趣旨を逸脱している」として、長期貸付や補助金に移行するほうが望ましいとの指摘が一般的になされている。本貸付金に当てはめると、特定のファンドに資金を拠出している事業なので補助金への移行は考えられず、ファンドの組成期間に応じた長期貸付金とする取り扱いが望ましい対応と考えられる。なお、貸付資金は全額県債で運用されているため、貸付金の元本毀損リスクが顕在化するか否かは県の判断にゆだねられており、過去に元本毀損が生じたことがないことから元本毀損リスクは極めて低いと考えられる。このため、本貸付金をオーバーナイトすることの問題点としては、実質的な長期貸付金が決算書上見えなくなっており、県の財政状態を適切に開示できていないことであると整理できる。

また、経済性という観点で考えると、貸付契約書を毎年新たに作成するため、契約書に貼付する収入印紙代が都度発生していること(本監査の対象の貸付契約書における収入印紙代は 600 千円)、県の外郭団体であるINATOにおいて、3月31日から4月1日までの2日間の借入を行うために利息負担464千円が生じているなど、無駄な支出が発生している。

県の財政状態の適切な開示及び経済性の観点から、貸付契約の締結方法等の見直しについて検討すべきである。検討に際し、貸付期間はファンドに資金を拠出している民間金融機関と同様の年数とすることや、ファンドの組成期間をあらかじめ定めている場合には、当該期間での貸付とすることが適切な対応と考える。

② 電子契約の導入検討(意見 F-2、総括意見 4)

収入印紙代の節約や契約締結手続の効率化のため、電子契約の導入を検討すべきである。

意見 F-1 で記載した通り、現在、貸付契約書に 600 千円の収入印紙を貼っている。電子契約の導入を検討すべきである。総括意見 4 参照。

③ 債権管理簿の作成(指摘 F-3)

県財規で定める債権管理簿が作成されていないため、作成すべきである。

県財規第 249 条で定める債権管理簿は作成されていなかった。県財規に従って債権管理簿を作成すべきである。

④ 事業の見直し検討(意見 F-4)

事業の制度設計に関する見直し、若しくは本貸付事業の見直しの検討が望まれる。

ファンドは 30 年県債で運用しており利回りは 0.5%と 0.7%で、昨今の国債利回りと比較しても低い状況である。また、県内金融機関からの借入金利率が現状 0.3%だが、昨今の金利上昇を考慮すると、さらに高くなる可能性や金利だけのことを考えると場合によっては県内金融機関がファンドから撤退する可能性も否定できない。事業資金をねん出するファンドの運用益が減っていく可能性が考えられる。

また、令和 6 年度末時点で採択された金額は 588 百万円に対し繰越金が 447 百万円あることからファンドの運用益の減少が即座に事業継続に疑義をもたらすとは言えないが、別の視点で考えると繰越金に余剰感が否めない状況は、本貸付事業では支援が十分に行えていないと考えることもできる。

また、本貸付制度は補助金よりも関連する費用を広く捉えることができることから、企業及び農業法人等が不正を行うリスクがシンプルな補助金制度よりも高いことを考えると、他県のようにシンプルな補助

金制度への移行を検討することも考えられる。制度がはじまって 10 年を超えたことから、事業の制度設計に関して見直し(貸付事業か補助金事業とするか)の検討が望まれる。

なお、一定のリスクを負っても、石川県内で農業参入や規模拡大が重要であると判断し、補助金より法人側が支出項目に限定されず自由度があり、5 年間という長期スパンで支援する現状制度を維持することを否定するものではない。現状の制度を維持するのであれば、支援事業の対象範囲や支援規模など、現状の貸付制度の見直しについて検討することが望まれる。

2. いしかわ里山振興ファンド貸付金(オーバーナイト)

(1) 債権の概要

① 概要

担当部局部課	農林水産部 里山振興室
債権の名称	いしかわ里山振興ファンド貸付金
債務者	公益財団法人いしかわ農業総合支援機構(以下、「INATO」という。)
R6 年度末債権残高	一円(オーバーナイトの貸付であり、期中の残高は 3,000,000 千円)
消滅時効	延滞等発生しておらず記載省略
根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等	県財規第 8 章第 3 節(債権)
貸付条件	貸付開始日:R6 年 4 月 1 日(オーバーナイトはH23 年度より開始) 貸付期間:R6 年 4 月 1 日から R7 年 3 月 31 日 貸付限度額:3,000,000 千円 利率:無利息 担保、保証人:無 遅延損害金:年 3.0%の割合で延滞利息を計算(契約書第 5 条) 違約金:年 3.0%の割合で違約金を計算(契約書第 6 条) その他:貸付期間終了に伴い、毎年、貸付期間 1 年の契約を締結している。 貸倒れリスクの負担:INATO への貸付金に関しては、県がリスクを負担。 INATO はファンド組成主体となっておりファンドの運用(県債で運用)に関しては、INATO がリスクを負担。
無利息の理由	里山里海の活性化という公益性の高い事業を目的としているため。
貸付の財源	県の諸収入
債権管理の方法	担当課において紙の「債権管理簿」(県財規第 249 条)で管理している。

② 貸付金の内容及び状況

本貸付金は里山里海の地域資源を活用した「新商品・新サービスの開発」等を支援する「いしかわ里山振興ファンド」資金として、県がファンドを管理する INATO へ貸付けているものである。貸付期間を 1 年とし、年度末に返済を受け、翌年度に再度貸付けを行うオーバーナイトの契約となっている。

③ いしかわ里山振興ファンドについて

いしかわ里山振興ファンド(以下、「里山ファンド」という。)とは、里山里海地域の活性化のために地域資源を活用した生業の創出支援を目的として平成 23 年度に里山創成ファンドとして公益社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議内に組成されたファンドである。里山ファンドの組成当初は 53 億円のファンドであったが、単年度の運用益では賸えず、事業の積立金残高(過年度の運用益で未利用額)で助成した年が続いたのち、平成 28 年度から名称を里山振興ファンドと改め、設置主体を INATO に変更した上で 120 億円規模に拡大している。それでも単年度の運用益で賸えない年があったことから、令和 2 年度に 180 億円規模に拡大し、現在に至っている。ファンド規模の推移は以下のとおりである。

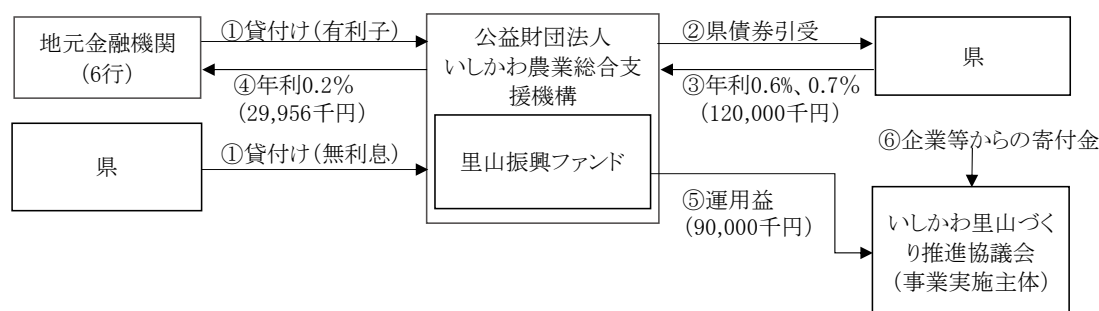
なお、ファンドの運用益及び事業の積立金残高は次ページの<収支の過年度推移>参照。

<県が INATO へ拠出した資金等の推移>

(単位:億円)

拠出者/年度	H23～H27 年度	H28～H31 年度	R2 年度～
県	10	20	30
民間金融機関	43	100	150
里山ファンドの規模	53	120	180
県の拠出比率	18.9%	16.7%	16.7%

当ファンドは、6 行の地元金融機関(北國銀行、JA 信連、のと共栄信用金庫、興能信用金庫、はくさん信用金庫、金沢信用金庫)と県が INATO に貸付けを行い(下図①)、INATO は当該資金を全額県債(令和 3 年度一般会計債 120 億円、30 年満期一括償還、利回り 0.7%と令和 2 年度一般会計債 60 億円、30 年満期一括償還、利回り 0.6%)で運用し(下図②)、INATO は運用利回りを得るとともに(下図③)、地元金融機関へ利息の支払いをしている(下図④)。その上で、INATO で得られた運用益(下図の⑤)は、里山ファンドの実施主体であるいしかわ里山づくり推進協議会(以下、「里山協議会」という。)へ助成金として支払っている。里山協議会とは県の農林水産部里山振興室が事務局を行う任意団体である。里山協議会では INATO から助成されたファンド運用益(下図⑤)と企業等からの寄付金(下図⑥)を原資に、里山里海を活用した新商品・新サービスの開発支援等に取り組む企業や法人等へ当該事業に要した一定の経費を助成している。ここで里山振興を行う里山協議会がファンド事業の実施主体であるため、ファンドの組成も里山協議会が行うべきではないかと考えられるが、里山協議会が任意団体であることから団体名で借入れができず、INATO でファンドが組成されている。INATO はあくまでファンドの管理を行っている。



里山協議会が作成した里山ファンドの収支資料及び里山ファンド事業の採択件数(R2 年度以降)は

以下のとおりであった。

＜収支の過年度推移＞

(単位:千円、件)

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
収入:運用益(支払利息控除後)+寄附金	44,123	49,870	49,887	42,324	39,818	80,262	79,343
支出:事業費(助成額)	24,066	29,945	33,666	35,990	29,300	74,789	68,414
支出:事務費等	8,721	8,049	7,386	8,734	13,554	17,900	11,847
単年度収支	11,336	11,875	8,836	△2,399	△3,036	△12,427	△918
事業積立金残高	11,336	23,211	32,046	29,640	26,611	14,184	13,266
年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
採択数	省略	省略	20	36	40	41	41
収入:運用益(支払利息控除後)+寄附金	78,532	79,892	79,025	103,961	91,870	92,640	93,851
支出:事業費(助成額)	39,300	64,363	25,853	38,939	74,173	70,453	62,837
支出:事務費等	11,217	11,255	10,323	10,802	15,813	17,808	22,825
単年度収支	28,016	4,274	42,849	54,220	1,884	4,379	8,189
事業積立金残高	41,282	45,556	88,405	142,625	144,510	148,889	157,078

平成 28 年度にファンド規模を拡大した後も平成 28 年度、29 年度と単年度収支では事業資金を賄えなかったことがわかる。令和 2 年度と令和 3 年度に関してはコロナ禍で支援した事業が少なかったこともあり、事業積立金残高が増えている。その点について担当課に質問したところ、今後も継続して里山ファンド事業への応募数が増えるよう広報活動を続けていく方針とのことであった。事業積立金残高が毎年の助成額と比較すると 2 年分は積みあがっていることから、ファンドで支援する事業内容やファンド規模の見直し等を検討する必要があると考えられるが、金融機関からのファンド資金の借入期間が 5 年契約で返済期限が令和 8 年 3 月 31 日(本年度末)であること、本年度中に行われる金融機関との借換え交渉に際し、ファンドの規模や運用益の金額、それに伴って支援事業の内容等の見直しの有無などが当然検討されるものと推察されるため、あえて何らかの意見を付す必要はないものと判断した。

④ オーバーナイトについて

毎年、貸付期間の到来時に貸付金 30 億円が INATO から返済され、それと並行して INATO から「借入申請書」の提出を受け、貸付契約書(40 万円の収入印紙貼付)を締結し、30 億円を 4 月 1 日に貸付けている。その結果、3 月 31 日時点で県から INATO への貸付金は存在せず「財産に関する調書」にも記載されていない。過去のオーバーナイトの状況は以下のとおり。(単位:億円)

(※)	R2 年度(※1)	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
4 月 1 日貸付	20	30	30	30	30
3 月 31 日回収	20	30	30	30	30
3 月 31 日残高	—	—	—	—	—

※:年度末が土日の場合は、日にちがズレる。

※1:令和2年度は基金総額120億円であり、県からの貸付金は20億円であった。

INATOは県からの借入金の返済資金として、JA信連より3月31日から4月1日までの2日間だけ借入を行っている(3月31日が土日の場合は4日間になる)。令和6年度に当該2日間でINATOが支払っている利息の金額は180千円であった。

担当課にオーバーナイトを行っている理由を質問したところ、予算上当年度に返済される資金で貸付けを行うこととなっていることによるものとの回答を得た。

⑤ 貸付に関する事務手続きについて

県はINATOから借入申請書を受け取り、貸付契約書を締結している。1年契約のため、返済期限の1ヶ月ほど前には担当課が納入通知書を発行しINATOに郵送している。INATOから入金されると、収納済通知書が出納室から担当課に回付され、入金が確認される。事務手続きにおいて問題は認識されなかった。

⑥ 貸付金の評価について

本貸付金はオーバーナイトの貸付金であるため、決算期末は県の決算書において貸付金がゼロとなるが、3月31日以外には貸付金残高が存在し、貸付金の回収可能性について県が留意すべきなのは明らかである。この点、本貸付金は特定資産として全額が県債で運用されており、県債は県とINATO間での相対取引での引き受けであることから、繰上償還を行っても、過去に元本を毀損した実績はなく、現状の県債が今後繰上償還されたとしても元本を毀損するリスクは極めて低いと考えられる。また、(a)(2)③「決算書分析の結論」に記載のとおり、INATOは債務超過の状態ではなく本貸付金の回収可能性に問題はないものと判断した。

(2) 監査の結果及び意見

① 貸付契約の見直し検討(意見F-5)

オーバーナイトは、県の財政状態の適切な開示及び経済性の観点から適切とはいえず、貸付契約の締結方法等の見直しを検討すべきである。

本貸付金は、貸付期間が4月1日から3月31日の1年間で設定され、毎年、貸付契約を新たに締結している。そのため、毎年3月31日にINATOから貸付金の返済を受け、年度末時点の石川県の貸借対照表には、当該貸付金が計上されていない。これは、いわゆる「オーバーナイト(一夜貸し)」と呼ばれる会計操作である。オーバーナイトは「貸付先の破綻時に自治体に大きな影響を及ぼす」、「短期貸付制度の趣旨を逸脱している」として、長期貸付や補助金に移行するほうが望ましいとの指摘が一般的になされている。本貸付金に当てはめると、特定のファンドに資金を拠出している事業なので補助金への移行は考えられず、ファンドの組成期間等に応じた長期貸付金とする取り扱いが望ましい対応と考えられる。なお、貸付資金は全額県債で運用されているため、貸付金の元本毀損リスクが顕在化するかどうかは県の判断にゆだねられており、過去に元本毀損が生じたことがないことから元本毀損リスクは極めて低いと考えられる。このため、本貸付金をオーバーナイトすることの問題点としては、実質的な長期貸付金が決算書上見えなくなっており、県の財政状態を適切に開示できていないことであると整理できる。

また、経済性という観点で考えると、貸付契約書を毎年新たに作成するため、契約書に貼付する収入

印紙代が都度発生していること(本監査の対象の貸付契約書における収入印紙代は 40 万円)、県の外郭団体であるINATOにおいて、3月31日から4月1日までの2日間の借入を行うために利息負担 180 千円が生じているなど、無駄な支出が発生している。

県の財政状態の適切な開示及び経済性の観点から、貸付契約の締結方法等の見直しについて検討すべきである。検討に際し、貸付期間はファンドに資金を拠出している民間金融機関と同様の年数とすることや、ファンドの組成期間をあらかじめ定めている場合には、当該期間での貸付とすることが適切な対応と考える。

② 電子契約の導入検討(意見 F-6、総括意見 4)

収入印紙代の節約や契約締結手続の効率化のため、電子契約の導入を検討すべきである。

意見 F-5 で記載した通り、現在、貸付契約書に 400 千円の収入印紙を貼っている。電子契約の導入を検討すべきである。総括意見 4 参照。

G. 公益社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議への貸付金及び債務保証・損失補償

県から公益社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議(以下、「県民エコステーション」という。)への貸付金は以下のとおりであり、全てを監査対象としている。県による債務保証、損失補償はない。

(単位:千円)

No.	貸付金名称	担当部局	R6 年度末 債権残高	オーバーナ イト残高(R7 年 4 月 1 日)	監査 対象
1	県民エコステーション事業資金貸付金	生活環境部	-	180,000	対象

(a) 外郭団体の理解

(1) 外郭団体の概要

① 沿革

県民エコステーションは平成 9 年に任意団体としてスタートし、平成 13 年には社団法人になるとともに、地球温暖化防止などの環境保全活用や交流の拠点となる最初の「県民エコステーション」を県教育自治会館に開設した。平成 14 年には県から「石川県地球温暖化防止活動推進センター」の指定を受けるとともに、多彩な自然体験を通して自然と共生できる人を育てる「いしかわ自然学校」事務局も併設した。平成 22 年 4 月には、いしかわエコハウスをオープンし、省エネ性能の高い住宅や設備の展示・解説を通じて環境に優しい暮らしの提案・普及にも取り組んでいる。県民エコステーションは県の財政的関与度が高い外郭団体に該当せず、「財政のあらまし」の連結財務諸表において連結対象外となっている。

② 社員及び役員構成

正会員が議決権を持つ社員に相当し、正会員 1 名につき議決権は 1 個である。石川県を含む 37 の正会員から構成されているため、石川県の構成比率は 2.6%である。

令和 7 年 4 月時点の役員は、会長 1 名、理事 14 名(うち県職員 2 名)、監事 2 名(うち県職員 1 名)で構成されている。

③ 事業内容

定款では(1) 環境情報の収集及び発信 (2) 地球温暖化防止活動の推進 (3) 環境保全に関する普及啓発 (4) 環境保全活動促進のための人材育成・活用等 (5) 環境保全のための活動を行う団体等の支援 (6) 里山里海の利用保全活動等の推進 (7) 環境の保全と創造に関する提言 (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業を行うとしている。具体的な事業内容は環境保全活動に関する事業と夕日寺健民自然園管理運営事業の2つになっている。

- 環境保全活動に関連する事業

いしかわエコハウスの案内・普及、広報誌の発行、いしかわ環境フェアの開催、いしかわ事業者版環境 ISO の運営、いしかわ自然学校(自然体験プログラム)事業の事務局及びプログラム実施団体及び指導者(インストラクター)養成、インストラクター派遣等を行っている。

- 夕日寺健民自然園管理運営事業

石川県との指定管理契約で夕日寺健民自然園の管理運営を行っている(職員 2~3 名体制)。夕日寺健民自然園は平成 27 年 4 月に指定管理者制度を導入し、それ以降県民エコステーションが指定管理者となっている。直近の契約は令和 5 年度から令和 9 年度となっている。自然体験プログラムの実施や「森のふれあい教室」の開催、広報活動(HP、チラシ作成)を行っている。

(2) 令和 6 年度の決算書分析

① 貸借対照表の分析

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
現金預金	5,360	短期借入金(金融機関)	180,000
未収金	8,679	未払金	10,314
流動資産合計(a)	14,040	エコチケット引当金	288
環境保全活動積立資産	180,000	預り金	357
いしかわ eco 基金積立資産	3,035	流動負債合計	190,960
環境保全事業積立資産	5,500	負債合計(d)	190,960
いしかわエコチケット引当資産	288	一般正味財産	13,741
有形固定資産	1,837	一般正味財産合計(e)	13,741
特定資産合計(b)	190,661		
固定資産合計(c=b)	190,661		
資産合計(a+c)	204,701	負債及び正味財産合計(d+e)	204,701

主要な勘定科目の内容を以下に記載する。

(ア) 未収金

未収金は、県及びいしかわ里山づくり推進協議会(以下、「里山協議会」という。)からの補助金、委託料、指定管理料の未収 8,652 千円が主な内容となっている。資産性に疑義のあるものは見受けられなかった。

(イ) 環境保全活動積立資産(特定資産)

県からの借入金で県一般会計債を引き受けており、運用益を環境保全活動の財源として使用して

いる。

(ウ) いしかわ eco 基金積立資産(特定資産)

エコチケット事業の協賛企業(7社)からの寄付金をいしかわ eco 基金事業の財源として預金で保有している。

(エ) 環境保全事業積立資産

令和6年度にイオンペーカリー株式会社とイオンエンターテイメント株式会社から令和6年能登半島地震で被害のあった石川県を応援したいとのお気持ちとともに、「環境保全活動に役立ててほしい」と寄付金を受領し、当該寄付金のうち、令和6年度中に使用していない金額を環境保全事業の財源として預金で保有している。

(オ) エコチケット引当金及びいしかわエコチケット引当資産(特定資産)

エコチケットとは、省エネ・節電などの地球温暖化防止に取り組み、いしかわ家庭版環境 ISO エコファミリーに申込した家庭が電気使用量の削減やグリーンカーテン設置などの取組に応じて獲得できる県内スーパー等で県産農産物の購入などに使える金券のことである。いしかわエコチケット引当金とは、発行済エコチケットの換金支出の引当金であり(発行済み未利用エコチケット分を引当計上)、同額についていしかわエコチケット引当資産として預金を積み立てている。

(カ) 有形固定資産(特定資産)

エコハウスで展示している電気自動車1台(日産 SAKURA)と夕日寺健民自然園で使用している木材粉砕機である。

(ク) 短期借入金(金融機関)

環境保全活動資金は県からの借入金を財源としているが、借入期間が1年のため3月31日から4月1日までの借換資金として、金融機関(北國銀行)から2日間借りている資金である。北國銀行への支払利息として令和7年3月31日に25千円支払っている。

② 正味財産増減計算書の分析

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
事業費(a)	71,252	特定資産運用益(d)	1,260
人件費等(※)	28,334	受取会費(e)	2,635
委託料	17,196	受取補助金等(f)	43,464
その他(10百万円未満)	25,721	県	41,667
管理費(b)	8,573	国	1,797
人件費等(※)	5,781	事業収益(g)	26,193
その他(10百万円未満)	2,792	県等受託金	13,447
経常費用計(c=a+b)	79,826	県指定管理料	12,746
		受取寄付金(h)	6,958
		雑収益(i)	4,915
経常増減額(j-c)	5,599	経常収益計(j=d+e+f+g+h+i)	85,426

※:人件費等は給料手当、臨時雇賃金、福利厚生費の合計である。

主要な勘定科目の内容を以下に記載する。

(ア) 委託費(事業費)

主にいしかわ環境フェアなどのイベントを外部に委託した際の委託費である。

(イ) 特定資産運用益

環境保全活動積立資産(県債)の運用益である。

(ウ) 県等受託金(事業収益)

委託契約に基づく委託料の収入である。県からの受託金が 11,947 千円、里山協議会からの受託金が 1,500 千円となっている。

(エ) 県指定管理料(事業収益)

夕日寺健民自然園指定管理料である。

(オ) 経常損益について

令和 6 年度は経常増減が 5,599 千円、過去 5 年間は令和 4 年度に若干の赤字があったものの、継続して経常収益が上回っている(令和 2 年度 675 千円、令和 3 年度 517 千円、令和 4 年度△89 千円、令和 5 年度 1,819 千円のプラス)。

③ 決算書分析の結論

決算書分析の結果、資産の評価に問題となる事項は発見されず、県民エコステーションの正味財産は 13,741 千円(令和 6 年度末)と考えてよいと判断した。

(b) 監査対象貸付金

1. 県民エコステーション事業資金貸付金(環境保全基金からの貸付、オーバーナイト)

(1) 債権の概要

① 概要

担当部局課	生活環境部 環境政策課
債権の名称	県民エコステーション事業資金貸付金
債務者	公益社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議
R6 年度末債権残高	一円(オーバーナイトの貸付であり、R7 年 4 月 1 日残高は 180,000 千円)
消滅時効	延滞等発生しておらず記載省略
根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等	石川県環境保全基金条例
貸付条件	貸付開始日:R6 年 4 月 1 日(オーバーナイトは H13 年度より開始) 貸付期間:R6 年 4 月 1 日から R7 年 3 月 31 日 貸付限度額:180,000,000 円 利率:0.002%(契約書第 5 条) 担保、保証人、違約金:無 遅延損害金:年 3.0%の割合で延滞利息を計算(契約書第 7 条) その他:貸付期間終了に伴い、毎年、貸付期間 1 年の契約を締結している。

	貸倒れリスクの負担: 県民エコステーションへの貸付金に関しては、県がリスクを負担。県民エコステーションによる貸付金を用いた資産運用リスクは県民エコステーションが負担。
利率の考え方	環境保全基金の運用を目的とした貸付けであり、県が予算編成段階で設定している基金の運用利益率(前期実績を参考に決定)と同じ利率を適用している。
貸付の財源	石川県環境保全基金(国 1/2、県 1/2)
債権管理の方法	担当課においてエクセルで作成された「環境保全基金運用状況」という基金台帳(県財規第 270 条)で基金の増減とともに貸付金も管理している。

② 貸付金の内容及び状況

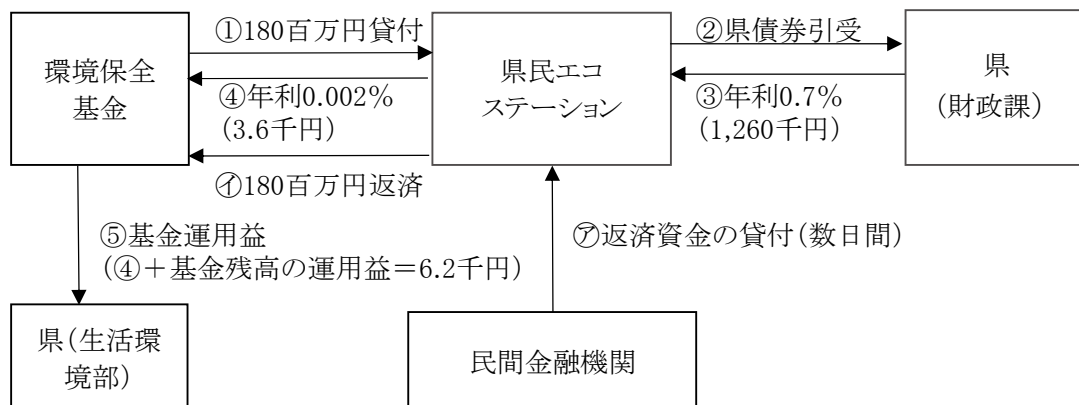
本貸付金は石川県環境保全基金の運用を目的として、基金から県民エコステーションへ貸付けを行っているものである。県民エコステーションでは当該資金を県債で運用し、県民エコステーションの定款に定める事業(環境保全活動等)を執行する事業資金としている。貸付期間を 1 年とし、年度末に返済を受け、翌年度に再度貸付けを行うオーバーナイトの契約となっている。

③ 貸付の妥当性

担当課によると本貸付金は石川県環境保全基金の運用のために行われているとのことであった。石川県環境保全基金条例第 3 条において、「基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により運用しなければならない。」と定めており、基金設立当時は財政課において、定期預金や譲渡性預金等で運用していたが、平成 13 年度より「最も確実かつ有利な方法による運用」であるとの判断のもと、基金残高の 9 割超(令和 6 年度は 6 割超)の金額を県民エコステーションに貸付け(下図①)している。県民エコステーションでは同額の県債(令和 3 年度一般会計債、30 年満期一括償還、利回り 0.7%)を相対取引で証書引受けし(下図②)、債券の利回りは県民エコステーションの収益とし(下図③)、県民エコステーションの事業費に充てられている。なお、基金は県民エコステーションから毎年予算策定段階の県の基金の想定運用利率分(前期の実績をもとに決定)で計算した貸付利息を運用利息として収受している(下図④)。基金の運用益は一般会計の歳入となっている(下図⑤)。

また、本貸付けはオーバーナイトが行われており、3 月末には県民エコステーションが民間金融機関から借入を行い(下図⑦)、当該資金を用いて基金へ貸付金の返済を行い、4 月 1 日に再度貸付けを行う(下図⑧)スキームとなっている。

【スキーム図】



④ オーバーナイトについて

本貸付金は毎年、貸付期間の到来時に貸付金 180 百万円が県民エコステーションから返済され、それと並行して県民エコステーションから「貸付申請書」の提出を受け、貸付契約書(10 万円の収入印紙貼付)を締結し、180 百万円を 4 月 1 日に貸付している。いわゆるオーバーナイトの貸付金である。

担当課にオーバーナイトを行っている理由を質問したところ、過去から同様の対応を行っており、明確な理由は不明とのことであった。

なお、本貸付金は石川県環境保全基金を財源としているため、県の「財産に関する調書」の「基金」において、前年度末残高、期中増減高、当年度末残高が区分別(現金、貸付金など)に記載されている。石川県環境保全基金には、地域環境保全活動推進のための基金と、令和 6 年能登半島地震及び令和 6 年奥能登豪雨に関連した災害廃棄物処理のための基金で構成されており、前者の基金からの貸付が監査対象であり、後者の基金は貸付を行っていない。過去のオーバーナイトの状況は以下のとおり。(単位:千円)

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
前年度末基金残高(※1)	368,129	367,420	362,530	308,255	286,999
貸付比率	96.4%	96.6%	49.6%(※2)	58.3%	62.7%
4 月 1 日貸付	355,000	355,000	180,000	180,000	180,000
3 月 31 日回収	355,000	355,000	180,000	180,000	180,000
3 月 31 日残高	—	—	—	—	—

※1: 地域環境保全活動推進のため基金残高であり、災害廃棄物処理のための基金残高は含めていない。

※2: 生活環境基金(災害廃棄物処理分除く)は令和 9 年度で廃止になることが令和 3 年度に決定したため、残期間の 6 年間で基金の取り崩しがあることを前提に、県債の運用期間である 3 年経過時に基金が県債残高を下回らないよう考慮し 180 百万円まで貸付額を減額している。なお、令和 7 年度は運用益の確保のため、令和 6 年度と同額の 180 百万円の貸付と同額の県債を取得している。

⑤ 貸付に関する事務手続きについて

県は県民エコステーションから借入申請書を受け取り、貸付契約書を締結している。貸付金の返済に関しては償還に関する依頼文書と納入通知書を担当課より送付している。なお、送付は納期限の 4 営

業日前であるが、貸付金の元利一括償還に関しては、通知書の送付時期に定めはなく、問題はない。貸付金の返済を受けた数日後には再度貸付けを行うため、出納室での入金確認作業のみで、担当課において別途入金の確認作業は行っていない。事務手続きにおいて問題は認識されなかった。

⑥ 貸付金の評価について

本貸付金はオーバーナイトの貸付金であるため、決算期末は県の決算書において貸付金がゼロとなるが、3月31日以外には貸付金残高が存在し、貸付金の回収可能性について県が留意すべきなのは明らかである。この点、本貸付金は特定資産として全額が県債で運用されており、県債は県と県民エコステーション間での相対取引での引き受けであることから、繰上償還を行っても、過去に元本を毀損した実績はなく、現状の県債が今後繰上償還されたとしても元本を毀損するリスクは極めて低いと考えられる。また、(a)(2)③「決算書分析の結論」に記載のとおり、県民エコステーションは債務超過の状態ではなく本貸付金の回収可能性に問題はないものと判断した。

(2) 監査の結果及び意見

① 外郭団体を介した基金の運用(指摘 G-1)

外郭団体を介した基金の運用を行うべきではない。外郭団体での貸付金を原資とした県債の運用利回りと県への支払利息の差額は、実質的に制約のない補助金であり、補助金交付要綱等を作成し、それに従って、事業費の補助を行うべきである。

平成13年度から基金の資金の大部分(令和3年度までは基金残高の95%超、令和4年度以降は50%程度)が県民エコステーションへ貸付けられている。基金から県民エコステーションへ貸付けを行っている根拠は、環境保全基金条例第3条「基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により運用しなければならない。」であり、取崩し(利用)が見込まれない基金残高を最も確実かつ有利な方法により運用する手法の1つとしてなされている。しかし、当該資金は貸付契約書において「県民エコステーション事業に係る資金として使用しなければならない」との定めがあるのみであり、かつ担当課によると、県民エコステーションで当該資金をどのように運用・使用するのかを県が指定することもなく、県民エコステーションに一任している状況であり、それは基金が「最も確実かつ有利な方法」により運用されるかどうか定かではない運用手法であるといえ、基金の運用として適切とはいえずと判断した。

また、県民エコステーションでは当該資金を過去から全額県債で運用し、運用益を県民エコステーションの運営費に充てている。令和6年度の基金の運用実績報告では、県民エコステーションから基金に支払われた貸付利率0.002%の利息部分と貸付けていない基金残余の預金利息のみが集計されており、県民エコステーションで県債を運用した運用益(基金に支払った利息を除くと1,256千円)は県民エコステーションの運営資金として使用されている。この点について担当課に質問したところ「運用益を県民エコステーションの収益とし、独立した公益法人としての環境保全活動資金とするため」であるとの回答を得た。基金は地域環境保全活動推進のためのものであり、県民エコステーションが環境保全活動を行っているからといって、基金からの資金を原資に引き受けた県債の運用益を県民エコステーションの事業費として使用してよいのか疑問がある。実態としては基金の資金で得た運用益を、何の制限もなく県から県民エコステーションへ補助金として支給しているのと同じであり、そのような事業費の補助を

行うべきではない。補助金交付要綱等を作成し、それに従って、事業費の補助を行うべきである。

なお、仮に外郭団体への貸付契約書において資金の運用に関して県が条件を設け、外郭団体で「確実かつ有利な方法」による運用を実現することも考えられるが、当該運用益が外郭団体の運用益として外郭団体の事業費に何ら制限なく充てられるという問題は避けられず、外郭団体を介して基金の運用を行うこと自体が適切ではないと考える。

基金の運用益を確保するため債券等で運用する必要があると判断するのであれば、基金として県債や国債等を市場から購入して保有し、基金の運用益として一般財源に繰入後、環境保全活動のために要する経費の財源に充てるべきである。

H. 県から法人・個人等への貸付金

県から法人や個人等への貸付金について、監査対象としたのは以下のとおりである。(単位:千円)

No.	監査対象の貸付金名称	貸付先	担当部局	R6 年度末 債権残高
1	緊急医師確保修学資金貸付金	個人	健康福祉部	1,740,986
2	看護師等修学資金貸付金	個人	同上	489,360
3	母子父子寡婦福祉資金貸付金 (母子父子寡婦特別会計から貸付)	個人	同上	1,115,321
4	社会福祉事業振興資金貸付金	法人	健康福祉部	(※)1,011,205
5	育英資金貸付金 (育英資金特別会計から貸付)	個人	教育委員会	1,817,136
6	中小企業設備近代化資金貸付金 (中小企業近代化資金貸付金特別会計から貸付)	法人・ 個人	商工労働部	375,297
7	中小企業設備高度化資金貸付金 (中小企業近代化資金貸付金特別会計から貸付)	法人・ 個人	同上	4,307,430
8	機械金属工業新構造改善事業資金貸付金	法人	同上	(※) 328,314
9	就農支援資金新構造改善事業資金貸付金 (就農支援特別会計から貸付)	法人・ 個人	農林水産部	7,106
10	農業改良資金貸付金	法人	同上	-
11	林業・木材改善資金貸付金 (林業改善特別会計から貸付)	法人・ 個人	同上	37,019

※:No.4 社会福祉事業振興資金貸付金とNo.8 機械金属工業構造改善事業資金貸付金はオーバーナイトの契約であり年度末の残高はゼロである。記載している金額は令和7年4月1日の貸付金残高である。

1. 緊急医師確保修学資金貸付金

(1) 債権の概要

① 概要

担当部局部課	健康福祉部 地域医療政策課
債権の名称	緊急医師確保修学資金貸付金
債務者(数)	個人(R6 年度末 145 名)
R6 年度末 債権残高	1,740,986 千円(うち未収利息 7,386 千円、未収遅延損害金一円) (うち、収入未済額一円)
消滅時効	私債権 民法改正前 5 年、私債権 民法改正後 5 年
根拠法令、条例、 要綱及びマニユア ル等	・石川県緊急医師確保修学資金貸与条例(以下、「医師貸与条例」という。) ・石川県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則(以下、「医師貸与条例施行規則」という。)
貸付条件	貸付開始日:H21 年 5 月 29 日 貸与期間:6 年間(大学入学から卒業まで) 貸付限度額:年額 240 万円(月額 20 万円)、6 年間総額 1,440 万円 利率:年 10%(契約書第 4 条、修学資金を返還しなければならない事由に該当した場合に遡及して利息計算を行う) 保証人:2 人の連帯保証人を立てなければならない。 遅延損害金:年 15%(契約書第 5 条) 担保、違約金:無
利率の理由	安易な離脱を防止するため、旧民法の民事法定利率 5%の 2 倍を採用していると推察される。
貸付の財源	地域医療介護総合確保基金(国 2/3、県 1/3) ※石川県地域医療介護総合確保基金条例第 5 条に基づき、予算の定めるところにより歳入に繰入
債権管理の方法	担当課において、「緊急医師確保修学資金貸与額管理表(エクセル)」(時系列に個人別の貸付額、免除額、返済額等を一覧管理している資料)と「緊急医師確保修学資金管理簿(紙)」(各人ごとの管理簿)を用いて管理している。

② 貸付金の内容及び状況

本貸付制度は、石川県の地域医療を担う医師を志す者であって、金沢大学医薬保健学域医学類特別枠に合格し、同学類に入学した者に対して修学資金を貸与するものである。

全国的に医師不足が大きな問題となっていることを踏まえ、国においては、平成 20 年度から自治医科大学や全国の大学医学部における入学定員を増やす方針を示すなど、医師の養成増による医師の確保対策に取り組んでいる。本県においても、国の方針のもと、平成 21 年度に金沢大学医薬保健学域医学類に定員 5 人の特別枠を設け、平成 22 年度からは、定員をさらに 5 人増員した 10 人とし、これらの方々に、卒業後、一定期間、知事が指定する公立病院等に勤務すること等を条件に返還が免除され

る修学資金の貸与を行い、支援を行っている。

貸与額は、1人当たり年額240万円(月額20万円)であり、6年間総額で1,440万円となる。返済が免除となる要件とは、県が策定している「キャリア形成プログラム」に基づき9年間、業務に従事すること等である。要件を満たさない場合には貸与を受けた修学資金の額に利息(年10%の割合の計算)を加えた額を、一括して返還しなければならない。ただし、債務者の状況に応じて分割払いに応じる事例もある。

これまでの申請、貸与、返還、免除の実績は以下のとおりである。令和6年度に初めて免除期限が到来し3名が全額免除となった。令和6年度の貸与者5名のうち免除されていない2名は令和6年度中に免除要件を満たさなかった(勤続年数の関係)ことによる。また、これまで5名が修学資金を返還しており、返還率(返還者5名÷貸与者合計162名)は3%程度と低く、一定期間の医師確保という目的達成に寄与していると考えられる。

<申請、貸与、返還、免除者数の推移>

(単位:人)

年度	申請者数	貸与者数	返還者数	免除者数	年度	申請者数	貸与者数	返還者数	免除者数
H21	28	5	-	3	H30	30	10	-	-
H22	34	10	1	-	H31	30	10	-	-
H23	34	10	1	-	R2	35	10	-	-
H24	27	10	1	-	R3	13	7	-	-
H25	40	10	-	-	R4	15	10	-	-
H26	32	10	-	-	R5	23	10	-	-
H27	38	10	-	-	R6	18	10	-	-
H28	43	10	1	-	R7	28	10	-	-
H29	45	10	1	-	合計	513	162	5	3

③ 債権の残高推移

(単位:千円)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
貸付金(前年度末 +㉞+㉟-㊱-㊲)	1,256,000	1,394,386	1,506,786	1,644,486	1,740,986
(内訳) 元金	1,256,000	1,387,000	1,499,400	1,637,100	1,733,600
利息	-	(※1)7,386	7,386	7,386	7,386
新規貸付額(㉞)	141,200	131,400	133,000	139,200	141,200
利息(㉟)	-	-	-	-	-
回収額(㊱)	14,400	400	20,600	1,500	1,500
免除額(㊲)	-	-	-	-	43,200

※1:利息は、貸付要件を満たさなくなった者に対して貸付日から貸付要件を満たさなくなった旨の申出があった日までの未収利息である。当該貸与者は分割返済をしているため未収利息が計上されており、分割返済がなされると回収額が元本へ充当される処理がなされている。そのため、分割で返済を受けて

も未収利息額が減少していない。なお、分割返済の場合は、各返済期間に応じて貸付利息を徴収することになると考えられるが、本貸付に関しては、返還の事由に鑑みて、医師貸与条例第 8 条の「返還の債務の裁量免除」に該当するものと判断し、分割返済期間の利息を徴収していないとのことであった。

④ 債権管理簿について

県財規第 249 条1項において、以下の事項を記載した債権管理簿の作成が要求されている。

1. 債権の発生原因	6. 債務者の資産又は業務の状況に関する事項
2. 債権の発生年度	7. 担保(保証人の保証を含む。)に関する事項
3. 債権の種類	8. 解除条件
4. 利率その他利息に関する事項	9. その他必要な事項
5. 延滞金に関する事項	

また、同条第 2 項において、「債権管理簿の様式及び記入の方法について、知事が必要と認めるときは、その特例を設けることができる」旨が定められている。

本貸付金の債権管理は、担当課においてエクセルにて「緊急医師確保修学資金貸与額管理表」を作成し全体としての債権状況を確認するとともに、各人に対する債権残高については「緊急医師確保修学資金管理簿」にて管理を行っている。同条第 1 項に定める債権管理簿の様式で債権管理が行われていない点、担当課に質問したところ、現在の管理様式策定時の見解は確認できなかったが、同条第 2 項の取扱い資料として整理しているとの認識があるとの回答を得た。

また、上記管理表及び管理簿を閲覧したところ、利率その他利息に関する事項が記載されていないなど、同条第 1 項にて定められている事項が網羅的に記載されていなかった。この点について担当課に質問したところ、本貸付金の「一定期間、県内の特定医療機関に従事することで返還が免除される」という性質を踏まえ、必要な事項を加除しているとの回答を得た。

現状の債権管理表や管理簿が同条第 2 項の知事が認めた様式なのかについて、明確に確認できなかったが、回答の結果を受けて、問題はないものと判断した。なお、今後分割返済者が増えるようであれば、返済計画をまとめた管理資料を追加することが考えられる。

⑤ 債権残高の明細

(単位:千円)

債務者	当初債権発生時期	当初債権額	R6 年度末債権額			
			元金	利息	損害金	計
個人(40名)	H21～H25年度	572,400	572,400	7,386	-	579,786
個人(48名)	H26～H30年度	686,000	686,000	-	-	686,000
個人(10名)	H31年	144,000	144,000	-	-	144,000
個人(10名)	R2年	120,000	120,000	-	-	120,000
個人(7名)	R3年	67,200	67,200	-	-	67,200
個人(10名)	R4年	72,000	72,000	-	-	72,000
個人(10名)	R5年	48,000	48,000	-	-	48,000
個人(10名)	R6年	24,000	24,000	-	-	24,000
合計			1,733,600	7,386	-	1,740,986

⑥ 不納欠損処理及び訴訟等の法的措置を執ったものの内訳(直近3年分)

該当なし。

⑦ 貸付金の評価(県での徴収不能引当金計上)について

緊急医師確保修学資金貸付金は減免が生じることから、県の貸借対照表において徴収不能引当金(減免により回収されない金額の見積額)を計上することとなる。令和6年度まで免除者が生じておらず、減免実績がなかったことからこれまで徴収不能引当金は計上していないが、令和6年度より、直近5年間の減免率平均に期末の貸付金残高を乗じて徴収不能引当金を算出している。免除実績が1年しかないことから5年平均にすると免除率が低くなるが(令和6年度のみだと減免率96.6%に対し、5年平均だと52.9%)、徴収不能引当金に関する県の算出ルールに従った対応であり問題としない。

(単位:人、千円)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	合計
免除者数	-	-	-	-	3	3
減免額①	-	-	-	-	43,200	43,200
各年度の調定額②(期限到来額)	14,400	400	20,600	1,500	1,500	38,400
返済されるべき額(③=①+②)	14,400	400	20,600	1,500	44,700	81,600
減免率(①÷③)	-	-	-	-	96.6%	52.9%

(3) 監査の結果及び意見

① 分割返済者からの返済額の充当順序誤り(指摘 H-1)

分割返済者からの回収額を元本充当する処理を行っているが、民法第489条に従って、利息充当していくべきである。

貸付金の分割返済を行った場合、民法第489条では「弁済をする者がその債務の全部を消滅させるのに足りない給付をしたときは、これを順次に費用、利息及び元本に充当しなければならない。」と定められており、費用、利息、元本の順で充当すべきである。しかし、本貸付金の分割返済に関しては、元本から充当されている。この点、貸与条例、貸与施行規則、貸与契約書、債務履行猶予決定通知書を確認したところ、元本充当に関しての定めはなく、民法に従った対応を行うべき貸付けと整理できることから、充当順序誤りと言える。

充当順序誤りにより回収額を利息の徴収とすべきところ貸付金の減少として処理していることから、決算書上の貸付金が令和6年度末で3,600千円過少計上となっている。修正が必要である。

【参考】債権の残高推移(修正版)

(単位:千円)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
貸付金(前年度末 +㉞+㉟-㊱-㊲)	1,256,000	1,394,386	1,506,786	1,644,486	1,740,986
(内訳) 元金	1,256,000	1,386,600	1,500,000	1,639,200	1,737,200
利息	-	6,986	6,786	5,286	3,786
新規貸付額(㉞)	141,200	131,400	133,000	139,200	141,200
利息(㉟)	-	7,386	-	-	-
回収額(㊱)	14,400	400	20,600	1,500	1,500
免除額(㊲)	-	-	-	-	43,200

② 弁済充当指定権の条項の整備の検討(意見 H-2)

契約書等において弁済充当指定権に関する条項を設けるか否か検討すべきである。

指摘 H-1 に記載のとおり、県は受領した弁済金を、特段の法的根拠なく元本に充当しており、民法の定める充当(法定充当)と異なる充当を行っていることから、かかる取扱いは改められるべきである。

仮に契約書等において、弁済充当指定権が県にある旨の条項が定められている場合は、債務者から受領した弁済金を、先に元本に充当することは可能であり、この場合は民法に反することはない。本貸付金は何らの条項もないが、他の貸付金では弁済充当指定権が県にある旨の条項を契約書に設けている事例もあり、県として弁済充当指定権に関する統一した方針はないとのことであった。

元本への充当を優先すれば、その分発生する利息や遅延損害金が少なくなることから、県の収入が少なくなるというデメリットがあるが、利息や遅延損害金よりも元本への充当を優先すべき合理的な理由が存在する場合は、契約書等において上記充当指定権の条項を定めた上、弁済金は元本への充当を優先する対応を行えばよいと考えられる。元本への充当を優先する合理性の有無とあわせて、上記充当指定権の条項を契約書等において設けるか否か検討すべきである。

③ 分割返済者に対する利息免除の法的根拠が不明(指摘 H-3)

分割返済者に対して利息の裁量免除を行っているが、免除に関する通知書が存在していない。今後は条例等に従って適切な対応を行うべきである。

本貸付金は、貸付の要件を満たさなくなった場合には、要件を満たさなくなったことが判明した日を基準日とし、各貸与日から同基準日まで年 10%の割合による利息計算を行い、貸与額の元金及び利息の合計額を一括して返還しなければならないと定めている(医師貸与条例第 7 条、契約書第 4 条)。ただし、債務者の状況に応じて県が分割払いに応じる事例も認めている(医師貸与条例第 9 条)。契約書第 3 条(2)では、返済の猶予がなされた場合は、猶予された期間を合算した期間についても年 10%の利息を付す旨を定められているところ、借主に対して求めているのは、上記基準日までの利息のみとなっている。すなわち、利息が一部免除されていることになるが、この理由について担当課へ質問したところ、医師貸与条例第 8 条に基づき、利息を一部免除しているとのことであった。しかし、医師貸与条例第 8 条に基づいて免除されているのであれば、免除決定通知書(医師貸与条例施行規則第 10 条第 2 項)が存在するはずであるが、当該通知書は存在しない。

なお、医師貸与条例第 8 条では、「修学資金の貸与を受けた者が、業務等に従事している間に、災害、疾病その他やむを得ない理由」により本貸付金を返還することとなった場合において、知事の裁量により、一部又は全部の債務を免除できる旨定められているところ、当該条例に当てはまるか否かを検討している資料は存在しており、利息の免除が可能な事例であったことは確認できた。今後は条例に従った適切な対応を行うべきである。

2. 看護師等修学資金貸付金

(1) 債権の概要

① 概要

担当部局部課	健康福祉部 地域医療政策課
債権の名称	看護師等修学資金貸付金
債務者(数)	個人(R6 年度末 219 名)
R6 年度末 債権残高	489,360 千円(うち未収利息 ー円、未収遅延損害金 ー円) (うち貸付金 477,311 千円、収入未済額 12,049 千円) 収入未済額は、返済期限が到来したことにより調定したが、主に経済的困窮等により、調定額通りの返還が困難となっている債権である。
消滅時効	私債権 民法改正前 10 年(R2 年 4 月 1 日以降か否か) 私債権 民法改正後 5 年
根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等	石川県看護師等修学資金貸与条例 石川県看護師等修学資金貸与条例施行規則 石川県看護師等修学資金新規貸与者選考要領(以下、「選考要領」という。)
貸付条件	<p>【一般枠】 貸付開始時期:S37 年度 貸付期間:原則貸与決定年度から卒業年度まで 各年度の新規貸付定員:15 名 貸付限度枠:月額 15,000 円～36,000 円(貸与枠や養成施設により異なる)</p> <p>【特別枠】 貸付開始時期:H19 年度 貸付期間(当初):原則貸与決定年度から卒業年度まで 各年度の新規貸付定員:20 名 貸付限度枠:月額 100,000 円</p> <p>【一般枠・特別枠共通】 利率:無利息(石川県看護師等修学資金貸与条例第 2 条第 1 項) 保証人:有(1 名)(石川県看護師等修学資金貸与条例施行規則第 2 条第 4 項) 延滞利息:年 14.5%(石川県看護師等修学資金貸与条例施行規則第 11 条) 担保、違約金:無</p>

無利息の理由	S37 の制度開始時は国庫補助であり、国の要綱に基づいて無利息としていた。国庫補助が廃止された後も同様の条件で貸与することとしたため。
貸付の財源	【一般枠】県の一般財源 【特別枠】20 名のうち、10 名は地域医療介護総合確保基金(国 2/3、県 1/3)を財源とし、残り 10 名は就業予定医療機関の市町(1/2)、県(1/2)を財源としている。
債権管理の方法	担当課において、貸付金は「貸与状況(一般枠、特別枠)」(エクセル)で債務者全員の状況を一覧管理し、「看護師等修学資金貸与管理簿」(紙)で人別の管理を行っている。 収入未済額は別途「看護師等修学資金貸付金償還状況」(エクセル)で人別に調定額・入金額を入力し債権管理している。 滞納者に対しては督促状の送付、電話やメールによる督促などを行い、人別に「対応記録簿」(エクセル)を作成して管理している。滞納者の保証人に対しても基本的に同様の対応を行っている。

② 貸付金の内容及び状況

本貸付制度は、保健師、助産師、看護師又は准看護師(以下、「看護師等」という。)として業務に従事しようとする者で、看護師等の養成施設等に在学するものに対し修学資金を貸与することにより、県内における看護師等及び看護教員の確保及び質の向上を図ることを目的としている。

県は看護師等修学資金(一般枠)と地域医療支援看護師等修学資金(特別枠)の2種類の修学資金貸付けを実施している。一般枠は県内の指定する施設において看護師等として働くことを希望している看護学生を対象としており、特別枠は県内の看護師等が不足している地域(奥能登 4 市町)の指定医療機関において看護師等として働くことを希望している看護学生を対象としている。

過去の貸付け申請者の推移と実際の貸与人数の推移は以下のとおりである。(単位:人)

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
一般枠	定員	15	15	15	15	15
	申請者数	30	26	34	32	16
	新規貸与人数	15	15	15	15	11(※1)
特別枠	定員	20	20	20	20	20
	申請者数	19	21	22	14	9
	新規貸与人数	18	20	20	14	9

※1: 申請者が選考要領に規定する所得要件で対象外となったり、申請後に貸与辞退者が発生することなどにより、新規貸与人数が定員を下回っている。

一般枠は継続して定員を超える申請者数となっている。特別枠は令和6年能登半島地震の影響等もあり、昨今は申請者が少なくなっているが、奥能登地域の指定医療機関で働く看護師等を確保するという目的を達成するための制度として意味があるものと言える。

本貸付金は看護学校を卒業後、指定の医療機関等に一定期間就業することにより、返還が免除される制度である。一方で、貸与の辞退、退学、指定医療機関等へ就職しない、退職した場合などは、貸与

額の返還を行うこととなる。以下に示す過去 5 年間の減免者数及び離脱者数をみると、一般枠は免除者と離脱者が同程度生じているが、特別枠は離脱者数が少なく、制度の目的に合致した状況が継続していることが確認できた。

＜過去 5 年間の減免者数及離脱者数＞ (単位:人)

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	平均
一般枠	免除者数	8	13	14	9	10	10.8
	離脱者数	10	9	8	7	7	8.2
特別枠	免除者数	19	13	14	16	15	15.4
	離脱者数	2	3	4	5	5	3.8

③ 債権の残高推移 (単位:千円)

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
貸付金・収入未済額	503,600	520,305	529,746	516,029	489,360
貸付金(前年度末+ ㉞-㉟-㊱)	497,855	514,592	522,593	507,669	477,311
新規貸付額(㉞)	92,478	91,048	88,468	77,056	63,084
調定額(㉟)	12,905	13,053	15,616	19,859	23,818
免除額(㊱)	85,584	61,257	64,850	72,120	69,624
収入未済額(前年度 未済+㊲-㊳)	5,745	5,713	7,153	8,360	12,049
調定額(㊲)	12,905	13,053	15,616	19,859	23,818
収入額(㊳)	12,465	13,085	14,176	18,652	20,129

④ 債権残高の明細

＜貸付金＞ (単位:千円)

債務者	当初債権 発生時期	当初債権額	R6 年度末債権額		
			元金	遅延損害金	合計
個人(省略)	H24 年～R3 年	省略	256,459	—	256,459
個人(102 人)	R4 年	88,468	83,004	—	83,004
個人(93 人)	R5 年	77,056	74,764	—	74,764
個人(79 人)	R6 年	63,084	63,084	—	63,084
合計			477,311	—	477,311

＜収入未済額＞ (単位:千円)

発生年度(調定年度)	債務者数	収入未済額	構成割合(%)
H20～R5 年度	個人(9 人)	6,034	50.1%
R6 年度	個人(9 人)	6,015	49.9%
合計		12,049	100.0%

収入未済額は返済期限が到来した貸付金が集計されている。したがって、滞留している貸付金が収入未済額で計上されていると考えることができる。滞留債権の状況について担当課に質問したところ、所在不明者となっている債務者はおらず、既に時効期間を経過している債権もないとの回答を得た。なお、2年以内に時効となる可能性がある貸付金は1件(224千円)であり、引き続き督促等を行うとのことであった。

⑤ 不納欠損処理及び訴訟等の法的措置を執ったものの内訳(直近3年分)

該当なし。

⑥ 貸付に関する事務手続きについて

担当課に対して、貸付契約の締結、請求(調定)、入金確認や支払猶予、支払免除に関して質問を実施するとともに関連資料を閲覧した。特段の問題は認識されなかった。

なお、事務手続きを簡潔に記載すると、返還が確定した場合は、奨学資金返還計画書を作成し、返還計画書に基づいて、本人へ年に1回納入通知書を送付し、返還計画書に従って口座引落で回収していく。振込で返済する者も同様に返還計画書に従って納入通知書を発行し送付している。担当課は、年1回の納入通知書の送付タイミングに調定するのではなく、毎月返済予定額を調定している。口座引落の場合は入金一覧、振込の場合は収納済通知書が出納室から担当課に回付され、担当課で返済実績を把握・管理している。

支払猶予を受けたい者は返還猶予申請書を提出し、担当課は内容を審査した上で、猶予するか否かの判断を行い、審査結果を通知している。

支払免除を受けたい者は免除申請書と指定医療機関等から就業状況を証明する書類を提出し、担当課は勤務期間など確認した上で、審査結果を通知している。事務手続きにおいて問題は認識されなかった。

⑦ 貸付金の評価(県での徴収不能引当金計上)について

看護師等修学資金貸付金は減免が生じることから、県の貸借対照表において徴収不能引当金(減免により回収されない金額の見積額)を計上することとなる。県は直近5年間の減免率平均に期末の貸付金残高を乗じて徴収不能引当金を算出している。減免率の算出方法に特段の問題は認識されなかった。なお、減免率(免除金額を年度に返済される額で除した金額)は、免除額が複数年の合計金額であるのに対し、調定される金額は個人との協議で定まった返済計画のうち該当する年度の1年分が集計されることから、80%前後と高い率となっている。返済計画は人それぞれで、一括払いの方もいれば、複数年の分割払いの方も存在するため、減免率は変動するが、概ね80%前後で安定している。

(単位:人、千円)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	合計
免除者数(一般枠+特別枠)	27	26	28	25	25	131
減免額①	85,584	61,257	64,850	72,120	69,624	353,436
各年度の調定額②(期限到来額)	12,905	13,053	15,616	19,859	23,818	85,252
返済されるべき額(③=①+②)	98,489	74,311	80,467	91,979	93,442	438,688
減免率(①÷③)	86.9%	82.4%	80.6%	78.4%	74.5%	80.5%

⑧ 債権管理簿について

本貸付金の債権管理については、担当課がエクセルにて「貸与状況(一般枠、特別枠)」を作成し、全体(債務者全員の状況が記載されている)としての債権状況を確認するとともに、各人に対する債権残高については「看護師等修学資金貸与管理簿」にて管理を行っている。収入未済額についても担当課がエクセルで「看護師等修学資金貸付金償還状況」を作成し、調定額や入金額を把握するとともに、各人別の最終入金日も記載し、時効管理にも役立てている。県財規第 249 条第 1 項に定める債権管理簿の様式で債権管理が行われていない点、担当課に質問したところ、現在の管理様式策定時の見解は確認できなかったが、県財規第 249 条第 2 項の取扱い資料として整理しているとの認識があるとの回答を得た。また、現状の様式は県財規第 249 条第 2 項に求める項目を網羅していること(該当がない項目は表記無し)、本貸付金の「一定期間、県内の特定医療機関に従事することで返還が免除される」という性質を踏まえ、必要な事項(免許取得年月日、就業状況など)を加えているとの回答を得た。

現状の債権管理様式が県財規第 249 条第 2 項の知事が認めた様式なのかについて、明確に確認できなかったが、回答の結果を受けて、問題はないものと判断した。

(2) 過年度包括外部監査結果に対する措置対応

看護師等修学資金貸付金に関連する過年度監査の指摘はなく、意見は 1 件であった。以下に県から得られた「その後の状況及び現況」と「措置状況に対する監査人の見解」を記載する。

① 選考基準に関する内規(平成 14 年度包括外部監査報告書 p16 掲載)

区分	指摘・意見の内容	
意見	看護師等修学資金貸付金は修学終了後、一定の要件を満たせば返済を免除するものであり、補助金的な性格を有している。内規等の先行基準がないことにより、主観的になり不公平が生ずることがないように内規は作成する事が好ましいと思われる。	
	当時の措置対応	その後の状況及び現況
	石川県看護師等修学資金新規貸与者選考要領を作成した。	内規に基づいて貸与者を決定している。

(措置状況に対する監査人の見解)

選考要領を閲覧し、選考方法(選考に際して優先される順位の付け方)が明確に定められていることを確認した。措置対応は適切になされている。

(3) 監査の結果及び意見

① 債務者と保証人の筆跡確認(意見 H-4)

契約書の筆跡を注視し、本人と連帯保証人の筆跡が同一と見受けられる場合には、連帯保証人に対する電話連絡等の意思確認を実施すべきである。

債務者と連帯保証人の筆跡が同一と見受けられる契約書が複数存在した。連帯保証人が署名していない場合、延滞が発生した場合に連帯保証人に対して請求することができなくなる可能性がある。この点、担当課に確認したところ、筆跡の比較は行っておらず、筆跡が同一と見受けられる契約書が存在していることも認識していなかった。今後は契約書の筆跡を確認し、筆跡が同一と見受けられる契約書については、連帯保証人に対して電話連絡を行う等の意思確認を実施すべきである(確認を行った事

実を記録することも必要)。なお、この点において、これまで問題が発生したことはないとのことであるが、連帯保証人に対して請求した際に、連帯保証契約の成立を否定し、支払に応じないケースは一般的に存在するため、対応が必要と考える。また、本人及び連帯保証人に対しては、契約書に対して自署するよう注意喚起(代筆は認められない旨の注意喚起)をすべきである。

② 実印及び印鑑登録証明書の入手(意見 H-5)

看護師等奨学資金貸与契約書の締結に際し、少なくとも連帯保証人に対しては、実印の押印及び印鑑登録証明書の提出を求めるべきである。

看護師等奨学資金貸与契約書を閲覧したところ、本人及び連帯保証人の署名押印のみが存在し、印鑑登録証明書等の提出を受けていないことから、認印が押印されていると思われる。担当課に確認したところ、連帯保証人に対する電話確認等の意思確認も行っていないとのことであった。意見 H-4 で触れたように連帯保証人の署名が本人と同一と見受けられる契約書が存在することも考慮すれば、延滞が発生した場合に、連帯保証人に対する請求ができないケースが発生する可能性がある。少なくとも連帯保証人に対しては、実印での押印及び印鑑登録証明書の提出を求めるべきである。なお、この点において、これまで問題が発生したことはないとのことであるが、連帯保証人に対して請求した際に、連帯保証契約の成立を否定し、支払に応じないケースは一般的に存在するため、対応が必要と考える。

3. 母子父子寡婦福祉資金貸付金(母子父子寡婦福祉資金特別会計から貸付)

(1) 債権の概要

① 概要

担当部局部課	健康福祉部 少子化対策監室
債権の名称	石川県母子父子寡婦福祉資金貸付金
債務者(数)	個人(R6 年度末 1,601 件)
R6 年度末 債権残高	1,115,321 千円(うち貸付金 977,108 千円、収入未済額 138,213 千円) 収入未済額は償還期限が到来し調定したが、経済的困窮等により返済されていない金額である。
消滅時効	私債権 民法改正前 10 年、私債権 民法改正後 5 年
根拠法令、 要綱及びマニ ュアル等	母子及び父子並びに寡婦福祉法(以下、「福祉法」という) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(以下、「施行令」という) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則(以下、「規則」という) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則(以下、「福祉法細則」という) 母子父子寡婦福祉資金の貸付基準(県担当課作成) 石川県母子寡婦福祉資金貸付金債権の回収について(R7.6 より債権管理回収マニュアル)(県担当課作成)
貸付条件	貸付開始(事業開始):S28 年度 貸付期間:1 ヶ月～20 年以内で資金種別により異なる 貸付限度額:修学資金の月 18 千円から事業開始資金の 3,580 千円など、資

	<p>金種別により異なる</p> <p>貸付条件:資金種別により異なるが、20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子または男子、寡婦等に貸付ける</p> <p>利率:保証人有りの場合は無利子、保証人無しの場合は年1%</p> <p>延滞利息:年3%</p> <p>保証人:修学資金、修業資金、就学支度資金は保証人必須</p> <p>担保:無</p>
無利息の理由	経済的自立の助成・生活意欲の助長を図るため
貸付の財源	母子父子寡婦福祉資金特別会計(国2/3、県1/3)
債権管理の方法	<p>・母子父子寡婦福祉資金貸付システム(県独自のシステム)で債権管理を行っている。</p> <p>・貸付に関する業務は担当課、市福祉事務所(市分)、県保健福祉センター(町分)で業務を分担して行っている。</p>

② 本貸付金の内容及び状況

母子父子寡婦福祉資金貸付金は昭和28年から始まり、20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子または男子、寡婦等に対して低利又は無利子で資金を貸付け、母子家庭等の経済的自立と生活意欲を助長し、併せて児童の福祉の増進を図る制度である。貸付の種類は①事業開始資金②事業継続資金③修学資金④技能習得資金⑤修業資金⑥就職支度資金⑦医療介護資金⑧生活資金⑨住宅資金⑩転宅資金⑪就学支度資金⑫結婚資金の12種類が存在する。

貸付条件において利子の違いは連帯保証人の有無であり、連帯保証人を設定できれば無利子、設定できなければ有利子(年1%)での貸付けとなる。過去に連帯保証人のない貸付金が貸し倒れた経験から、県としては貸付額が多額となる事業開始資金、事業継続資金、住宅資金等については連帯保証人を設けるよう依頼し、多額の貸倒れが発生しないよう努めている。現状、9割以上の貸付金が無利子の貸付金(保証人有)となっており、有利子の貸付けから得られる1年間の利息収入は5、6万円程度とのことである。

③ 債権の残高推移

(単位:千円)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
貸付金・収入未済額	1,242,699	1,238,160	1,207,579	1,160,477	1,115,321
貸付金(前年度末+⑦-⑧)	1,109,971	1,102,766	1,069,871	1,023,890	977,108
新規貸付額(⑦)	102,509	92,907	69,935	54,856	52,280
調定額(⑧)	100,336	100,112	102,830	100,838	99,062
収入未済額(前年度末残+⑦-⑧)	132,728	135,393	137,708	136,587	138,213
調定額(⑦)	100,336	100,112	102,830	100,838	99,062
収入額(⑧)	95,775	97,447	100,515	101,958	97,436

④ 債権残高の明細

<貸付金の明細>

(単位:千円)

貸付年度	予算	貸付実績	うち回収額	R6 年度末
S55～R1	省略	省略	省略	627,654
R2	122,000	102,509	12,119	90,389
R3	90,000	92,907	4,579	88,328
R4	110,000	69,935	3,601	66,333
R5	117,800	54,856	2,518	52,338
R6	151,000	52,280	217	52,063
R6 年度末合計				977,108

<収入未済額の明細>

(単位:件、千円)

調定年度	件数	収入未済額	構成割合
S55～H11(20年)	1,590	17,889	12.9%
H12～H21(10年)	2,868	17,045	12.3%
H22～R1(10年)	10,142	67,958	49.2%
R2	1,134	7,226	5.2%
R3	1,149	7,375	5.3%
R4	1,172	7,165	5.2%
R5	1,056	6,431	4.7%
R6	1,223	7,120	5.2%
R6 年度末合計		138,213	100.0%

⑤ 不納欠損処理及び訴訟等の法的措置を執ったものの内訳(直近3年分)

該当なし。なお、直近10年間では589千円の不納欠損処理がなされている。

⑥ 貸付に関する事務手続き及び貸付業務の分担について

本貸付金に関する業務は県と市福祉事務所(各市分を担当)や県保健福祉センター(町分を担当)で分担されている。受付窓口は市福祉事務所や県保健福祉センターであり、当該施設に提出された書類が県に回付され、県で貸付け審査を行った上で個人へ貸付けを行っている。貸付決定の通知・不通知や借用書等の書類のやり取り対応についても県と個人が直接行うのではなく、市福祉事務所や県保健福祉センターの支援員が窓口となって対応している。回収業務に関しては、償還開始通知書、納入通知書(納期限の月に調定し発行)、延滞債権の督促状(納期限の翌々月)や催告書(1年間償還のない方へ年に2回)の発送は県が行い、それ以外の督促行為(電話や自宅訪問等)や償還指導、「債務承認並びに償還計画書」の徴収作業は基本的に支援員が行っている。

なお、これまで市福祉事務所や県保健福祉センターによって対応にばらつきがあったため令和7年度に「石川県母子寡婦福祉資金貸付金債権の回収について」を見直して「債権管理回収マニュアル」を策定し、債権管理の強化を図っている。回収業務等において外部委託は行っていない。

⑦ 違約金について

本貸付金は支払猶予の申請が認められれば、猶予期間が無利息になる仕組みとなっており(施行令第 19 条第 2 項)、期限通りの支払いが困難な債務者には支払い猶予の申請を行うよう指導している。申請がなされず支払いが滞ると違約金として延滞利息が年 3%課せられるが、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、違約金の支払いが免除される(施行令第 17 条)。

平成 28 年頃までは延滞した債務者に対して毎月、債権管理システムで計算された違約金を調定した上で請求を行っていたが、事務手続きが煩雑であること及び利子が年 3%と少額であることから、違約金の調定は行わず、督促状に遅延している元利金の他に違約金の金額を明記する対応を行っている(督促状は送付対象者を分けて年に 2 回送付時期を設け、全ての債務者に年に 1 回督促状が届くような運用としている)。債務者は当該督促状をもとに、違約金の免除要件を満たしていれば免除の申請を行い、県は当該申請を受け入れている。違約金について債務者へ定期的に通知を行っていることや免除の要件を満たす債務者が多いことなどから、調定の上で請求していない県の対応は経済性・効率性の観点から認められるものと判断した。

平成 28 年以前は適時違約金を調定していた関係で、収入未済額に違約金が含まれている。元金が残っている債務者への違約金は引き続き請求しているが、元金の返済が終了している債務者に対しては違約金の請求を行っていないとのことである。収入未済額に違約金請求が行われていない債権が含まれていると言える。

⑧ 時効及び所在不明者について

県は直近 1 年間償還がない債務者には「催告書」と「債務承認並びに償還計画書」を送付し、「催告書」の送付先一覧は県から支援員に共有され、支援員は催促や償還指導を行うとともに、「債務承認並びに償還計画書」の徴収業務を担っている。県では「債務承認並びに償還計画書」の入手状況を管理しているものの、入手できなくて時効期間を経過している債務者が存在するか否かまでは管理できていない。収入未済額の発生年度別の残高をみると、昭和 55 年から平成 11 年の 20 年間で貸付けた残高が 17 百万円存在するなど、かなり古い貸付金もあり、時効期間が経過している債権や実質的に回収が困難な債権が存在する可能性がある。

所在不明者に関しては、県及び支援員が調査し、納入者の変更や保証人から徴収する対応をとることとしているが、保証人を含めて所在不明となっている債権が存在するとのことであった。

⑨ 債権管理システムについて

債権管理システムは平成初期に構築されたものを改修して利用している。債務者が多いことから、完済されるとデータが消去される仕様となっており、過去のデータをさかのぼって確認することができない。したがって、担当課は年度末などの必要なタイミングでシステムからエクセル等で当日のデータを保管している。システムは貸付額、貸付日、償還期間、利率等を入力すると償還期間全ての利息が自動計算される仕組みとなっている。延滞が生じると当初の償還期限を超えることから、システム上遅延損害金が自動計算される仕組みとなっている。支払い猶予がなされると、当該事実をシステムに入力することで、猶予期間は違約金の計算がなされない仕組みとなっている。

口座振り込みで償還されると、振り込まれたデータを債権管理システムに取り込むことで、自動で回

収消込がなされる。口座振り込み以外は担当者による手作業での回収消込となるが、ほとんどが口座振替であるとのことである。

⑩ 債権管理システムと財務会計システムの整合性について

担当課では年度末において債権管理システムと財務会計システムの整合性を確認しているが、出納整理期間の収入に関して、債権管理システムに振込データを取り込んでも、現年度に調定した分の収入なのか、過年度に調定した分の収入なのか区別できないため、正確な債権残高を把握するためには、出納整理期間の収入について、区別して調整作業を行う必要があるが、現状は、残高のズレについて妥当なものなのか調査されていない。

(2) 監査の結果及び意見

① 債権残高の定期的な照合(指摘 H-6)

債権管理システムと財務会計システムの残高の整合性については定期的に照合すべきである。

担当課では債権管理システムと財務会計システムの貸付金残高を年に 1 回照合しているが、出納整理期間の影響で 3 月末日の貸付金残高にズレが生じている。

債権管理システムは出納整理期間の収入を進行年度の収入なのか、前年度に紐づく収入(令和 6 年度に調定しているものが入金されると前年度(令和 6 年度)の収入になり、過年度に調定しているものは進行年度(令和 7 年度)の収入となる)なのか区別できない。一方、財務会計システムはこれを区別できているため、過年度調定分の入金分だけズレが生じる。

ズレが生じることは当然ではあるが、当該ズレが妥当なものかどうか検証されていない。貸付の本数が膨大であるため、全ての貸付データを抽出し、当該ズレの妥当性を検討することは困難であることは理解できるが、当該ズレの妥当性を検討していない状況が継続していることは問題である。

まずは、毎月決まったタイミングに債権管理システムと財務会計システムの残高の照合を行い、常に同額のズレが生じるようであれば、当該ズレは過年度の誤りであると推測される。債権管理システムにて人別の貸付金管理を行っているので、債権管理システムの貸付金残高が正として財務会計システムの残高の修正を行うべきであると考えられる。

また、3 月 31 日の残高も出納整理期間前のタイミングで、債権管理システムと財務会計システムの残高の一致を確認するような対応を行うことも必要であるとする。

なお、育英資金も別途債権管理システムを利用しているが、当該システムでは出納整理期間の入金について調定時期に応じて区別できるようになっている。今後、母子父子寡婦福祉貸付金の債権管理システムを更新する際には、出納整理期間の入金について調定時期に応じて区分できる仕様とするとも検討されたい。また、育英資金では債権管理システムと財務会計システムの整合性確認は毎月実施され、差異が生じた際は適時調査が行われている。システムの仕様は異なるものの、育英資金を参考にシステム間の整合性を確認する体制を構築すべきである。

② 財産に関する調書と貸付金明細の不整合(指摘 H-7)

「財産に関する調書」と財務諸表の作成根拠となっている「貸付金明細」が整合していないため、正しい金額に修正すべきである。

県が HP で公表している令和 5 年度末「財産に関する調書」「3 債権」には貸付金を含む債権の明細が記されているが、本貸付金について、財務諸表の作成根拠となっている「貸付金明細」と照合したところ一致していなかった。なお、「貸付金明細」の合計金額は財務書類の貸付金と一致している。

本貸付金については、貸付金残高の正確性に疑義があるため、まずは正しい貸付金残高を調査し、必要な訂正処理を行うべきである。

＜令和 5 年度末の財産に関する調書と貸付金明細に差異があるもの＞ (単位:千円)

貸付金の名称	財産に関する 調書⑦	貸付金明細(財務書類)		
		現在高	収入未済額	差引残高⑧
母子父子寡婦福祉資金貸付金	909,275	1,051,124	136,588	914,536

※:⑦と⑧の金額は出納整理期間の調整項目がなければ基本的に一致する。

③ 延滞利息の内容調査(意見 H-8)

過年度に未収計上した違約金(延滞利息)について、内容を調査し、請求できないものであれば、適切な対応を行った上で、債権管理システムから削除するとともに、収入未済額に含まれているのであれば収入未済額を減額すべきである。

債権管理システムに発生した時期が特定できない過年度の延滞利息(約 80 万円)が登録されており、収入未済額の残に含まれていると推察される。内容を調査し、請求できないものであれば、適切な対応を行った上で、債権管理システムから削除するとともに、収入未済額に含まれているのであれば収入未済額を減額すべきである。

④ 保証人への督促(意見 H-9)

令和 7 年度に改定したマニュアルに従って、保証人への督促を適時行うべきである。

担当課は、令和 6 年度までは延滞が生じた貸付に関して保証人がいる場合であっても、保証人に対しては督促を実施していない場合もあったとのことである。保証人のある貸付の延滞に関しては、債務者だけではなく保証人に対しても督促を行うべきである。保証人に適時に督促を行っていないという対応は著しく適正性を欠く事項といえ「指摘」に該当すると考えられるが、令和 7 年度のマニュアル改定で保証人に文書を送付することを決定しているため意見とした。今後適切な債権回収管理がなされることが望まれる。

なお、改正民法第 458 条の 3 において、主たる債務者が期限の利益を喪失したときは、債権者は、保証人に対し、その利益の喪失を知った時から 2 か月以内に、その旨を通知しなければならない(同条第 1 項)、この通知をしなかったときは、債権者は、保証人に対し、主たる債務者が期限の利益を喪失した時から同通知を現にするまでに生じた遅延損害金に係る保証債務の履行を請求することができないと定められている(同条第 2 項)。

したがって、改正民法の適用対象となる債権において、保証人に対する通知を怠ったときは、遅延損害金の一部を請求できなくなるおそれがあり、県に損害が発生する可能性があるため、かかる意味においても保証人に対する適切な対応が必要である。

⑤ 債権回収業務の外部委託の検討(意見 H-10)

効率的な債権管理と債権回収を継続するため、債権回収業務に関して外部委託の導入を検討されたい。

現状、県担当者 2 名((債権回収担当 1 名、貸付業務及び督促状等の送付担当 1 名)と市町の支援員で延滞している債務者への督促等の対応を行っている。限られた人員配置の中で、効率的な債権管理と債権回収を継続的に実施するため、ノウハウがあるサービサー(弁護士法人等)に債権回収を委託することを検討することが望ましい。本貸付金と同様に債務者が個人で複数となっている育英資金貸付金では債権回収業務の一部を外部委託しており、参考とされたい。

⑥ 時効管理の徹底(意見 H-11)

今後、時効期間の経過が危ぶまれる貸付金の増加が想定されるため、時効更新のための取組みや、法的措置に移行すべき債権の洗い出し等、適時適切に対応できる体制を構築することが望まれる。

民法の改正により令和 2 年 4 月 1 日以降の貸付金は時効期間が 5 年と短縮されていることから、今後、時効期間の経過が危ぶまれる貸付金の増加が想定される。

本貸付金の担当 1 名で延滞者数百人の時効管理を行うのは困難であり、現状は債務承認書を入手する施策はなされているが、入手できない場合には毎回郵送する対応をしているのみで、時効を意識した管理となっていない。時効期間を意識した債務承認書の入手状況の管理や時効期間が経過する前に法的措置に移行すべき債権の有無を洗い出せる体制を構築することが望まれる。

時効更新に関しては、現状行っている債務承認書の入手状況を一覧管理し、時効期間が経過する前に必要な対応が行えるような取組みを行うことが考えられる。法的措置の移行の是非は個別的な検討が必要であることから、現担当者 1 名で対応することは困難と考えられるため、債権回収の経験がある金融機関出身者を任期付きで採用することや、外部委託を検討することなどが考えられる。人員増や外部委託範囲の拡大については予算措置も必要であることから早期実現は困難な可能性はあるが、現状においても、債務承認書の入手状況や経過年数等も考慮の上、いかなる対応を行うのか課内で検討すべきである。

⑦ 債権放棄すべき債権の有無に関する検討(意見 H-12)

債権管理に関する条例が制定された際には、回収可能性の低い債権について費用対効果を考慮の上、債権放棄すべき債権の有無について慎重な検討を望む。

「財政のあらまし」において徴収不能引当金を計上する際、貸付金の 1 件当たりの金額が 100 万円以上か否かで対応を変えている。100 万円以上であれば、貸付先の個別の状況を加味して引当(個別引当)を行い、1 件当たりの金額が 100 万円未満であれば、過去の減免率や不納欠損実積率に基づいて徴収不能引当金を計上している。

本貸付金は 1 件当たりの金額が 100 万円未満であり後者の対応となっている。ただ、違約金(延滞利息)の免除は頻繁になされるが違約金は調定していないため免除として集計されていないこと、債権自体の免除の発生は稀であること(免除が認められるのは、死亡、精神又は身体に著しい障害を受けたとき(施行令第 22 条)に限られる)、不納欠損処理の発生も稀であることから、令和 5 年度の徴収不能引

② 社会福祉事業振興資金貸付制度について

本貸付制度は平成 16 年度に始まっている。県内の社会福祉事業の振興を図るため、社会福祉法人等に対して施設の整備や運営に必要な資金を貸付けることにより、社会福祉法人等の財政負担の軽減を行い、社会福祉事業の振興を図る制度である。制度が始まった時から県が社協に対して貸付業務の全般を委託(別途委託契約を締結している)しており、要綱に従って貸付け業務を行うよう求めている。要綱では貸付け対象者、貸付の種類、貸付限度額、貸付条件(貸付利率、償還期限)、貸付審査会の開催、審査員、借入申込の際の提出書類、貸付審査基準、連帯保証人や担保、債権管理、違約金、償還猶予、貸付事業完了報告の提出等の業務を定めている。

社協と社会福祉法人等との貸付に関する条件は以下のとおりである。社協と社会福祉法人等の利率と県と社協との利率が一致しており、社協では貸付業務で利ぎやは得ておらず、委託された業務の事務費を委託費として県から受け取っている(令和 6 年度の委託費は 903 千円)。

	根拠	施設整備資金	運転資金
貸付限度額	要綱第 6 条	1 事業につき 20,000 千円 ただし、独立行政法人福祉医療機構から福祉貸付資金を借り入れた特定の施設の施設整備の場合は一定の算定式で 20,000 千円超	原則 30,000 千円以内
利率	要綱第 7 条	無利息	年 2%
償還期限	要綱第 7 条	貸付金額によって 6 年～11 年以内 (H26 年度以前の貸付金には償還期限 20 年のものがあり、改定前の要綱は 20 年が上限であった)	1 年以内
違約金(遅延損害金)	要綱第 22 条	年 10.75%	年 10.75%
連帯保証人	要綱第 12 条	2 人以上	2 人以上
担保	要綱第 13 条	要綱第 6 条ただし書きによる貸付けの場合は原則として貸付対象施設及びその敷地を担保とする	—

各年度の事業の予算と実績は以下の表のとおりである。施設整備資金は平成 26 年度前後に 20 億円近い貸付けであったが、近年は減少傾向にある。運転資金での貸付金は近年では利用されていないことがわかる。担当課によると、令和 7 年度末で本貸付事業の終了を予定しており、令和 8 年度以降は新規の貸付けはなく、回収業務のみとなる。事業終了の背景としては、独立行政法人福祉医療機構が福祉貸付事業を行っていること、貸付先や貸付額が減少傾向にあり県独自の貸付制度の必要性が低くなってきたことによる。

＜各年度の貸付け予算実績比較＞

(単位:千円)

※1、※2	H19	H20	H21	H22	H23	H24
施設整備(予算)	1,954,000	1,954,000	1,954,000	1,954,000	1,954,000	1,954,000
施設整備(実績)	1,200,034	1,327,528	1,370,202	1,565,396	1,673,760	1,848,764
運転資金(予算)	490,000	490,000	490,000	490,000	490,000	200,000
運転資金(実績)	446,020	410,464	328,983	222,560	156,173	110,026
	H25	H26	H27	H28	H29	H30
新規貸付実績数	13 件(11)	21 件(19)	5 件(5)	6 件(6)	11 件(4)	8(7) 件
施設整備(予算)	2,244,000	2,244,000	2,244,000	2,244,000	2,244,000	2,244,000
施設整備(実績)	1,940,398	2,164,814	2,052,213	1,917,217	1,871,846	1,787,220
運転資金(予算)	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
運転資金(実績)	49,158	-	-	30,000	30,000	-
	R 元	R2	R3	R4	R5	R6
新規貸付実績数	6 件(6)	6 件(3)	11 件(7)	12 件(7)	5 件(5)	6 件(3)
施設整備(予算)	2,244,000	2,244,000	2,244,000	2,244,000	2,244,000	2,244,000
施設整備(実績)	1,673,814	1,550,308	1,526,362	1,508,562	1,396,422	1,205,340
運転資金(予算)	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
運転資金(実績)	-	-	-	-	-	-

※1:新規貸付実績数は貸付件数であり、()の数字は法人数である。H24 年度以前は記載省略。

※2:施設整備(実績)の各年度の貸付実績額は過去の貸付残高と各年度の新規貸付金額を集計した金額となっている(オーバーナイトの貸付であることから、過去の貸付残高を含めて新年度に貸付けを行う)。

③ 本貸付金の内容及び状況

先でも記載したとおり本貸付金は県が社協に対して行っているが、県と社協間の委託契約や損失補償契約により社協を介して県が社会福祉事業を行う社会福祉法人等に対して直接貸付けを行っているのと同じ状況であると言える。本貸付金はオーバーナイトの貸付金であり、3 月末には社協が外部から返済資金を借入れ、県からの借入金を返済し債権残高がゼロとなる。本貸付制度は平成 17 年度に開始しており事業開始時からオーバーナイトを行っているため、オーバーナイトを行っている正確な理由や経緯は担当課でも分からない状況である。なお、オーバーナイトの契約締結に要する収入印紙代(200 円)、借換による民間金融機関への支払利息は事務費として県へ委託費の請求を行っている。したがって、オーバーナイトを行う諸費用は県負担となっている。

④ 貸付金の期中の動き

社協に対する貸付金はオーバーナイトのため期末において債権残高はゼロとなる。過去の期中の貸付金残高の動きは以下のとおりである。3 月 31 日のみ貸付金残高がゼロになる点に違和感を感じるものの、本貸付契約はファンド資金拠出のために、毎年同額を借り換えているオーバーナイトの貸付金と異なり、期中に社協が社会福祉法人等から回収したり、新たに貸付けすることで貸付金残高が増減し、

当該増減額を前もって返済計画として設定することが現実的に困難なことから、長期の貸付契約として締結するのが現実的に困難な事業であると整理した。また、本貸付金は「⑨貸付金の評価について」で記載している通り、現時点で回収可能性に疑義があるものではなく、予算との兼ね合い、実務上の理由等、総合的に勘案して、契約期間の見直しの検討を求めるよう意見する必要はないものと判断した。

(単位:千円)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
4月1日貸付	1,441,308	1,317,262	1,291,062	1,296,422	1,085,340	1,011,205
新規貸付額	109,000	209,100	217,500	100,000	120,000	
回収額	△233,046	△235,300	△212,140	△311,082	△194,135	
期末借換額	1,317,262	1,291,062	1,296,422	1,085,340	1,011,205	
3月31日残高	—	—	—	—	—	

⑤ 債権の明細

県の貸付金は全額社協を介して社会福祉法人等への貸付け資金未回収金額となっていることから、貸付金と紐づいている社協の債権残高を発生年度別にまとめると以下のとおりである。返済期間は長いもので20年であるため、返済期限を超えた債権が存在しないことがわかる。

<社協が有している貸付金残高>

(単位:千円)

債務者	債務者(社協の貸付先)	債権発生年度	当初債権額	R7年3月31日債権額		
				元金	利息	計
社協	法人(22社)	H17~H26	624,900	93,345	—	93,345
	法人(33社)	H27~R1	635,200	252,580	—	252,580
	法人(3社)	R2	120,000	84,000	—	84,000
	法人(7社)	R3	209,100	167,280	—	167,280
	法人(7社)	R4	217,500	194,000	—	194,000
	法人(5社)	R5	100,000	100,000	—	100,000
	法人(3社)	R6	120,000	120,000	—	120,000
	合計			1,011,205	—	1,011,205

⑥ 貸付に関する事務手続きについて

県と社協との貸付契約は1年間の単年度契約であり、予算の範囲内で社会福祉法人等への貸付けがあれば社協での貸付審査を経て貸付の可否が採決され、貸付承認がなされた金額について県から社協へ貸付けが行われる。貸付金の返済に関しては、社会福祉法人等から社協が回収した額を年に1回社協から県へ返済されている。本貸付金はオーバーナイトの貸付金のため、社会福祉法人等への貸付金残高についても3月末には社協から返済を受け、4月頭に再度新たに貸付けを行っている。社協からの貸付金返済に関しては、担当課が社協に対して納付書を発行し、入金を受けている。

社協と社会福祉法人等との貸付関係については、社協が貸付審査の窓口となっており、貸付事業の必要性や財政的な状況等を社会福祉法人等からの提出書類で確認するとともに、事業の必要性について管轄している市町や県の意見を確認した上で(意見書として入手)、貸付審査会(審査員に県職員

も含まれている)で貸付けの可否を検討している。令和6年度の貸付審査会の資料を閲覧し、1貸付先について要綱第9条で求める借入申込時の提出資料が(該当しないものを除いて)漏れなく提出されていることを確認した。貸付審査は適切になされているものと判断した。事務手続きにおいて問題は認識されなかった。

⑦ 債権管理について(県、社協)

県における債権管理は、貸付審査で承認を得られたものが社協から県へ提出されるため、当該資料から貸付額や返済予定額をエクセルで入力し、当該エクセルを債権管理簿として利用しているとのことである。令和5年度の損失補償した貸付先以外は延滞等なく、予定通りの償還がなされているため、それ以上の管理は行っていない。

社協における債権管理は、要綱第18条第1項で返済期限を経過した場合や、貸付金の全部又は一部につき振込がない時は口頭又は書面により督促することを求めており、第2項で督促によっても振込や返答がない場合には必要に応じて法的措置等を講ずると定めている。社協で行っている債権管理を担当課に質問したところ、貸付金の詳細な条件(償還期間や利率、連帯保証人に関する事項など)を社協側でまとめて管理しているが、令和5年度に貸倒れとなった1件以外は返済が滞っている先もなく、請求書の発行と回収業務を行っているのみとのことであった

⑧ 損失補償実績及び損失補償額の推移

県は社協が有する社会福祉法人等への貸付金に関して、損失補償契約を締結している。令和5年度に社協で貸倒れが生じた際に県が覚書を締結し損失補填を行っている。当該事象を契機に令和6年度以降損失補償契約を締結している。令和6年4月に平成17年度から令和5年度末までに社協が行った貸付金残高から令和6年度中の回収見込額を控除した金額である891,205千円(令和6年4月1日残高1,085,340千円-令和6年度回収見込額194,135千円)に対して損失補償契約を締結している。令和7年4月は社協が有する社会福祉法人等への貸付金残高全額について損失補償契約を締結している。ちなみに、損失補償で県から社協に資金が支払われると、当該資金が社協から県への貸付金返済に充てられることとなる。実質的には県が貸付金を債権放棄しているのと同じであるが、貸付金が返済されたように表現され不納欠損処理として認識されない点に特徴がある。

令和5年度に損失補償17,991千円を行った貸付金は、社会福祉法人等からの返済が困難になった時点で貸倒れの発生可能性が高いことが把握できていたものであり、令和5年度以前の「財政のあらまし」で最善の見積もりにより損失補償等引当金を計上しておくべきものであったと考えられるが、損失補償契約の締結が令和5年度であり、貸倒れリスクの負担関係が令和5年度以前は明確でなかったことに鑑み、当該対応を問題としていない。(単位:千円)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
4月1日貸付額	1,441,308	1,317,262	1,291,062	1,296,422	1,085,340	1,011,205
年初の損失補償額	—	—	—	—	891,205	1,011,205
損失補償実績	—	—	—	17,991	—	—

⑨ 貸付金の評価について

本貸付金はオーバーナイトの貸付金であるため、決算期末は県の決算書において貸付金がゼロとな

るが、3月31日以外は貸付金残高が存在し、貸付金の回収可能性について県が留意すべきなのは明らかである。この点、本貸付金は社協を介した県の貸付金であることから、社協の財政状態等は貸付金の評価に関係しない。最終貸付先である社会福祉法人等の状況に応じて評価を検討すべき貸付金である。また、本貸付金については県が損失補償契約を締結しているため、貸倒れリスクを県が負担しており、社協が貸付けている債権について損失補償が生じる可能性を加味することが貸付金の評価になると考えられる。

担当課によると令和7年4月時点で損失補償している1,011,205千円に遅延等はなく、貸付先の財政状態に疑義も認識しておらず、現時点で損失補償の発生可能性は極めて低いとの回答を得た。損失補償等引当金の計上を行っていない点、現時点においては問題ないと判断した。

(2) 過年度包括外部監査結果に対する措置対応

社会福祉事業振興資金貸付金に関連する過年度監査の指摘は2件、意見1件であった。以下に内容と監査人の検証結果を記載する。

① 土地の先行取得について(平成14年度包括外部監査報告書 p7 掲載)

区分	指摘・意見の内容	当時の措置対応	現状
指摘	取扱要領には「土地の取得後2年以内に目的の事業計画を実施するものに限る」との記述があるが、貸付実行後、目的の事業計画が実行されたかどうかの確認がなされていない。	指摘のあった2例のうち、1例については、事業計画のとおり実行されていることを確認した。もう1例については、当初計画で建物を増築する予定であったが、現在、計画は延期されている。しかしながら、建物増築に向け準備中であることから、建物完成後、報告を求め、確認することとした。	当時の措置対応記載の「もう1例」に関する確認状況は不明であるが、H30年度に貸付金の償還が終了している。

(措置状況に対する監査人の見解)

平成14年度の取扱要領は、現状「石川県社会福祉事業振興資金貸付要綱」に変更されている。現状の要綱では土地の取得後2年以内に目的の事業計画を実施することは求めておらず、要綱第23条で貸付対象事業完了後3か月以内に事業完了報告書等を提出することを求めるように変わっている。現状の要綱に従って、事業完了報告書が貸付対象事業完了後3か月以内に提出されているのかサンプルで確認したところ、要綱通りの対応がなされていることが確認できた。当時の指摘に対する対応は確認できなかったが、現状の要綱に従って貸付実行後に事業計画が実行されたか確認する体制が構築され・運用されていることが確認できた。

② 償還財源の審査について(平成 14 年度包括外部監査報告書 p7 掲載)

区分	指摘・意見の内容	当時の措置対応	現状
指摘	貸付金の償還財源のすべてを理事長との贈与契約による受贈受入額を持って充当することになっている。しかし、社会福祉・医療事業団では①償還贈与者の所得による贈与限度額は4分の1以内、②償還贈与者の年齢が61歳以上の場合には、60歳以下の承継者がたっていること、その他、という条件を定めているが、本事例では条件を満たしていなかった。社会福祉・医療事業団の基準を審査の際に考慮する必要があったのではないか。	償還贈与者の所得による贈与限度額、償還贈与者の年齢については、今後、社会福祉・医療事業団(H15年10月1日において、社会福祉医療事業団は解散し独立行政法人福祉医療機構が成立、業務を引き継いだ。)の基準を参考に、審査することとした。	「独立行政法人福祉医療機構に対する償還計画等調留意事項と県厚生政策課作成の「貸付審査の留意点」により審査を行っている。

(措置状況に対する監査人の見解)

サンプルで令和6年度の貸付審査書類を閲覧し、「独立行政法人福祉医療機構に対する償還計画等調留意事項及び「貸付審査の留意点」に従った審査がなされているか確認した。

③ 回収リスクについて(平成 26 年度包括外部監査報告書 p117 掲載)

区分	指摘・意見の内容	当時の措置対応	現状
意見	当該事業は、県内の社会福祉法人等に対する貸付業務を社協に委託しているものであるが、委託契約書において、貸付金の最終的な貸倒れリスクを誰が負うのか(県か社協か)明らかではないので、契約書上で明確にすることを検討すべきである。	契約書へ記載することを含めて、検討する。	R6年度に社協と損失補償契約を締結した。

(措置状況に対する監査人の見解)

平成26年の意見に対し令和6年度で対応がなされており、対応が遅かった面は否めないが、現状適切に措置されていると言える。

対応が令和6年度になった理由であるが、令和5年度に初めて貸倒事例が発生したことによる。当該事業は県が社協に委託しているものであるため、貸倒れリスクを負うのは県であると判断し、県は当該貸倒額について損失補償を行い、当該資金で社協は県へ貸付金を返済した。令和6年4月1日付で令和5年度末までに社協が社会福祉法人等に行った貸付金残高に対して損失補償契約を締結し、令和7年4月1日には令和6年度末までに社協が社会福祉法人等に行った貸付金残高の総額に対して損失補償契約を締結し直している。令和7年度に締結した契約書上の損失補償の期間は償還期間の終了時期に合わせて令和19年3月31日となっている。

(3) 監査の結果及び意見

① 損失補償等引当金の計上検討体制の構築(意見 H-13)

社協に対して損失補償を行っていることから、社会福祉法人等の状況把握を適切に行い、損失補償等引当金の計上の要否を検討する体制を構築すべきである。

本貸付金は社協に対して社会福祉法人等への貸付業務を委託しており、社協の貸付金に対して県が損失補償契約を締結していることから、貸倒れリスクは県が負担している。

そのため、損失補償の発生可能性が高ければ損失補償等引当金(履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額)を計上すべきであり、計上のためには個々の社会福祉法人等の返済状況や財政状況等を県が把握する必要がある。今後、社会福祉法人等が事業を停止するなど貸倒れリスクが顕在化した場合には、損失補償引当金の計上を失念しないよう、計上の要否を毎年検討する体制を構築すべきである。なお、検討したことが分かるよう、検討結果を残すことが望ましい。

担当課によると令和 6 年度末の貸付金残高に延滞等は生じておらず貸倒れの可能性のある債権は認識していないとのことである。

② 債権管理簿の作成(指摘 H-14)

県財規で定める債権管理簿が作成されていないため、作成すべきである。

担当課は社協が締結している貸付契約の一覧をエクセル資料(以下、「償還一覧表」という)で管理しているのみで、県財規第 249 条で定める債権管理簿は作成されていなかった。県財規に従って債権管理簿を作成すべきである。

なお、県が貸倒れリスクを負う以上、社会福祉法人等への貸付金残高を一目で把握できる償還一覧表による管理は継続しつつ、県が社協に対して有している貸付金に関して県財規で定める債権管理簿を作成すべきである。

5. 育英資金貸付金(基金及び育英資金特別会計から貸付)

(1) 債権の概要

① 概要

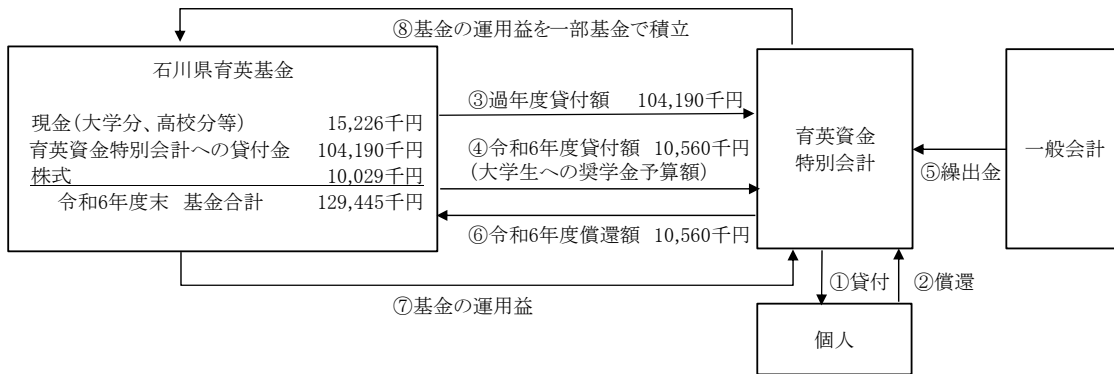
担当部局部課	教育委員会事務局 教育政策課
債権の名称	石川県育英資金貸付金
債務者(数)	個人(2,952 人)
R6 年度末 債権残高	【特別会計から個人への貸付金】 1,817,136 千円(うち未収利息一千元、未収遅延損害金一千元) (うち貸付金 1,764,864 千円、収入未済額 52,272 千円) 収入未済額は返還者が納期限までに納付することができずに未納となったものである。 【基金から特別会計への貸付金】 104,190 千円
消滅時効	私債権 民法改正前 10 年、私債権 民法改正後 5 年

根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等	<ul style="list-style-type: none"> ・石川県育英資金貸与条例 ・石川県育英資金貸与規則 ・石川県育英基金条例 ・石川県育英基金条例施行規則 ・石川県育英資金返還金収納事務取扱要綱(以下、「返還事務要綱」という)
貸付条件	<p>貸付開始(事業開始):S25 年度頃</p> <p>貸付期間:在学中に毎月貸付を行い、卒業後1年後を起算月として、5年から20年の期間で返還を受ける(石川県育英資金貸与規則第3条、第12条)</p> <p>貸付金額:月18千円から44千円(石川県育英資金貸与規則第3条)</p> <p>貸付条件:保護者等が県内に現に居住している、父母の年収合計が一定の範囲内など(石川県育英資金貸与規則第2条)</p> <p>利率:無利息</p> <p>保証人、連帯保証人:有(石川県育英資金貸与規則第14条第1項)</p> <p>延滞利息:年10%を徴収することがある(石川県育英資金貸与規則第18条) 徴収することがあるとの定めから、実務上は徴収していない。</p> <p>返還の減免:本人が死亡し、連帯保証人又は遺族から願出があった時など特別な事由があると認められるときは返還を免除することがある(石川県育英資金貸付規則第21条)</p> <p>担保、違約金:無</p>
無利息の理由	石川県育英資金は、経済的な理由により学業を諦めることがないよう、学資の支弁が困難な生徒等に対し、奨学金を貸与する制度であり、教育支援の一環であるため、無利息としている。
貸付の財源	石川県育英基金(基金の財源は県)及び育英資金特別会計(県)
債権管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・石川県育英資金システム(県独自のシステム)で債権管理している。 ・債権回収業務の一部をニッテレ債権回収(株)へ委託している。

② 貸付金の内容及び状況

本貸付金は、経済的な理由により学業を諦めることがないよう、高校生(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の生徒を含む)、高等専門学校生、専修学校生(高等課程・専門課程)、大学生を対象に学資の支弁が困難な生徒等に対し、奨学金を無利子で貸与している。

育英資金貸付金の全体スキームは以下の表のとおりである。育英資金貸付金は育英資金特別会計から貸付けられており(下図①、②)、育英資金特別会計には石川県育英基金からの貸付金(下図③、④)と一般会計からの繰出金(⑤)が財源となっている。基金からの貸付金のうち、大学生への奨学金の予算額に関しては年度内で貸付けと償還がなされている(下図④、⑥)。石川県育英基金の運用は石川県育英基金条例により確実かつ効率的になされることが求められており、基金の資金を大学の学生に対する貸与のための資金として、育英資金特別会計へ無利息で貸付けることが認められている(基金条例第3条、基金条例施行規則第2条)。また、基金の運用益は特別会計で計上し(下図⑦)、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)の生徒に対する奨学金資金に充てることとされている(基金条例第5条)。運用益を基金に繰入れることも認められている(下図⑧)(基金条例第5条)。



基金から特別会計に対して過年度から貸付けている104,190千円(上図③)に関する取り扱いについて担当課に質問したところ、特別会計で預金として保有し、預金利息を特別会計で計上しているとのことである。基金条例及び基金条例施行規則より基金からの貸付金は大学生に対する奨学金の貸与資金であり、年度で貸付けている10百万円程度(上図④、⑥)の貸付金額で大学生に対する奨学金の貸付は足りており、1億円を超える貸付金を基金から特別会計に行う必要はないと考えられる。この点について担当課によると、基金で運用する場合、運用期間内は資金が拘束され、不測の資金需要時に対応できない可能性を鑑みての対応との回答を得た。

③ 債権の残高推移

(単位:千円)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
貸付金(前年度末+ ⑦-①)	2,341,465	2,208,453	2,044,766	1,901,955	1,764,864
(内訳) 元金	2,341,465	2,208,453	2,044,766	1,901,955	1,764,864
遅延損害金	—	—	—	—	—
新規貸付額(⑦)	183,654	163,474	136,871	134,267	125,664
調定額(①)	310,508	296,486	300,557	277,078	262,754
収入未済額(前年度 末残+①-②)	58,121	53,807	52,420	52,179	52,272
調定額(①)	310,508	296,486	300,557	277,078	262,754
収入額(②)	314,669	300,800	301,945	277,319	262,661

※:直近5年間に減免等は生じていない。

④ 債権残高の明細

<貸付金の明細(収入未済額を含む)>

(単位:千円)

債務者	当初債権発生時期	当初債権額	R6 年度末債権額			左記のうち、収入未済額
			元金	損害金	計	
個人	～R3	省略	1,420,334	-	1,420,334	52,272
個人	R4	136,871	136,871	-	136,871	-
個人	R5	134,267	134,267	-	134,267	-
個人	R6	125,664	125,664	-	125,664	-
合計			1,817,136	-	1,817,136	52,272

<収入未済額の明細>

(単位:千円)

調定年度	債務者数(※)	収入未済額	構成割合
R4 以前	個人(149 人)	37,585	71.9%
R5	個人(164 人)	6,239	11.9%
R6	個人(184 人)	8,447	16.2%
合計		52,272	100%

※:債務者数は収入未済額を構成している人数であり、返済期間が長期に及ぶため、重複している方もおり、債務者の実人数合計は 286 人である。

⑤ 不納欠損処理の内訳(直近 3 年分)

該当なし。過去に不納欠損処理を行ったことはないとのことである。

⑥ 訴訟等の法的措置を執ったものの内訳(直近 3 年分)

年度	件数	請求債権額	回収額	不納欠損処理額
R4 年度	1 件	0 円	0 円	0 円
R5 年度	1 件	0 円	0 円	0 円
R6 年度	2 件	696,600 円	0 円	0 円
合計	2 件	696,600 円	0 円	0 円

法的措置のタイミングに関しては、県として明確な定めはないが、担当課内で過去から引き継いできた考え方に従って、法的措置を行っているとのことであった。主債務者や保証人、連帯保証人の状況や対応等を考慮し、担当課内の要件を満たした場合に、課内での承認を得て法的措置を実行しているとのことである。課内で整理された考え方に従って、統一した対応がなされており、本貸付金に係る債務者間の公平性は担保されている。

⑦ 貸付けに関する事務手続きについて

貸付審査は条例等に従って 2 名の担当者で対応している。奨学生と県で借用証書を作成し、条例等に従って奨学生に貸付けがなされる。育英資金貸付金の返還金は、口座振替・納付書払で返還がなされている。返還請求作業は担当課が年度初め(4 月)に石川県育英資金システムから請求関係書類(納入通知書)を発行し、貸与者に郵送している(返還事務要綱第 9 条)。調定に関しては、返還計画に基づく返還予定日の初日(=月次返済なので、月初)に調定している(返還事務要綱第 8 条)。

収入未済額は期限到来分であり、延滞している債権となる。基本的には担当課が回収作業を行うが、電話の督促に応じなかったり、債権残高が一定金額を超える場合などに債権回収業者へ回収委託を行っている。

⑧ 債権回収委託について

ニッテレ債権回収株式会社の回収実績及び委託料は以下のとおりである。外部委託を行っている債権は電話の督促に応じなかったり、債権残高が一定金額を超える場合などに限定しており、外部委託から数年経っているため、回収できるところは回収が進み、昨今は回収額が減ってきている。

委託料は成果報酬となっており、回収額の 20%としている。回収に時間を要する先について県職員の人的資本を投入せずに効率的に回収できている。 (単位:千円)

年度	依頼件数	依頼債権額	回収額	成功報酬(税抜)
R2 年度	385 件	49,450	12,478	2,495
R3 年度	365 件	44,470	9,381	1,876
R4 年度	310 件	38,300	6,566	1,313
R5 年度	290 件	34,400	3,637	727
R6 年度	280 件	33,200	3,738	747

⑨ 時効及び所在不明者について

本貸付金に関しては延滞している債権に対して時効期間を経過しているかに関わらず、督促を行っている。育英資金の性格上、債務者が返済できるようになるために数年を要する場合もあることに起因している。督促を行っている関係上、担当課では時効期間が経過している債務者の洗い出しは行っていない。監査人の求めにより、担当課において、石川県育英資金システムで、調定から 10 年間回収実績がなく、時効期間を経過していると想定される貸付金を集計したところ 5,077 千円 (16 名分) であった。そのうち、住所不明者に対する貸付金は 600 千円 (3 名分) であった。

長期間回収が滞っている先については、債務者及び保証人の状況を把握し、今後も督促を継続するのか否か経済性の観点で検討が必要である。

また、民法の改正により令和 2 年 4 月 1 日以降の貸付金は時効期間が 5 年と短縮されていることから、時効期間が経過する貸付金が増加することが想定される。時効期間が経過する前に法的措置に移行すべき債権を洗い出し適時適切に対応することが望まれる。

⑩ 債権の評価(県での徴収不能引当金計上)について

本貸付金は 1 件当たりの金額が 100 万円未満であることから、個々の債務者の状況を加味した徴収不能引当金を計上しておらず(個別引当していない)、過去の減免率や不納欠損実積率をもとに徴収不能引当金を計上している。ただ、減免も不納欠損処理も発生がまれであることから、徴収不能引当金計上額は令和 5 年度で 907 千円と貸付金残高と比較して、僅かである。現在の県の徴収不能引当金の計上方針に従った対応ではあるが、不納欠損処理がほとんど生じない状況から考えて、貸付金の評価が適切といえるのか疑問がある。

⑪ 債権管理システムと財務会計システムの整合性について

担当課では毎月債権管理システムと財務会計システムの整合性を確認している。出納整理期間の収

入のうち、現年度に調定した分は現年度の収入として取り扱われ、過年度に調定した分は進行年度の収入として取り扱われるが、債権管理システムでは収入が現年度に対応するものか、過年度に対応するものか区別されているため、当該調整を行った上で財務会計システムの残高と一致しているのか確認できている。

また、毎月整合性を確認しているため、ズレが生じた場合には月内の処理を調査することで、早期に差異原因把握できるようになっている。

(2) 監査の結果及び意見

① 基金から特別会計への貸付金の見直し(意見 H-15)

基金から特別会計への貸付金が必要以上になされているため、大学生向けの奨学金制度で必要な資金を試算し、その金額について基金から特別会計へ貸付けるよう見直すべきである。

石川県育英基金から育英資金特別会計に対して過年度から 1 億円程度の貸付金が継続してなされている。基金条例及び基金条例施行規則により、基金の資金は大学生向けの奨学金として無利息で特別会計へ貸付けることを認めている(基金条例第 3 条第 2 項、基金条例施行規則第 2 条)。しかし、大学生向けの貸付金の原資は毎年 10 百万円程度であり、当該金額は毎年基金から特別会計へ貸付けを行い、返還を受けている状況で、令和 6 年度末の貸付金残高 104,190 千円のうち、大学生向け貸付金の原資となる 10 百万円を除いた 90 百万円超の金額は特別会計で預金として寝ている状態になっている。

担当課によると、基金として運用を行うと運用期間が半年など、長期間資金が拘束されることから、不測の資金需要に対応できないため、過去から特別会計へ貸付けているとのことであった。また、大学生向けの貸付金が予算の範囲を超える事象は昨今において生じていないとのことである。そのような状況であれば、基金から特別会計へ貸付ける合理的な理由はなく、基金は基金として適切に運用されるべきである。仮に大学生からの奨学金申請が多額となったとしても、毎年 10 百万円の予算に対し、90 百万円も余裕資金を特別会計で保有する必要はないと考えられる。大学生向けの奨学金制度で必要な資金を試算し、その金額について基金から特別会計へ貸付けるよう見直すべきである。

② 時効管理の徹底(意見 H-16)

今後、時効期間の経過が危ぶまれる貸付金の増加が想定されるため、時効更新のための取組みや、法的措置に移行すべき債権の洗い出し等、適時適切に対応できる体制を構築することが望まれる。

民法の改正により令和 2 年 4 月 1 日以降の貸付金は時効期間が 5 年と短縮されていることから、今後、時効期間の経過が危ぶまれる貸付金の増加が想定される。

本貸付金の担当者 1 名で延滞者数百人の時効管理を行うのは困難であり、現状は時効を意識した管理がなされていない。上記のとおり、時効期間が経過している債権は 5 百万円程度と推察される。貸付金総額と比較すると少額であるが、今後増加する可能性があるため、時効更新のための取組みや、時効期間が経過する前に法的措置に移行すべき債権の有無を洗い出せる体制を構築することが望まれる。

時効更新に関しては、例えば、年に 1 回は最終納付日から一定期間弁済がない債務者について債

債権管理システムを用いて網羅的に把握し、該当者へ債務承認書を送付して、債務承認書を入手することが考えられる。法的措置の移行の是非は個別的な検討が必要であることから、現担当者 1 名で対応することは困難と考えられるため、債権回収の経験がある金融機関出身者を任期付きで採用することや、外部委託の範囲を拡大する(現状は依頼した債権の回収業務のみを委託しているが、時効管理まで広げる)ことなどの対応が考えられる。人員増や外部委託範囲の拡大については予算措置も必要であることから早期実現は困難な可能性はあるが、現状においても、少なくとも年に 1 回は最終納付日から一定期間経過し、長期延滞となっている債権を洗い出した上、経過年数や債務承認書の入手状況等も考慮の上、いかなる対応を行うのか課内で検討すべきである。

③ 債権放棄すべき債権の有無に関する検討(意見 H-17)

債権管理に関する条例が制定された際には、回収可能性の低い債権について費用対効果を考慮の上、債権放棄すべき債権の有無について慎重な検討を望む。

「財政のあらまし」において徴収不能引当金を計上する際、貸付金の 1 件当たりの金額が 100 万円以上か否かで対応を変えている。100 万円以上であれば、貸付先の個別の状況を加味して引当(個別引当)を行い、1 件当たりの金額が 100 万円未満であれば、過去の減免率や不納欠損実積率に基づいて徴収不能引当金を計上している。

本貸付金は 1 件当たりの金額が 100 万円未満であり後者の対応となっている。ただ、減免の発生は稀であり、不納欠損処理は過去に行ったことないため、徴収不能引当金計上額は令和 5 年度で 907 千円と貸付金残高と比較して、僅かである。

総括意見 1 の債権管理に関する条例が制定された際には、回収可能性の低い債権が適時・適切に債権放棄され不納欠損処理されることで、不納欠損実積率が正確に把握でき、徴収不能引当金の計上額が実態を反映した金額になるものと考えられる。条例制定後には債権放棄すべき債権の有無について慎重な検討を望む。

④ 財産に関する調書と貸付金明細の不整合(指摘 H-18)

「財産に関する調書」と財務諸表の作成根拠となっている「貸付金明細」が整合していないため、正しい金額に修正すべきである。

県が HP で公表している令和 5 年度末「財産に関する調書」「3 債権」には貸付金を含む債権の明細が記されているが、本貸付金について、財務諸表の作成根拠となっている「貸付金明細」と照合したところ一致していなかった。なお、「貸付金明細」の合計金額は財務書類の貸付金と一致している。

差異が発生した理由は、貸付金明細の入力に際し、「現在高」欄に収入未済額含む貸付金残高総額を記載し、隣の行の「そのうち収入未済額」欄に収入未済額を入力することで、差引で財務書類に計上する貸付金額を算出する様式となっているが、誤って「現在高」欄に収入未済額を控除後の貸付金残高を入力しており、結果として、収入未済額分、財務諸表の貸付金が過少計上となっている。

今後は「貸付金明細」の入力を正確に行うべきである。なお、今後同様の入力ミスがないよう、「財産に関する調書」の年度末現在高と「貸付金明細」の差引残高が整合しているのか確認すべきである。

<令和5年度末の財産に関する調書と貸付金明細に差異があるもの>

(単位:千円)

貸付金の名称	財産に関する調書 ⑦	貸付金明細(財務書類)		
		現在高	収入未済額	差引残高⑧
育英資金貸付金	1,901,955	1,901,955	52,179	1,849,776

※:⑦と⑧の金額は出納整理期間の調整項目がなければ基本的に一致する。

6. 中小企業設備近代化資金貸付金(中小企業近代化資金貸付金特別会計から貸付)

(1) 債権の概要

① 概要

担当部局部課	商工労働部 経営支援課
債権の名称	中小企業設備近代化資金貸付金
債務者(数)	中小企業者(89先)
R6年度末 債権残高	375,297千円(うち未収利息一千円、未収遅延損害金197,452千円) (うち貸付金一千円、収入未済額375,297千円) 本貸付金は全て延滞債権のみで構成されており、全額収入未済額である。
消滅時効	私債権 民法改正前5年(改正前に発生した債権のみ)
根拠法令、 要綱及びマニユ アル等	中小企業近代化資金等助成法(※H11廃止済み)(以下、「助成法」という。) 石川県中小企業設備近代化資金貸付規則(以下、「県近代化規則」という。)
貸付条件	貸付対象者:貸付対象設備が定められており、当該設備を購入する中小企業者(資本金や従業員数が一定数以下等の要件を満たすもの)。 貸付期間:5年以内(うち据置期間1年) 貸付限度額:40,000千円(設備価格50%以内) 利率:無利子 無利息貸付けの理由:助成法第5条に無利息と規定による。 担保:貸付対象設備に譲渡担保を設定。特定の要件に該当する場合は、不動産担保も設定する。 連帯保証人:貸付企業によって1名若しくは2名の連帯保証人を設ける 違約金(遅延損害金):年10.75%(県近代化規則第13条第1項)
貸付の財源	中小企業近代化資金貸付金特別会計(国1/2、県1/2)
債権管理の方法	・新規の貸付および正常先の償還は終了しており、現在は延滞債権(元金、違約金)のみが残っている状況であり、エクセルによる一覧表で債権を管理している。 ・債権管理業務をISICO(石川県産業創出支援機構)へ委託している。

② 設備近代化資金貸付制度について

本貸付制度は、中小企業近代化資金等助成法に基づき、中小企業者の近代化を促進するため、

都道府県が設備資金を長期無利子で貸付けるものである。都道府県は国から補助金の交付を受け、これを中小企業者に貸付け原資とすることができる。国が都道府県に対して必要資金の半分を無利子で貸付けることにより、都道府県の小規模企業に対する、設備資金の貸付けを支援する制度である。

戦後、各都道府県の施策として、中小企業の老朽化設備の近代化が促進されてきたが、これを更に積極的に実施するため、昭和 29 年度から、国が都道府県に実質的な無利子貸付けを行い、都道府県を通じて間接的に中小企業への貸付けを行う事業が制度化された。この制度の恒久化を図るため、昭和 31 年に「中小企業振興資金助成法」が制定され(後に「中小企業近代化資金等助成法」に改名)、各都道府県が国からの補助を受けて中小企業に貸付ける本制度の運営が開始された。

平成 11 年に法改正がなされ、資金貸付事業の貸付方法が、都道府県の直貸しから、貸与機関經由に統一されたことにより、以後県が直接貸付けを行うことはなくなった。

③ 貸付金の内容及び状況

平成 11 年の法改正により、県が直接貸出をすることがなくなり、20 年以上経過しているが、現在もなお未回収の債権が存している。貸付契約証書には、契約で定められた償還義務を怠った場合は、年 10.75%の割合による違約金が発生する旨定められているため、本貸付金は元金の他、未収となっている違約金(遅延損害金)が計上されている。現在の残債権は延滞期間も長期にわたるものが多いため、違約金の金額も多額にのぼっているものが多いと思われる。しかし、県では、違約金の金額は元金の完済時に金額が確定すると考え、元金の完済時までは違約金の金額を計上せず、元金の完済時に調定を行った上、主債務者や連帯保証人に請求している。債権残高に含まれている違約金の金額(197,452 千円)は調定済みのもののみであり、法的には調定未了の違約金が多額に発生している状況である。なお、担当課では調定未了の金額試算がなされていない状況である。

④ 債権の残高推移

貸付金の全額が返済期限の到来した収入未済額であるため収入未済額の内訳記載は省略している。また、調定額は貸付金の元金を全額返済した際に計算される遅延損害金である。(単位:千円)

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
貸付金(前年度末+㉞-㉟)	383,705	380,326	372,873	365,459	375,297
(内訳) 元金	188,561	186,520	184,364	182,454	177,844
遅延損害金	195,144	193,806	188,508	183,005	197,452
遅延損害金の調定額(㊿)	11,314	1,396	-	9,209	17,987
回収額(㊿)	7,647	4,776	7,453	16,623	8,150

⑤ 債権残高の明細

(単位:千円)

債務者	貸付年度	当初 貸付額	R6 年度末債権額(全額収入未済額)			
			件数	元金	違約金	計
個人若しくは法人(81 先)	S35~H7	省略	81	121,710	111,413	233,124
個人若しくは法人(5 先)	H8	省略	5	8,828	13,653	22,481
個人若しくは法人(3 先)	H9	省略	3	34,830	70,424	105,254
法人(1 社)	H10	省略	1	548	-	548
法人(5 社)	H11	省略	5	11,927	1,960	13,887
合計			95	177,844	197,452	375,297

⑥ 不納欠損処理について(直近3年間)

該当なし。担当課では主債務者、連帯保証人の全員について資力が無いことを確認した上でないと不納欠損処理を行っていない。全員の無資力を証明することが困難であるため、不納欠損処理が行われた事例はないとのことである。

⑦ 訴訟等の法的措置を執ったものの内訳(直近3年分)

年度	件数	請求債権額	回収額	不納欠損処理額
R4 年度	1 件	3,882,560 円	0 円	0 円
R5 年度	件	円	9,418,180 円(※)	0 円
R6 年度	件	円	円	0 円
合計	1 件	3,882,560 円	9,418,180 円	0 円

※:令和5年度の回収額は令和3年度以前に申し立てた法的措置によるもの。

⑧ 債権管理について

県は平成12年4月よりISICOに債権管理業務を委託し、ISICOは専属の職員を配属するなどして対応している。県は同職員からの相談や報告を適宜受けて状況を把握し、主債務者や連帯保証人が死去して相続が発生した場合には県において相続人の調査を行い、必要な場合は訴訟提起等の措置も執っている。

⑨ 時効期間を経過した者への請求業務について

県は消滅時効が完成しないように注意しているが、主債務者や連帯保証人の資力が乏しい等の事情により、債権回収が困難と考えられるケースについては、特段の時効中断措置を執らずに消滅時効の完成を静観しているケースも存在する。残債権(89先)のうち、消滅時効期間が経過した債権(40先)については請求作業を停止しており、現在請求作業を行っているのは49先である。令和6年度末の債権残高のうち、請求中のものと請求を停止しているものの内訳は以下のとおりである。(単位:件、円)

状況	貸付団体数	貸付件数	残元金	違約金	合計
請求中	49	53	128,658,715	192,225,985	320,884,700
停止分	40	42	49,185,919	5,226,845	54,412,764
合計	89	95	177,844,634	197,452,830	375,297,464

⑩ 債権の評価(県での徴収不能引当金計上)について

県の「財政のあらまし」において、消滅時効の期間を経過している金額(請求停止額)について徴収不能引当金が計上されている。請求中の債権額については引当金計上がなされていない。請求中の債権残高 320,884 千円を過去 5 年間の償還平均額 8,929 千円で除すると、全額回収には 35.9 年と長期を要することから、何らかの引当計上を検討することが考えられる。

(2) 過年度包括外部監査結果に対する措置対応

中小企業近代化資金貸付金に関連する過年度監査の指摘は 1 件、意見はなかった。以下に県から得られた「その後の状況及び現況」と「措置状況に対する監査人の見解」を記載する。

① 回収対応(平成 22 年度包括外部監査報告書 p115 掲載)

担当部局/外郭団体名	商工労働部/ISICO	
区分	指摘・意見の内容	
指摘	延滞債権に対する回収の個別対応は、ISICO へ委託されている。事業継続している貸付先については、決算書等を入手して事業の状況を把握し、回収対応を行う必要があるが、一部について決算書等の入手が行われていない貸付先が見られた。債務の回収可能性に応じた回収対応を強化し、より適切な債権管理及び回収業務を行うべきである。	
	当時の措置対応	その後の状況及び現況
	H23 年度より、延滞先へ決算書等の提出を求めており、決算書等により回収可能性を検討し、より適切な債権管理、回収業務を行うこととした。	左記の取り扱いを継続しているが多くの延滞先は廃業しており、連帯保証人による返済が行われている。

(措置状況に対する監査人の見解)

「(1) 債権の概要、⑧ 債権管理について」で記載の対応を行っており、措置対応は適切になされていると判断した。

(3) 監査の結果及び意見

① 違約金の金額説明(意見 H-19)

発生している違約金の金額を主債務者や連帯保証人に適宜示すべきである。

契約書に違約金の定めがあることから、違約金が発生している旨は主債務者も連帯保証人も認識しているし、県の担当者は口頭でも違約金が発生している旨説明しているとのことであるが、主債務者や連帯保証人は必ずしも具体的な金額を認識しているとは言い難い。特に連帯保証人は具体的な金額を把握していないケースが多いと思われる。

中小企業設備近代化資金の貸付にあたって、県は、主債務者が個人事業主の場合は、当該企業外の連帯保証人(同居親族不可)1 名を求めており、法人の場合は代表者と当該企業外の連帯保証人(同居親族可)の 2 名の連帯保証人を求めている。すなわち、法人代表者以外の連帯保証人は当該事業に関与していないということであるから、主債務者による返済状況を具体的に把握していないケースも少なくないと思われる。

県は、主債務者や連帯保証人に対し、まず元金の償還を求め、元金が完済された後に違約金の金額を確定させて(調定の上)、請求しているが、県から元金の返済請求を受けて、主債務者や連帯保証

人が元金を完済すると、その後に想定していなかった多額の違約金の請求を受ける可能性がある。

上記のとおり、特に連帯保証人は必ずしも違約金の具体的金額を把握しているとは言い難いことから、元金完済後に想定外の違約金の請求を受けた場合、トラブルが発生する可能性がある。

最終的な違約金の金額は元金完済時まで確定しないとしても、一定の時点で発生している違約金の金額を計算することは可能であることから、主債務者や連帯保証人には、トラブル防止の観点から、実体法上発生している違約金の金額を適宜示すべきである。

② 私債権の管理に関する条例等の策定(意見 H-20(総括意見 1))

私債権の管理に関する条例等の策定を検討すべきである。

本貸付金(収入未済額含む)を債権放棄のうえ不納欠損処理を行うタイミングは、債務者及び保証人の全員が無資力であることが確認できたタイミングとなっている。過去の不納欠損処理のタイミングをヒアリングする限り、無資力の確認は単なる経営状況や資産状況の調査結果だけでは足りないと考えており、破産等であれば最終配当が確定したり、債務者や連帯保証人が全員自己破産したり、死亡した場合などは相続人が全員相続放棄し、相続財産清算人を立てて相続財産から支払いを受けるなど、無資力であることを客観的に証明できる状況まで不納欠損処理を行っていないと考えられる。その結果、債務者や保証人の資産状況の調査で訴訟等を行っても当該費用より回収額が少ないことが見込まれ、法的措置に移行できず、時効期間を過ぎてしまう事例が発生している。

本貸付金ではこのような債権回収が困難と認められる場合に、請求を停止している債権が全体の半数近くにのぼっており、これらの債権は請求するでもなく、不納欠損処理を行うでもない中途半端な状態となっている。担当課は、請求停止中の債権について、今後も請求を行う意思はないことから、今後も形式的に債権が残存する状態が継続することになる。回収の意思も見込みもない債権を、形式的に残存させ続けることに合理的理由は見いだしがたい。

県の担当課にその理由を確認したところ、不納欠損処理を行うためには県議会の承認が必要であり、県議会に提出する資料の作成のために相当な労力やコストを要するためであるとのことであった。

債権ごとに個別に逐一県議会の承認を得るのは相当な労力を要することは理解できるので、たとえば、他県の例を参考にして新たに条例を定め、消滅時効の完成等一定の事由が存する場合には、不納欠損処理を行うことができ、県議会に対しては報告すれば足りる旨の制度を作るなどの対応策を検討すべきである。岐阜県、三重県、東京都などは条例を設けているため、参考とされたい。

③ 徴収不能引当金の計上検討(意見 H-21)

「財政のあらまし」において徴収不能引当金の計上を検討すべきである。

収入未済額に対する徴収不能引当金の計上に際して、県は1件当たりの平均額が100万円以上のものと、100万円未満のものに分けて対応を定めている。本貸付金は1件当たり収入未済額が100万円以上であり、①収入未済のうち消滅時効の期限が到来しているもの②収入未済のうち債務者の居所が不明なもの③その他債権回収の見込みが立たないものに分類して、該当する金額の合計金額について徴収不能引当金が計上されている。

本貸付金は①の要件を満たす金額のみ徴収不能引当金を計上しているが、回収に長期間を要することが見込まれている金額については③の要件を満たす債権が含まれている可能性も否定できないと

考えられる。ただ、③その他債権回収の見込みが立たないものとは、具体的にどのような状況の債権を指すのか明確ではなく、現状は③の要件で引当金計上している金額はない。

「その他債権の回収見込みが立たない」とは具体的にどのような状況を指すのか明確に示し、そのうえで、当該状況下にある債権についてどのように徴収不能引当金を計上するのか、一定のルールを設け、徴収不能引当金の計上額を調査する資料において、担当課が確認できるような記載を行うべきである。

ルールの立案に際しては、「金融商品に関する会計基準」や「金融商品会計に関する実務指針」が参考として挙げられる。当該会計基準等の詳細は令和6年度包括外部監査報告書 p160 から p162 を参照されたい。

総括意見5の対応として、定義づけがどのようになされるかによって徴収不能引当金の計上額は変動すると考えられるが、本貸付金に関して考えると、近代化資金貸付金の収入未済額のうち、廃業・倒産している先への債権は「破産更生債権等」、事業不振先への債権は「破産更生債権等」若しくは「貸倒懸念債権」のどちらかに該当すると考えられる。「破産更生債権等」については、担保の処分見込み額及び保証による回収見込額(何年間の回収見込額を集計するかはルールで定める方がよい)を減額した残額を徴収不能引当金として計上することが考えられる。「貸倒懸念債権」については、「破産更生債権等」と同様の残高を算出したのち簡便的に残高に一定率を乗じる対応も考えられる。

7. 中小企業設備高度化資金貸付金(中小企業近代化資金貸付金特別会計から貸付)

(1) 債権の概要

① 概要

担当部局部課	商工労働部 経営支援課
債権の名称	中小企業設備高度化資金貸付金
債務者(数)	中小企業設備高度化資金貸付金は事業協同組合(23先) ※独立行政法人中小企業基盤整備機構経由の貸付も組合数ベースでカウント
債権発生原因事業の内容及び貸付制度の意義	【中小企業設備高度化資金貸付金】独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下、「中小機構」という。)が実施する貸付制度であり、事業協同組合など中小企業者の団体が行う集団化、共同化等の事業に対して長期低利融資を行うもの
R6年度末債権残高	4,307,430千円(うち未収利息189,071千円、未収遅延損害金369,434千円) (うち貸付金1,603,099千円、収入未済額2,704,331千円) 収入未済額は延滞となった貸付元金・利息、違約金(遅延損害金)である。
消滅時効	私債権 民法改正前5年、私債権 民法改正後5年
根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等	【国】独立行政法人中小企業基盤整備機構法、 高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準則 など 【県】石川県中小企業高度化資金貸付規則(以下、「県高度化規則」という。)
貸付条件	貸付対象者:貸付対象事業によって定められており、事業協同組合など。 貸付期間:原則20年以内(うち据置期間3年以内)

	<p>貸付限度額:なし</p> <p>利率:貸付対象事業によって異なり、無利子又は年 1.0%(R7 年 4 月時点)</p> <p>県の貸付限度額:貸付対象事業によって異なるが、原則、貸付対象事業費の 10%~18%</p> <p>無利息貸付けの理由:中小機構が定める各事業別の要件を満たす事業への貸付けは無利息となる。</p> <p>担保:貸付対象施設に抵当権を設定(県高度化規則第 9 条)</p> <p>連帯保証人:貸付先役員全員又は金融機関保証(県高度化規則第 9 条)</p> <p>違約金(遅延損害金):年 10.75%(県高度化規則第 16 条第 1 項)</p> <p>その他:貸付けに先立ち、事業者が事業計画を策定し、県・中小機構へ提示し、事業計画等について協議を行う。事業計画が認められると、貸付が決定する。貸付後は毎年決算書とともに経営状況の報告が求められる。</p>
貸付の財源	<p>中小企業近代化資金貸付金特別会計(事業費の 80%を上限に、普通貸付の場合は中小機構 80%、県 20%負担。広域貸付の場合は中小機構 87.5%、県が 12.5%負担(本県では他の貸付け区分での貸付けはない))</p>
債権管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・担当課において、貸付先別に「償還計画及び回収状況表(エクセル)」を作成し管理している。 ・県財規第 249 条で求める債務者の資産状況や担保等に関する事項は別の資料で管理しているが、それ以外の項目は 249 条に定める項目を網羅している。

② 中小企業高度化資金貸付制度について

本貸付制度は、中小企業者が共同して経営基盤の強化を図るために組合などを設立して、工業団地・卸団地、ショッピングセンターなどを建設する事業(以下、「事業協同組合」という)や第三セクターや商工会などが地域の中小企業者を支援する事業に対して、資金及びアドバイスの両面から中小機構と都道府県が一体となって支援する制度である。独立行政法人中小企業基盤整備機構法に基づき、高度化事業計画書を作成している事業者に対して、中小機構と県が貸付対象事業費の原則 80%を上限に資金の貸付け等を行う制度である。高度化事業の貸付け対象事業は複数に渡り、貸付形態(無利子・有利子等)は事業によって異なっている。普通貸付は中小機構負担分を県が中小機構から借り入れ、県負担分を追加した総額を県から中小企業者へ貸付けている。広域貸付は、県負担分を県から中小機構に貸付け、中小機構負担分を追加した総額を中小機構から中小企業者へ貸付けている。本県の昨今の新規貸付は広域貸付のみであり、貸付金額が相対的に少なくなっている。

その他、中小企業高度化資金貸付制度では、高度化事業を行う事業協同組合への貸付けだけでなく、高度化事業に要する基金に充てるための資金の貸付けを行うことも認めている。

③ 貸付金の内容及び状況

本貸付金は高度化事業を行う事業協同組合への貸付金である。貸付金は貸付先の償還状況により、①正常債権(正常償還先)、②正常債権(条件変更先)、③延滞先(=収入未済)に大別されている。①正常債権(正常償還先)は条件通り返済がなされている先である。②正常債権(条件変更先)は

中小機構のルールに則り、毎年度、事業継続が可能な範囲での償還を協議することとしている。③延滞先については、貸付先(主債務者・連帯保証人)の資産状況等に応じて個別対応にて回収している。

貸付契約証書には、契約で定められた償還義務を怠った場合は、年 10.75%の割合による違約金が発生する旨定められているため、本貸付金は元金の他、未収となっている違約金(遅延損害金)が計上されている。現在の残債権は延滞期間が長期にわたるものが多いため、違約金の金額も多額にのぼっているものが多いと思われる。しかし、県では、違約金の金額は元金の完済時に金額が確定すると考え、元金の完済時までには違約金の金額を計上せず、元金の完済時に調定を行った上、主債務者や連帯保証人に請求している。債権残高に含まれている違約金の金額(369,434 千円)は調定済みのもののみであり、法的には調定未了の違約金が多額に発生している状況である。なお、担当課では調定未了の金額試算がなされていない状況である。

④ 債権の残高推移

(単位:千円)

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
貸付金・収入未済額	5,315,853	5,089,710	4,721,755	4,504,285	4,307,430
(内訳) 元金	4,725,182	4,500,240	4,133,486	3,944,542	3,748,924
利息	189,071	189,071	189,071	189,071	189,071
遅延損害金	401,599	400,398	399,197	370,671	369,434
貸付金(前年度末+㉞-㉟)	2,509,865	2,301,915	2,071,307	1,885,700	1,603,099
新規貸付額(㉞)	1,188	902	858	781	963
調定額(㉟)	202,049	208,851	231,466	186,388	283,564
収入未済額(前年度末残+㉞-㉟)	2,805,988	2,787,795	2,650,448	2,618,585	2,704,331
調定額_元金(㉞)	202,049	208,851	231,466	186,388	283,564
調定額_利息(※1)	-	-	-	-	-
調定額_遅延損害金(※2)	-	-	-	-	-
収入額(㉟)	219,784	227,044	368,812	218,250	197,817

※1:現状、有利子の貸付けはなく、利息計上はない。

※2:遅延損害金の計上(調定)は元金が完済後に確定額で行われる。直近 5 年で元金完済者はおらず遅延損害金の計上(調定)はない。

⑤ 債権残高の明細

(単位:千円)

債務者	貸付年度	当初貸付額	R6年度債権額(収入未済額を含む)					左記のうち、収入未済額
			件数	元金	利息	損害金	計	
事業協同組合等(23団体)	S41～R2	19,252,096	52	3,745,612	189,071	369,434	4,304,117	2,704,331
事業協同組合(1団体)	R3	902	1	772	-	-	772	-
	R4	858	1	796	-	-	796	-
	R5	781	1	781	-	-	781	-
	R6	963	1	963	-	-	963	-
合計		19,255,600	56	3,748,924	189,071	369,434	4,307,430	2,704,331

⑥ 不納欠損処理の内訳(直近3年分)

該当なし。担当課では主債務者、連帯保証人の全員について資力が無いことを確認した上でないと不納欠損処理を行っていない。全員の無資力を証明することが困難であるため、不納欠損処理が行われた事例はないとのことである。

⑦ 訴訟等の法的措置を執ったもの内訳(直近3年分)

年度	件数	請求債権額	回収額	不納欠損処理額
R4年度	1件	121,272,001円	151,808,000円(※)	0円
R5年度	0件	0円	0円	0円
R6年度	0件	0円	0円	0円
合計	1件	121,272,001円	151,808,000円	0円

※:令和4年度の回収額は令和3年度以前に申し立てた法的措置によるもの。令和4年度に申し立てた法的措置による回収は令和7年度に118,468,143円であった。

⑧ 債権管理について

債権管理は担当課が行っており、県は中小機構からの借入金も存在することから、毎年、事業協同組合から決算書を手し、経営状況を確認し、かつ、中小機構へ当該状況の報告を行っている。また延滞先が返済した額を元本充当することに関しても(原則は違約金、利息、元本の順で充当されるため)、適時中小機構へ申請している。

⑨ 時効期間を経過した者への請求業務について

県は消滅時効が完成しないように注意しているが、主債務者や連帯保証人の資力が乏しい等の事情により、債権回収が困難と考えられるケースについては、特段の時効中断措置を執らずに消滅時効の完成を静観しているケースも存在する。残債権(56件)のうち、消滅時効期間が経過した債権(14件、9団体)については請求作業を停止しており、現在請求作業を行っているのは42件、14団体である。令和7年3月末時点の残債権のうち、請求中のものと請求を停止しているもの内訳は以下のとおりである。なお、請求していない先に関しては何らの債権管理も行われていない。仮に債権放棄を行う場合には、議会提出資料作成のために、消滅時効期間が経過してから年数を経ている債権に対して組合や

保証人(相続人含む)の状況調査を行うことになり、非効率である。時効完成前に法的措置に移行しても費用対効果で合理的ではないと判断した先については、そのタイミングで状況調査を行い、適切な対応を行うことが望まれる。

(単位:千円)

状況	分類	貸付 団体数	貸付 件数	残元金	利息	違約金	合計
請求中	正常償還先	4	20	1,603,099	-	-	1,603,099
	延滞先	10	22	1,903,027	181,973	367,911	2,452,913
	小計	14	42	3,506,126	181,973	367,911	4,056,012
停止分	延滞先	9	14	242,798	7,097	1,522	251,418
合計		23	56	3,748,924	189,071	369,434	4,307,430

⑩ 貸付金の評価(県での徴収不能引当金計上)について

県の「財政のあらまし」において、消滅時効の期間を経過している金額(請求停止分)について徴収不能引当金が計上されている。請求中の債権額については延滞していても引当金計上がなされていない。請求中で延滞先への債権残高 2,452,913 千円を過去 5 年間の収入未済額の償還額平均(延滞先からの回収は収入未済額の回収額で表される。ただし、法的措置による回収額は特殊要因であり当該金額を除く)15,685 千円 $((17,735 + 18,193 + 5,674 + 31,862 + 4,963) \div 5 \text{ 年})$ で除すると、全額回収には 156.3 年と長期を要することから、何らかの引当計上を検討することが考えられる。

(2) 過年度包括外部監査結果に対する措置対応

中小企業高度化資金貸付金に関連する過年度監査の指摘は 3 件、意見はなかった。以下に県から得られた「その後の状況及び現況」と「措置状況に対する監査人の見解」を記載する。

① 回収対応について(平成 22 年度包括外部監査報告書 p22 掲載)

区分	指摘・意見の内容	当時の措置対応	その後の状況
指摘	延滞債権について、既に廃業している貸付先や現在も事業継続している貸付先があるが、債務の回収可能性に応じた回収努力を続けるとともに、国や中小機構とも協議しながら、成果が期待できないものは、適時、不納欠損処理を実施する必要がある。	より適切な回収対応に努めるとともに、国や中小機構と協議し、要件が整ったものは、適時、不納欠損処理を行うこととした。	方針については左記のとおりであるが、債務者・保証人すべての無資力といった不納欠損に必要な要件が整った事例はない。

(措置状況に対する監査人の見解)

県の不納欠損処理の要件は裁判等で決着した場合以外ではほとんど計上されておらず、過去の指摘で挙げられている「成果が期待できないもの」への対応が十分とは言えない。この点については、県において債権管理に関する条例の作成検討を意見する。意見 H-23(総括意見 1) 参照。

② 債権管理(平成 22 年度包括外部監査報告書 p119 掲載)

区分	指摘・意見の内容	当時の措置対応	その後の状況
指摘	高度化事業に係る貸付後の債権管理の適正化に資するため、中小機構による「都道府県の債権管理に関する対応指針」が定められており、当該対応指針を遵守し、より適切な債権管理を行うべきである。	当該対応指針を遵守し、より適切な債権管理を行うこととした。	左記指針を順守している。

(措置状況に対する監査人の見解)

平成 22 年度の包括外部監査報告書では、県のどの対応が「都道府県の債権管理に関する対応指針」に従っていなかったのか明確に示されていない。担当課によると、過去は正常償還先(返済が滞っていない先)に対して、何らの対応も行っていなかったが、「都道府県の債権管理に関する対応指針」は正常償還先に対しても経営状況の把握(貸付先への訪問・ヒアリングの実施、財務諸表等の徴収・分析)や担保価値の評価、連帯保証人の現況・保証能力の確認等を定期的に行うよう求めており、当該部分を指摘しているものと推察される。その点に関して担当課に確認したところ、正常償還先に対しても毎年財務諸表を徴収して貸付先の経営状況の把握に努めるよう改善されているとの回答を得た。また、サンプルで正常償還先の 1 団体及び延滞先 1 団体の資料を閲覧し、「都道府県の債権管理に関する対応指針」に従った対応がなされているか確認した。正常先に関しては貸与先への 3 ヶ月に 1 回程度の定期的な訪問やヒアリングの実施を議事録で確認し、財務諸表等の徴収状況も確認できた。延滞先に関しても、年に 1 回以上の訪問を実施しており、訪問時の議事録と決算書の徴収状況が確認できた。また、担保の状況や保証人の状況等も貸付先へのヒアリング等で状況把握しているとの回答を得た。

③ 回収対応について(平成 22 年度包括外部監査報告書 p120 掲載)

区分	指摘・意見の内容	当時の措置対応	その後の状況
指摘	延滞貸付先調を見ると、債権の保全措置や回収見通しについて記載されている。延滞債権については、債務の回収可能性に応じた回収努力を続ける必要があるが、成果が期待できないものは、適時、不納欠損処理を実施すべきである。	より適切な回収対応に努めるとともに、国や中小機構と協議し、要件が整ったものは、適時、不納欠損処理を行うこととした。	方針については左記のとおりであるが、債務者・保証人すべての無資力といった不納欠損に必要な要件が整った事例はない。

(措置状況に対する監査人の見解)

債権の不納欠損処理の要件は裁判等で決着した場合以外ではほとんど計上されておらず、過去の指摘で挙げられている「成果が期待できないもの」への対応が十分とは言えない。この点については、県において債権管理に関する条例の作成検討を意見する。意見 H-23(総括意見 1) 参照。

(3) 監査の結果及び意見

① 違約金の金額説明(意見 H-22)

発生している違約金の金額を主債務者や連帯保証人に適宜示すべきである。

契約書に違約金の定めがあることから、違約金が発生している旨は主債務者も連帯保証人も認識しているし、県の担当者は口頭でも違約金が発生している旨説明しているとのことであるが、主債務者や連帯保証人は必ずしも具体的な金額を認識しているとは言い難い。特に連帯保証人は具体的な金額を把握していないケースが多いと思われる。

中小企業設備近代化資金の貸付にあたって、県は、主債務者が個人事業主の場合は、当該企業外の連帯保証人(同居親族不可)1名を求めており、法人の場合は代表者と当該企業外の連帯保証人(同居親族可)の2名の連帯保証人を求めている。すなわち、法人代表者以外の連帯保証人は当該事業に関与していないということであるから、主債務者による返済状況を具体的に把握していないケースも少なくないと思われる。

県は、主債務者や連帯保証人に対し、まず元金の償還を求め、元金が完済された後に違約金の金額を確定させて(調定の上)、請求しているが、県から元金の返済請求を受けて、主債務者や連帯保証人が元金を完済すると、その後に想定していなかった多額の違約金の請求を受ける可能性がある。

上記のとおり、特に連帯保証人は必ずしも違約金の具体的な金額を把握しているとは言い難いことから、元金完済後に想定外の違約金の請求を受けた場合、トラブルが発生する可能性がある。

最終的な違約金の金額は元金完済時まで確定しないとしても、一定の時点で発生している違約金の金額を計算することは可能であることから、主債務者や連帯保証人には、トラブル防止の観点から、実体法上発生している違約金の金額を適宜示すべきである。

② 私債権の管理に関する条例等の策定(意見 H-23(総括意見 1))

私債権の管理に関する条例等の策定を検討すべきである。

本貸付金(収入未済額含む)を債権放棄のうえ不納欠損処理を行うタイミングは、債務者及び保証人の全員が無資力であることが確認できたタイミングとなっている。過去の不納欠損処理のタイミングをヒアリングする限り、無資力の確認は単なる経営状況や資産状況の調査結果だけでは足りないと考えており、破産等であれば最終配当が確定したり、債務者や連帯保証人が全員自己破産したり、死亡した場合などは相続人が全員相続放棄し、相続財産清算人を立てて相続財産から支払いを受けるなど、無資力であることを客観的に証明できる状況まで不納欠損処理を行っていないと考えられる。その結果、債務者や保証人の資産状況の調査で訴訟等を行っても当該費用より回収額が少ないことが見込まれ、法的措置に移行できず、時効期間を過ぎてしまう事例が発生している。

本貸付金ではこのような債権回収が困難と認められる場合に、請求を停止している債権が全体の半数近くにのぼっており、これらの債権は請求するでもなく、不納欠損処理を行うでもない中途半端な状態となっている。担当課は、請求停止中の債権について、今後も請求を行う意思はないことから、今後も形式的に債権が残存する状態が継続することになる。回収の意思も見込みもない債権を、形式的に残存させ続けることに合理的理由は見いだしがたい。

県の担当課にその理由を確認したところ、不納欠損処理を行うためには県議会の承認が必要であり、

県議会に提出する資料の作成のために相当な労力やコストを要するためであるとのことであった。

債権ごとに個別に逐一県議会の承認を得るのは相当な労力を要することは理解できるので、たとえば、他県の例を参考にして新たに条例を定め、消滅時効の完成等一定の事由が存する場合には、不納欠損処理を行うことができ、県議会に対しては報告すれば足りる旨の制度を作るなどの対応策を検討すべきである。岐阜県、三重県、東京都などは条例を設けているため、参考とされたい。

③ 徴収不能引当金の計上検討(意見 H-24)

「財政のあらまし」において徴収不能引当金の計上を検討すべきである。

収入未済額に対する徴収不能引当金の計上に際して、県は1件当たりの平均額が100万円以上のものと、100万円未満のものに分けて対応を定めている。本貸付金は1件当たり収入未済額が100万円以上であり、①収入未済のうち消滅時効の期限が到来しているもの②収入未済のうち債務者の居所が不明なもの③その他債権回収の見込みが立たないものに分類して、該当する金額の合計金額について徴収不能引当金が計上されている。

本貸付金は①の要件を満たす金額のみ徴収不能引当金を計上しているが、回収に長期間を要することが見込まれている金額については③の要件を満たす債権が含まれている可能性も否定できないと考えられる。ただ、③その他債権回収の見込みが立たないものとは、具体的にどのような状況の債権を指すのか明確ではなく、現状は③の要件で引当金計上している金額はない。

「その他債権の回収見込みが立たない」とは具体的にどのような状況を指すのか明確に示し、そのうえで、当該状況下にある債権についてどのように徴収不能引当金を計上するのか、一定のルールを設け、徴収不能引当金の計上額を調査する資料において、担当課が確認できるような記載を行うべきである。

ルールの立案に際しては、「金融商品に関する会計基準」や「金融商品会計に関する実務指針」が参考として挙げられる。当該会計基準等の詳細は令和6年度包括外部監査報告書 p160 から p162 を参照されたい。

総括意見5の対応として、定義づけがどのようになされるかによって徴収不能引当金の計上額は変動すると考えられるが、本貸付金に関して考えると、高度化資金貸付金の収入未済額のうち、廃業・倒産している先への債権は「破産更生債権等」、事業不振先への債権は「破産更生債権等」若しくは「貸倒懸念債権」のどちらかに該当すると考えられる。「破産更生債権等」については、担保の処分見込み額及び保証による回収見込額(何年間の回収見込額を集計するかはルールで定める方がよい)を減額した残額を徴収不能引当金として計上することが考えられる。「貸倒懸念債権」については、「破産更生債権等」と同様の残高を算出したのち簡便的に残高に一定率を乗じる対応も考えられる。

④ 弁済充当指定権の条項の整備の検討(意見 H-25)

契約書等において弁済充当指定権に関する条項を設けるか否か検討すべきである。

本貸付金の契約書等において弁済充当指定権に関する条項はないが、県は受領した弁済金を、特段の法的根拠なく元本に充当しており、民法の定める充当(法定充当)と異なる充当を行っている。本貸付金は何らの条項もないが、他の貸付金では弁済充当指定権が県にある旨の条項を契約書に設けている事例もあり、県として弁済充当指定権に関する統一した方針はないとのことであった。

本貸付金において民法の定める充当順序では元本が減らず債務の弁済に大幅な期間を要すると判断して元本充当しているものと推察されるが、そうであるならば契約書等に弁済充当指定権が県にある旨の条項を設けるべきである。

元本への充当を優先すれば、その分発生する利息や遅延損害金が少なくなることから、県の収入が少なくなるというデメリットがあるが、利息や遅延損害金よりも元本への充当を優先すべき合理的な理由が存在する場合は、契約書等において上記充当指定権の条項を定めた上、弁済金は元本への充当を優先する対応を行えばよいと考えられる。元本への充当を優先する合理性の有無とあわせて、上記充当指定権の条項を契約書等において設けるか否か検討すべきである。

なお、中小機構の定める「高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準則」第 46 条では、弁済金の充当順序を民法に定める充当を原則としたうえで、充当順序の変更なしでは債務者や保証人等からの弁済に大幅な期間を要すると判断される場合などに、債務者等の償還に対する誠意の有無、債務者等の償還意欲への影響等を総合的に勘案して充当順序を変更することができる旨を定めており、県においても参考されたい。

8. 機械金属工業新構造改善事業資金貸付金(オーバーナイト)

(1) 債権の概要

① 概要

担当部局部課	商工労働部 経営支援課
債権の名称	機械金属工業新構造改善事業資金貸付金
債務者(数)	一般社団法人石川県鉄工機電協会(以下、「鉄工協会」という。)(1者)
R6年度末債権残高	ー円(オーバーナイトの貸付であり、R7年4月1日時点では328,314千円)
消滅時効	延滞等発生しておらず記載省略
根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等	県から鉄工協会への貸付金は県財規第8章第3節(債権) 本貸付金を原資に鉄工協会が行っている設備貸与事業に関する規程等は以下のとおり。 ・延払による機械設備貸与規程(以下、「延払貸与規程」という) ・延払による機械設備貸与規程実施細則 ・延払による機械設備貸与審議会規程
貸付条件	貸付開始日:R6年4月1日(オーバーナイトは開始時期不明) 貸付期間:R6年4月1日からR7年3月31日 貸付限度額:R6年度の新規貸付枠は250,000千円 利率:1.4%(契約書第3条) 利率の考え方:鉄工協会から事業者への貸付利率を年1.6%と設定しており、それを下回る水準にて設定している。それ以外に県は貸付利率1%見合いの補助金を鉄工協会に支給している。(鉄工協会は1.6%-1.4%+1%の利ざやを事務費に充当)

	連帯保証人:理事全員(契約書第7条、延払貸与規程第8条第2項) 担保:無 遅延損害金、違約金:年10.75%の割合(契約書第5条、第6条) その他:貸付期間終了に伴い、毎年、貸付期間1年の契約を締結している。 貸倒れリスクの負担:鉄工協会への貸付金の貸倒れリスクに関しては、県がリスクを負担。鉄工協会が有する中小企業者及び協同組合等(以下、「中小企業者等」という。)への延払売買代金の未収金に関する貸倒れリスクは鉄工協会がリスク負担。
貸付の財源	県の諸収入
債権管理の方法	・担当課においてエクセルの債権管理簿と鉄工協会から提出される中小企業者別の返済計画表等で管理している。

② 貸付金の内容及び状況

本貸付金は昭和43年度以降に鉄工協会(県が設立に関与している団体ではなく、正会員(社員)や役員に県関係者は含まれておらず、外郭団体ではないと解される)が行っている機械設備貸与制度において、鉄工協会の機械設備購入資金原資を県が貸付けるものである。

毎年新規の貸付けがあり、返済は鉄工協会から提出されている返済計画表(中小企業者等から鉄工協会に対して返済される資金の計画表)のとおり返済され、遅延等は発生していない。

③ 機械設備貸与制度について

機械設備貸与制度とは、鉄工協会の会員を対象に、中小企業者等が希望する機械金属・電気電子工業等に使用する設備を鉄工協会が購入し、長期・固定金利で中小企業者等へ延払売買(完済後に所有権が鉄工協会から中小企業者等へ移転、延払期間は7年以内(平成27年度から令和2年度は10年以内))とするもので、県と市町からの利子助成も得られる制度となっている。取引スキームや県と鉄工協会の貸付契約、オーバーナイトの貸付金になっていることなど、p40で記載したISICO向けの中小企業設備導入支援事業資金貸付金と概ね同じ内容となっている。異なる点としては、中小企業者等の範囲、対象が機械設備に限定されていること、貸与期間、市町の利子助成制度(助成率、助成限度額、助成期間)の内容、県が鉄工協会から貸付金の返済を受けるタイミング(鉄工協会は年3回だが、ISICOは年1回)、連帯保証人を設けていることなどが挙げられる。また、ISICOは中小企業者等へ割賦販売契約を締結しているが、鉄工協会は延払売買契約を締結している。どちらも中小企業者等は代金を分割で支払い、完済後に所有権が移転する点で同じである。

④ 貸付金の期中の動き

本貸付金は鉄工協会が中小企業者等に対して有している延払による機械設備貸与代金の未回収金額と紐づいている。そのため、鉄工協会が県へ貸付金の返済を行う際、鉄工協会が中小企業者等から受領した設備貸与代金である。鉄工協会は7月、11月、3月末の3回に分けて中小企業者等から受領した資金を県へ返済している。新規の設備貸与があれば、その都度、年度当初に契約書で定めた貸付枠の範囲内で貸付を行っている。本貸付金はオーバーナイトの貸付金となっており、3月末で貸付金が全額返済され、4月1日時点の機械設備貸与代金の未回収額が新規貸付として貸付けられ

ている。オーバーナイトの貸付金となっている理由は、本貸付金の予算を当年度で返済される資金を原資としている影響と考えられる。決算期末で県の決算書上貸付金残高がゼロとなるが、過去の貸付金の期中の動きは以下のとおりである。3月31日のみ貸付金残高がゼロになる点に違和感は覚えるものの、本貸付契約はファンド資金拠出のために、毎年同額を借り換えているオーバーナイトの貸付金と異なり、期中に鉄工協会が中小企業者等から回収したり、新たに設備貸与することで貸付金残高が増減し、当該増減額を前もって返済計画として立案することが現実的に困難なことから、長期の貸付契約として締結するのは現実的に困難な事業であると整理した。また、貸付金がゼロとなっているが、本貸付金は⑨貸付金の評価で記載している通り回収可能性に疑義があるものではなく、予算との兼ね合い、実務上の理由等、総合的に勘案して、契約期間の見直しの検討を求めるよう意見する必要はないものと判断した。

<貸付金の推移>

(単位:千円)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
4月1日貸付	82,485	65,232	144,347	135,361	243,915	328,314
期中貸付(※1)	-	96,260	13,750	160,168	135,100	省略
7月末、11月末回収	△11,502	△11,489	△11,489	△36,469	△32,834	省略
3月31日回収(※2)	△70,983	△150,003	△146,608	△259,060	△346,182	
3月31日残高	-	-	-	-	-	

※1:必要に応じてその都度貸付けを行っている。

※2:3月31日の回収額は中小企業者等からの返済額と貸付金額をゼロとするための返済額が含まれている。

⑤ 債権の明細

県の貸付金は全額鉄工協会を介して中小企業者等への延払設備貸与資金未回収金額となっていることから、貸付金と紐づいている鉄工協会の債権残高を発生年度別にまとめると以下のとおりである。全ての債権が償還期間の上限(7年若しくは10年)内に発生したものであり、延滞により回収可能性に疑義があるものは発見されなかった。

<鉄工協会が有している延払代金の未収金額>(R7年4月1日残高)

(単位:千円)

債務者	債務者(鉄工協会の貸付先)	債権発生年度	当初債権額	R7年4月1日債権額		
				元金	利息	計
鉄工協会	法人(1社)	H27	60,000	2,209	-	2,209
	法人(1社)	H30	26,000	861	-	861
	法人(1社)	R1	44,000	3,662	-	3,662
	法人(6社)	R3	182,600	58,294	-	58,294
	法人(1社)	R4	27,500	9,930	-	9,930
	法人(9社)	R5	283,400	118,258	-	118,258
	法人(8社)	R6	135,100	135,100	-	135,100
	合計			328,314	-	328,314

⑥ 貸付に関する事務手続きについて

年度の初めに当年度に必要なと想定される貸与金額について鉄工協会より「貸付申請書」の提出を受

ける。県は貸付金の査定を行い、「貸付金額決定通知書」を発行し、新規貸付枠の金額を含んだ「貸付契約書」を締結する。

過年度の機械購入資金に関する貸付金額について年度当初の4月1日に「貸付契約書」を締結して貸付け、進行年度の新規貸付については、新規貸付枠の範囲で鉄工協会が承認した機械購入に際して貸付けを行っている。

中小企業者等から鉄工協会へ7月・11月・3月の年3回、設備代金の支払いがなされ、当該支払代金を原資に鉄工協会から県へ返済がなされている。

鉄工協会では、債務者別の元金に関する返済計画表を作成し、県へ提出している。また、7月、11月、3月の返済時には貸与年度別に元金と利息の返済明細を作成し県へ提出している。県はこれらの資料により回収額等の確認をしている。

担当課では貸付期日の1ヶ月ほど前に調定を行い、納入通知書を発行して、鉄工協会へ送付している。収納済通知書が出納室から担当課に回付され、貸付金額の回収額を把握している。事務手続きにおいて問題は認識されなかった。

⑦ 貸付審査及び延滞管理について

本貸付金の貸付時の審査について、貸付契約締結時の資料を閲覧したところ、過年度の設備貸与による未収金残高と新年度貸付見込額の合計金額について貸付金の査定を行っており、査定資料において過年度の設備貸与による未収金残高は鉄工協会から提出された機械設備貸与制度資金返済計画表(中小企業者等から鉄工協会に対して返済される資金の計画表)の前期末残高と一致していることが確認できた。新年度貸付見込額は鉄工協会からの要望額を受けて県と協議の上決定した金額であるとのことである。当該査定書類は、貸付総額が妥当であるか検証しているものであり鉄工協会への貸付審査が行われているとは言い難い。また、鉄工協会が有する貸付金の延滞状況等も把握されていない。

この点について担当課に確認したところ、本貸付金は鉄工協会を介して中小企業者等の機械設備購入代金になっているため、県が鉄工協会に対して行う貸付に関する審査や鉄工協会の債務返済能力の評価を行う必要はないと考えており、鉄工協会が行う設備貸与事業が適切に運営されているかを確認することとしているとの回答を得た。具体的には、鉄工協会へ中小企業者等から延払機械設備の申請があった場合の貸与審査会に県職員が委員として出席し、貸付審査が適正に行われているのか確認しているとのことである。令和6年度に実施された貸付審査会の委員名簿を閲覧し、県経営支援課長が委員として出席していることを確認した。

また、担当課を介して鉄工協会へ延滞債権の管理状況を質問したところ、延滞先見合いの返済原資は鉄工協会が責任をもって捻出し県へ償還している状況にあることから、県に対しても包括外部監査人に対しても延滞状況が把握できる資料を提出して頂けなかった。担当課によると過去に鉄工協会の返済で延滞が生じたことはなく、審査が適切になされれば延滞も生じにくく、「⑧債権の保全について」で記載しているが、債権の保全が十分になされている状況から、事業が適切に行われていることを確認しているという担当課の対応も許容されるものと判断した。

⑧ 債権の保全について

貸付契約書において、鉄工協会の理事全員が連帯保証人になっている。その経緯は不明であるが、

ISICO と異なり鉄工協会は民間団体であることから連帯保証人を設定したものと考えられる。当該対応は債権保全という点で適切な対応であると考えられる。令和 6 年 1 月に開催された鉄工協会の理事会議事録を閲覧し、機械設備貸与事業資金の保証責任を協会の全理事が負うことについて承認可決していることを確認した。鉄工協会の役員は名誉会長 1 名、会長 1 名、副会長 4 名、専務理事 1 名、常任理事 40 名、理事 40 名であり、会長が理事を兼務しているのかは不明だが、少なくとも理事は 81 名存在し、県内の機械・電気・電子分野に関する企業の社長や支社長が名を連ねていることから、債権保全としては実質的に問題が生じない状況であると推察される。なお、これまで連帯保証人に返済を申し込むような事象は発生していない。

⑨ 貸付金の評価について

本貸付金はオーバーナイトの貸付金であるため、決算期末は県の決算書において貸付金がゼロとなるが、3 月 31 日以外に貸付金残高が存在し、貸付金の回収可能性について県が留意すべきなのは明らかである。この点、鉄工協会の令和 6 年度の貸借対照表を確認すると正味財産は 1,104,471 千円と資産超過であること(外郭団体ではないため貸借対照表分析(勘定科目の内容等を鉄工協会に問い合わせする等)は実施していない)、それに加え、仮に貸付金の返済に疑義が生じた場合には「⑧債権の保全について」で記載した通り、80 人を超える鉄工協会理事が連帯保証人として存在することから、回収可能性に疑義がないと考えられる。

(2) 過年度包括外部監査結果に対する措置対応

機械金属工業新構造改善事業資金貸付金に関連する過年度監査の指摘は 1 件、意見は 1 件であった。以下に内容と監査人の検証結果を記載する。

① 定例報告義務(平成 14 年度包括外部監査報告書 p38 掲載)

区分	指摘・意見の内容	当時の措置対応	現状
指摘	延払による機械設備等貸与規程において「借受人は毎年 3 月 31 日現在で貸与機械設備等の使用状況等を 4 月末日までに社団法人石川県鉄工機電協会に報告しなければならない」ことになっているが、報告を受けていない事例が散見された。	当時の対応は不明	貸与機械の使用状況の報告から決算状況の確認報告へ延払貸与規程を変更するとともに「借受人は、毎年決算後 3 ヶ月以内に決算書を協会に報告しなければならない」とし、決算書の提出を受けている。

(措置状況に対する監査人の見解)

延払による機械設備貸与規程を閲覧し、毎年決算後 3 ヶ月以内に決算状況等を協会へ報告しなければならない旨が定められていることを確認した。また、担当課を介して鉄工協会より規程に従って借受人から漏れなく、かつ遅滞なく決算書を入手しているとの回答を得た。

② 貸付時の注意(平成 14 年度包括外部監査報告書 p39 掲載)

区分	指摘・意見の内容	当時の措置対応	現状
意見	貸与料の回収遅延が発生するまでの期間は、早いものは 1 年を待たずに発生している。貸付時の注意によって支援の趣旨と損害を効果の少ない貸付は自粛すべきと思われる。	鉄工協会と協議し、審査をより慎重に行うこととした。	近年そのような事案はない。過去の延滞企業についても順調に回収している。

(措置状況に対する監査人の見解)

担当課への質問及び過年度の残高推移からしても近年に貸付実行後まもなく回収遅延が生じるような事例は発生していない。また、県職員が鉄工協会の貸付審査会へ委員として参加していることを審査会委員名簿で確認し、審査が適切になされているか確認できる体制が構築・運用されていることから、措置対応は適切になされていると判断した。

(3) 監査の結果及び意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

9. 就農支援資金貸付金(就農支援特別会計から貸付)

(1) 債権の概要

① 概要

担当部局部課	農林水産部 農業経営戦略課
債権の名称	就農支援資金貸付金 (就農施設等資金貸付金と就農研修・準備資金貸付金に分けられる)
債務者(数)	松任市農業協同組合、金沢市農業協同組合、はくい農業協同組合、公益財団法人いしかわ農業総合支援機構
R6 年度末債権残高	7,106 千円(全額貸付金)
消滅時効	延滞等発生しておらず記載省略
根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等	<ul style="list-style-type: none"> ・青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法 ・青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法施行令 ・青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法施行規則 ・青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の施行について ・就農支援資金国の貸付金貸付等要領 ・石川県就農支援資金貸付金貸付等要領
貸付条件	<p>【就農施設等資金貸付金】</p> <p>貸付開始日:H25 年 3 月から H27 年 3 月の間(複数の貸付あり)</p> <p>貸付期間:12 年(内、据置 5 年)</p>

	<p>貸付限度額:1つの貸付当たり青年:3,700万円、中高年 2,700万円 就農者向けの貸付主体:農業協同組合(以下、「農協」という。)、信用農業協同組合連合会(以下、「信連」という。)</p> <p>貸付対象就農者等:就農計画の認定を受けた認定就農者</p> <p>【就農研修・準備資金貸付金】</p> <p>貸付開始日:H23年3月からH26年7月の間(複数の貸付あり)</p> <p>貸付期間:21年(内、据置10年)</p> <p>貸付限度額:農業者大学校等研修:月額5万円、先進農家等研修:月額15万円、指導研修:200万円、就農準備資金:200万円</p> <p>就農者向けの貸付主体:INATO</p> <p>貸付対象就農者等:就農計画の認定を受けた認定就農者、認定農業者</p> <p>【共通】</p> <p>利率:無利息</p> <p>担保、保証人、遅延損害金、違約金:無</p> <p>貸倒れリスクの負担:就農者向けの貸付主体が負っており県は負わない。就農施設等資金貸付金は債務者が農林漁業信用基金の保険に加入している。</p>
無利息の理由	新規就農者確保や定着目的のため無利息としている。
貸付の財源	就農支援特別会計(国2/3、県1/3)
債権管理の方法	担当課は貸付金借用証書に基づき債務者別に「債権管理簿」(県財規第249条)を作成するとともに、貸付事業別にエクセルで債務者全員の回収予定額、債権残高を一覧にして管理している。

② 本貸付金の内容及び状況

就農支援資金貸付金は就農施設等資金貸付金と就農研修・準備資金貸付金の2つの貸付金の合計となっている。就農施設等資金貸付金は、多様な就農ルートを通じて幅広い人材を確保する観点から、新規就農者の農業経営開始を支援するため、設備資金や運転資金を貸付け、円滑な就農を促進するものである。就農研修・準備資金貸付金は多様な就農ルートを通じて幅広い人材を確保する観点から、新規就農者の農業技術の習得や住居の確保等、研修、準備に要する設備資金や運転資金を貸付け、円滑な就農を促進するものである。

どちらの貸付金も、国が県に貸付金額の2/3を無利子で貸付け、県はこれに貸付金額の1/3を加えた額を無利子で貸付けている。県からの貸付先は、就農施設等資金貸付金に関しては農協、信連、就農研修・準備資金貸付金に関してはINATOとなる。農協、信連、INATOは、県からの貸付けを受けて、一定の要件を満たす認定就農者等に貸付を行っている。

本事業は国の制度改正に伴い廃止となり、平成26年度をもって新規貸付を停止しており、以後は債権管理(償還)のみを行っている。また令和元年度の特別会計の廃止に伴い、県から国への償還金については全額繰上償還済みである。なお、担当課へのヒアリング及び関係資料を閲覧した結果、滞留

や債権の評価に問題となる事象なく、請求業務や債権の管理状況にも特段問題は認められなかった。

③ 債権の残高推移 (単位:千円)

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
貸付金(前年度末-⑦)	20,827	16,985	13,447	10,269	7,106
回収額(⑦)	8,142	3,842	3,538	3,178	3,163

④ 債権残高の明細 (単位:千円)

債務者	当初債権 発生時期	当初債権額	R6 年度末債権額		
			元金	損害金	計
はくい農協	H26 年 1 月	580	82	—	82
同上	H26 年 8 月	2,010	429	—	429
金沢市農協	H26 年 8 月	9,380	2,010	—	2,010
松任市農協	H27 年 3 月	4,700	520	—	520
INATO	H23 年 3 月	3,600	2,445	—	2,445
同上	H26 年 7 月	1,800	1,620	—	1,620
合計			7,106	—	7,106

⑤ 不納欠損処理及び訴訟等の法的措置を執ったものの内訳(直近3年分)

該当なし。

(2) 監査の結果及び意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

10. 農業改良資金貸付金

(1) 債権の概要

① 概要

担当部局部課	農林水産部 農業経営戦略課
債権の名称	農業改良資金貸付金
債務者(数)	個人(1)
R6 年度末債権残高	—円 ※R5 年度末は 4,369 千円
消滅時効	私債権 民法改正前 10 年(改正前に発生した債権のみ)
根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等	・農業改良資金助成法 ・石川県農業改良資金貸付規則 ・石川県農業改良資金事務取扱要領
貸付条件	本貸付金が 1 件のみであるため、当該貸付に関して記載する。 貸付期間:H7 年 1 月 31 日から H16 年 11 月 30 日 貸付金額:11,340 千円 利率:無利息

	保証人:4名 遅延損害金:年12.25% 担保:無 その他:3年間据え置きで、H10年11月30日よりH16年11月30日まで 毎年11月30日限り、162万円ずつ返済する。
無利息の理由	農業者等の支援のため。
貸付の財源	県の一般財源。ただし、政府による農業改良資金助成法に基づく助成あり。
債権管理の方法	担当課は紙台帳ないしエクセルにより債務者ごとに管理している。

② 農業改良資金貸付制度について

農業改良資金貸付金とは農業者又はその組織する団体（以下、「農業者等」という。）に対して、施設の改良や家畜の購入等に必要な資金（農業改良資金）を貸付けるものである。都道府県が農業改良資金を貸付ける場合、農業改良資金助成法に基づき政府より必要な助成が得られる。

なお、県による新規貸付は平成22年9月までで終了し、同年10月以降は貸付主体が公庫に移管されている。

③ 債権の残高推移

（単位：千円）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
貸付金(前年度末-㉞)	4,369	4,369	4,369	4,369	-
回収額(㉟)	-	-	-	-	4,369

④ 訴訟等の法的措置を執ったものの内訳(直近3年分)

年度	件数	請求債権額	回収額	不納欠損処理額
R4年度	1件	4,369,400円	円	円
R5年度	件	円	円	円
R6年度	件	円	4,369,400円	0円
合計	1件	4,369,400円	4,369,400円	0円

令和4年度に訴訟を提起し、回収したのは令和6年度である。

⑤ 本貸付金の内容及び状況

県での貸付金残高は「①概要」でも記載した通り1個人のみであり、令和6年度に全額回収している。本貸付金は結果的には、違約金を含めて全額回収できており、県に損害は発生していないが、その過程には多大な問題が存する。また債権管理一般にも通じる重要なポイントを含んでいるので、以下、本件に関する詳細な経過及び債権管理に関する一般論を述べた上、本件に関する各問題点を指摘する。

ア 主な時系列

年月日	事実経過
H7年1月31日	主債務者Aに対し、11,340,000円を貸付(以下、「本件貸付」という。) 返済条件:3年間据え置きでH10より毎年162万円ずつ返済(7年分割返済) 連帯保証人4名:B(父)、C(兄)、D(母)、E(知人)(括弧内は主債務者との関係。以下同じ)

年月日	事実経過
H14 年	延滞発生(H15 以降は H20.12 までわずかな金額の分割弁済があるのみ(H15 以降の弁済額合計 490,600 円)。
H23 年 8 月	主債務者 A が自己破産
H24 年 1 月	県が連帯保証人 4 名全員に対して催告書を送付
H24 年 9 月	連帯保証人 B(父)死去
R1 年 11 月 28 日	連帯保証人 E(知人)の相続人が県に対して消滅時効援用通知
R3 年 7 月 20 日	県から各連帯保証人へ債務承認書と償還計画書の提出を依頼
R4 年 3 月 2 日	連帯保証人 D(母)が県に対して消滅時効援用通知
R4 年 4 月 21 日	連帯保証人 C(兄)が県に対して消滅時効援用通知
R4 年 9 月 28 日	県議会において、連帯保証人 C(兄)に対する訴訟提起の承認議決
R4 年 10 年 3 日	訴訟提起
R4 年 12 月 6 日～ R5 年 5 月 23 日	金沢地方裁判所において審理
R5 年 5 月 23 日	口頭弁論終結(審理終結)
～R6 年 4 月 9 日	和解協議
R6 年 6 月 26 日	第1審判決
R6 年 7 月 5 日	連帯保証人 C(兄)が第1審判決を不服として控訴
R6 年 11 月 25 日	名古屋高等裁判所において審理・口頭弁論終結(審理終結)
～R7 年 1 月 14 日	和解協議
R7 年 2 月 12 日	控訴審判決
R7 年 3 月 18 日	連帯保証人 C(兄)が元金・違約金を全額支払い

イ 債権管理の基本的事項(時効の管理)

適切に債権管理をするためには、まず消滅時効がいつ完成するかを適切に把握することが必要不可欠である。消滅時効が完成すれば、その一事をもって債権全額の回収が困難となり、県に多大な損害が発生するリスクがあるため、適切な時効管理は債権管理の基本である。

そのためには、①時効期間の確認、②時効更新(旧「時効中断」)事由の有無の確認、③時効完成猶予(旧「時効停止」)の有無の確認等が必須である。

a 消滅時効期間について

(ア)適用法令について

令和 2 年 4 月 1 日施行の民法(以下、「新民法」という。)と、同施行前の民法(以下、「旧民法」という。)においては、消滅時効期間が異なることから、新民法・旧民法のいずれが適用されるのかを検討するのが必須である。本件貸付金は平成 7 年 1 月 31 日に貸付けられているため、旧民法が適用される。

(イ)旧民法と新民法の主な相違

旧民法時代は時効期間が細分化されており、また、商法が適用される場合は民法とは異なる時効期間となっていた。旧民法下では、商法が適用される場合は消滅時効期間は 5 年となり(改正前商法第

522条。以下、「旧商法」という。)、民法が適用される場合は10年となるが、たとえば診療報酬債権は3年と定められているなど、民法が適用される場合でも債権によって時効期間の定めが細分化していた。

現在でも、新民法施行前に貸付けた貸付金などについては旧民法が適用されるため、現在もなお、旧民法を前提とした時効管理が必要となるケースは残っている。

新民法では商事消滅時効は廃止され、原則として5年に統一されたが、一部異なる消滅時効期間が定められている場合もあるため、新民法が適用される場合においても、債権ごとに消滅時効期間を確認する必要性はある。

b 時効更新(旧「時効中断」)・時効完成猶予(旧「時効停止」)

(ア)概要

時効の更新とは、一定の事由が生じた場合にそれまで進行していた時効期間がリセットされ、ゼロから新たにカウントが始まることを意味する。更新事由が終了した後に、新たに時効期間がスタートする。旧民法下では「時効中断」と称されていた。訴えの提起や債務承認等が時効の更新事由に該当する。以下旧民法下によるものも含めて「時効更新」と称する。

時効の完成猶予とは、時効の進行を一時的にストップさせる制度である。時効期間がリセットされない点が時効の更新との大きな相違点である。旧民法では「時効停止」と称されていた。時効の完成猶予事由については催告(内容証明郵便による請求通知等)が典型例である。以下旧民法下によるものも含めて「時効完成猶予」と称する。

(イ)債務承認について

債務承認とは、債務者が債権者に対し債務の存在を認めることをいい、時効更新事由の1つである。貸付金の消滅時効期間が5年とすると、債務承認をした時点で時効期間のカウントがリセットされ、債務承認をした時点から新たに5年が経過すれば消滅時効が完成する。

c 時効管理の基本的考え方

(ア)消滅時効期間の把握

上記のとおり、消滅時効期間は債権によって異なり、旧民法下では細分化されていたことから、旧民法が適用される場合は特に注意が必要である。

また、どの期間が適用されるかが不明確な場合は、确实なところで管理する(短い時効期間を前提とした債権管理をする)という考え方を持つことが重要である。たとえば、時効期間が5年なのか10年なのかについて確信が持てない場合は「5年」を前提とした時効管理を行うのが適切と考えられる。

これは、①消滅時効が完成すると、その一事をもって請求権全部の行使が全くできなくなり、多大な損害が発生するリスクがあることから、想定外の消滅時効の完成を防ぐこと、②消滅時効が完成した可能性があれば、債務者が時効を理由に支払いを拒み、その結果、訴訟等を余儀なくされて余分な費用や労力の負担を余儀なくされるリスクがあることからである。

このように、時効管理は、債権という県の財産を守るという意味を持つとともに、無用な争いを生じさせないという意味も持つ重要な業務である。

(イ)弁済期の把握

消滅時効期間は弁済期限の翌日から起算される(起算日についても民法上は種々規定されている

が、本監査手続と関連性が高い点に絞って論じている)。1つの債権でも、分割弁済等の場合においては、各弁済期ごとに時効が進行する(債権の一部ごとに消滅時効の完成時期が異なる)。

分割弁済の約定の場合でも、期限の利益喪失事由が発生した場合は弁済期が到来するため、債権全体について時効が進行することになる。

期限の利益喪失事由も、①請求喪失(債権者が請求することによって期限の利益が失われる)と、②当然喪失(債権者の請求がなくても当然に期限の利益が失われる)があるため、契約書の内容等を確認して、弁済期がいつなのかを正確に把握する必要がある。

(ウ)時効更新事由

(a) 弁済期を正確に把握すれば、消滅時効期間経過日が自ずと算出される。債権ごとに消滅時効期間が経過しないよう管理する必要がある。債務承認等の時効更新事由があれば、消滅時効期間経過日が変わるため、時効更新事由の把握も必要不可欠である。

(b) 債権の一部弁済は、債権全体に対する債務承認と考えられているため、最終弁済日の翌日から消滅時効期間が経過することによって、消滅時効が完成するケースは多い。したがって、最終弁済日の把握は実務上極めて重要な意味を持つ。

(c) 消滅時効完成までに時間的余裕がない場合は、催告等の時効完成猶予措置を執った上、完成までに時効更新措置を執る必要がある。

(エ)時効完成が近づいてきたとき

(a) 債務者が債務承認等の協力をすれば時効更新は比較的容易であるが、非協力的な債務者の場合には手続上時間を要する場合がある。

債務者の協力を要しない時効更新事由としては訴えの提起が典型例であるが、訴えの提起には契約書等の資料の準備が必要である他、訴訟手続を依頼した弁護士が訴状等を作成する時間も考慮する必要があるため、時効完成前の一定程度前(数ヶ月程度前が望ましい)には訴えを提起する旨の決断をする必要がある。

(b) 催告等の時効完成猶予措置を執ることも有用であるが、非協力的な債務者の場合は直ちに連絡がつかない場合も多く、有効な時効完成猶予措置を執ることが困難な場合もあるため、時効管理にあたってはこの点も念頭においておく必要がある。

(オ)証拠の確保

催告や債務承認は法律上口頭でも有効ではあるが、訴訟において、催告の事実の有無や債務承認の事実の有無が争いになるケースも珍しくない。訴訟において債務者が争った場合は、催告の事実や債務承認の事実の立証責任は債権者が負う。催告や債務承認の事実が認められなければ消滅時効の完成が認められ、県に多大な損害が発生する可能性がある。したがって、催告については内容証明郵便で発送する等、債務承認については債務者に対して債務承認書への署名・押印を求める等、確実な証拠を確保することが債権管理上極めて重要である。

(カ)時効静観について

上記のとおり、時効更新・時効完成猶予措置を執るには一定のコストを要するため、回収困難と認められる場合は、時効更新等の措置をあえて執らず、消滅時効の完成を容認する(いわゆる時効静観)場

合もあり得る。ただし、消滅時効の完成は、債権という県の財産を回収困難にするものであるから、時効完成を容認するか否かの判断は慎重になされるべきである。

ウ 債権管理の基本的事項(連帯保証人)

- a 主債務者からの返済が滞ったとしても、連帯保証人から回収できれば県として損失が発生することは避けられるため、連帯保証人に対する請求権(連帯保証債務履行請求権)の管理も重要である。
- b 基本的な考え方としては、主債務について適切な時効の管理をすることが連帯保証債務についても適切に管理することとなると理解すればよい。

たとえば、主債務者が債務承認をすれば、連帯保証債務の時効も更新されるが(旧民法 457条、新民法 457条)、連帯保証人が連帯保証債務の承認をしたとしても主債務の時効は更新されない。

たとえば、主債務者が返済を怠り、連帯保証人のみが返済を継続している場合、連帯保証債務の債務承認はなされているが(連帯保証債務の時効は更新されているが)、主債務の時効は更新されていないため、主債務の消滅時効完成後に、連帯保証人が主債務の消滅事項を援用することにより、連帯保証債務も免れることが可能になる。換言すれば、債権者としては、連帯保証人から返済を受けていることから、「時効は更新されている」と安心していたところ、実は連帯保証人による返済継続中も主債務の時効期間が進行しており、ある日、連帯保証人から主債務の時効援用通知を受け、以後突如として連帯保証人からの回収が不可能となる場合がある。

したがって、実務上は主債務者が債務承認をしているか否かが極めて重要な意味を持つ。

なお、連帯保証人に生じた事由が主債務者に効力を及ぼすか否かは新民法において旧民法から大きく改正されており、一定の場合には連帯保証人に生じた事由が主債務に影響を及ぼす場合もある。たとえば、旧民法においては連帯保証人に対して訴訟を提起して勝訴判決を得ていれば、主債務についても時効中断の効力が生じることとされていたし、新民法においても、債権者が主債務者との間で連帯保証人について生じた時効更新事由の効力が主債務者にも及ぶ旨の合意をすれば、連帯保証人に対する時効更新事由によって、主債務の時効が更新されるとすることも可能である。

- c 主債務者が破産手続開始決定を受け、免責許可決定を受ければ主債務者に対して請求することはできなくなるため、この場合は、以後は連帯保証債務のみを管理することとなる。

主債務者が免責を受けた場合は、連帯保証人が主債務の消滅時効の援用をすることは認められないため、連帯保証債務のみを管理すればよい。

連帯保証人が複数いる場合は、連帯保証人ごとに時効を管理する必要があるため、注意が必要である(換言すれば、主債務者の破産前は主債務者1人の時効管理で足りていたのが、主債務者の破産後は、連帯保証人それぞれについて個別に管理が必要となるということである)。

エ 債権管理の基本的事項(相続の発生)

- a 相続の基本的事項

主債務者または連帯保証人が死去した場合は相続が発生し、法定相続人が主債務または連帯保証

債務を相続することになる。法定相続人は以下のとおりである。配偶者は、常に法定相続人となり、配偶者以外は第1順位が子ども(孫などの直系卑属)、第2順位が親(祖父母などの直系尊属)、第3順位が兄弟姉妹(死去している場合はその子(甥・姪))という優先順位で相続人となる。

b 相続放棄について

法定相続人が相続放棄をした場合は最初から相続人ではなかったという扱いになる。たとえば、被相続人に子がいても、子が相続放棄をした場合は、第2順位の親(直系尊属)が相続人となる。親も相続放棄をした場合は、第3順位の兄弟姉妹が相続人となる。

相続放棄には、家庭裁判所に対して相続放棄の申述をすることが必要であり、「何ら積極財産を相続しなかった」場合や「相続人間で、他の相続人が債務を引き継ぐ旨の合意をした」というような事実があっても、相続放棄をしたとは認められない(一般的に、被相続人の財産を何ら取得していないことをもって「相続放棄した」と誤認しているケースは少なからず存在する)。したがって、主債務者または連帯保証人が死去した場合に、その相続人が家庭裁判所に対して相続放棄の申述をしていない場合は、主債務または連帯保証債務を相続することとなる。

主債務・連帯保証債務は法定相続分にしたがって相続され、たとえば、主債務者が死去した場合、相続人が配偶者1名と子2名の場合は、主債務を5,000万円とすると、主債務の2分の1である2,500万円を配偶者が、各4分の1である1,250万円を子がそれぞれ相続することになる。

c 主債務者または連帯保証人が死去した場合の実務上の対応

主債務者または連帯保証人が死去した場合、相続人がいるか否か、相続人がいる場合は相続人が相続放棄をしたか否かが重要なポイントとなる。したがって、主債務者または連帯保証人が死去した場合には、戸籍謄本等を入手して相続人を確認するとともに、相続人がいる場合は、相続放棄の申述がなされているか否かを確認する必要がある。なお、相続放棄の申述をしていたとしても、相続放棄前に不動産を取得していた等の場合において、相続放棄が無効となるケースもあるため、相続放棄の有効性に疑義がある場合は弁護士等へ相談する必要がある。

オ 債権管理の基本的事項(弁済資力の調査検討)

a 主債務者の資力の把握

主債務者に返済資力があるか否かが主に問題になるのは、延滞発生後ではあるが、延滞発生前から状況を把握しておくことが望ましい。具体的には、貸付ける際にあらかじめ主債務者の所有不動産等の資産の概況を把握することが考えられる。また、約定返済中においても、定期的に決算書の提出を求めるとし、以後の約定返済が継続できる見込みであるか否かを確認することが望ましい。

b 連帯保証人の資力の把握

連帯保証人においても、主債務者と同様に貸付時に資産調査を行うことが望ましい。約定返済中において連帯保証人の資産調査を定期的に行うべきか否かは悩ましいが、主債務者が約定を遵守しており、以後の約定返済の継続についても特段の疑義がなければ、定期的に連帯保証人の資産調査まで行う必要がないと考えられるケースも多いと思われる。延滞が発生し、主債務者からの約定返済の継続に疑義が発生した場合は、連帯保証人に対する請求の可能性も考慮し、資産調査を行うべきである。

c 弁済資力の調査の方法

貸付時に徴求した資料や定期的に徴求する決算書等の資料等に基づき、資産調査を行うことになるが、不動産の登記情報は債務者から提出されなくても確認できるため、最低限、不動産の登記情報は確認しておく必要がある。

延滞が発生した際に、主債務者や連帯保証人が強制執行を免れるために不動産の名義を第三者に移転する等の行為(詐害行為)をしていることが発覚するケースがあるため、このような事実が判明した場合は速やかに弁護士等の専門家に相談すべきである。

カ 債権管理の基本的事項(総括)

以上のとおり、債権管理の基本は、①消滅時効期間(時効完成日)を把握すること、②主債務と連帯保証債務それぞれについて消滅時効を完成させないこと、③主債務者及び連帯保証人の資力に注意することであると考えられる。主債務者または連帯保証人が死去し、相続が発生した場合は、請求対象者が変わるため、相続人の把握や相続放棄の有無を確認する必要がある。主債務者が破産して免責を受けた場合は、連帯保証人ごとに時効管理する必要が生じるため、注意が必要である。

(2) 監査の結果及び意見

① 消滅時効期間の検討不足(指摘 H-26)

消滅時効期間を個別に検討する必要がある。

農産物を生産・収穫して販売する場合は、この行為は絶対的商行為(商法第4条第1項)には該当しないが、農業者(個人)が、「店舗その他これに類似する設備」によって農産物を販売することを業とする場合は商人とみなされる(同条第2項)。借主が商法所定の「商人」に該当する場合は、旧商法が適用されるため、本件貸付債権の時効期間は商事消滅時効の5年となる。

本件において主債務者は農産物の栽培を業としており、貸付金の用途は、農産物の栽培施設の設備資金である。「店舗その他これに類似する設備」を設置して生産した農産物を販売しているわけではないようであるので、旧民法が適用され、消滅時効期間は10年と考えられる。

県は本件貸付金債権の消滅時効期間を10年と考えており、結論的には誤っていないが、上記の検討が行われた形跡はない。

現在においても旧民法が適用される債権は存在するし、新民法においても5年と異なる時効期間が定められている債権もあるため、債権ごとに消滅時効期間を確認することは必要である。

今後の時効管理においては、本意見を参考に対応を改善されたい。

② 確実な時効管理の実施(意見 H-27)

主債務者の最終弁済日をもとに時効管理を行うなど、確実な時効管理を行うべきである。

本件貸付は、平成7年に1,134万円を貸付け、平成10年から毎年11月30日限り、7回分割で162万円ずつ返済を受ける契約となっている。平成14年11月30日を償還期限とする分割金(なお、同日が土曜日のため、正確な納期限は平成14年12月2日)より償還がなくなった。

その後、平成15年4月以降は月1万円程度の返済が続き、平成20年12月26日の返済を最後に返済は途絶えている。

主債務者は平成22年5月に自己破産し、平成23年8月に免責許可決定を受けた。

県は、平成24年1月、連帯保証人4名全員に対し、催告書を送付した。

また、県は各連帯保証人との間で面談等も行っているが、平成 25 年 5 月 17 日に連帯保証人 C(兄)に電話連絡を行って以降、令和 2 年 11 月に連帯保証人 C(兄)の自宅を訪問するまでの間、約 7 年半の間、年に 1 度程度文書を送付する他は、特段の回収業務を行っていない。

訴訟においては、平成 24 年 12 月に連帯保証人 C(兄)との間で行った電話のやりとりが、連帯保証人 C(兄)の債務承認であると認められ、時効が中断している旨の判断がなされているが、電話での会話のメモは県が一方的に作成したものであるから、信用性について争いになる可能性がある(実際に訴訟において、連帯保証人 C(兄)は県作成の文書の信用性を争っている)。

本件においては、主債務者による最終弁済日が平成 20 年 12 月 26 日であるから、その翌日から起算し、10 年後の平成 30 年 12 月 26 日の経過をもって時効が完成するという認識で時効管理を行うべきである。

県は、令和 3 年 7 月 20 日に、連帯保証人に対して債務承認書及び償還計画書の提出を依頼しているが、平成 30 年 12 月 26 日に時効が完成しているとすれば、あまり意味のない行為であることになる(消滅時効完成後に連帯保証人が債務承認をすれば、消滅時効の援用ができなくなるが、連帯保証人が任意に債務承認書を提出することを期待するしかなく、法的に請求することが困難になっているのであるから、適切な時効管理とはいえない)。

時効更新のために連帯保証人に対して債務承認書の提出を求めるのであれば、平成 30 年 12 月 26 日の前に行うべきであるし、連帯保証人が債務承認書を任意に提出しなければ、訴訟提起も検討せざるを得なくなる可能性があることも考慮すれば、少なくとも平成 30 年 12 月 26 日の数ヶ月程度前には債務承認書の提出を求めるべきであったと考えられる。

既述のとおり、消滅時効が万一認められてしまうと、債権の回収が困難となり、県に多大な損害が発生する可能性がある他、債務者が消滅時効を主張して時効更新等のためのコストが発生するリスクがあるため、時効管理は確実に行う必要があるが、上記の経緯に鑑みれば、到底確実な時効管理とはいえない。

本件については訴訟において県が主張する時効の更新が認められたため、具体的な損害の発生は回避することができたが、県に損害が発生していた可能性があったことを認識すべきである。今後の時効管理においては、本意見を参考に対応を改善されたい。

③ 必要な調査検討のない消滅時効の完成(指摘 H-28)

連帯保証人 E(知人)に対する請求権について消滅時効を完成させているが、必要な調査検討を行ったとはいえない。

連帯保証人 E(知人)については、県は平成 24 年 2 月 2 日に電話連絡をとったのを最後に特段の回収行為を行っていない。

連帯保証人 E(知人)は平成 30 年 8 月 2 日に死去したが、その相続人は限定承認を行い、相続財産管理人が令和元年 11 月 28 日付け通知書を県に対して送付し、消滅時効の援用通知を行っている。

これに対して、県は、令和 2 年 10 月 28 日付け通知書を相続財産管理人に対して送付し、平成 24 年 2 月 2 日の電話連絡によって連帯保証人 E(知人)が債務承認を行っていることから、消滅時効期間は経過していない旨通知した。

しかし、その後特段の法的措置を執ることはなく、令和4年2月2日が経過して、県の上記債務承認の主張を前提としても消滅時効期間の経過に疑義がなくなり、連帯保証人 E(知人)の相続人に対する請求は困難となった。

県は、連帯保証人 C(兄)には訴訟提起している一方で、連帯保証人 E(知人)には何ら法的措置に及んでいないが、その理由について担当課に確認したところ、連帯保証人 E(知人)より、連帯保証人 C(兄)が「連帯保証人 E(知人)には迷惑をかけず、自分が全額返済する」と言っている旨聞いたからであるとのことであるが、連帯保証人 C(兄)にその事実確認した形跡もなく、また、連帯保証人 C(兄)から確実に回収できる見込みが立っていたわけでもない。

本件では結果的には連帯保証人 C(兄)から全額回収できているが、連帯保証人 C(兄)に弁済資力がなかった場合、連帯保証人 E(知人)に対する請求を怠ったことによって多大な損害が発生していた可能性がある。

必要と認められる調査検討を行った上で、時効更新措置を執るためのコストや回収可能性を鑑み、消滅時効期間の経過を静観するのであれば、消滅時効期間が経過したとしても必ずしも不適切とはいえないが、必要な調査検討がなされているとはいえない。今後は必要な調査検討を行い、その判断の妥当性が確認できるよう調査検討結果を残すべきである。

④ 必要な調査検討のない消滅時効の完成(指摘 H-29)

連帯保証人 D(母)に対する請求権について消滅時効を完成させているが、必要な調査検討を行ったとはいえない。

連帯保証人 D(母)については、県は、平成22年12月24日に面談を行ったのを最後に、特段の請求を行っておらず、平成22年12月24日の面談をもって債務承認をしたと認められるとしても、令和2年12月24日の経過をもって消滅時効期間が経過している。

連帯保証人 D(母)に対する特段の請求を行っていない理由を担当課に確認したところ、連帯保証人 D(母)は軽度の認知症を患っていて就労の記録がなく、年金以外に収入がないと推測されること、長男の連帯保証人 C(兄)と返済協議を行っていることから積極的な督促は行わなかった旨の回答であった。

しかし、連帯保証人 D(母)の収入や資産を調査確認した形跡は見当たらず、また、「長男の連帯保証人 C(兄)と返済協議を行っていることから積極的な督促は行わなかった」と説明しているが、具体的な合意の見通しも立たないまま、連帯保証人 D(母)に対する債権について消滅時効を完成させており、必要な調査検討を行った上で、消滅時効期間の経過を静観したものとはいえない。主債務者が自己破産した後は連帯保証債務を個別に管理する必要があり、適切な管理がなされたとは言えない。

今後は必要な調査検討を行い、その判断の妥当性が確認できるよう調査検討結果を残すべきである。

⑤ 連帯保証人の自己破産に関する事実確認(指摘 H-30)

連帯保証人 E(知人)より、自己破産した旨告げられたにもかかわらず、その事実を確認していない。自己破産したか否かは債権管理及び回収のために極めて重要な事実であるから、確認すべきである。

平成24年2月2日の電話対応記録では、連帯保証人 E(知人)より、「自分も会社も両方自己破産したので、返済できる状況でない」旨告げられたとの記録があり、県は、これを受けて、「連帯保証人 E(知

人)は自己破産しており、請求は不可能であるため、今後は、主債務者の兄等の連帯保証人に対して請求する」と結論付けている。

しかし、県は、連帯保証人 E(知人)や同人が経営する会社が自己破産したか否かを確認していない。

官報公告では、平成 15 年 7 月に、有限会社 S が解散公告を行い、連帯保証人 E(知人)が同社の清算人に就任している旨の公告がある。

しかし、解散手続は自己破産とは異なるし、会社が連帯保証人 E(知人)個人が自己破産をしていればその旨の官報公告がなされるが、該当する公告は見当たらないことからすれば、連帯保証人 E(知人)や同人が経営する会社が破産した事実はないと考えられる。

すなわち、県は、連帯保証人 E(知人)の口頭での説明を受けたのみで、その事実確認も行わずに、「請求は不可能」と結論付けているのであり、不適切という他ない。

今後は自己破産の事実確認を行うよう改善すべきである。

⑥ 連帯保証人の相続調査の未実施(指摘 H-31)

連帯保証人が死去した後も長期間にわたって相続調査が行われていない。

平成 24 年 9 月に連帯保証人 B(父)が死去した。

主債務者や連帯保証人が死去した場合、貸金債務や連帯保証債務は相続の対象となるため、相続人が誰なのか、また、相続人が相続放棄をしたか否かの確認は必須である。

県が相続放棄の申述の有無の調査を行ったのは令和 3 年 2 月であり、遅きに失する。

すなわち、上記のとおり、最終弁済日が平成 20 年 12 月であり、その時点から 10 年が経過する前には、明確な時効更新措置が執られるべきであることを考慮すれば、遅くとも平成 30 年頃までには相続調査を完了しておくべきであったといえる。

時効更新のために、連帯保証人から債務承認を得るとしても、誰が相続人なのか明確にならなければ、誰から債務承認を得なければならないのかも分からない。

したがって、令和 3 年 2 月まで相続調査を行っていないのは適切とはいえない。今後は確実な時効管理とあわせて相続調査の実施時期に留意されたい。

⑦ 一定程度の違約金の免除検討(意見 H-32)

合理性が認められる場合には違約金の免除も検討すべきである。

連帯保証人 C(兄)との訴訟において和解協議が行われ、連帯保証人 C(兄)からは元金全額と違約金の一部について弁済するかわりに、違約金の一部を免除してもらいたい旨の要請がなされている。

これに対し、県は、「他の事例でも違約金を免除している例はなく、本件では訴え提起後の違約金の免除を検討しているが、異例の扱いである」旨説明して、連帯保証人 C(兄)の上記要請を拒否している。

結局、和解は成立しなかったため、連帯保証人 C(兄)は元金及び違約金の全額を支払っている。

しかし、県の他の貸付金では弁済期限を徒過しても違約金を全く請求していないケースもある上、弁済期限の延長合意を行うことによって実質的に違約金を免除しているケースも少なからず存する。

したがって、県が「他の事例でも違約金を免除している例はない」旨の説明を行うのは適切とは考え難い。

本件においては、連帯保証人 C(兄)の資産調査を行った結果、違約金も含めて全額の回収が見込まれたことから、安易な違約金の免除に応じなかったのは合理性があるともいえるが、一律に「他の事例でも違約金を免除している例はない」旨述べて拒否することは妥当とはいえないと考える。合理性が認められる場合には一定程度の違約金の免除も検討すべきである。

⑧ 訴訟提起前の資産調査(意見 H-33)

和解協議の中に債務者の弁済資力を検討しているが、訴訟提起前に検討しておくべきである。

本件においては、訴訟提起後、連帯保証人 C(兄)との間で訴訟上の和解協議が行われ、県が連帯保証人 C(兄)に対して資産開示を求め、これに応じて連帯保証人 C(兄)から不動産業者の査定書等が提出されている。

不動産の名義移転等のいわゆる財産隠しが行われる危険性がある場合は、不動産仮差押申立等の債権保全措置を執る必要がある。

本件では、連帯保証人 C(兄)に代理人弁護士が就任していること等から、財産隠しの危険性は低いと判断し、仮差押等の債権保全措置は行われていないが、本来、このような調査検討は訴訟提起前に行っておくべきである。

悪質な債務者の場合は、法的措置を執った途端に不動産の名義を親族等に移転する等の財産隠しを行うケースもあることから、法的措置を執る前に、債権保全措置を執る必要があるか否かの検討は行っておくべきである。今後は訴訟提起前に対応されるよう改善すべきである。

⑨ 財産に関する調書と貸付金明細の不整合(指摘 H-34)

令和 5 年度末においては、「財産に関する調書」と財務諸表の作成根拠となって「貸付金明細」が整合していない。令和 6 年度中に全額回収され、残高が無くなっているが、今後同様の事象がないよう留意すべきである。

県が HP で公表している令和 5 年度末「財産に関する調書」「3 債権」には貸付金を含む債権の明細が記されているが、本貸付金について、財務諸表の作成根拠となっている「貸付金明細」と照合したところ一致していなかった。なお、「貸付金明細」の合計金額は財務書類の貸付金と一致している。

差異が発生した理由は、「財産に関する調書」の貸付金は貸付金のうち調定され収入未済額に振替えた額を含まないのに対し、過去の増減の入力に際し、収入未済額への振替分を減額として集計していなかったことによる。「貸付金明細」が貸付金の担当課で把握している貸付金残高を直接入力するのに対し、「財産に関する調書」は年度内の増減を財務会計システムで確認し、前年度末残高に当該増減を加減算して年度末残高を算出しているが、年度末残高と貸付金残高の照合が行われていないため適時入力誤りが発見されなかった。

本貸付金(調定済みのため勘定科目は未収入金)に関しては令和 6 年度中に全額回収されており「財産に関する調書」の記載が無くなることから、個別の対応は不要であるが、今後同様のことが生じないよう、留意すべきである。

＜令和 5 年度末の財産に関する調書と貸付金明細に差異があるもの＞

(単位:千円)

貸付金の名称	財産に関する調書 ⑦	貸付金明細(財務書類)		
		現在高	収入未済額	差引残高⑧
石川県農業改良資金 貸付金	4,369	4,369	4,369	-

※:⑦と⑧の金額は出納整理期間の調整項目がなければ基本的に一致する。

11. 林業・木材産業改善資金貸付金(林業改善資金特別会計からの貸付金)

(1) 債権の概要

① 概要

担当部局部課	農林水産部 森林管理課
債権の名称	林業・木材産業改善資金貸付金
債務者(数)	法人(2)
R6 年度末 債権残高	37,019 千円(うち未収利息一円、未収遅延損害金一円) (うち貸付金 8,000 千円、収入未済額 29,019 千円) 収入未済額は償還期限が到来している貸付金である。
消滅時効	私債権 民法改正前 5 年、私債権 民法改正後 5 年
根拠法令、条 例、要綱及び マニュアル等	<ul style="list-style-type: none"> ・県財規第 8 章第 3 節(債権) ・林業・木材産業改善資金助成法 ・林業・木材産業改善資金助成法施行令 ・林業・木材産業改善資金助成法施行規則 ・石川県林業・木材産業改善資金事務取扱要領(以下、「事務要領」という。) ・石川県林業・木材産業改善資金貸付規則(以下、「貸付規則」という。)
貸付条件	<p>貸付開始(事業開始):S51 年度</p> <p>貸付期間:最長 10 年での均等年賦支払。据置期間を最長 3 年設定することも可能。その場合は、貸付期間から据置期間を差引いた期間内で均等年賦支払(貸付規則第 4 条第 2 項、第 3 項)</p> <p>貸付限度額:林業に係る貸付の場合 15,000 千円から 50,000 千円(個人、会社、団体で異なる)、木材製造業、木材卸売業、木材市場業に係る事業を実施する場合は 100,000 千円(貸付規則第 3 条)</p> <p>貸付条件:林業に携わっている方(新規参入者も可)と木材製造業、木材卸売業、木材市場業を営んでいる方。どちらも資本金若しくは出資金 10,000 千円以下、常時使用する従業員数 300 人以下のものに限定(貸付規則第 2 条を抜粋)</p> <p>利率:無利息(貸付規則第 4 条第 1 項)</p> <p>連帯保証人:有(貸付規則第 6 条第 4 項)、貸付額により 1 人から 3 人以上(事務</p>

	<p>要領第7)</p> <p>違約金(延滞利息):年 12.75%(貸付規則第 15 条、借用証書第 6 条)</p> <p>担保:無(貸付規則上、担保提供を求めることができるが、貸付時の担保提供実績はない)</p>
無利息の理由	林業・木材産業改善資金助成法第 5 条で無利子と定めている。
貸付の財源	林業改善資金特別会計(国 2/3、県 1/3)
債権管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・担当課はエクセルの「林業改善資金管理簿」(県財規第 249 条で作成が求められている債権管理簿で求める項目に加え、償還期限別の償還予定額、連帯保証人に関する項目。担保の有無、貸与者の窓口となっている農林総合事務所名等を記載する様式)で債権管理を行っている。 ・貸付金の支払いと償還金の徴収業務(延滞債権は除く)を石川県森林組合連合会(以下、「森連」という。)に委託している。

② 林業・木材産業改善資金貸付金制度について

本貸付制度は林業者・木材産業事業者等が新たな林業・木材産業部門の経営開始、新たな生産方式、販売方法の導入、林業労働従事者確保のために行う取組等に対し、必要な資金を無利子で最長 10 年の償還期間(据置期間は最長 3 年)で貸付けるものである。本事業は昭和 51 年に始まっている。国と県が貸付原資となる資金を造成し、当該資金を林業改善特別会計で保有し、必要な貸付を行っている。

<過年度の貸付額推移>

(単位:千円)

年度	S51～S60 (10 年間)	S61～H7 (10 年間)	H8～H17 (10 年間)	H18～H27 (10 年間)	H28～R2 (5 年間)	R3～R6 (5 年間)
貸付額	1,182,700	1,481,080	722,500	139,100	15,450	8,000
年度末造成額(※1)	498,967	503,257	323,904	221,904	221,904	221,904
貸付可能資金(※2)	省略	省略	省略	省略	省略	184,885

※1:年度末造成額とは、国及び県で本貸付事業のために拠出した資金の総額である。造成額より貸付額が多いのは、貸付と償還を繰り返しているためである。

※2:貸付可能資金とは、造成額から令和 6 年度末時点の貸付実績を差引いた金額である。特別会計が保有する決済性預金残高と一致する。

年々貸付額が減少傾向にある。この点について担当課に質問したところ、民間金融機関の金利が低く、無利子貸付けの優位性を生かせない環境であったことや、林野庁の補助事業の充実により貸付制度よりも補助金制度を利用する方もいることなどが要因として考えられるとの回答を得た。現状の貸付可能資金額 184,885 千円(造成額－貸付残高)は昨今の貸付実績と比較すると多すぎるように見受けられるが、金利上昇局面の昨今の環境等を鑑みると、今後利用者が増えることが期待され、造成額に対して特段の意見は不要と判断した。なお、県農林総合事務所や森連、森林組合(県内 4 団体)では事業者へのヒアリングや要望を聞き、本制度の説明や PR を行うことで利用者の増加につなげたいと考えている。

③ 貸付金の内容及び状況

令和 6 年度末の貸付金残高は 2 法人への貸付金で構成されている。1 法人は償還据置期間中であり、初回の償還が令和 7 年 11 月となる。もう 1 法人は経営の悪化により滞納しており、債権の保全として平成 20 年に法人が所有する山林へ抵当権を設定し、平成 25 年には本貸付資金で導入した機械に対して動産譲渡担保を設定した。平成 23 年より法人及び連帯保証人より毎月 1 万円の返済を受けている状況である。

④ 債権の残高推移

(単位:千円)

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
貸付金・収入未済額	33,229	29,379	29,259	37,139	37,019
貸付金(前年度末+㉞-㉟)	3,750	—	—	8,000	8,000
新規貸付額(㉞)	—	—	—	8,000	—
調定額(㉟)	5,900	3,750	—	—	—
収入未済額(前年度末残+㉞-㉟)	29,479	29,379	29,259	29,139	29,019
調定額(㉞)	5,900	3,750	—	—	—
収入額(㉟)	5,960	3,850	120	120	120

⑤ 債権残高の明細

(単位:千円)

債務者	当初債権発生時期	当初債権額	R6 年度末債権額			左記のうち、収入未済額
			元金	損害金	計	
法人 1 社	H9 年 7 月 25 日	3,528	132	—	132	132
	H11 年 3 月 25 日	15,443	10,048	—	10,048	10,048
	H13 年 12 月 25 日	21,663	18,839	—	18,839	18,839
法人 1 社	R5 年 11 月 24 日	8,000	8,000	—	8,000	—
合計			37,019	—	37,019	29,019

⑥ 不納欠損処理について

昭和 51 年度から開始している制度であるが、これまで延滞等が発生しても全額回収し不納欠損処理が行われた事例はないとのことである。

⑦ 貸付けに関する事務手続きについて

貸与を受けたい者は、貸与申請書等を県農林総合事務所若しくは森連及び森林組合へ提出する。貸与申請書類等は県農林総合事務所に集約され、貸付資格審査表によるチェックを行い、県担当課へ申請書類を提出する。担当課では申請書類や貸付資格審査表等を確認し、貸付実行の有無を検討する。

担当課での審査を通過した者に対し「貸付決定通知書」を森連経由で貸与申請者に送付する。申請者は借用証書、連帯保証人の保証意思宣明公正証書、印鑑登録証明書(借受者と連帯保証人分)、

登記簿謄本(法人)等を提出し、借用証書、印鑑登録証明書、登記簿謄本のみ県担当課へ提出する。県担当課は書類を確認後、貸付資金を森連経由で申請者へ交付する。

貸付資金の支出及び償還金の徴収業務は森連に事務委託を行っており、貸付資金は県から森連を経由して貸与者へ支払われる。償還金は森連が貸与者へ納付書を発行して徴収し、森連から県へ納入通知書で支払われる。

延滞債権については県担当課が窓口となって対応しており、担当課が納入通知書を発行し、徴収している。

延滞利息は担当課で試算しているが、元本完済時に金額を確定させ、その時点で債務者へ請求する予定である。なお、延滞利息の試算額は債務者に伝えていないが、延滞利息が発生している旨は伝えていたとのことである。ただ、納入通知書に添付されている文書には延滞利息に関して何らの記載もなく、債務者が延滞利息の発生を認識しているのかに疑問がある。

なお、返済額をどの債務に充当するかの指定権を県が有している(契約書特約条項第3条)から、返済額を元本に充当することや、複数ある貸付金契約のどの契約元本に充当するかに関して問題は生じていない。

⑧ 事務委託について

本貸付金の貸付に係る事務のうち、貸付決定後の貸付申請者に対する貸付金の支払いと償還金の徴収業務(延滞債権は除く)を森連へ委託している。事務委託費は貸付支払額の1.5%と償還額の0.75%であり、貸付及び償還がなければ委託料の支払いは生じない契約となっている。現状、森連への事務委託業務の対象者が1社であるため、事務を委託せず県担当課で対応することも考えられるが、担当課によると、制度利用者の利便性と林業・木材産業を営む者が普段から接する機会のある森連に委託することで、貸与者の事業状況を適時把握することができることなどから、事務委託契約を見直す予定はないとの回答を得ている。事務委託を継続することで、森連が制度PRを積極的に行うことが期待される点からも、見直しを行わないとする担当課の判断は合理的なものと判断した。

(2) 監査の結果及び意見

① 徴収不能引当金の計上(指摘 H-35)

「財政のあらまし」において徴収不能引当金を計上すべきである。

「財政のあらまし」の貸借対照表では、償還期限が到来している収入未済額29,109千円に対して、徴収不能引当金が計上されていない。計上していない理由を担当課に質問したところ、毎月1万円の回収があり、返済の意思があることから引当金の計上は不要と判断しているとのことであった。しかし、徴収不能引当金は返済の意思の有無に係らず、徴収不能となる可能性が高い場合に将来の損失に備えるために計上するものであり、当該理由で引当金の計上を行わないのは適切な対応とは言い難い。

県は徴収不能引当金の算定に際し、収入未済額1件が100万円以上のものは、①消滅時効の期限到来しているもの②債務者の住所が不明なもの③その他債権回収の見込みが立たないものに分類し、該当する金額を集計して徴収不能引当金を計上している。本貸付金は1件当たり100万円以上であり、①と②に該当せず、③に該当するか否かが判断要素となる。「その他債権回収の見込みが立たないもの」をどう定義するかは明確に示されていないこともあり、現状、県は当該分類で徴収不能引当金が計

上されていない。「その他債権回収の見込みが立たないもの」をどう定義づけるのか、県として明確化されたタイミングで、その定義に従って必要な金額について徴収不能引当金の計上を行うべきである。なお、どのように定義づけるか及び算定方法の考え方の具体例としては、金融商品に関する会計基準及び金融商品に関する実務指針が参考になると考えられる。当該会計基準の詳細は令和 6 年度の包括外部監査報告書p160 からp162 を参照されたい。

総括意見 5 の対応として、定義づけがどのようになされるかによって徴収不能引当金の計上額は変動すると考えられるが、本貸付金に関して考えると、現在休業中であり、担当課が入手していた平成 28 年度の決算書は 225,785 千円の債務超過となっていること、年間 12 万円の返済では元本回収に 242 年を要することなどから、本貸付金は「破産更生債権等(経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権)」に該当し、徴収不能引当金を何ら計上しないという対応は考えられない。現状の対応は「財政のあらまし」において、県の財政状態を適切に表す観点から著しく適正性を欠くものとして指摘として分類した。

参考として記載した金融商品に関する会計基準に従って、本貸付金の具体的な引当金計上額を考えると、債権額から担保処分見込み額を控除し、3 から 5 年程度の回収見込額(過去の回収実績から試算)も控除した残高について徴収不能引当金を計上することが妥当と考えられる。

② 財産に関する調書と貸付金明細の不整合(指摘 H-36)

「財産に関する調書」と財務諸表の作成根拠となっている「貸付金明細」が整合していないため、正しい金額に修正すべきである。

県が HP で公表している令和 5 年度末「財産に関する調書」「3 債権」には貸付金を含む債権の明細が記されているが、本貸付金について、財務諸表の作成根拠となっている「貸付金明細」と照合したところ一致していなかった。なお、「貸付金明細」の合計金額は財務書類の貸付金と一致している。

差異が発生した理由は、「財産に関する調書」の貸付金は貸付金のうち調定され収入未済額に振替えた額を含まないのに対し、過去の増減の入力に際し、収入未済額への振替分を減額として集計していなかったことによる。「貸付金明細」が貸付金の担当課で把握している貸付金残高を直接入力するのに対し、「財産に関する調書」は年度内の増減を財務会計システムで確認し、前年度末残高に当該増減を加減算して年度末残高を算出しているが、年度末残高と貸付金残高の照合が行われていないため適時入力誤りが発見されなかった。

本貸付金に関しては「財産に関する調書」において当年度末残高が正しい残高になるよう、増減欄で修正調整をすべきである。

<令和 5 年度末の財産に関する調書と貸付金明細に差異があるもの> (単位:千円)

貸付金の名称	財産に関する調書 ㉞	貸付金明細(財務書類)		
		現在高	収入未済額	差引残高㉟
石川県林業・木材産業 改善資金貸付金	37,140	37,140	29,140	8,000

※:㉞と㉟の金額は出納整理期間の調整項目がなければ基本的に一致する。

I. 県一般会計から県公営事業会計への貸付金

県の一般会計から地方公営事業会計への貸付金について、監査対象としたのは以下のとおりである。監査対象となっていない貸付金に「こころの病院運転資金」490,000 千円があるが、中央病院運転資と貸付理由や貸付条件が同じであるため、中央病院運転資金においてこころの病院運転資金について併せて指摘・意見を記載している。 (単位:千円)

No.	貸付事業の名称	貸付先	担当部局	R6 年度末 債権残高
1	水道用水供給事業会計	水道用水供給事業会計	総務部	3,000,000
2	中央病院運転資金 (こころの病院運転資金)	中央病院事業会計 (こころの病院事業会計)	健康福祉部	1,000,000 (490,000)

1. 水道用水供給事業会計経営安定化資金

(1) 債権の概要

① 概要

担当部局部課	総務部 財政課、土木部 水道企業課
債権の名称	石川県水道用水供給事業会計経営安定化資金
債務者	石川県水道用水供給事業会計
R6 年度末債権残高	3,000,000 千円(全額貸付金)
消滅時効	県の内部取引であり時効なし
根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等	地方公営企業法第 17 条の 2 第 1 項
貸付条件	契約日:H28 年 3 月 18 日 貸付期間:H28 年 3 月 31 日～H29 年 4 月 28 日 (1年ごとに返済期限を 1 年延長する旨の取り扱いがなされている)
無利息の理由	当該事業会計における企業債の借入を抑制し、将来の支払利息の軽減を図る財政支援と位置付けているため。
貸付の財源	県の一般財源
債権管理の方法	毎年度の当初予算編成において総務部財政課で水道用水供給事業の経営状況を見て債権回収を判断。期限を1年単位で延長する形で変更契約。

② 貸付金の内容及び状況

本貸付金は、地方公営企業法第 17 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく貸付金である。すなわち、地方公共団体が行う水道事業は、地方公営企業と位置づけられており(同法第 2 条第 1 項第 1 号)、独立採算が原則とされている(同法第 17 条の 2 第 2 項)。しかし、その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費や当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費については、地方公共団体が一般会計又は他の特別会計において、長期貸付金等によって負担することができるとされ

ている(同法第 17 条の 2 第 1 項)。なお、県と県の水道事業は法人格が同一であることから、民法上の貸付金とは性質が異なる。

現在、県の基本水量の 60%が責任水量とされている。「基本水量」とは県が供給可能な最大限の水量をいい、「責任水量制」とはあらかじめ市や町との間で取り決めた水量に応じて料金を徴収する制度をいう。責任水量は従前基本水量の 70%と定められていたが、受水市町における水需要が減少していること、市町の施設耐震化や老朽化対策の推進が必要なことを踏まえ、平成 27 年度に責任水量を引き下げ 60%に変更された。責任水量が減少すれば、県の水道料収入が減ることになるが、受水市町の水道施設の耐震化や老朽化対策に費用を要すること等を考慮して、責任水量の見直しに応じたものである。上記責任水量の見直しにより、収入の減少が見込まれることから、経営安定化のために運転資金として貸付けたのが本貸付金である。

なお、水道事業に要する施設の建設費等は地方債を発行してこれを充てており、本貸付金は運転資金のためのものである。

本貸付金の貸付期間は 1 年であるが、現状、本貸付金を返済することは困難であるため、期限を 1 年ずつ延長して現在に至っており、過去に返済は受けていない。経営上、返済が可能となる時期から返済を受ける予定である。

その他、本貸付金は「財政のあらまし」の貸借対照表上「長期貸付金」で計上している。契約上 1 年以内に返済期限が到来するが、貸付期間が長期に及ぶことが想定される実態に鑑みた対応であり、適切な対応といえる。

③ 債権の残高推移 (単位:千円)

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
貸付金	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000

運転資金の必要額をその都度貸付けるのではなく、責任水量の見直し時に今後必要となる運転資金を試算し貸付けを行ったことから、貸付金額は変動していない。

④ 債権残高の明細 (単位:千円)

債務者	債権発生時期	当初債権額	R6 年度債権額		
			元金	利息	計
石川県水道用水供給事業	H28 年 3 月 31 日	3,000,000	3,000,000	-	3,000,000
合計			3,000,000	-	3,000,000

⑤ 不納欠損処理及び訴訟等の法的措置を執ったものの内訳(直近 3 年分)

該当なし。

⑥ 貸付金の評価(県での徴収不能引当金の計上)について

県は現在の水道用水供給事業の経営状況等から貸付金の返済に問題がないと判断している。水道用水供給事業では令和 12 年度まで公営企業債を発行して 2 系統化工事(2 系統あれば、1 系統の送水管が災害時に破損しても、もう 1 系統の送水管で送水できる。災害時の断水リスクが下がる等の効果がある)を進めており、その後企業債の償還が本格化するとともに、減価償却費の負担が増加

することが見込まれることから、相当程度期間が経過したのちに貸付金の返済が可能になると見込んでいる。

資材や原材料価格が高騰している社会情勢に鑑みれば、相当程度の期間がさらに長期間となることも推察される。

早期返済を実現しようと思えば、水道料金の値上げや支出の削減に取り組む必要があるが、水道料金の値上げは県民の生活に大きな影響を与えかねず、支出削減が水道事業の安定的な運営の妨げになってはならないことから、いずれも容易ではない。

⑦ 無利息貸付けについて

本貸付金は無利息で貸付けられている。地方公営企業法第 18 条の 2 においては、地方公営企業の特別会計は、原則として長期貸付金に対しては適正な利息を支払わなければならない旨定められているが、本貸付金は、同法第 17 条の 2 第 1 項の規定による貸付金であることから、同法第 18 条の 2 の規定は適用されないと考えて無利息としている。

(2) 監査の結果及び意見

① 貸付金の回収可能性を意識した収支シミュレーションの作成(意見 I-1)

貸付金の全額が回収可能なのか判断できる長期シミュレーションを作成すべきである。

貸付け業務を担当している総務部財政課は現在の経営状況等から 30 億円の回収可能性に問題がないものと結論付けているが、返済開始見込時期しか示されておらず、30 億円の全額を回収できるかどうか判断していない。貸付金の回収可能性を判断するには、30 億円の回収可能性が分かる長期的な収支シミュレーションを作成すべきである。

作成に際しては、現状で計画されている設備投資や修繕計画を考慮するだけでなく、水道用水供給事業が昭和 48 年から行われている事業であることから、過去の事業実績から数年毎に生じる大規模修繕や耐用年数(送水管の法定耐用年数は素材によるが 40 年から 100 年程度)を考慮した大規模な設備更新や今後の物価高騰なども考慮して作成すべきである。

なお、仮に大規模な設備投資等を見込むと 30 億円の返済が困難であるということであれば、もともと本貸付金が責任水量の引き下げに起因して発生したことに鑑みて、一般会計から水道用水供給事業への基準外繰入として、責任水量引き下げによる減収額を補助する対応なども検討されたい。

2. 中央病院運転資金貸付金

(1) 債権の概要

① 概要

担当部局部課	健康福祉部 地域医療政策課
債権の名称	中央病院運転資金貸付金
債務者	中央病院事業会計(石川県立中央病院(以下、「中央病院」という。))
R6 年度末債権残高	1,000,000 千円(全額貸付金)
消滅時効	私債権 民法改正前 5 年、私債権 民法改正後 5 年

根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等	民法、地方公営企業法第 17 条の 2 第 1 項
貸付条件	貸付時期別に貸付け条件を以下に記載。 【S61 年度貸付】 貸付期間(当初):S62 年 3 月 31 日から S63 年 3 月 31 日 【S62 年度貸付】 貸付期間(当初):S63 年 3 月 31 日から H1 年 3 月 31 日 【H6 年度貸付】 貸付期間(当初):H7 年 3 月 31 日から H8 年 3 月 31 日 【共通】 貸付期間(直近):貸付けの日から R7 年 3 月 31 日(変更契約書で貸付期間の延長を行っているため、貸付けの日から延長後の期日となっている) 利率:無利子 遅延損害金利率:年 10.75%(契約書第 6 条) 貸付限度額、担保、保証人、違約金:無 その他:病院の経営状況を踏まえ、病院運営の円滑化を図るため、毎年、貸付期間を 1 年間延長している。
無利息の理由	病院運営の円滑化を図る目的の貸付であるため。
貸付の財源	県の一般財源
債権管理の方法	・病院の経営状況を踏まえ、毎年、貸付期間が延長されている。毎年返済額について協議を行っているが、これまで返済実績はない。 ・債権残高が変動していないため、特段債権管理は行っていない。

② 貸付金の内容及び状況

本貸付金は貸付理由別に 2 つの貸付金に分けられる。1 つは、昭和 61 年度及び昭和 62 年度に発生した貸付金であり、もう 1 つは平成 6 年度に発生した貸付金である。前者の貸付金は、本来であれば、昭和 60 年度において、一般会計から繰出金として支出されるべきものだったが、一般会計の財政状況が厳しかったため繰出金としての支出ができず、翌年の昭和 61 年度に貸付の形で支出したものである。後者の貸付金(1億円)は中央病院会計の資金不足比率を 10%以内とするなどのために貸付けを実施したものである(資金不足比率が 10%を超えると企業債を起債するには、総務大臣の許可(地方財政法第 5 条の 4)が必要となる)。

当時、資金不足比率が 10%を超える可能性が生じた要因を担当課に質問したところ、中央病院会計は約 30 年(昭和 40 年頃から平成 10 年頃)にわたり、単年度赤字が続いたことで流動負債が徐々に大きくなったことによるもので、特定の事象に起因するものではなく、公立病院として公共的な必要性から行わざるを得ない様々な医療を提供する中で経費が積み重なって生じたものであるとの回答を得た。

なお、県営の医療機関としては中央病院の他に石川県立こころの病院(以下、「こころの病院」という。)が存在しており、中央病院と同様に、こころの病院についても、昭和 60 年度に一般会計からの繰出金

の支出がなされなかったことに起因する運転資金の貸付けが2億円、平成4年度から7年度にかけて資金不足比率が10%を超えないなどの理由で合計2億9千万円を貸付している。こころの病院からも過去に返済の実績はない。

③ 債権の残高推移

監査対象は中央病院への貸付金であったが、こころの病院への貸付金も貸付理由や貸付条件、返済状況などが同じであり、以下、2病院の貸付金について記載する。(単位:千円)

貸付金	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
中央病院	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
こころの病院	490,000	490,000	490,000	490,000	490,000

④ 債権残高の明細

(単位:千円)

債務者	当初債権発生時期	当初債権額	R6年度末債権額		
			元金	利息	計
中央病院	S62年3月	450,000	450,000	—	450,000
	S63年3月	450,000	450,000	—	450,000
	H7年3月	100,000	100,000	—	100,000
	計		1,000,000	—	1,000,000
こころの病院	S61年3月	200,000	200,000	—	200,000
	H5年3月	100,000	100,000	—	100,000
	H6年3月	30,000	30,000	—	30,000
	H7年3月	100,000	100,000	—	100,000
	H8年3月	60,000	60,000	—	60,000
	計		490,000	—	490,000
合計			1,490,000	—	1,490,000

⑤ 不納欠損処理及び訴訟等の法的措置を執ったものの内訳(直近3年分)

該当なし。

⑥ 無利息貸付けについて

担当課からは病院運営の円滑化を図る目的の貸付であるため無利息としているとの回答を得ている。一方で、地方公営企業会計は独立採算が原則であり、一般会計から公営企業(病院事業会計)に対する貸付金の金利が無利息でよいのか検討を行った。

貸付金の利息に関連する地方公営企業法は以下のとおりである。

(経費の負担の原則)

第十七条の二 次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。

一 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費

二 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費

2 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。

(長期貸付け)

第十八条の二 地方公共団体は、第十七条の二第一項の規定によるもののほか、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に長期の貸付けをすることができる。

2 地方公営企業の特別会計は、前項の規定による長期の貸付けを受けた場合には、適正な利息を一般会計又は当該他の特別会計に支払わなければならない。

地方公営企業法第 18 条の 2 第 2 項より、本貸付金は、毎年、貸付期限を 1 年間延長し、決算期末には 1 年以内に返済期限が到来するものの実質的に長期の貸付けであるため適正な利息を一般会計に支払うべきではないかと考えられる。この点について担当課に質問したところ、本条項は地方公営企業法第 18 条の 2 第 1 項の貸付けを受けた場合を想定していると考えられ、地方公営企業法第 18 条の 2 第 1 項で「第 17 条の 2 第 1 項の規定によるもののほか」と記載されていることから、第 17 条の 2 第 1 項の規定による貸付金は適正な利息の支払いは強制されないとの見解であった。繰出金が支出されなかったことによる貸付金も資金不足比率を 10% 超にならないために行った貸付金も、どちらも「第 17 条の 2 第 1 項」の経費に該当するとの整理である。

地方公営企業法第 18 条の 2 第 2 項の適正な利息の支払いが、第 17 条の 2 第 1 項の経費に充てるための長期の貸付けであれば対象外と考えてよいのかの判断は自治体によって分かれているのが現状であるが、第 17 条の 2 第 1 項で「地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。」としていることから、負担することとなった長期の貸付けに追加で利息を求めるとは違和感があるとも考えられ、県の考えも否定できないものと考えられる。

その上で、第 17 条の 2 第 1 項の 1、2 に定める「経費」に繰出金が支出されなかったことによる貸付金と資金不足比率を 10% 超にしないなどのために行った貸付金が含まれるのかが論点となる。第 17 条の 2 で「次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるもの」と書いている通り、政令で定める繰出金として財源措置される対象を指していると考えられる。そのように考えると、繰出金が支出されなかったことによる貸付金は第 17 条の 2 第 1 項の対象経費といえるが、公立病院として、公共的な必要性から行わざるを得ない様々な医療(採算を踏まえると民間病院が実施しないもの)を実施する中で、経費が積み重なり資金不足比率 10% 超が見込まれたなどのために行われた貸付金は、第 17 条の 2 第 2 項「地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。」と定めている通り、各病院事業の経営に伴う収入を持って充てる経費であり、第 17 条の 2 第 1 項の対象経費ではないと考えられる。したがって、資金不足比率 10% 超を回避するための貸付金は地方公営企業法第 18 条の 2 第 2 項の適正な利息の支払いが必要な貸付金であると考えられる。ただ、公立病院として不採算医療を担い、繰出金では賄えない経費部分の貸付金に利息を取るとは赤字を増やすだけであり、独立採算とはいえ、病院運営の円滑化のために無利息が適正な利息であると整理することも理解できるものと判断した。

⑦ 資金不足額について

平成4年度から平成7年度までの中央病院会計及びこころの病院会計への貸付金は、資金不足比率が10%を超えることを回避するなどのために行われたものであった。そこで、令和5年度末時点の資金不足の状況を下記に示す(資金不足率の算出基礎となる資金不足額を記載)。令和5年度末は資金余剰の状態(△は資金の余剰を示している)である。また、現預金は中央病院で136億円、こころの病院で41億円保有していることから、仮に中央病院への貸付金10億円と、こころの病院への貸付金4.9億円を、各病院会計から県一般会計へ返済したとしても資金不足は生じないことが分かる。(単位:千円)

	流動負債①	流動負債控除 企業債等②	流動資産③	(③のうち 現金預金)	資金不足額 (①-②-③)
中央病院	7,887,080	2,629,590	19,940,039	13,629,461	△ 14,682,549
こころの病院	1,214,543	367,608	5,036,152	3,545,031	△ 4,189,217

また、中央病院の余剰資金は令和2年度からの新型コロナウイルス患者受け入れによる補償金が大きき要因と考えられ、当該補償金は新型コロナウイルス対応に使うべき資金であることから返済資金として利用はされなかった面もあるとのことである。令和6年度は両病院とも赤字であり、人件費の高騰や物価高を鑑みると運転資金が今後減少傾向にあると見込まれ、将来見通しが不安定で返済を求めない状況が続いているとの判断がなされている。

(2) 監査の結果及び意見

① 繰出金に関する貸付の精算(意見I-2)

貸付金のうち中央病院9億円、こころの病院2億円は昭和60年度の繰越金相当額の貸付金であり、一般会計が負担すべき性質のものであったと考えられる。実態に即した形への修正を検討すべきである。

貸付金のうち中央病院9億円、こころの病院2億円の合計11億円は、そもそも昭和60年度に県の財政難により一般会計から病院事業会計へ繰り出しが行えず、繰出金に相当する金額を昭和60年度から3年間で病院事業会計に貸付けたものであり、一般会計が負担すべき性質のものであったと言え、貸付金として病院事業会計から返済を受けるものではないと考えられる。したがって、実態に沿った形に修正を検討すべきである。具体的には、県から負担金として貸付金額と同額を病院事業会計に支出処理し、それをもって病院事業会計から県に貸付金を返還処理すること等の対応を検討するなどが考えられる。

② 資金不足比率を下げるためなどの貸付の実施(指摘I-3)

平成4年度から平成7年度に、中央病院及びこころの病院の各地方公営企業会計の資金不足比率を低くするなどのために行われた貸付3.9億円は、適切な対応と言えない。今後、資金不足等に陥った場合には、資金不足解消のための計画を策定・推進する等、適切な対応を行うべきである。

貸付金のうち中央病院1億円、こころの病院2.9億円の合計3.9億円は、平成4年度から平成7年度にかけて、各公営企業会計の資金不足比率を10%以内とするなどのために行われた貸付金である。資金不足比率が10%を超えると、病院事業債を発行するに際し総務大臣又は都道府県知事の許可が必要であり(地方財政法第5条の4第3項、地方財政法施行令第26条)、かつ地方債同意等基準(第

三 許可団体に係る許可基準)において「資金不足等解消計画」を策定することが求められる。これらの対応をすべきところ、一般会計から病院事業会計へ貸付を行い、適切な対応を行わなかった当時の対応は、不適切であったと言わざるを得ない。今後、病院事業会計だけでなく、全ての公営企業会計において資金不足額や資金不足比率等が一定水準を下回る見込みが試算される場合には、その状況を改善するための計画を策定し、適切な対応を行うよう留意頂きたい。なお、現状、仮に各病院が本貸付金を返済しても資金不足には陥らない。

③ 返済計画の作成(意見I-4)

各病院は、中期経営計画のもとで、担当課と協議の上、返済計画の作成を望む。

貸付金のうち繰出金の性質を有する貸付金は県が一般財源で支出処理すべきと考えるが、資金不足比率を低下させるための貸付金 3.9 億円については、病院事業会計から返済を受けるべき性質の貸付金である。現状、将来見通しが不安定であり、病院運営の円滑化を図るため何らの返済を受けていないが、将来の見通しが不安定な状況が払しょくすることを待ち続けると、さらに数十年の期間が経過しかねない。中央病院、こころの病院ともに中期経営計画(現状は「県立病院経営強化プラン(令和 6 年度から令和 9 年度までの 4 年間)」を適時作成していることから、中期経営計画のもとで、担当課と協議の上、返済計画の作成を望む。

そのうえで、担当課は、返済計画の合理性及び実行可能性を確認し、病院事業会計に対する貸付金の回収可能性に疑義がある場合には、一般会計等財務諸表の貸借対照表において徴収不能引当金の計上を行うべきである。

④ 返済期間延長理由の妥当性検討(意見I-5)

返済期限を延長しているが、延長理由が妥当なのか確認・検証している証跡がなかった。病院事業会計側から返済期間の延長を求める申請書類や期限延長に応じるかどうかの判断に必要な書類の提示を受け、期限延長理由の妥当性を検討した上で、期限延長に応じるか否かの意思決定を行うべきである。

一般会計から病院事業会計に対する貸付金は返還期日が 1 年に設定されているものの、これまで何らの返済もなされておらず、返済計画等も策定されていない。平成 25 年頃まで累積欠損金を有していたこと、平成 29 年度には中央病院で新病院建設を予定していたことから返済がなされていないとのことであるが、コロナウイルス感染症対応時には中央病院で単年度収支 10 億円前後のプラスが 3 年続いていることから、単年度収支が大きくプラスになった時期に一部でも返済を求めなかったことが適切な対応だったのか疑問がある。過去から病院事業会計側と返済に関して協議した議事録等は保存されておらず、どのような協議の末に、契約期間の延長に応じたのか記録として残っているものはない。今後は返済期間の延長を求める病院事業会計側から延長の理由を記載した申請書類や期限延長に応じるかどうかの判断に必要な書類の提示を受け、期限延長理由の妥当性を検討した上で、期限延長に応じるか否かの意思決定を行うべきである。

⑤ 債権管理簿の作成(指摘I-6)

県財規で定める債権管理簿が作成されていないため、作成すべきである。

担当課は、債権が長期間変動しておらず、簿冊において、当初の貸付契約書と期間延長の変更契

約書を保管するのみで債権管理としては十分と判断し、県財規第 249 条で定める債権管理簿を作成していなかった。県財規に従って債権管理簿を作成すべきである。

J. 県基金から県一般会計・特別会計や自治体への貸付金

県の基金から県の一般会計・特別会計や自治体への貸付金について、監査対象としたのは以下のとおりである。そのうち、No.3 の社会福祉事業振興基金からの貸付金は B.(b)の 2. のとじま水族館パノラマ大水槽整備資金貸付金であり p64 で検討している。No.4 の環境保全基金からの貸付金は G.(b)の 1. 県民エコステーション事業資金貸付金であり p122 で検討している。No.5 の育英基金からの貸付金は H.5. 育英資金貸付金であり p151 で検討している。本章では No.1 と No.2 の貸付金について検討する。

(単位:千円)

No.	監査対象の貸付金名称	貸付先	担当部局	R6 年度末債権残高
1	土地開発基金からの貸付金	土地取得特別会計	総務部	984,939
2	自治振興資金貸付基金からの貸付金	市町	総務部	5,292,440
3	社会福祉事業振興基金からの貸付金	(一財)石川県県民ふれあい公社	健康福祉部	326,051
4	環境保全基金からの貸付金	(公社)いしかわ環境パートナーシップ県民会議	生活環境部	(※) 180,000
5	育英基金からの貸付金	育英資金特別会計	教育委員会	104,190

※:オーバーナイトの契約のため年度末には残高はゼロである。記載している金額は令和 7 年 4 月 1 日の貸付金残高である。

1. 土地開発基金から土地取得特別会計への貸付金

(1) 債権の概要

① 概要

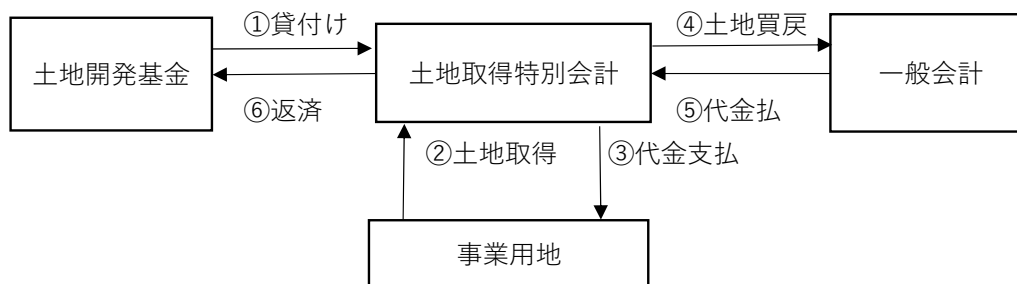
担当部局部課	総務部 管財課
債権の名称	土地開発基金から土地取得特別会計への貸付金
債務者(数)	土地取得特別会計
R6 年度末債権残高	984,939 千円(全額貸付金)
根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等	石川県土地開発基金条例
貸付条件	基金と特別会計は県の内部取引のため契約書は締結されていないが、以下の運用となっている。 貸付開始日:土地取得時に貸付け 貸付期間:設定なし 利率:無利息

無利息の理由	基金の目的に応じた資金の使い道であるため。
貸付の財源	土地開発基金(県一般会計)
債権管理システム	土地開発基金の「基金台帳(増減の動きを管理)」と「基金の状況(基金台帳に基づいて年間の増減を集計し、年度末の残高情報を把握)」(エクセル)で管理している。

② 貸付金の内容及び状況

本貸付金は土地開発基金の目的に基づく土地取得特別会計への貸付金である。土地開発基金の設置の目的は公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要のある土地をあらかじめ取得することにより、業務の円滑な執行を図るためであり、昭和44年に当時の自治省通達を受けて設置された。

基金の目的に合致して取得する必要のある土地が存在すると、以下の図で示す対応が行われる。まず、土地開発基金が土地取得特別会計へ資金を貸付け(下図①)、土地取得特別会計で公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要のある土地を取得する(下図②、③)。土地取得特別会計で取得した土地について、利用方針が確定したタイミングで一般会計に買い戻され(下図④)、当該買い戻し代金で土地取得特別会計から土地開発基金へ貸付金の返済が行われる(下図⑤、⑥)。



土地開発基金の貸付金残高は一般会計への買戻しが実施されていない土地簿価(S54年度とH15年度に購入した3つの土地)に相当する金額である。3つの土地のうち、1つ(山中用地)は土地取得特別会計で賃料収入があり、当該収入を貸付金の返済に充てている。

③ 債権の残高推移

(単位:千円)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
貸付金(前年度末+⑦-⑧)	1,008,560	1,002,530	996,502	990,477	984,939
新規貸付額(⑦)	—	—	—	—	—
回収額(⑧)(※1)	6,029	6,029	6,027	6,024	5,538

※1: 山中用地の有償貸付けから得られる賃料収入を原資に貸付金の返済を受けている。賃料に関しては石川県公有財産台帳価格(5年に1度改定される)を元に決定している。

④ 土地簿価(債権残高と一致)の明細(R6年度)

土地開発基金が土地取得特別会計へ貸付けている債権の残高は土地の簿価と一致しており、土地

の取得時期と貸付実行時期も一致していることから、現在の貸付金残高と紐づいている 3 つの土地及び令和 6 年 3 月末時点の利用状況を以下に示す。

土地名称	取得時期	土地の所管課	面積 (㎡)	購入先	利用状況
			土地簿価 (千円)		
大聖寺簡易グラウンド	S54 年 11 月	女性活躍 県民協働 課	7,028.92	白峯産業 清算人か ら購入	簡易グラウンドであり、敷地全て を加賀市に管理委託
			212,624		
山中用地	S54 年 12 月	管財課	12,013.00	社団法人 石川県地 域開発公 社(現存せ ず)から購 入	・多目的スポーツ広場敷地 (11,756.16 ㎡)に関しては加賀 市に有償貸与 ・道路消雪施設(246.72 ㎡)とし て県利用 ・通学路歩道(10.12 ㎡)として加 賀市に無償貸与
			389,318		
旧石川森林 管理署	H16 年 3 月	管財課	2,761.67	石川森林 管理署(林 野庁の出 先機関)か ら購入	・(一財)石川県県民ふれあい公 社に駐車場として無償貸与 (988.75 ㎡) ・金沢城出土品関連の収蔵施設 敷地として県利用(1,772.92 ㎡)
			382,996		
面積合計			21,803.59		
土地簿価合計			984,939		

遊休の土地はなく、全て利用されている状況である。そのうち、山中用地は県の簡易グラウンドとして利用されていたが加賀市で多目的スポーツ広場として活用し始めたことを受け、令和元年度から加賀市と県有財産有償貸付契約書を締結し、賃料収入を得ている。当該賃料収入を原資に基金へ貸付金の返済が行われており、賃料収入の会計処理を確認したところ、土地簿価を減額していた。そのため、土地簿価と貸付金残高は一致している。当該処理は、土地から得た収入分だけ土地簿価を減額することで、最終的に一般会計が買戻す土地価額を減らす対応であり、問題ないものと判断した。また、契約書の第 6 条において、県と加賀市で買取りを協議する旨の条項が付されており、将来的に当該土地を加賀市が買取る可能性があると言える。加賀市が買取るタイミングには一般会計への買戻しがなされると推察される。他の 2 つの土地については、一般会計への買戻しがどのようになされるのか、土地の利用方針など決定していない状況である。

⑤ 不納欠損処理及び訴訟等の法的措置を執ったものの内訳(直近 3 年分)

該当なし。

⑥ 貸付金の評価について

貸付金の評価に関しては、「財政のあらまし」で公表している一般会計等財務諸表が一般会計と特別

会計をまとめた財務諸表であるため、基金から特別会計への貸付金は相殺消去され、一般会計等財務諸表の開示上、貸付金は存在しておらず検討を省略する。

(2) 監査の結果及び意見

① 大聖寺簡易グラウンドの今後の方針検討と決定(意見 J-1)

大聖寺簡易グラウンドとして利用されている以上、現状のままでは外部への売却により一般会計への買戻しは想定しがたい状況である。県は本土地の今後の方針を検討し決定すべきである。

大聖寺簡易グラウンドは、取得から 50 年弱を経ている状況である。本土地は遊休地等を有効活用し暫定的にグラウンドとして利用しているとのことだが、長年大聖寺簡易グラウンドとして利用されている以上、現状のままでは外部への売却により一般会計への買戻しが行われることは想定しがたい状況である。

本土地は長きにわたって簡易グラウンドとして県民が利用し定着している状況と考えると、使用用途を変更し外部に売却することが現実的に可能なのか疑問がある。外部への売却が困難な場合、今後も何十年と土地取得特別会計で本土地を保有することになると言え、当該対応が適切とは考え難い。県は本土地の今後の方針(県保有のまま簡易グラウンドを継続、簡易グラウンドを廃止し外部へ売却、簡易グラウンドのまま加賀市に買取交渉を行うなど)を検討し、決定すべきである。

今後の方針の検討に当たっては、土地取得特別会計を所管する総務部管財課と大聖寺簡易グラウンドを所管する生活環境部女性活躍・県民協働課が連携し、簡易グラウンドの所在地であり管理委託先である加賀市も巻き込んで行う必要があると考える。検討の結果、県が保有する簡易グラウンドとして今後も継続して加賀市に管理委託するのであれば、当該方針を持って利用方法が確定したとして、一般会計への買戻しを行うべきである。

② 旧石川森林管理署の在り方検討(意見 J-2)

兼六園周辺エリアを今後どのように整備していくのかについて検討を行う際には、本土地の在り方も併せて検討し、県として利用方針が確定したら、一般会計で買戻す対応を行うべきである。

旧石川森林管理署は兼六園の近隣地であり、現状、県の外郭団体である一般財団法人石川県県民ふれあい公社に無償貸与して駐車場を運営している部分と、金沢城出土品関連の収蔵施設敷地として県が利用している部分で構成されている。本土地は利用方法(外部への売却)が確定しておらず、一般会計への買戻しがなされていない。兼六園の近隣地であるという特殊性から、安易に外部へ売却することは想定しがたい土地であると考えられ、売却での一般会計への買戻しは現実的ではないと思われる。そのような状況下では、他の土地同様に 50 年近く土地取得特別会計で保有したままになりかねない。

兼六園周辺エリアを今後どのように整備していくのかについて検討を行う際には、本土地の在り方も併せて検討し、外部への売却以外でも県として利用方針が確定したら、一般会計で買戻す対応を行うべきである。兼六園周辺エリアを今後どのように整備していくのかについては、本監査の対応として早急に行うというよりも、必要な時期に適切に行われることを期待するものである。

2. 自治振興資金貸付基金から市町への貸付金

(1) 債権の概要

① 概要

担当部局部課	総務部 市町支援課
債権の名称	自治振興資金貸付基金から市町への貸付金
債務者(数)	市町(18)
R6 年度末債権残高	5,292,440 千円(全額貸付金)
消滅時効	私債権 民法改正前 5年、私債権 民法改正後 5年
根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等	<ul style="list-style-type: none"> ・石川県自治振興資金貸付基金条例(以下、「振興条例」という。) ・石川県自治振興資金貸付基金条例施行規則(以下、「振興施行規則」という。)
貸付条件	<p>貸付の対象となる事業内容によって、元金均等年賦償還の貸付金と満期一括償還の貸付金が存在する。</p> <p>【元金均等年賦償還の貸付金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付期間:貸付けをした年度の翌年度から起算して11年以内(うち1年の据え置き期間を含む)(振興条例第6条第1項第2号) ・利率:地方債に係る財政融資資金の利率(振興条例第6条第1項第1号、振興施行規則第1条の5第2項、第3項)。ただし、過疎対策事業、辺地対策事業、離島振興事業(以下、「過疎対策事業等」という。)に対する貸付は地方債に係る財政融資資金の利率の3分の2を乗じて得た率(振興施行規則第1条の5第1項) ・延滞利息:延滞元利金につき年10%(振興条例第6条第1項第4号) ・定期償還期日:毎年3月20日(振興施行規則第6条) ・貸付限度額:基本的に2億円、知事が特に緊要と認める事業は制限なし(内規で年間貸付枠を設けている) ・担保、保証人、違約金:無 <p>【満期一括償還の貸付金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付期間以外は元金均等年賦償還と同じ ・貸付期間:貸付けをした年度の翌年度から起算して5年以内(振興条例第6条第2項第1号)
利率の理由	地方債を補完する性格から、地方債の利率を用いている。
貸付の財源	石川県自治振興資金貸付基金(県一般会計)
債権管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・担当課において、全ての貸付金について貸付時に償還年次表を作成し、個々の債権管理は償還年次表(紙)で行われている。 ・年度の貸付総額や償還総額に関しては、基金台帳(エクセル)で把握している。

② 貸付金の内容及び状況

本貸付金は自治振興資金貸付基金から基金の目的に基づいてなされている市町への貸付金である。市町における振興や福祉増進に資する事業の実施のための資金需要に県が対応するものであり、資金使途の対象範囲は広く設定されている。昭和 39 年の制度創設以来、毎年度、市町の要望を踏まえ貸付けを行っている。「一般」「過疎等」「特別」と 3 つの貸付区分が設定されており、それぞれ年間貸付限度額、貸付条件が決められている。利率は振興条例を読むと過疎対策事業等が優遇金利(通常の 3 分の 2 の利率)であり、資金がどのような事業に利用されるのかで判断するように読めるが、過疎対策事業等に該当するか否かは、市町(合併前の村なども考慮)が過疎または準過疎地域に指定されているか否かで判断する運用がなされているとのことであった。

③ 貸付に関する事務手続きについて

県は市町から提出される「事業計画書」で事業内容が条例で定めた事業に当てはまるのか、市町の事業完遂能力や償還能力などを検討し、貸付の可否を検討している。条例で定めた貸付条件で貸付けを行い、条件通りの返済がなされている。請求に関しては、10 日以上前に調定を行い、納入通知書は担当課から送付している。貸付の償還については、担当課が収納済通知書で確認し、担当課で管理台帳に入金額を入力している。

サンプルで 4 事業について、借入申込書、償還年次表、事業状況調、事業施行状況調、決済文書、決定通知を閲覧し、適用利率が正しいか、貸付先市町における資金の使途、決済日、通知内容を確認したところ、問題は発見されなかった。また、担当課によると、これまで遅延等が発生したことはないとのことであった。事務手続きにおいて問題は認識されなかった。

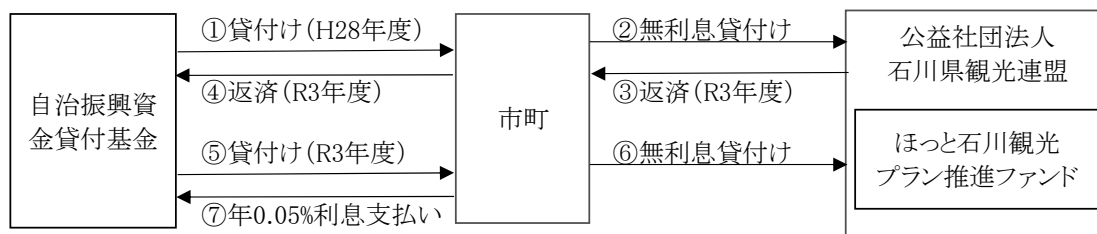
④ 債権の残高推移

(単位:千円)

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
貸付金(前年度末 +㉞+㉟-㊱-㊲)	5,314,020	5,492,410	5,476,870	5,389,470	5,292,440
(内訳)元金	5,314,020	5,492,410	5,476,870	5,389,470	5,292,440
利息	—	—	—	—	—
新規貸付額(㉞)	128,800	4,918,400	92,200	11,200	—
利息(㉟)	1,467	1,176	2,855	3,032	2,965
回収額(㊱)	108,467	4,741,186	110,595	101,632	99,995
不納欠損額(㊲)	—	—	—	—	—

令和 3 年度は新規貸付金及び回収額が他の年度よりも多額となっている。これは、平成 28 年度に県が公益社団法人石川県観光連盟内に「ほっと石川観光プラン推進ファンド」を組成した際、18 市町がファンドへの資金拠出に際し、自治振興資金貸付基金から資金を借り入れたことに起因している(下図①、②)。償還期限である令和 3 年度の時点でファンドの延長が決定したことから、基金から市町への貸付を延長する必要があるが、振興条例に貸付期間の延長に関する定めがないため、令和 3 年度に市町から基金へ満期一括償還され、再度同額の貸付けが行われている。令和 3 年度の資金の流れとしては、ファンドから市町が返済を受け(下図③)、当該返済資金を基金に返済し(下図④)、再度、新たに基金

から市町に貸付け(下図⑤)を行っている。なお、市町とファンドの貸付は無利息であるが、自治振興資金貸付基金から市町への貸付は振興条例に従った金利を徴収している(下図⑦)。



ファンド資金の貸付けは、振興条例第3条12号の「その他知事が特に緊要と認める事業」に該当し、年間貸付枠の制限がないため、多額の貸付金となっている。なお、ファンド解散時には、ファンドから市町に資金が返済されるとともに、市町から基金に返済されることになるため、満期一括償還の契約となっている。

⑤ 債権残高の明細

(単位:千円)

債務者	当初債権発生時期	当初債権額	R6 年度末債権額			左記のうち ファンド拠出分
			元金	利息	計	
金沢市	R3 年度	1,330,000	1,330,000	-	1,330,000	1,330,000
七尾市	R3 年度	420,000	420,000	-	420,000	420,000
小松市	R3 年度	445,000	445,000	-	445,000	445,000
輪島市	H27、R3 年度	307,000	285,400	-	285,400	280,000
珠洲市	R3 年度	155,000	155,000	-	155,000	155,000
加賀市	R3 年度	455,000	455,000	-	455,000	455,000
羽咋市	R3 年度	250,000	250,000	-	250,000	250,000
かほく市	R3 年度	105,000	105,000	-	105,000	105,000
白山市	H29～R4 年度	645,600	575,020	-	575,020	445,000
能美市	R3 年度	250,000	250,000	-	250,000	250,000
野々市市	R3 年度	135,000	135,000	-	135,000	135,000
川北町	R3 年度	95,000	95,000	-	95,000	95,000
津幡町	R3 年度	135,000	135,000	-	135,000	135,000
内灘町	R3 年度	75,000	75,000	-	75,000	75,000
宝達志水町	R3 年度	65,000	65,000	-	65,000	65,000
中能登町	H26～R4 年度	437,400	245,100	-	245,100	75,000
穴水町	H26～R4 年度	244,200	126,870	-	126,870	55,000
能登町	H29～R5 年度	161,300	145,050	-	145,050	110,000
合計		5,710,500	5,292,440	-	5,292,440	4,880,000

上記表のとおり、令和6年度末残高のうち9割超の金額である4,880,000千円が「ほっと石川観光プラン推進ファンド延長に伴う貸付事業」に関する貸付金である。

振興条例第 3 条では、貸付対象となるのは、「各事業に要する経費」と記載している。一般的な経費は損益計算書で費用計上されるようなものを指していると考えられるが、自治体では損益計算書がないこと、県の出納事務の手引によると「支出とは、県が処理すべき行政事務等に対して、それぞれ必要な経費を債権者に支払うこと」と記していることから、支出の原因となったものが経費であると捉えることができると判断した。また、振興条例や振興施行規則には経費を定義づける明確な記載がないことから、ファンドへの貸付は振興条例等に反したのではないと判断した。

⑥ 不納欠損処理及び訴訟等の法的措置を執ったものの内訳(直近 3 年分)

該当なし。

(2) 監査の結果及び意見

指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

K. 公営企業会計及び外郭団体が有する貸付金

地方公営企業会計及び連結対象となっている外郭団体が有している貸付金のうち、監査対象としたのは以下のとおりである。

No.	監査対象の貸付金名称	貸付元	貸付先	担当部局	R6 年度末債権残高(千円)
1	職員貸付金	県立中央病院事業会計	個人	健康福祉部	5,024

なお、外郭団体の決算書分析において、未収金計上されているが貸付金の性格に近いものとして ISICO の設備貸与事業等未収金が該当したが、ISICO での監査手続きの実施により指摘・意見が発見されなかったため、ISICO の決算書分析(p25～27)において、内容や状況に触れるに留め個別監査の対象としなかった。

1. 職員貸付金

(1) 債権の概要

① 概要

担当部局部課	中央病院管理局 総務課
債権の名称	職員貸付金
債務者(数)	個人(当初 238 人で R6 年度末 57 人)
R6 年度末債権残高	5,024 千円(全額貸付金)
消滅時効	私債権 民法改正前 10 年(改正前に発生した債権のみ)
根拠法令、条例、要綱及びマニュアル等	民法
貸付条件	H31 年 3 月に職員より提出された「納付方法確認書」の回答に記載された返済方法及び返済条件は以下のとおり。 返済方法: 給与天引きまたは納付書で納付 返済回数: 給料一括、賞与一括、給与分割、賞与分割、給与と賞与分割か

	ら選択し、最長 47 回 利率:無利息 遅延損害金:定めていない
無利息の理由	諸事情によって発生した職員に対する立替金であり、返済のみを目的とした貸付であるため利息を求めることは適当ではないと判断した。
貸付の財源	石川県立中央病院事業会計
債権管理の方法	県立病院総務課においてエクセルの一覧表により管理

② 貸付金の内容及び状況

中央病院では平成 26 年 1 月から平成 30 年 7 月までに支給された宿日直手当について、全額非課税扱いで各職員の所得税の計算を行っていたが、平成 30 年 8 月に金沢税務署が実施した税務調査で、一部課税の指摘を受けたため、徴収義務者である病院が各職員の源泉所得税の不足額 18,049 千円を平成 30 年 12 月に追加納付した。平成 30 年度は期の途中だったため年末調整で不足分を回収し、平成 26 から 29 年度の 4 年間分の対象者 238 名分の源泉所得税に関して、各職員が負担すべきものであるため、総額を職員への貸付金として計上したのが本貸付金である。

発生の経緯からも貸付契約書はなく、各債務者との債務金額や返済方法の合意は、平成 31 年 2 月に関係者へ提出を求めた「納付方法確認書(以下、確認書という。)」において行われている。この書類の回収率は約 90%であり、令和 6 年度末時点で 26 名とは返済に関して合意ができていない。確認書において納付書での一括納付を希望した者が 23 名存在していたが、当時納付書が作成されず、返済されないままとなっている。これに関して当時の担当者が退職等で不在のため、明確な理由はわからないとのことであった。書類の未回答者に対しても、その後確認書の提出を催促した記録がないため、確認書が未回収となっている理由は明確ではない。現担当者によると当時の担当者との間で行われた業務の引継ぎに際して、貸付金の回収に関する詳細な引き継ぎは行われておらず、給与天引きに関する実務的引き継ぎのみであったとのことである。事象発生時に貸付金回収計画等が作成された記録もなかった。

現在、確認書の原本は見当たらず、債権管理を行っているエクセル資料に入力されている回答欄の内容を信頼するしかない状況である。本貸付金の回収に関する病院と職員との関係を明らかにする確認書が見当たらない(廃棄されていると推察される)状況や納付書払いを希望した方に納付書を発行していないなど、平成 30 年度及び平成 31 年度当時の対応は極めてずさんと言わざるを得ない。

なお、給与天引きを希望した対象者は平成 31 年度から給与天引きを開始しており、確認書では納付回数を最高 47 回と設定していたことから、令和 4 年度末で給与天引きによる返済が完了した。給与天引きによる返済期限が完了したことを機に令和 5 年度に現担当者が残高調査を行い、納付書一括払希望者への納付書未発行、追徴課税された金額について平成 30 年の年末調整で二重払いとなっていた事実等が判明している。所得税の二重払いに関しては令和 5 年 11 月に還付請求を行い、令和 5 年 12 月に還付金 2,358 千円が入金され、貸付金の返済に充てられている。また、平成 30 年度当時の未回答者に関して、現担当者が令和 5 年度末に再度納付のお願いをしたところ、2 名が給与天引きにて分割返済に応じたので、現在返済中である。現在の債権の変動はそれのみとなっている。

その他、人別の債権内訳資料を閲覧したところ、債権残高の存在に疑問があるもの(2名 470円)、
 過大徴収(2名 19,900円)が見受けられた。

税負担の公平性の観点からも、完済されるべき貸付金であるといえ、令和6年度末現在で、未返済
 額の内訳は下記の通りで、所在不明者(住所不明、死亡のため相続人不明など)はゼロであるとのこ
 ことから、全債務者からの完済の可能性は高く、対象者の相続等が発生する前に、一日も早い対応が望ま
 れる。

区分	納付方法	人数(人)	債権残高(円)	コメント
在職者	給与天引	3	642,920	令和5年度の個別説明で給与天引きを 開始した2名を含む。
	納付書払	5	240,200	納付書を発行しておらず未回収。
	未回答	8	805,040	
在職者合計		16	1,688,160	
退職者	給与天引	7	261,431	退職により給与天引きできず残高がある 者5名と過大徴収2名である。
	納付書払	18	844,900	納付書を発行しておらず未回収。
	未回答	16	2,229,770	
退職者合計		41	3,336,101	
総計		57	5,024,261	

③ 債権の残高推移

(単位:千円)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
貸付金(前年度末-⑦)	9,245	8,166	7,773	5,237	5,024
回収額(⑧)	976	1,079	392	2,536	213

令和4年度まで分割返済がなされており、令和5年度は過去の調査において確認書未回答者でか
 つ在籍者である者へ個別に説明を行い回収した額となっている。令和6年度以降は令和5年度の個
 別説明で新たに分割返済を開始した者の返済額となっている。

④ 不納欠損処理及び訴訟等の法的措置を執ったものの内訳(直近3年分)

該当なし。

⑤ 貸付金の評価(中央病院での貸倒引当金の計上)について

令和6年度時点で貸倒引当金は計上されていない。

(2) 監査の結果及び意見

① 支払督促の実施(意見 K-1)

対象職員に対して、改めて病院が立て替えている源泉所得税額と返済方法を明示し、返済に関す
 る合意を書面で作成し、支払の催促を実施すべきである。

貸付金が発生した当初から、回収の対応に不備が多く、納付書一括払いを希望した債務者へ納付
 書を発送していない(令和6年度末残高で1,085千円)、納付方法確認書の未回答者に対して回答の
 催促が行われていない状況が現在まで続いている。未回答者へ催促がなされていないため、故意に未

回答なのか、回答忘れなのかも分からないまま放置されている。この発端が病院側の認識不足ということで、催促しにくい事情はあるとしても、回収作業が適切になされなかったことにより残高が存在していると考えられる。納税義務者は病院であるため、各々の対象者が滞納者として扱われていないが、本質的には滞納者を見過ごしている状況であり、税負担の公平の観点及び納付済みの職員との公平の観点から早急に対応すべきである。具体的には、対象職員に対して、改めて病院が立て替えている源泉所得税額と返済方法を明示し、返済に関する合意を書面で作成し、支払の催促を実施すべきである。

② 貸倒引当金の計上要否の検討(意見 K-2)

債務者への督促作業の中で、回収可能性に疑義があると想定される金額については貸倒引当金の計上を検討すべきである。

現状、本貸付金に対して貸倒引当金は計上されていないが、債務者への督促作業を再開するに際し、債務者の状況を鑑み回収可能性に疑義があると想定される金額については貸倒引当金の計上を検討すべきである。

例えば、居所不明や本人が死亡し相続人が不明・連絡が取れない場合などは回収可能性に疑義があると考えられるため、そのような債権に関しては全額を引当金計上することが想定される。支払拒否者に対する債権に貸倒引当金を計上するか否かについては、貸倒引当金という会計上の手当を行ったからといって債権が消滅するわけでも、請求を行えなくなるわけでもないため、切り離して考えるべきものである。したがって、支払拒否者についても回収可能性に疑義があるのであれば、当該金額について引当金計上することが考えられる。

L. その他の貸付金

(1) 開示資料の整合性検討

個別の監査対象となっていない貸付金についても、県が HP で公表している令和 5 年度末「財産に関する調書」「3 債権」と、財務諸表の作成根拠となっている「貸付金明細」との整合性を検証した。その結果、「財産に関する調書」を修正すべき貸付金が発見された。

(2) 監査の結果及び意見

① 財産に関する調書と貸付金明細の不整合(指摘 L-1、2、3)

「財産に関する調書」と財務諸表の作成根拠となっている「貸付金明細」が整合していないため、正しい金額に修正すべきである。

介護福祉士等修学資金貸付金と新繊維工業構造改善事業資金貸付金は、「財産に関する調書」の貸付金の入力に際し、貸付金のうち調定され収入未済額に振替えた額を含まないのに対し、過去の増減の入力に際し、収入未済額への振替分を減額として集計していなかったことにより差が生じている。「財産に関する調書」において当年度末残高が正しい残高になるよう、増減欄で修正調整をすべきである。

国民年金特例給付資金は、「財産に関する調書」の入力は誤っていなかったが、「貸付金明細」の入力を誤っていた。「貸付金明細」の合計金額は財務書類の貸付金と一致していることから、財務書類の貸付金が当該金額分過大計上になっていたと言える。今後は「貸付金明細」の入力を正確に行うべき

である。なお、今後同様の入力ミスがないよう、「財産に関する調書」の年度末現在高と「貸付金明細」の差引残高が整合しているのか確認すべきである。

指摘の記載は1つであるが、措置対応を行う課が貸付金によって異なるため、課別に指摘No.を付す。

なお、災害援護資金についても、下表のとおり「財産に関する調書」と「貸付金明細」に差があるが、当該差は「財産に関する調書」の残高が出納整理期間を考慮しない3月31日の残高を表しているのに対し、「貸付金明細」は出納整理期間の収入支出を考慮していることによるものであった。具体的には、貸付金の増減が出納整理期間で生じる場合を考えると、貸付金の減少は貸付金の償還金を受け取ったことによる収入ではなく、請求期限が到来したことによる調定による減(収入未済額への振替)等であることから、出納整理期間に収入の影響を受けない(収入未済額は影響を受けるが、貸付金に収入未済額は含まれないため影響を受けない)。一方、貸付金の増は支出を表していることから、出納整理期間に前年度の予算(支出負担行為は前年度)であり、支出が出納整理期間になされると「財産に関する調書」では貸付金残高にならないのに対し、「貸付金明細」すなわち財務書類では貸付金が計上されることとなる。災害援護資金はまさに令和5年度の予算に対して実際の支出が令和6年5月に行われており、両者の書類にあって然るべき差が生じている。

<令和5年度末の財産に関する調書と貸付金明細に差異があるもの> (単位:千円)

指摘No.	貸付金の名称	担当部局・部課	財産に関する調書⑦	貸付金明細(財務書類)			差異の発生理由
				現在高	収入未済額	差引残高⑧	
L-1	介護福祉士等修学資金貸付金	健康福祉部 厚生政策課	6,998	6,998	630	6,368	過去に収入未済額の減額入力漏れ
L-2	新繊維工業構造改善事業資金貸付金	商工労働部 経営支援課	38,172	38,172	38,172	—	
L-3	国民年金特例給付資金	健康福祉部 地域医療政策課	—	347	—	347	「貸付金明細」の入力誤り
該当なし	災害援護資金	危機管理部 危機対策課	—	1,500	—	1,500	出納整理期間の影響であり問題なし

※:⑦と⑧の金額は出納整理期間の調整項目がなければ基本的に一致する。

第六. 過年度包括外部監査結果に対する措置対応

個別監査対象の貸付金となっていない貸付金に係る過年度の包括外部監査の指摘・意見に対する措置対応を以下に記載する。

1. 奨学資金制度の見直しの必要性(平成 14 年度包括外部監査報告書 p12 掲載)

区分	貸付金名称	担当部局
意見	理学療法士等修学資金貸付金	健康福祉部
指摘・意見の内容		
H8 年度以降 4 年間新規貸与者がなかったこと、H12 年度、H13 年度は計画を下回ったこと、H14 年度は計画を上回る希望者が存在し選考を行ったことから、理学療法士、作業療法士の需要数は各施設の現況による数であることを考慮すれば、希望者が存在する年度は計画を上回った年度の不足数を充足する貸付が好ましいと考えられる。		
当時の措置対応		その後の状況及び現況
今後の申請者数等を踏まえて検討することとした。		卒業者の大半が返還しており、返還免除対象施設への就職誘導効果が薄いことや、免除対象施設の法定人員基準が充足していること、七尾市に養成施設が開設され、能登地区の理学療法士、及び業療法士の増加が見込まれることなどから、H17 年度に新規貸付を停止し、H19 年度に終了した。

(措置状況に対する監査人の見解)

検討の結果、制度が終了している状況であるが、「貸付金明細」には理学療法士等修学資金貸付金 90,037 円(1 名分)が計上され続けている。担当課によると平成 21 年 4 月から返済が滞っており時効の期限が到来している。

(監査の結果及び意見)

① 私債権の管理に関する条例等の策定(意見 M-1(総括意見 1))

回収可能性が低い債権は適時債権放棄が行えるよう、私債権の管理に関する条例等の策定を検討すべきである。

理学療法士等修学資金貸付金の残高 90,037 円で 1 名に対する貸付金が今も残っている。債権の実在性について債務者と揉めた経緯があり、請求も行っておらず 10 年以上入金もない状態である。債権放棄による不納欠損処理を行うべきと考えられるが、県は法的措置等をした上でないと債権放棄を行っておらず、債権残高から考えて訴訟等を行うのは費用対効果が合わないことから、何らの対応も行われずに現在に至っている。回収可能性が低い債権は適時債権放棄が行えるよう、債権管理の条例を設けることが望まれる。

2. 個別の貸付金額の判断基準(平成 23 年度包括外部監査報告書 p59 掲載)

区分	貸付金名称	担当部局
意見	森林組合等事業活性化促進資金貸付金	農林水産部
指摘・意見の内容		
要領には、貸付金総額の上限について定めているものの、個別の貸付金額の判断基準に関する明		

文規定がない。制度の運用を適正かつ円滑に行うために、要領に個別の貸付金額の算定方法についての基準を明記すべきと考える。	
当時の措置対応	その後の状況及び現状
この資金は造林事業における運転資金を貸付ける趣旨の資金であることから、造林事業資金計画を提出させることにより、貸付の必要額を算定する要領に改正した。	左記措置対応を継続しているが、R5 から R7 年度は要望がなかったため、予算措置していない。

(措置状況に対する監査人の見解)

森林組合等事業活性化促進資金貸付金貸付要領の新旧対照表を閲覧し、要領の変更箇所を確認した。貸付金は造林事業の施行者の運転資金を貸与するものであり、借入要望書に造林事業資金計画書を添付し、当該計画書を審査した上で予算の範囲内で貸付けるものと変更していることを確認した。措置対応に記載された要領見直しは適切になされていることを確認した。

3. 金沢森林組合への貸付けについて(平成 23 年度包括外部監査報告書 p59 掲載)

区分	貸付金名称	担当部局
意見	森林組合等事業活性化促進資金貸付金	農林水産部
指摘・意見の内容		
期中資金繰り用として貸付がなされているが、金沢森林組合の財務内容から、資金繰りに必要な範囲などを明確にする必要がある。		
当時の措置対応	その後の状況及び現状	
この資金は造林事業における運転資金を貸付ける趣旨の資金であることから、造林事業資金計画を提出させることにより、貸付の必要額を算定する要領に改正した。	左記措置対応を継続しているが、R5 から R7 年度は要望がなかったため、予算措置していない。	

(措置状況に対する監査人の見解)

森林組合等事業活性化促進資金貸付金貸付要領の改定により、造林事業資金計画の作成及び県による審査を経て、予算の範囲内で貸付けを行うよう見直されていることを確認した。措置対応は適切になされていると判断した。なお、金沢森林組合など、森林組合等から期中の資金繰り用としての貸付けはなされていないとの回答を得た。

4. 新規就業者に対する融資制度(平成 23 年度包括外部監査報告書 p110 掲載)

区分	貸付金名称	担当部局/外郭団体
意見	就農研修資金貸付制度	農林水産部/公益財団法人いしかわ農業総合支援機構(旧公益財団法人いしかわ農業人材機構)
指摘・意見の内容		
貸付審査時に申請額の内容について十分な精査が行われていたとは言い難く、申請額どおりの貸付けがなされていた。今後は、貸付基準を見直すとともに、貸付対象事業費を審査すべきである。		

当時の措置対応	その後の状況及び現状
「就農支援資金貸付基準」を見直した上で、貸付対象事業費の精査を行い、より適切な貸付決定を行うこととした。	原則として申請どおりの貸付けを認めていた就農支援資金貸付基準を改正(H24年4月1日)し、貸付対象事業費の精査を行い、より適切な貸付決定を行うこととした。ただし、H23年度以降に融資の実績はなく、H26年度から新制度(公庫が実施する青年等就農資金)が開始されたことにより事業が終了している。

(措置状況に対する監査人の見解)

貸付事業が終了している。本貸付金の残高が公益財団法人いしかわ農業総合支援機構で 2,153 千円計上されており、現地往査により毎年少額ではあるが回収されていることが確認できた。

同趣旨の貸付金を継続しているのは外部の組織である(県及び県が管理している組織ではない)ことから、本意見に対する措置対応の検証は行わない。

5. 石川県就農者育成資金貸付金制度(平成 23 年度包括外部監査報告書 p111 掲載)

区分	貸付金名称	担当部局/外郭団体
意見	就農者育成資金貸付制度	農林水産部/公益財団法人いしかわ農業総合支援機構 (旧公益財団法人いしかわ農業人材機構)
指摘・意見の内容		
国の就農研修資金貸付制度に追加して、県では石川県就農者育成資金貸付金制度もあり、認定就農者は月 10 万円の無利子貸付けを受けることが可能であることから、今の制度の運用状況であり、過大な貸付制度と言える。		
当時の措置対応	その後の状況及び現状	
「就農者育成資金貸付基準」を見直した上で、貸付対象事業費の精査を行い、より適切な貸付決定を行うこととした。	原則として申請どおりの貸付けを認めていた就農者育成資金貸付基準を改正(H24年4月1日)し、貸付対象事業費の精査を行うことにより、過大にならない適切な貸付決定を行うこととした。ただし、H21 年度以降に融資の実績はなく、H26 年度頃には事業が終了している。	

(措置状況に対する監査人の見解)

貸付事業が終了しており、本貸付金の残高も全て回収されている。同趣旨の貸付金を継続しているのは外部の組織である(県及び県が管理している組織ではない)ことから、本意見に対する措置対応の検証は行わない。

第七. 最後に

今年の前年度の包括外部監査で課題があるのではないかと感じた貸付金及び債務保証・損失補償をテーマとした。

監査を実施し、定型的に行われる支出負担行為、支出命令、徴収や収納業務について課題は発見されなかった。非定型的な延滞債権の管理については、一部債権について、時効を意識した管理を求めた(意見 H-11、H-16)。また、時効期間を経過した貸付金や、債務者との関係等で請求を行っていない貸付金(収入未済額含む)については、私債権の管理に関する条例等の策定検討を求めた(総括意見 1)。時効援用がないために形式的に残っている債権や、費用対効果等を考慮してあえて請求を行わないと判断した債権につき、適切な処理を速やかに可能にするための措置である。その他、法的措置を経て全額回収された農業改良資金貸付金について、回収に至る過程に含まれた問題を検討し、複数の指摘や意見を付した(指摘・意見 H-26 から H-33)。時効期間や時効更新事由等の法的知識のみでなく、自己破産に関する事実確認や時効更新のための証拠収集、資力の調査、相続の調査等、確実な債権管理・回収のための実務的な視点についても意見を述べている。論点も多いが、債権管理一般に通じる重要な要素が多数含まれているため、債権管理・回収の担当職員にはぜひ一読いただきたい。

オーバーナイトの貸付金や債務保証・損失補償に関する検討からは隠れ債務(決算書上現れない県の財政負担)が存在しないことが確認できた。オーバーナイトの貸付金は主に外郭団体のファンド資金であり、当該ファンドは外郭団体で県債として運用されており、過去の県と外郭団体とのやり取りを見る限り、金利上昇により生じている債券の含み損が実現する可能性は極めて低いといえる。また、オーバーナイトの貸付金で外郭団体等を介して外部へ貸付けているものも存在したが(中小企業設備導入支援事業資金貸付金(p40)、機械金属工業新構造改善事業資金貸付金(p171)、社会福祉事業振興資金貸付金(p144))、それらの貸付金の最終債務者(外郭団体等が貸付けている先)に延滞等は発生しておらず、現時点で回収可能性に疑義が生じるものはなかった。債務保証・損失補償については、債務保証は存在せず、損失補償は ISICO における設備投資のための金融機関からの借入金、林業公社の分収林及び造林事業に関する日本政策金融公庫からの借入金、県が社会福祉協議会に委託している社会福祉事業振興資金貸付事業の3つであった。林業公社の分収林及び造林事業については現時点の収支見通しで損失補償の可能性はないと判断しているが、立木の伐採まで50年を要する(令和57年までに伐採が終了予定)ことから、適時収支見通しが適切か検討することを求めた(意見 C-1)。

会計面では「財産に関する調書」と「財政のあらまし」間で金額が整合していないものが複数の貸付金で発見された。また、徴収不能引当金の計上を行うべき貸付金(指摘 C-7)や、引当金の計上に関して県として一定の方針を設けるように意見した(総括意見 5)。なお、会計面を監査する上で「財政のあらまし」の作成作業に課題の存在が伺えたが、報告書に記載するまでの検討を行えなかったため、県側で「財政のあらまし」の作成作業に関して外部識者による助言を求めるよう検討されたい。

今年度が3年目の監査最終年度となります。私の監査によって、県及び外郭団体等の事務作業等が少しでもよりよく変化してくれると嬉しく思います。最後に監査に協力して頂いた皆様にお礼申し上げます。3年間ありがとうございました。

令和8年3月発行

石川県包括外部監査報告書

発行 〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部総務課 電話番号 076(225)1231

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/soumu/index.html>

石川県監査委員事務局 電話番号 076(225)1863

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kansa/index.html>

紙にリサイクル可